写

# 平成２７年 第１回

# 本別町議会定例会会議録

自　平成２７年　３月　３日
至　平成２７年　３月２０日

本 別 町 議 会

# 平成２７年本別町議会第１回定例会会議録（第１号）

平成２７年３月３日（火曜日）　午前１０時００分開議

---

**○議事日程**

| | | |
|---|---|---|
| 日程第　１ | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第　２ | | 議会運営委員長報告 |
| 日程第　３ | | 会期決定の件 |
| 日程第　４ | | 諸般の報告 |
| 日程第　５ | | 行政報告 |
| 日程第　６ | 議案第　３号 | 平成２６年度本別町一般会計補正予算（第１９回）について |
| 日程第　７ | 議案第　４号 | 平成２６年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第３回）について |
| 日程第　８ | 議案第　５号 | 平成２６年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３回）について |
| 日程第　９ | 議案第　６号 | 平成２６年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第５回）について |
| 日程第１０ | 議案第　７号 | 平成２６年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第８回）について |
| 日程第１１ | 議案第　８号 | 平成２６年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第３回）について |
| 日程第１２ | 議案第　９号 | 平成２６年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第４回）について |
| 日程第１３ | 議案第１０号 | 平成２６年度本別町水道事業会計補正予算（第２回）について |
| 日程第１４ | 議案第１１号 | 平成２６年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第４回）について |
| 日程第１５ | | 平成２７年度町政執行方針・教育行政執行方針 |

---

**○会議に付した事件**

| | | |
|---|---|---|
| 日程第　１ | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第　２ | | 議会運営委員長報告 |
| 日程第　３ | | 会期決定の件 |
| 日程第　４ | | 諸般の報告 |
| 日程第　５ | | 行政報告 |
| 日程第　６ | 議案第　３号 | 平成２６年度本別町一般会計補正予算（第１９回）に |

ついて

日程第　７　議案第　４号　平成２６年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第３回）について

日程第　８　議案第　５号　平成２６年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３回）について

日程第　９　議案第　６号　平成２６年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第５回）について

日程第１０　議案第　７号　平成２６年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第８回）について

日程第１１　議案第　８号　平成２６年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第３回）について

日程第１２　議案第　９号　平成２６年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第４回）について

日程第１３　議案第１０号　平成２６年度本別町水道事業会計補正予算（第２回）について

日程第１４　議案第１１号　平成２６年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第４回）について

日程第１５　平成２７年度町政執行方針・教育行政執行方針

---

**○出席議員（１２名）**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 議長 | １２番 | 方川一郎君 | 副議長 | １１番 | 林　武君 |
| | １番 | 矢部隆之君 | | ２番 | 藤田直美君 |
| | ３番 | 篠原義彦君 | | ４番 | 大住啓一君 |
| | ５番 | 山西二三夫君 | | ６番 | 黒山久男君 |
| | ７番 | 小笠原良美君 | | ８番 | 方川英一君 |
| | ９番 | 高橋利勝君 | | １０番 | 阿保静夫君 |

---

**○欠席議員（０名）**

---

**○説明のため出席した者の職氏名**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 髙橋正夫君 | 副町長 | 砂原　勝君 |
| 会計管理者 | 黒田　匡君 | 総務課長 | 大和田　収君 |
| 農林課長 | 工藤　朗君 | 保健福祉課長 | 吉井勝彦君 |
| 住民課長 | 千葉輝男君 | 子ども未来課長 | 井上松子君 |
| 建設水道課長 | 能祖　豊君 | 企画振興課長 | 川本秀二君 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 老人ホーム所長 | 岩城幸宏君 | 国保病院事務長 | 毛利俊夫君 |
| 総務課長補佐 | 三品正哉君 | 建設水道課長補佐 | 高橋優君 |
| 教育委員長 | 水谷令子君 | 教育長 | 中野博文君 |
| 教育次長 | 佐々木基裕君 | 社会教育課長 | 安藤修一君 |
| 農委事務局長 | 山本光明君 | 代表監査委員 | 畑山一洋君 |
| 選管事務局長 | 大和田収君 | | |

---

**○職務のため議場に出席した者の職氏名**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 鷲巣正樹君 | 総務担当主査 | 松本恵君 |
| 総務担当主任 | 塚谷直人君 | | |

**○議長（方川一郎君）**　開会前に、町広報取材のため写真撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

開会宣告（午前１０時００分）

---

**◎開会宣告**

**○議長（方川一郎君）**　ただいまから、平成２７年第１回本別町議会定例会を開会いたします。

---

**◎開議宣告**

**○議長（方川一郎君）**　これから、本日の会議を開きます。

---

**◎日程第１　会議録署名議員の指名**

**○議長（方川一郎君）**　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、小笠原良美君、大住啓一君及び篠原義彦君を指名します。

---

**日程第２　議会運営委員長報告**

**○議長（方川一郎君）**　日程第２　議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長小笠原良美君、御登壇ください。

**○議会運営委員長（小笠原良美君）**〔登壇〕　報告いたします。

平成２６年１２月１１日、第４回定例会において閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項。

まず、会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日、３月３日から３月２３日までの２１日間とするよう予定をいたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は、３月５日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、陳情文書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに、４件の提出がありました。

農業委員会等の見直しに関する陳情書、商工会に対する平成２７年度市町村補助金についての要望に関する陳情、農協関係法制度の見直しに関する陳情書、日本国憲法の尊重・擁護に関する陳情。

以上、４件については、議会運営基準１３９運用例５によることとし、後刻、回覧に供することといたします。

次に、意見書の取り扱いについて申し上げます。

外形標準課税の適用拡大に関する意見書。

以上、１件については、議会運営基準１３９運用例６によることとし、議会運営委員会発議にて最終日の本会議で審議する取り運びを予定いたしました。

次に、提出議案の取り扱いについて申し上げます。

提出議案中、議案第２２号平成２７年度本別町一般会計予算について、ないし、案第３０号平成２７年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上、９件の議案については、議長を除く１１名の委員で構成する、平成２７年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査する取り運びを予定いたしました。

以上報告といたします。

**○議長（方川一郎君）**　これで、報告済みといたします。

---

**◎日程第３　会期決定の件**

**○議長（方川一郎君）**　日程第３　会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、３月３日から３月２３日までの２１日間とすることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日、３月３日から３月２３日までの２１日間とすることに決定いたしました。

---

**◎休会の議決**

**○議長（方川一郎君）**　お諮りします。

議事の都合により、３月４日から９日、１３日から１９日、２１日から２２日の計１５日間を休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、３月４日から９日、１３日から１９日、２１日から２２日の計１５日間は休会とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩宣告（午前１０時０５分）

再開宣告（午前１０時０７分）

**○議長（方川一郎君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

## ◎日程第４　諸般の報告

**○議長（方川一郎君）**　日程第４　諸般の報告を行います。

報告第２号専決処分報告、平成２６年度本別町一般会計補正予算（第１８回）について報告を求めます。

大和田総務課長。

**○総務課長（大和田収君）**　報告第２号専決処分報告。平成２６年度本別町一般会計補正予算（第１８回）について、地方自治法第１８０条第１項の規定により、専決処分しましたので、同条第２項の規定により報告いたします。

予算書の１ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５４万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６８億４,０１８万円とする内容であります。

３ページ、４ページをお願いいたします。

１、歳入でありますが、１７款１項１目寄付金１節総務費寄付金４４万円の増額補正は、個性あるふるさとづくり基金として、本別町南４丁目にお住まいの○○○○様から１０万円、そのほか道外の方から３４件、３４万円の指定寄付金であります。

なお、皆様のお名前、住所、寄付金額の照会は割愛をさせていただきます。

次の２節民生費寄付金１０万円の補正は、本別町西勇足にお住まいの○○○○○様からの指定寄付金でございます。

次の歳出でありますが、２款総務費１項総務管理費１４目基金費２５節積立金４４万円の補正は、寄付者の意向により、基金への積み立てに充てるものでございます。

次の３款民生費２項老人福祉費２目養護老人福祉施設費１８節備品購入費１０万円の補正は、寄付者の意向により、養護老人ホーム用として冷蔵庫１台を購入するものであります。

以上、簡単ではありますが専決処分報告とさせていただきます。

**○議長（方川一郎君）**　これで、報告済みとします。

次に、監査委員から、平成２７年１月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承を願います。

これで、報告済みといたします。

次に、平成２６年度学校林現況報告が町長から提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、所管事務調査結果報告書が、総務、産業厚生の各常任委員長から提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、池北三町行政事務組合議会の平成２６年第４回定例会以降における主な審議

内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の平成２６年第４回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、十勝環境複合事務組合議会の平成２６年第４回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、議長の動静について。

平成２６年第４回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

**◎日程第５　行政報告**

**○議長（方川一郎君）**　日程第５　行政報告を行います。

髙橋町長、御登壇ください。

**○町長（髙橋正夫君）**〔登壇〕

平成２６年度各会計の予算執行状況について報告をいたします。

１月末現在の一般会計の執行状況につきましては、歳入が予算額７０億９，１４０万７，０００円に対し、収入済額５２億９，２１９万３，０００円で、７４．６パーセントの執行率となっております。歳出は、支出済額４９億６，３４６万４，０００円で、７０．０パーセントの執行率となっております。

次に地方交付税の状況でありますが、普通交付税は前年度比３．８パーセント、額にして１億１，５６４万９，０００円減の２８億９，３５９万８，０００円になる見込みであります。

交付税財源の不足分を地方が直接借り入れをしております臨時財政対策債は、前年度比７．２パーセント、１，８７２万６，０００円減の２億４，１４３万７，０００円で、普通交付税を加えた総額では前年度を４．１パーセント下回る結果となっております。

特別交付税につきましては、現時点では未確定でありますが、現予算では３０．５パーセント減の２億４，９４３万６，０００円を見込んでいるところであります。

次に、国民健康保険特別会計でありますが、歳入が予算額１３億３，７８０万６，０００円に対し、収入済額９億８，８８０万７，０００円で、７３．９パーセントの執行率で、国保税の収納率は現年度が９４．０パーセント、滞納繰越金分が１３．７パーセントとなっております。

歳出は、支出済額８億９，３８８万８，０００円で、６６．８パーセントの執行率となっております。

歳出総額の７３．０パーセントを占めます保険給付費と後期高齢者支援金はそれぞれ７３．４パーセントと７５．３パーセントの執行率となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計でありますが、歳入が予算額１億２，５０８万円に対し、収入済額１億円で、７９．９パーセントの執行率となっております。

歳出は、支出済額９，６５２万１，０００円で、７７．２パーセントの執行率となっております。

次に、介護保険事業特別会計でありますが、歳入が予算額８億９，１２９万１，０００円に対し、収入済額６億５，２７１万円で、７３．２パーセントの執行率となっております。

このうち、介護保険料につきましては、調定額１億３，５６６万２，０００円に対し、収納額が１億１，１８２万７，０００円で、８２．４パーセントの収納率となっております。

歳出は、支出済額６億８，６８１万７，０００円で、７７．１パーセントの執行率となっており、このうち、保険給付費については６億２，８８５万６，０００円で、支出済額の９１．６パーセントとなっております。

次に、介護サービス事業特別会計でありますが、歳入が予算額２億７，２５５万６，０００円に対し、収入済額１億７，６４７万円で、６４．７パーセントの執行率で、サービス収入の収納率は、９９．９パーセントとなっております。

歳出は、支出済額２億１，５０４万３，０００円で、７８．９パーセントの執行率となっております。

次に、簡易水道特別会計でありますが、歳入が予算額１億４０３万５，０００円に対し、収入済額４，４７７万４，０００円で、４３．０パーセントの執行率となっております。

歳出は、支出済額５，９０３万円で、５６．７パーセントの執行率となっております。

次に、公共下水道特別会計でありますが、歳入が予算額５億４，０２６万１，０００円に対し、収入済額２億３，０７３万９，０００円で、４２．７パーセントの執行率となっております。

歳出は、支出済額２億７，３５７万９，０００円で、５０．６パーセントの執行率となっております。

次に、水道事業会計の決算見込みについて報告をいたします。

収益的収入及び支出につきましては、収入見込額は１億６，２０９万７，０００円で、支出見込額は１億６，２０９万７，０００円となる見込みであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入見込額が７，８２６万１，０００円、支出見込額は１億２，１１８万６，０００円で、不足額４，２９２万５，０００円は過年度分損益勘定留保資金等で補填する予定にしております。

次に、病院事業会計決算見込みについて報告をいたします。

まず、患者数の動向でありますが、平成２７年１月末現在の延べ患者数は、入院患者１万４，６５６人、前年同期比８５６人、５．５パーセント減、外来患者は４万４，３８５人、前年同期比２，１７０人、４．７パーセント減となっております。

次に、収益的収入及び支出につきましては、収入見込み額は１２億５，４８３万２，０００円、支出見込み額は１４億１，８９８万１，０００円となる見込みで、収益から費用を差し引きました１億６，４１４万９，０００円が純損失となる見込みであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入見込み額が７，３７９万６，０００円、支出見込み額が１億３８９万４，０００円で、不足額３，００９万８，０００円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填する予定にしております。

以上、平成２６年度各会計の予算執行状況及び企業会計決算見込みの報告とさせていただきます。

次に、第６期銀河福祉タウン計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画及び第５期障がい者保健福祉計画・第４期障がい福祉計画策定について報告をいたします。

両計画につきましては､どちらも３年ごとに見直しを行うこととなっておりまして、平成２７年度から平成２９年度までの高齢者や障がいのある方の保健福祉施策の事業計画であり、この計画に基づきまして、これまでも多くの町民の皆様の協力をいただきながら福祉でまちづくりを着実に進めているところであります。

銀河福祉タウン計画は老人福祉法及び介護保険法に基づく計画であり、本町が新たに取り組むべき高齢者保健福祉施策や介護保険事業を総合的に展開する計画を策定するため、平成２６年３月から、民生委員や自治会の皆様に御協力をいただき高齢者日常生活圏域ニーズ調査による高齢者の実態把握や介護サービス給付分析等を行ってきたところであります。

また、第５期障がい者保健福祉計画・第４期障がい福祉計画は、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づく計画であり、この間、計画の策定に向けて、アンケート調査や障がい者福祉団体との意見交換、さらに聞き取り調査の実施など作業を進めてきたところであります。

両計画は、健康長寿のまちづくり会議事業評価部会において、３年間に取り組んできた１５０の事務事業に対し進捗状況や成果などの事業評価をいただき、今後の方向性についての意見もいただいているところであります。

今回の第６期銀河福祉タウン計画は、団塊の世代が７５歳以上になり、介護を必要とする人が増加する平成３７年を見据えた計画でありまして、基本理念は、本別ならではの町民力を結集し、町ぐるみの支えあいの仕組み作りとし、四つの基本目標を掲げ、これまで以上に町民力や地域力を生かしながら、元気な高齢者が社会参加しやすいまちづくりを目指しています。

主な施策としては、基本目標の一つであります本別ならではの住まいの場を確保するため、特別養護老人ホームの整備や勇足、仙美里での高齢者向け共同生活住宅の整

備、住まいに関する相談体制の整備を進めてまいります。

空き家の有効活用につきましては、国の低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業を活用しながら、空き家対策、買い物困難者支援、除排雪対策と合せて、本別にふさわしい総合的な住まいと生活支援のあり方について、本別町高齢者等住まい・生活支援検討委員会におきまして、平成２７年度も引き続き検討を進め、これら生活関連課題に関する一定の方向性を見出すとともに、住み慣れた本別で安心して暮らせる体制の整備に努めてまいります。

また、認知症を支える体制の整備に努めるとともに、安定した介護保険サービスを提供するため、介護人材の確保対策として、民間福祉施設事業所に対して新たに介護人材の資格取得研修等にかかわる支援を行ってまいります。

また、第５期障がい者保健福祉計画・第４期障がい福祉計画の基本理念は、誰もが人格と個性を尊重し、いきいきと地域で暮らせることのできる自立と共生の社会の実現を目指すもので、相談支援体制や就労支援の充実を図り、さらに居住と生活支援が一体的に提供できる支援体制の検討を進めてまいります。

第６期介護保険料につきましては、保険料負担率の変更やサービスの利用量の増加などから介護給付費の増額が見込まれるため、従来の基準月額４，３７０円から５，７７０円に見直しを図ります。

また、今回の制度改正による国基準の見直しに合せ、保険料段階や基準額に対する割合を準じることとしますが、非課税層の基準額に対する割合は据え置き、課税層の段階の細分化を図るなど、負担能力に応じた独自の保険料設定を行います。

計画の素案につきましては、１月２９日に介護サービス事業者連絡会で、１月３０日には健康長寿のまちづくり会議でそれぞれ説明をさせていただき、審議をいただく中で了承を得たところであります。さらに町広報紙において町民の皆様に計画の概要をお示し、あわせて意見を募集してきたところであります。

また、町内３地区において地域説明会を開催し、意見を集約した上で、健康長寿のまちづくり会議において両計画案の最終的な審議をいただき、具申をいただいたところでもあります。

どちらの計画も、平成２７年４月１日からスタートするものであり、今後とも、町民の皆さんがいつまでも住み続けたいと思えるまちづくりの実現に向けて全力で取り組んでまいりますので、町民の皆様を初め、議員各位の御協力をお願いする次第であります。

次に、子ども・子育て支援新制度の準備状況について報告をいたします。

子ども・子育て支援新制度、いわゆる新制度については、消費税の増税財源を活用することを前提とし、国及び地方自治体において急ピッチで準備が進められてきたところです。昨年の１１月、国内の景気動向を踏まえ、再増税を延期する判断がなされたところですが、新制度は予定どおり、平成２７年４月から施行されることとなって

おります。

この間本町では、子ども・子育て会議の御意見をいただきながら、利用者負担額や保育認定にかかる基準等を検討し、必要に応じて広報啓発や利用者向け説明会、幼児教育・保育関係者との意見交換を重ねており、その中で寄せられたさまざまな御意見も参考にしながら各種基準の設定を行ってまいりました。新制度の施行に当たりまして、今議会において関係条例を４件提案しておりますので、よろしく御審議いただきますようにお願い申し上げます。

また、子ども・子育て支援法の規定により策定することとなっております本別町子ども・子育て支援事業計画については、計画期間であります平成３１年度までにおけるさまざまな子育て支援サービスの需要量を推計し、その確保方策を定めるものですが、その案につきましては先日開催されました子ども・子育て会議にお示しをしたところであります。概要につきましては、議員協議会にて説明をさせていただく予定ですが、今後細かな調整作業を行い、年度内の策定を目指しているところでありますので、議員各位の御指導、御協力についても、お願いを申し上げる次第であります。

次に、常勤医師の退職について報告をさせていただきます。

平成２４年４月から、内科で診療いただいておりました岩永健志医師から、一身上の都合により、３月３１日付けで退職したい旨の申し出があったところであります。この間、慰留に努めてまいりましたものの、御本人の退職の御意志が固いとのことでありますので、やむなく申し出を受理したところであります。

４月以降の内科及び外科の診療体制につきましては、当面、常勤医師３人体制及び岩永医師からの申し出によりまして週１回の外来支援を受け、運営してまいりたいと考えておりますが、金曜日午後の内科及び外科外来を休診にせざるを得ない状況にあります。患者さんには大変御迷惑をおかけしますが、御理解をお願いいたします。

今後の医師確保につきましては、大変厳しい環境ではありますが、引き続きさまざまなチャンネルを活用しながら、全力で確保対策を進めてまいりたいと考えておりますので、御協力を賜りたいと存じます。

次に、町国保病院におけるノロウイルスの院内感染について報告をいたします。

２月５日、外科疾患による入院患者さんの受け入れの際、ノロウイルス感染の疑いがあったため、個室隔離による感染予防対策を実施をし対応し、検査の結果は陽性反応が確認されたところであります。その後、８日を経過した２月１３日に、入院中のほかの患者さんから感染症状が出現し、それ以降、病棟での感染拡大が認められましたために帯広保健所に報告したところであります。

感染症状を訴えた方は３月２日現在で、患者さんが１３人、職員が１０人の計２３人でしたが、そのうち陽性は１５人となっております。症状は、発症時には嘔吐、下痢などがありましたが、比較的軽度であり、おおむね翌日には症状が消失または軽減され、現在は全員が回復しておりまして、２月２１日以降の入院患者さんの発生はな

いことから、終息に向かっているものと考えております。

この間の対応といたしましては、マニュアルに沿った感染予防対策や、保健所の指導による病棟の一斉消毒などを実施しておりますが、このような結果になり大変遺憾に思っておるところであります。

今後におきましては、早期終息に向け引き続き保健所に指導をいただきながら、病院職員が一丸となり対応し、また、再発防止に向けては、感染拡大原因の検証やマニュアルの最終的な点検も必要になると考えております。

次に、町全体の対応といたしましては、これらの状況を受け本別町新型インフルエンザ対策推進会議に準じた関係部局会議を開催し、各部署の所管する福祉施設や保育所などのマニュアルの徹底、学校などへの注意喚起を実施したところであります。

また､健康管理センターにおきましては､道内や町内での流行が見られることから、感染を予防するための啓発用リーフレットを作成し、広報ほんべつ３月号の配付に合わせ、町内自治会での回覧の協力をお願いしたところでもあります。

以上、ノロウイルスの院内感染についての報告とさせていただきます。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成２６年６月２０日に公布され、本年４月１日から施行されることとなりましたので、その概要について報告をいたします。

今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方公共団体の長が､教育行政における責任を明確化して迅速な危機管理体制を構築するとともに、教育委員会との連携を密にしながら、教育行政に参画していくという地方教育行政制度の抜本的な改正であります。

改正法の概要につきまして申し上げますと、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置、地方公共団体による総合教育会議の設置、教育行政の大綱の策定、及び国の地方公共団体への関与の見直しがなされました。改正後の教育長は、地方公共団体の長が、教育長として議会の同意を得て任命することとなり、任期が４年から３年に短縮をされています。また、地方公共団体に総合教育会議の設置が義務づけられ、この会議において教育行政の大綱を策定し、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策等を教育委員会と協議しながら取り進めていくこととなります。

法改正によりまして教育委員会制度は大きく変わりますが、教育委員会は引き続き政治的中立性を確保する執行機関に変わりはなく、職務権限も従前どおりでありまして、首長が教育委員会を指揮監督する立場ではないことから、今後も本別の教育が大切にしてきたことを守りつつ、状況の変化に柔軟に対応しながら職責を全うしてまいります。

なお、今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴います関係条例の一部改正、条例制定、及び関係予算につきましては、本定例会に提案させていただいておりますので、よろしく御審議をいただきたいと思います。

次に、十勝圏における消防広域化に向けた検討経過及び状況について報告をいたします。

十勝における消防の広域化につきましては､昨年１２月の議員協議会におきまして、とかち広域消防局災害出動基本計画の概要、災害出動基本計画案及び今後のスケジュールについて説明をさせていただき、１２月定例議会おいて、とかち広域消防事務組合規約及び池北三町行政事務組合規約の変更について議決をいただいているところであります。

その後、本別町ほか１８市町村における議会議決が整い、２月２０日、帯広市におきまして、十勝管内全市町村長の出席により、新たな広域消防組合の設置に係るとかち広域消防事務組合規約に関する協議書の調印式が行われたところであります。

今後は、北海道に許可申請を行い、５月に広域消防組合を設立するとともに、６月には初議会を開く予定となっております。

現在、組織体制や移行準備作業、さらに組合設立時に必要な条例や規則等の検討を事務レベルで進めているところでもあります。

また、災害出動基本計画案に対しての住民周知でありますが、広報ほんべつ１月号においてお知らせし、また、対象自治会に対しましては、昨年の１１月以降日程調整を進めながら、順次説明会を開催しており、今後とも出動計画案等につきましては、御理解と御協力を賜ってまいりたいと考えております。

以上、消防広域化に向けた取り組み状況でありますが、本町といたしましては、これまでどおり防災体制の機能を低下させることなく、町民の安全、安心の確保をしっかり見据えながら協議してまいりたいと考えておりますので、町民の皆様を初め議員各位の御理解、御協力を賜りますようにお願い申し上げて、現段階での経過報告とさせていただきます。

以上、本別町議会第１回定例会行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

**○議長（方川一郎君）**　これで、行政報告を終わります。

---

**◎日程第６　議案第３号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第６　議案第３号平成２６年度本別町一般会計補正予算（第１９回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

**○総務課長（大和田収君）**　議案第３号平成２６年度本別町一般会計補正予算（第１９回）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、地方創生による地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業の追加、平成２６年度事業終了に伴います係数整理などが主な内容でありますが、その

他での補正の主なものといたしましては、歳入では、町税、国庫支出金の増額、歳出では、燃料費の減額、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、簡易水道特別会計への繰出金及び上水道事業、病院事業への負担金、基金への積立金の増額などが主なものでございます。

それでは、予算書の１ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第１条､歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４，３１８万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６８億８，３３６万９，０００円とする内容であります。

今回の補正は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業と平成２６年度補正分が合わさっておりますので、まず、先に地方創生によります地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業から説明をさせていただきます。

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業につきましては、事業の目的、施策等の説明を省略をさせていただきますが、平成２６年１２月２７日閣議決定されました地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策としての地域住民生活等緊急支援のための交付金事業であります。

では先に、予算説明資料をお願いします。

こちらのほうで先に説明をさせていただきます。

予算説明資料の１ページをお願いいたします。

この交付金事業は、地域消費喚起、生活支援型と地方創生先行型の二つに分かれております。

摘要欄で、新規と継続・拡大と記載しておりますが、新規につきましては平成２６年１２月２７日以降の新しい事業。拡大、継続につきましては、平成２６年度も実施しており、２７年度当初に予定していた事業であります。

まず、上の地域消費喚起・生活支援型ですが、新規２事業、継続及び拡大事業２事業で、計４事業、合計で２，８５７万４，０００円であります。

次の地方創生先行型は、新規６事業、継続１０事業で、計１６事業６，０１８万６，０００円となっております。合計で８，８７６万円となります。

国からの交付限度額は、地域消費喚起・生活支援型で２，１６６万２，０００円。

地方創生先行型３，４７０万５，０００円となっており、合計で５，６３６万７，０００円であります。

では、予算説明資料の２ページをお願いいたします。

左端に予算書のページ番号を付記しておりますので、参考に付け合わせをしていただきたいと思います。

まず、１、生活支援商品券交付金事業は、事業費５５０万２，０００円で、新規事業です。

予算科目、3款民生費1項社会福祉費5目生活支援商品券交付費５５０万2,０００円は、低所得者の生活の安定と地域経済の活性化を図るため、1人当たり3,０００円分の商品券を交付するものであります。

次の２、誕生記念品贈呈事業は、事業費３６万8,０００円で、これは継続事業です。

予算科目、３款民生費３項児童福祉費１目児童福祉総務費８節報償費誕生記念品３６万8,０００円は、誕生記念として、積み木及びゴミ袋を贈呈するものであります。

次の３、プレミアム商品券発行事業は、事業費２,１３０万4,０００円で、拡大事業であります。

予算科目、7款1項商工費2目商工業振興費7節賃金臨時雇賃金５０万4,０００円、１９節負担金補助及び交付金、本別町商工会いきいき商品券事業2,０８０万円は、プレミアム商品券発行事業として本別町商工会に補助するもので、１万円を１万組発行し、プレミア率２０パーセントとするもので、道から5パーセントの補助、本町分は１５パーセントで合わせて２０パーセントとなります。８０万円は事務費となります。

次の４、ふるさと特産品販売事業は、事業費１４０万円で、新規事業となります。

予算科目、７款１項商工費２目商工業振興費１３節委託料ふるさと特産品販売事業１４０万円は、本町の特産品でありますキレイマメセットの販売時において３０パーセントの割引し、その分を助成することにより消費の喚起、拡大を図るもので、本別町観光協会に委託をするものであります。

次の３ページをお願いいたします。

２、地方創生先行型について説明をさせていただきます。

１、ふるさと応援団の拡大事業は、事業費３８万7,０００円で、継続事業です。

予算科目、２款総務費１項総務管理費１目一般管理費９節旅費普通旅費２６万円、１１節需用費各種事業用１１万円、１２節役務費郵便料１万7,０００円は、東京本別会、札幌本別会総会等に係る旅費及び特産品の提供によるものであります。

次の２、地域間連携による経済生活圏形成事業は、事業費1,５２２万7,０００円で、継続事業です。

予算科目、2款総務費1項総務管理費８目企画費１３節委託料生活維持路線運行1,５２２万7,０００円は、本別・浦幌生活維持路線運行事業であります。

次の３、公共交通利用促進事業は、事業費８０万円で、継続事業となります。

予算科目、２款総務費１項総務管理費８目企画費１９節負担金補助及び交付金、本別町ふるさと銀河線代替バス振興会議８０万円は、代替バスを存続するための通学定期運賃差額補助及び団体運賃助成等を図り利用促進を行うものであります。

次の４、地方版総合戦略策定は、事業費５６２万4,０００円で、新規事業となります。

予算科目、2款総務費1項総務管理費１９目地方創生費５６２万4,０００円で、新しい目となります。これは、地方版総合戦略策定事業といたしまして、地方版総合戦

略計画策定に係るまち・ひと・しごと創生推進委員会の委員報酬、臨時雇賃金、旅費、アンケートの実施、集計、分析町民ニーズ調査等であります。今後５カ年の具体的な施策を定める重要な計画策定となります。

次の５、資源集団回収事業は６４８万円で、継続事業です。

予算科目、４款衛生費２項清掃費２目塵芥処理費８節報償費６４８万円は、ごみの減量化と再生利用を進め、資源と環境を守りリサイクル意識の向上を図るものであります。

次の４ページをお願いいたします。

６、農業後継者の配偶者対策事業は、事業費３６万円で、継続事業となります。

６款農林水産業費１項農業費１目農業委員会費１９節負担金補助及び交付金グリーンサポートセンター運営事業３６万円です。農業後継者等の確保対策を図るものであります。

次の７、カラマツ苗木生産研究事業は、事業費４０万円で、新規事業となります。

現在、カラマツの苗木が不足状態であります。その対策といたしまして新規生産に係る調査研究を行うものであります。

次の８、マイタケ栽培研究事業は、事業費８８万８，０００円で、新規事業になります。

本別産マイタケの復活に向けまして調査、研究を実施するものであります。

次の９、新規就農者担い手育成事業は、事業費１０７万４，０００円で、継続事業です。この事業は、新規就農者対策といたしまして、農業塾事業の拡大、新農業人フェア参加に伴うパンフレットの作成等、新規就農者担い手育成を図るものです。

なお､以上三つの事業につきましては､営農指導対策協議会に補助金として支出し、事業を実施するものであります。

次の１０、不在村森林所有者林地流動化対策事業は、事業費１３９万円で、継続事業となります。

予算科目、６款農林水産業費２項林業費２目林業振興費１１節需用費林業振興事業用１万３，０００円、１３節委託料流動化推進対策調査１３７万７，０００円は、不在村森林所有者の森林を適正に管理するため、林地流動化等を促すものであります。

次の１１､有害鳥獣による農林業被害低減支援事業は､事業費３６万２，０００円で、新規事業となります。

予算科目、６款農林水産業費２項林業費２目林業振興費１２節役務費エゾシカ残滓運搬２４万２，０００円、エゾシカ残滓処分１２万円は、エゾシカの捕獲を支援するものであります。

次の５ページをお願いいたします。

１２、地域特産品販路確立事業は、事業費２３８万１，０００円で、継続事業となります。

予算科目、７款１項商工費２目商工業振興費８節報償費謝礼金１０万円、地域ブランドＰＲ推進４８万８，０００円、９節旅費５２万５，０００円、１１節需用費ＰＲ用資材４０万円、ＰＲ用特産品５万円、パンフレット１１万円、１２節役務費運搬料２０万８，０００円、１４節使用料及び賃借料フェア用備品５０万円で、物産展、商談会への出店や企業訪問等、特産品の販路拡大、確立を図るものであります。

次の６ページをお願いいたします。

１３、特産品アンテナショップ開設事業は、事業費２９７万１，０００円で、新規事業となります。

予算科目、７款１項商工費２目商工業振興費１１節消耗品費店舗用２０万円、１３節委託料運営委託料アンテナショップ２１３万９，０００円、１４節使用料及び賃借料商品陳列用什器類６３万２，０００円は、本別町観光情報センターにおきまして、町の観光情報とあわせましてキレイマメなどの特産品のＰＲ販売や新製品のＰＲなどを行い、地域経済の振興、活性化を図るものであります。

次の１４、起業家支援奨励事業は、事業費９９０万円で、継続事業となります。

予算科目、７款１項商工費２目商工業振興費１９節負担金補助及び交付金、起業化支援奨励事業９９０万円は、新たに商工業を起業する方への初期投資費用の一部、または新商品の開発費用の一部を助成し、起業の促進による産業振興、商店街の活性化及び雇用の促進を図るものであります。

次の１５、イベントを核とした観光客誘引事業は、事業費７９４万２，０００円で、継続事業となります。

予算科目、７款１項商工費３目観光費１９節負担金補助及び交付金きらめきタウンフェスティバル実行委員会７９４万２，０００円は、第１９回となりますきらめきタウンフェスティバルの花火大会、ステージショー、ばんば大会等の内容充実及び拡大を行い、道央圏からのバスツアーの企画など、積極的な観光客誘致の取り組みを図るものであります。

次の１６、住まいの環境整備促進事業は、事業費４００万円で、新規事業となります。

８款土木費５項住宅費１目住宅管理費１９節負担金補助及び交付金住宅改修費等４００万円は、町民が安心して住み続けられる住まいづくりと居住環境の向上に資するとともに、地域経済の活性化を図るため、町内の施工業者を利用した場合、改修費用が２０万円以上は１０万円の助成、１００万円以上は３０万円の助成をするものであります。

以上で、地方創生に係る補正予算の説明を終わらせていただきまして、次に、平成２６年度補正予算について説明をさせていただきます。

それでは、歳出から説明いたしますが、先ほど申し上げたとおり今回の補正の大部分が事業確定による執行残等の係数整理となっております。

２５ページ、２６ページをお願いいたします。

２、歳出です。

２款総務費１項総務管理費１目一般管理費４節共済費臨時職員保険料２６２万９，０００円の減額は、社会保険料で加入延べ人数の減少によるもの。

次の７節賃金中、臨時雇賃金４６４万８，０００円の減額は、ワークシェアリングの減、退職者がふえたことによるものであります。

下の１１節需用費中、一般事務用１８万９，０００円の補正は、庁舎の集中管理時計が不良になりまして、新たに壁かけ時計２５個購入するものであります。

次の２９ページ、３０ページをお願いいたします。

７目交通防災対策費１１節需用費修繕料街路灯９４万９，０００円の補正は、国道の街路灯不良によりまして、４カ所を修理するものであります。

８目企画費１３節委託料生活維持路線運行業務委託料１，６２１万２，０００円のうち９８万５，０００円は、利用者の増加に伴う運行回数の増によります。残り１，５２２万７，０００円は、先ほど説明いたしました地方創生にかかわる部分となっております。

下の１９節負担金補助及び交付金中、住宅用太陽光発電システム導入費補助金１２１万円の減額は、予定件数７件に対し２件程度の見込みになったことによるものです。

下の９目コミュニティセンター費１１節需用費修繕料１９万８，０００円の補正は、道の駅のトイレの蛍光灯器具の取りかえを図るものであります。

一番下段、１４目基金費２５節積立金１，０６２万４，０００円の増額の主なものは、次のページをお願いいたします。３２ページ、基金積立金、財政調整基金に８８万６，０００円、農業振興基金に１，０００万円の積み立てによるものです。

なお、財政調整基金は、当初１億９，０００万円の取り崩しですが、前回までの計上分と合わせまして２，４４０万９，０００円を積み戻すこととなります。農業振興基金は、新規に積み立てるものであります。

なお、農業振興基金は、２６年度末で９，３４６万４，０００円の見込みであります。

この積み立てで、土地開発基金を除く全基金の２６年度末現在高は、前年度より３億４，３７１万７，０００円減の３２億９，３９６万円程度になる見込みであります。

次の１８目諸費１９節負担金補助及び交付金、街路灯維持費３５４万６，０００円の減額は、街路灯のＬＤＥ化により電気料が下がったことによるものであります。

下段の２項徴税費２目賦課徴収費１１節需用費６６万３，０００円の増額の主なものは印刷製本費で、町道民税の納付書等の印刷であります。

次の３３、３４ページをお願いいたします。

上段にあります、３項１目戸籍住民基本台帳費１８節備品購入費シュレッダー２１万４，０００円は、戸籍専用のシュレッダーが使用不能により更新するものであります。

次のページの下段、３款民生費１項社会福祉費１目社会福祉総務費、次の３８ペー

ジ、２８節繰出金４６５万６，０００円の増額は、国民健康保険特別会計繰出金で、決算見込みによるものであります。

次の一番下段、２項老人福祉費、次の４０ページをお願いします。

下段の３目介護保険費２８節繰出金２，０７０万円の増額は、介護保険事業特別会計繰出金の介護給付費５４６万８，０００円、次のページをお願いします。

上段になります、介護サービス事業特別会計繰出金の居宅介護支援事業２９８万６，０００円、次の介護老人福祉施設事業１，００８万５，０００円の増額が主なもので、いずれも事業の執行見込みによるものであります。

下段の３項児童福祉費１目児童福祉総務費、次の４４ページをお願いいたします。一番上にあります２０節扶助費児童手当７４４万円の減額は、支給対象児童数と金額の確定によるもので、あわせまして歳入の国、道負担金も減額補正を計上しております。

次の３目常設保育所費１８節備品購入費中、児童用机１１万２，０００円、児童用椅子５万２，０００円の増額は、南保育所の児童用机６台、児童用椅子１０脚を購入するものです。

下段の４目特別保育費、次の４６ページをお願いします。

上段にあります１８節備品購入費中、児童用椅子１２万円の補正は、仙美里保育所で２３脚を購入するものであります。

下段の４款衛生費１項保健衛生費１目保健衛生総務費１８節備品購入費中、ＡＥＤ・自動体外式除細動器３２万円の補正は、耐用年数経過によりまして健康管理センター用を１台更新するものであります。

４９ページ、５０ページをお願いいたします。

中ほどにあります、３項上水道費１目水道公営企業費１９節負担金補助及び交付金６７２万８，０００円の増額及び２目簡易水道費２８節繰出金４４５万７，０００円の増額は、決算見込みによる収支補填分であります。

次の４項病院費１目病院公営企業費１９節負担金補助及び交付金１，０８０万円の増額及び次のページの２４節投資及び出資金８０万円の減額は、繰入基準に基づく調整及び事業費の確定によるものであります。

次の５３、５４ページをお願いいたします。

６款農林水産業費１項農業費３目農業振興費１９節負担金補助及び交付金５９６万９，０００円の減額は、事業量及び事業費の確定による減額であります。

下段の５目農地費１９節負担金補助及び交付金７２２万６，０００円の減額は、道営畑地帯総合整備事業の事業量及び事業費の確定によるものであります。

次の５７、５８ページをお願いいたします。

７款１項商工費２目商工業振興費１８節備品購入費ストーブ１７万円の補正は、商工活性化センター用ストーブが使用不能となったため、１台更新をするものでありま

す。

下段の１９節負担金補助及び交付金、次の６０ページ一番上にあります、中小企業融資に伴う保証料１９０万円及び利子補給１３０万円の増額は、設備投資等大口融資の増加によるもの。

下の企業誘致奨励事業４８８万５，０００円の減額は、対象事業者の投資額確定によるもの。

下の起業家支援奨励事業１，３０８万８，０００円のうち、３１８万８，０００円は、対象事業者の増によるものであります。残り９９０万円につきましては、先ほど説明いたしました地方創生にかかわるものでございます。

次の３目観光費１９節負担金補助及び交付金観光協会２２６万円の減額は、補助対象経費を他の委託事業で置きかえて実施したためであります。

次に、６１ページ、６２ページをお願いいたします。

下段にあります、８款土木費４項都市計画費２目公園費７節賃金３５０万円の減額は、臨時職員の退職によるものであります。

次の６３、６４ページをお願いいたします。

３目下水道費２８節繰出金２２３万９，０００円の減額は、公共下水道特別会計繰出金で、公共下水道事業債の借入利率の確定及び収支補填によるものです。

次の５項住宅費、次の６５、６６ページ、２目公営住宅建設費１５節工事請負費３７０万５，０００円の減額は、栄町団地建替事業執行額の確定によるものです。

次の６７ページ、６８ページをお願いいたします。

１０款教育費２項小学校費１目学校管理費、次の７０ページ中ほどにあります、１８節備品購入費中、本別中央小学校４１万１，０００円の補正は、本別中央小学校用カーテン一式の購入で使用に耐えないため更新するものであります。

次の７１、７２ページをお願いいたします。

３項中学校費２目教育振興費１８節備品購入費２１２万８，０００円の補正は、楽器バリトンサックス一式、展示板１５セット、移動用放送設備を購入するもので、学校林の売り払い収入を財源としております。

下の２０節扶助費５９万５，０００円の減額は、要保護及び準要保護生徒就学援助費で、対象費目の減少によるものであります。

７３、７４ページをお願いいたします。

４項社会教育費３目図書館費１１節需用費中、修繕料３０万１，０００円の補正は、温水ボイラー給水ポンプの一部故障により修理するものであります。

飛びまして、７７ページ、７８ページをお願いいたします。

５項保健体育費２目スポーツ振興費１８節備品購入費中、柔道用畳９９万４，０００円の補正は、４０枚の購入で老朽化により更新するものであります。

７９、８０ページをお願いいたします。

１２款１項公債費２目利子２３節償還金利子及び割引料９５１万１，０００円の減額は、平成２５年度起債の借入額及び利率の減少等によるものであります。

これで、歳出を終わります。

**○議長（方川一郎君）**　ここで、暫時休憩いたします。

休憩宣告（午前１１時０８分）

再開宣告（午前１１時２０分）

**○議長（方川一郎君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般会計補正予算の歳入説明からとします。

大和田総務課長。

**○総務課長（大和田収君）**　９ページ、１０ページをお願いいたします。

１、歳入でございます。

１款町税１項町民税２目法人６６１万７，０００円の増額は、支店法人の税割分が伸びたことによるものです。

２項１目固定資産税１節現年課税分１，００９万８，０００円の増額は、償却資産で、課税客体となる法人の償却資産取得が伸びたことによるものであります。

次の１２款分担金及び負担金２項負担金１目民生費負担金４節児童福祉費負担金２８０万７，０００円の減額は、保護者の保育料の階層区分の確定によるものであります。

次の１３ページ、１４ページをお願いいたします。

中ほどにあります、１４款国庫支出金１項国庫負担金１目民生費国庫負担金３節児童手当負担金５２１万２，０００円の減額は、歳出で説明いたしましたが、支給対象児童数と金額の確定によるものであります。

次の段、２項国庫補助金１目総務費国庫補助金１節総務費補助金中、社会保障・税番号制度システム整備費補助金４１７万６，０００円の増額は、事業費の確定によるもの。

２行下の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金５，６３６万７，０００円の増額は、歳出で説明いたしました地方創生に係る緊急経済対策によるものであります。

次の２目民生費国庫補助金３節児童福祉費補助金中、保育緊急確保事業費補助金８６１万２，０００円の増額は、国の補助要綱が見直しをされ、国、道、町の補助率が３分の１に変更となったことによるものであります。

次の１５、１６ページをお願いいたします。

５目教育費国庫補助金３節保健体育費補助金１，１９５万３，０００円の減額は、給食センター建設に伴う補助金で、太陽光発電設備工事を他の交付金へ振りかえたこと及び旧給食センター解体工事費の確定によるものであります。

下段にあります１５款道支出金２項道補助金１目総務費道補助金１節総務費補助金中、地域ふれあいプレミアム付き商品券発行促進事業補助金５００万円の増額は、歳出で説明いたしました地方創生で実施するプレミアム付き商品券発行事業に対する補

助金で、プレミア率２０パーセントのうち、５パーセント、北海道から入ってきます。

次の２目民生費道補助金４節児童福祉費補助金、次のページ一番上にあります、子育て支援対策事業補助金６０８万６，０００円の減額は、先ほど、国庫補助金で説明しましたが、補助率の改正によるものであります。

下段にあります、１６款財産収入１項財産運用収入１目財産貸付収入１節土地建物貸付収入中、貸家料教員住宅１７０万４，０００円の減額は、入居者の減によるものです。

次の１９ページ、２０ページをお願いいたします。

２項財産売払収入１目不動産売払収入１節土地売払収入中、勇足定住促進団地売払収入１１８万３，０００円の減額は、当初２区画分の売り払いを計上しておりましたが、１区画の売り払いとなったため減額するものであります。

次の２節その他不動産売払収入中、立木売払収入４６２万８，０００円の増額は、本別中学校学校林及び町有林売り払いによるものであります。

次の２目１節物品売払収入１２２万５，０００円の増額は、４トンユニック車廃車に伴います売り払いによるものであります。

次の１８款繰入金１項１目特別会計繰入金３節国民健康保険特別会計１６２万６，０００円の増額は、臨時職員の人件費が北海道国民健康保険特別調整交付金対象経費となったことによるものであります。

次の２１、２２ページをお願いいたします。

２０款諸収入５項１目７節雑入中、上から５行目、町村有建物災害共済共済金１９３万３，０００円の補正は、平成２６年７月１０日に発生をいたしました落雷による銀河アリーナ電気設備破損に対する共済金であります。

７行下にあります、生活維持路線共同運行負担金９６６万８，０００円の補正は、地方創生事業による本別・浦幌生活維持路線運行業務に対する浦幌町からの負担金であります。

次のページをお願いします。

上から７行目にあります、南三陸町派遣職員人件費負担金６８０万５，０００円の補正は、昨年４月から、南三陸町へ災害復興支援のため、任期付職員を派遣した経費に対する負担金であります。

以上で、歳入を終わらせていただきまして、５ページをお願いいたします。

第２表、繰越明許費です。

２款総務費１項総務管理費ふるさと応援団の拡大事業３８万７，０００円から、次のページ、下から３行目、８款土木費５項住宅費住まいの環境整備促進事業４００万円までは、計８，８７６万円となりますが、これは、地方創生に係る地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業でありますが、国の指示によりまして次年度に繰り越すものであります。

次の８款土木費５項住宅費向陽町団地公営住宅改善事業８，３９５万２，０００円は、国の新規事業であります公的賃貸住宅長寿命化モデル事業として実施するもので、１１款災害復旧費２目公共土木施設災害復旧費公共土木施設災害復旧補助事業３，７５０万円は、平成２６年発生災害復旧事業として採択を受けたもので、いずれも年度内では施工期間の確保ができないため、翌年度に繰り越すものであります。

次のページ。

第３表、債務負担行為補正は、１、廃止。事項、農地流動化資金に対する利子補給、これは、借入がなかったため廃止をするものであります。

次の第４表、地方債補正でありますが、１、変更。これは、事業量、事業費の変更及び確定に伴い限度額を変更する内容であります。

起債の目的。辺地対策事業、限度額１，７４０万円を１，５００万円に、次のページをお願いいたします。

過疎対策事業２億３９０万円を１億８，８６０万円に、公共事業等１，４２０万円を１，３００万円に、公営住宅建設事業３，６４０万円を３，４７０万円に。臨時財政対策債２億３，４４１万円を２億４，１４３万７，０００円にそれぞれ変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、平成２６年度本別町一般会計補正予算（第１９回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　これから、質疑を行います。

まず、歳出からとし、一括とします。

２５ページから８３ページまで、ありませんか。

阿保静夫君。

**○１０番（阿保静夫君）**　説明資料では４ページのマイタケ関連、それと予算書では５４ページの１９節になりますね、営農指導対策協議会の中にこれ含まれているということだと思います。２０３万５,０００円の中に含まれていることで、説明では、マイタケ復活を目指すということで、創生事業を活用して行うという趣旨だったというふうに理解しております。本別でも何軒かが取り組んできて、私が聞いた中では燃料高騰なんかの影響もすごい受けながら、なかなか大変な状況でやむなく中止したという方の話しも聞いたこともありますけども、また新たに復活という意味はよくわかるのですけれども、そういう事情をみたときに、結構あちこちでもこのマイタケ生産もされている中での状況分析というのですか、見通しということについて、この事業に取り組むということの意義というか考え方というのを一つ伺いたいというふうに思います。

それから、もう１点ですが、説明資料では６ページの一番最後、住宅改修費等、補正予算書では６６ページの上段の１９節住宅改修費等４００万円だというふうに思います。２０万円以上の改修に対して助成額１０万円、１００万円以上だと３０万円の

助成をするということで、この中身は、何回か話題にしてきたと思いますけども、いわゆる住宅のリフォーム等の中身と連動していくのかどうなのか。途中経過、いろいろ伺った中では、太陽光も含め、いろんなことを含めた総合的な対策として考えていきたいような趣旨を途中経過の中で伺ったと思っていますけれども、それに連動していく中身なのかどうなのかを伺いたいと思います。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、工藤農林課長。

**○農林課長（工藤朗君）**　阿保議員のマイタケ栽培研究事業の件でありますが、阿保議員、今おっしゃったとおりですね、本町では昭和６１年に開発センター、今共栄にあります開発センターでマイタケの基本的と言いましょうか、基礎的な部分の研究をしながらですね、振興を進めたところ、町内で２件の農家の方が取り組んでいただきました。阿保議員、今おっしゃったとおり残念ながら施設等の老朽化等で生産をやめてしまったということで、本別町で生産するマイタケは市場においてもかなりその当時はネームバリューがあったと言いましょうか、かなり皆さんに愛されていたと言いましょうか、取り引きがあったというようなことで考えているところです。そういうような経過を持ちまして今、生産が中止をしたというようなことで、この事業を実施しまして、市場の調査、あと施設の部分の調査等をして、今後、このマイタケ生産と言いましょうか、本別マイタケの復活を模索するようなことで、今年度、調査研修をしていきたいというようなことで考えているところでございます。以上です。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、能祖建設水道課長。

**○建設水道課長（能祖豊君）**　阿保議員の御質問に、お答えをさせていただきます。

御質問のとおりでございまして、今回リフォームの助成につきまして２０万円以上は１０万円、１００万円以上につきましてはプラス２０万円ということでやるということでございます。リフォームにつきまして、先ほど町長のほうからの行政報告もございましたが、定住対策とこの地域の経済対策というか、そういう部分含めまして実施をしていきたいというふうに思っております。以上です。

**○議長（方川一郎君）**　阿保静夫君。

**○１０番（阿保静夫君）**　まず、マイタケのほうなのですが、市況とか市場調査等を行っていくということで、現状がどういう状況でマイタケの取り引きが動いているのかどうなのかということで、結果としてですね、ちょっと取り組むのは厳しいのではないかというようなこともあり得るのじゃないかなと思うのですけども、その辺が、現況で、これにあえてこれを取り組むということでは一定の見通しがあるのかなと思いながら期待半分含めながら伺うわけですけども、その辺、現状では、これから調査ということなので、現状どうですかと聞くのもだめなのですけども、でも予算立てしてあえてこれを項目として選んだということについては、復活したいという一定の考え方もよくわかるのですけれども、市況分析と、現状でどうとらえているかというのを伺いたいというふうに思います。

それから、リフォーム関係も含めた総合的な、あと定住対策も含めての、リフォームのほうですね、やるということでよくわかりましたけれども、この助成は、金額はこのように先ほど１０万円、３０万円というふうに出たのですけども、助成方法についても、もう具体的に考えているのでしょうか。

それから、これは商工関係の若い人たちとの懇談会の中で、そういうリフォーム関係の助成をもし町が考えているとしたら、いわゆる外溝とか、土木関係というのでしょうか、そういうようなことも含めた住宅リフォームという大きな考え方ができるのかどうなのかということもちょっと聞かれたことがあるのですけども、今現在考えている､その全体の取り組みの総合的な取り組みというのは､主なもので結構ですので、どんなふうな考え方をもっているのか伺いたいと思います。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、工藤農林課長。

**○農林課長（工藤朗君）**　阿保議員のほうから、現状をどのようにとらえているのかというような御質問だったと思うのですが、この事業を予算化する前に、一定程度、調査をしたわけなのですが、今、マイタケの生産は道南のほうで企業がやっているという部分と道北の愛別町のほうでもやっているということで､愛別の部分については、ずいぶん昔からやっているというようなことで、かなり愛別のマイタケというようなことで皆さんのほうには御理解をいただいているのかというふうに思っていますが。ということで、こちらのほうと言いましょうか、道東方面ではまだ本別以外には流通と言いましょうか生産がなかったということで、まだまだその辺の部分については、市況と言いましょうか、市場に入れるものがあるのかなというふうに考えているところでございます。そのようなこともありまして、マイタケ生産をするのであれば、いろんな部分の町内の企業等も含めた中でかかわり合いをもっていただけるのかなというようなことも今年度と言いましょうか、２７年度に向けてその辺も調査をしていきたいというようなことで、そのようなことであります。以上です。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、能祖建設水道課長。

**○建設水道課長（能祖豊君）**　お答えをさせていただきます。

今回のリフォームにつきましては、町内の住宅で、町内に住所を有する人、自分が実際に町内に住んでいる人が町内業者にリフォームを頼んだ場合について、この補助を充てるというか、そういう考え方でおります。今回につきましては、先行実施ということで２８年に新築住宅ですとか、中古住宅の買い取りだとか、そういうことも含めた部分で、今後検討をしていきたいというふうに考えております。

また、外溝につきましては、今回の補正につきましては、あくまでも住宅の改修ということでございますので、外溝、例えば門だとか塀、舗装ロードヒーティング、あと車庫だとか物置だとか、給排水の外溝の取りかえだとか、そういう部分については対象としないというふうに考えております。以上です。

**○議長（方川一郎君）**　阿保議員、よろしいですか。

**○１０番（阿保静夫君）**　はい。

**○議長（方川一郎君）**　高橋利勝君。

**○９番（高橋利勝君）**　何点かについて、お聞きしたいと思いますが、まず、１点目は、３０ページの住宅用太陽光発電システム導入費、先ほどの説明ですと７件予算を予定したけど２件しかなかったというふうに聞いていますが、太陽光発電の買い取りが、価格が非常に下がっているということで、特に事業のほうなんかはですね大変厳しい状況にあるというふうに聞いています。住宅の場合も太陽光発電システムの経費が下がっているからということで若干下がっていますけども、そういったことがこういった太陽光発電が当初予定より進まなかったというのは、そういう買い取り価格とか、そういうようなことがあるのかどうか、その辺のところの要因について、お伺いをしたいと思います。

次に、３８ページの生活支援商品券交付費ということで、これまで何度か説明を受けていますが、3,０００円ということで説明を受けていますけど、もう少し詳しく具体的に、どういう場合にということで、これももう一度お伺いをしたいと思います。

次に、５４ページの農業振興費、営農指導対策協議会の取り組みの中で、カラマツの苗木の調査、研究というのがありますけども、言われているように苗木が不足して大変だということですが、この調査、研究を当然、営対協でやるわけではなくて、どこかに委託をするということになると思うのですが､苗木を研究する業者というのは、おられるから予算をとったと思うのですが、その辺のところをどういうふうに考えているのかお伺いをします。

それともう一つ、６８ページの諸費で、本別高校の教育を考える会、１８４万の減額になっていますけども､今回の本別高校への希望が確か４９人で､倍率で０.６ということで、昨年より下がっているわけですが、これは総体の卒業する生徒の問題というものもありますけども、現実として、そういった形の結果としてそういうふうになっているということと、この考える会での取り組みとの関係について、どのように受けとめているのかお伺いをしたいと思います。

以上、お伺いをいたします

**○議長（方川一郎君）**　答弁、川本企画振興課長。

**○企画振興課長（川本秀二君）**　お答えをさせていただきます。

まず､1点目の御質問の太陽光発電の関係でございます｡この補助につきましては、御承知のとおり環境にやさしい持続可能な社会の構築を目指すということで、平成２２年から５年間の補助制度ということで、２６年まで進めてきてございます。この５年間で３７基の補助を行ってきてございまして、当初、２２年、２３年は１８基、１２基と一定の数字で建設整備がされてきてございますけども、２５年、２６年は、今のところ２５年は１基、２６年も１基は実施をしておりまして、予算的には２基、今回整備をしてございますけども、全体的に、私的に感想を申し上げれば、やはり設備

投資にかかるお金が、当初は２００万円前後かかってございました。ここへきて１キロワット当たり４８万２，０００円まで落ちてはきてございますけども、その中でも補助が、当初は１キロワット当たり７万円、今は６万円ですから、そういった意味でいけば、やはり設備投資がどうしても大きいので、進まなかった要因の一つには考えられるのかと思っております。ただ、この３７基のうち、２４基は農村部ということで、農業者の方は、やはり土地があったりということで整備しやすい環境にあったということでございます。今後の関係でございますけども、先ほど建設課長のほうからもお話しがあったとおり総合的な住宅政策の中でこの太陽光、今年２７年につきましては、暫定的１年間予算を計上しておりますけども、来年度からは住宅政策の中で太陽光だとか照明設備のＬＥＤ化も含めたトータル的な制度を構築をしていきたいというふうに考えてございます。以上です。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、吉井保健福祉課長。

**○保健福祉課長（吉井勝彦君）**　生活支援商品券の事業について説明をさせていただきます。目的は、先ほども説明がありましたように、本町の在住の低所得者に商品券を支給して低所得者の生活安定と地域経済の活性化を図るために事業を実施するものであります。対象者は、平成２６年度の町民税が非課税の方を対象としております。支給額面は３，０００円分の商品券を支給したいと思っております。支給方法につきましては、申請者が窓口、今回も子ども未来課の一角をお借りして対応したいと思っていますけども、窓口に申請書を提出していただいて、その場で審査をし、決定をし、商品券を支給するものであります。開始は、４月１５日から５月２９日までを予定しております。以上です。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、工藤農林課長。

**○農林課長（工藤朗君）**　カラマツ苗木の生産の研究事業の御質問でございますが、この間、議会の中でもいろいろ議論いただいたところでございます。カラマツの苗木不足は町有林の造林がなかなかうまく進捗しない、民有林の部分もなかなかうまく造林未済地解消対策になっていかないという部分で、今回このカラマツ苗木の部分を確保対策のためにどのような方法をとればよろしいのかというようなことで調査、研究をしたいというようなことで予算化をしているところでございます。この部分につきしては、４９万９，０００円というようなことで予算化をしておりますが、営農指導対策協議会のほうに調査、研究を委託したいということで、苗木業者の方にどうする、こうするという、今その段階ではございません。その部分が可能なのか、本町で種からつくることが可能なのか、それとも幼苗を植えかえをしながら生産していくことが可能なのかだとか、その辺の部分を調査、研究したいということで営農指導対策協議会の中に、組織、機関としては森林組合もございますし、北海道の森林室もございますので、そのような方々といろいろ調査、研究をしたいというようなことで今年度予算化をしております。以上です。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、佐々木教育次長。

**○教育次長（佐々木基裕君）**　本別高校の教育を考える会の減額が１８４万円ということでございますけども、本別高校の教育を考える会につきましては、進学支援、それから通学支援、特別活動支援、これは部活動の支援でございますが、そのほか学力向上支援等さまざまな支援をしてございます。それで、今回の１８４万円減のうちで大きな要因につきましては、通学支援が８０名程度おりますが、通学者につきましては片道６キロ以上を対象として支給してございますが、当初見込んでいた金額よりも１２２万３，０００円が減額となったということでございまして、当初からいろんな支援を考えてございますが、その支援が未執行だとか、支援ができなかったというわけではございませんでして、中学校へ出向いて本別高等学校のよさをＰＲするなど、さまざまな事業を展開してございますが、その中で、あくまでも予算を見ていて、それが執行残という形で残ったということでございます。ちなみに通学支援で１２２万３，０００円、部活動支援で２０万５，０００円、進路対策支援で１９万１，０００円が当初見込みよりも減額になったということでございます。

**○議長（方川一郎君）**　高橋利勝君。

**○９番（高橋利勝君）**　今の高校の部分ですが、当初見込みからみて執行残ということでの答弁だと思うのですけども、ただ、それにしてはちょっと金額が大きいと思うのですよね。ですからそういう意味では、この金額でいくと誤解を私は与えやすいのかと思ったのです。さっき言ったように、一方でなかなか厳しい状況にあるのに予算がこういった形で減額補正になるということについてはあるものですから、そういう意味では当初の予算のあり方としてもう少し慎重にする必要があるのではないかと思いますが、その点についてお伺いします。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、佐々木教育次長。

**○教育次長（佐々木基裕君）**　私どもにつきましては、本別高等学校２間口を維持するという観点から、実際の対象者が８０名でしたけれども、当初計画する、当初予算の段階におきましては、それを例えば２間口定員８０名ですから、３学年で２４０名という計算になります。当初から定数割れをするだろうという見込みで予算は組んでございません。あくまでも上限を見て予算を組んでおります。ただ、この支援する補助金につきましても税金でございますので、それはしっかりと検証しながら、その金額が妥当なのかどうか、それを判断して執行してございます。それで、金額が多少多く見ている部分につきましては、２間口確保に向けた支援ということもございますし、最終的にその金額が毎年２００万円前後減額になりますが、その分につきましては無駄な経費を使わないと、あくまでも有効な支援をしていくということに徹してございますので、その辺、御理解を願いたいと思います。

**○議長（方川一郎君）**　小笠原良美君。

**○７番（小笠原良美君）**　５６ページ中ほどの１２節役務費３６万２，０００円につい

て伺います。これによりますとエゾシカの残滓の運搬、それから処分ということで計上されておりますけれども、この中身ですね、どんなような形で行われるかについて伺いたいと思います。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、工藤農林課長。

**○農林課長（工藤朗君）**　残滓の処理の部分でございますが、この事業につきましては、冬期間の有害駆除の部分で残滓処理がスムーズにいかないと、埋設ができないというような形の中で、これは、一般質問の中でも御質問を受けていた部分なのですが、今年度につきましては、ハンターと言いましょうか有害駆除員の労務の軽減を図るというようなことも含めまして、試験的に１カ所、町内に１カ所残滓ステーションを設置して、処理をする場所まで運んでいただくというようなことを考えております。この部分につきましては、銀河クリーンセンターが２７年度から小動物の焼却ができなくなったということで、どうしても足寄町にある施設にお願いをしなければならないというような形の中で、１カ所試験的にステーションを置いて、そのステーションから足寄町内にあります施設まで運搬をするというような事業を計画しているところでございます。以上です。

**○議長（方川一郎君）**　小笠原良美君。

**○７番（小笠原良美君）**　ただいまの説明ですと、試験的に冬期間１カ所に設置をして処分を考えるということでしたけれども、どの辺に設置をするということをお考えなのか。それとまた、いろんなこの問題があとあと起きるようなことがあっては、せっかくやっていただきますので、そういう心配もあるのですけど、それらの対応というのは、どういうふうに考えておられるのでしょうね。多分、私の想像では、こういう大きなコンテナというのですか、こういう入れ物に入れて、いっぱいになったから期間を見て処理するという形をとられると思うのですが、その辺は、どうなのでしょうか。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、工藤農林課長。

**○農林課長（工藤朗君）**　今、小笠原議員からおっしゃったとおりですね、私もそのものを何という名称なのかわからないのですけど、よく建設現場でごみを入れる金枠のユニック車で吊れるごみ箱と言いましょうか、そういうものを町有地内に設置して、何頭かとれるというか、有害駆除でございますので、町内の駆除にしか使いませんので、その部分で連絡をいただければ２、３頭、あまり長い期間置かないような形の中で処理をして、そのごみ箱自体を車に積んで運搬するというような方法を想定しているところです。以上です。

**○議長（方川一郎君）**　大住啓一君。

**○４番（大住啓一君）**　２点ほど質問いたします。

まず、４２ページですが、これは児童福祉総務費ですか、これの積み木の関係かと思います。これは誕生記念品ということで３６万８，０００円、これは予算説明資料で

も御説明がありましたが、どんな内容なのか再度お聞かせいただきたいということでございます。

それと、４６ページ。これは衛生費のＡＥＤの耐用年数がというお話しでしたが、これについては、各施設に今は設置しているものと認識してございますが、この金額がどういう内容で計上されているのか、それの関連で３０ページに、これはコミュニティーセンターの賃借料で６，０００円計上されております。この辺は、今回補正予算でございますので早急にやらなければならないとこだけピックアップしたのか、新年度当初予算で全部見直した中で耐用年数が切れているものを更新していくのか、賃借料で対応をしていくのか、その辺も含めて答弁を求めるものでございます。以上２点でございます。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、井上子ども未来課長。

**○子ども未来課長（井上松子君）**　今、大住議員からの誕生者記念品の積み木のことですが、これは平成２６年度から子育て世帯の負担軽減と子どもが木に親しむ感性を養う、また新生児が地元産カラマツ材を使用した積み木等をお祝いとして贈呈している記念品でございます。生まれた誕生者の方には、その積み木に元気くんマークと生年月日とお名前を入れて４カ月検診で健康管理センターに来たときにお渡ししております。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、吉井保健福祉課長。

**○保健福祉課長（吉井勝彦君）**　健康管理センターに設置しているＡＥＤの関係なのですけども、これにつきましては、法定耐用年数６年目ということで今回更新が必要ということで計上させていただいております。レンタルのほうが安いのか、それとも買い取りのほうが安いのかということを両方の見積もりを取った段階で、健康管理センターの使っている機種につきましては､買い取りのほうが安いだろうということで、この金額で決定をし予算計上をさせていただいております。以上です。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、川本企画振興課長。

**○企画振興課長（川本秀二君）**　お答えをさせていただきます。

コミセンの中の予算計上でございますけども、この部分につきましても、実は平成２１年４月に設置をしたものでございまして、耐用年数が経過したということで、それぞれ商品によって価格もばらつきがあります。一概にはちょっと私どもは言えませんけども､バッテリーの耐用年数だとか､パットの耐用年数がそれぞれ３年､５年と、総体的では６年ということになってございますけども、その都度、購入して入れかえるということになりますので、コミセンの部分につきましては、今回の予算については３月分のみのリース料でございます。新年度からいろいろ検討した結果、うちの購入の価格等の関係もありますけども、リース方式をとっていきたいというふうに考えております。以上です。

**○議長（方川一郎君）**　林武君。

**○１１番（林武君）**　何点かについて、ちょっとお伺いをしたいと思いますが、まず最初に、５６ページ、１３節委託料、流動化推進対策調査ということで、これは説明資料の不在村森林所有者の調査ということでよろしいのでしょうか。これは継続になっているのですけども、今まで何回か調査をしたと思うのですけども、その成果。不在地主によって森林が荒廃するという、いろんな指摘もあるものですから、この辺、本町の場合、どの程度になっているのか。また、今回の予算を見ますと、予算資料では１３９万円、予算書でいくと１３７万７,０００円、１万３,０００円差があるのですけど、これは予算書のほうは費用を加算したということで理解してよろしいのか、それがまず１点目。

それから、６０ページの上段、負担金補助及び交付金のうちの企業誘致奨励事業、これが４８８万円余りの減額となりました。先ほど総務課長からちょっと説明あったのですけども、減額になったので減額で処理をしましたという説明だけだったものですから、中身についてちょっとお知らせ願いたいと思います。

それから、その下、起業家支援奨励事業１,３０８万８,０００円、これは予算資料にある今回の交付金の９９０万円、それから３１８万８,０００円、合計１,３０８万８,０００円、この３１８万８,０００円の中身ですね、ちょっと聞き漏らしたので再度詳しく説明を願いたいと思います。

それから、６２ページ、都市計画費の中の７節賃金について、お伺いしたいと思います。賃金３５０万円の減額になっております。これは都市公園費で、先ほどの説明からいきますと臨時職員の退職によるということであるのですけども、これは、都市計画で職員の方々が草刈りや何かいろいろやっていますけども、ここの方々が、いわゆる離職をしたということで、そして年度当初、最初、採用時点で、通年雇用かと思っていたのですが私。しかし、これは途中退職ということで３５０万円を減額、賃金をしているということで、そこら辺の内容をちょっと教えていただけますか。以上、よろしくお願いします。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、工藤農林課長。

**○農林課長（工藤朗君）**　林議員からの不在村地主の関係での御質問ですが、２６年度不在村森林所有者に対するアンケート調査ということで､この部分につきましては、林業振興費の中で調査費用と言いましょうか、郵便等々を使いながら調査をしたところでございます。内容につきましては、調査対象、この部分につきましては、不在地主プラス施業をしていない方にもアンケート調査をしたところです。１４０名の方にアンケート調査をし、実際１２８名の方には、アンケート調査が届いているわけですが、アンケートに答えていただいた方が７１名ということで、回答率は約５５パーセント程度の回答率をみているところです。今回のこの事業につきましては、この中の不在地主の部分につきましては約１６名の方が流動化を望んでいるというようなことで、面積にいたしましては１２７.５ヘクタール、その部分でこの事業を展開していき

たいということで、事業内容につきましては、その方の持っている森林の林況調査、標準値も含めた林況調査、あと境界の確認だとか、隣接の方との確認、あと路網の関係、その森林にどのような経路を使いながら侵入できるのかだとかも含めて調査をして、その方々が流動化を望んでいるということでございますので、森林組合にこの事業を委託しようとは考えています。流動化ということでございますので、買い手の斡旋も含めた中で考えていきたいというような調査をしたいというように思っております。流動化でございますので、民民という関係もありますし、町有林の公有林化ということも想定しているところですが、２７年度予算には、まだその部分について反映をしていないところでございます。

あと、補正予算が１３９万円ということで、予算書の中では１３７万7,０００円ということで金額に差が生じていますが、その部分につきましては一般会計の中のほうで、ちょっと使う部分がございますので、その部分の金額の差が出たところでございます。以上です。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、川本企画振興課長。

**○企画振興課長（川本秀二君）**　お答えをさせていただきます。

まず、企業誘致の奨励事業の関係でございます。御承知のとおり双日北海道与志本林業さんが企業誘致をして本別工場を建設をしてございます。また、２６年４月に町内の方が起業立地をしてございます。運送業でございまして、これも企業誘致条例に該当いたしますので２件の対応ということになりますけども、まず、この奨励金には固定資産税と雇用の奨励金、及び設備投資に係る補助金、これは１回切りのものですけども、三つがありますけども、今回の中では、まず固定資産税につきましては、双日北海道さん分で、設備投資額が約２億５,０００万円ということでございまして、固定資産税が予定をしてございましたけど、過疎地域における課税免除が３年間、固定資産税のうちの約２３８万円ほど３年間免除されるという状況が出てまいりましたので、今回１６万7,０００円の固定資産税の部分で補助をしてございます。また、雇用奨励金でございますけども、当初２０名から２３名分の雇用ということでお話しを伺ってございました。この奨励金につきましては１年とおして働いている方に、町内の人は４０万円、町外で２０万円という形で制度化されてございますけども、実際に２７年１月現在で、１６名の方の雇用でございまして、なお、奨励金の対象につきましては、１年間継続して働いている方ということで、トータルで１３名になりまして、町内８名、町外５名とういことでございますので、ここの部分で大きく減額ということになります。また、設備投資の部分でいけば、双日さんについては前年度、補助をしてございますけど、ことし、運送会社の方が８パーセント、３８０万円ほど補助を出すということですから、トータルで当初予算１,３００万円ほどの予算計上をしてございましたけども、執行額が８００万円ということで、今回４８８万５,０００円の減額ということになりました。

それから、次の起業家支援でございますけども、ことしで３年目というふうになりますけども、２６年度におきまして、新しく事業を開始した方が５件いらっしゃいまして、当初、３件分と新商品開発分３件ということで１，０００万円予算計上してございましたけど、新しく事業を開始された方が５件ということになりましたので、また、新商品が１件ということで、その部分の増額分が３１８万８，０００円ということになります。また、繰り越しで地方創生の部分、２７年度事業分９９０万円を計上してございますので、合わせた金額が１，３０８万８，０００円という中身になります。以上です。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、能祖建設水道課長。

**○建設水道課長（能祖豊君）**　お答えをさせていただきます。

町の公園の管理につきましては、１０名の臨時職員で公園管理はやっていただいておりました。長年ある程度同じ顔触れでやってもらっていましたが、前年度の平成２５年度におきまして、双日与志本林業が操業開始をしまして、そちらに移行した人員がかなりの人数おりまして、１０名のうち６名が退職をされました。それで、２６年度当初におきましては、広報等で採用の募集をしましたが、基本的に採用が予定人員に達しなかった。４月からにつきましては、６名の臨時職員で作業をしております。４月、５月、６月、７月と毎月、広報で募集をかけて、５月からは８名、６月からは９名で作業をやっております。この間、６月に、就労センターの委託料ということで増額補正をさせていただきまして、一部、作業を委託料で賄ったところでございます。以上です。

**○議長（方川一郎君）**　林武君。

**○１１番（林武君）**　今、最後のとこなのですけども、都市計画の臨時の方々、今、就労センターに主にお願いをして就労センターから派遣されているというような話しもありましたけども、臨時職員として雇うときに、当初、４月から雇うときに通年雇用ではないのですか。あくまでも期間、季節的な雇用なのですか。そこを聞きたかったのです。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、能祖建設水道課長。

**○建設水道課長（能祖豊君）**　通年雇用ではございませんで、４月から１２月までの期間の臨時職員の雇用です。１月から３月につきましてはパートということで６名程度、除雪ですとか、そういう部分で就労させていただいております。以上です。

**○議長（方川一郎君）**　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　これで、歳出を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩宣告（午後　０時１７分）

再開宣告（午後　１時３０分）

**○議長（方川一郎君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、歳入に対する質疑を行います。

歳入は、一括とします。

９ページから２４ページまで。

ありませんか。

高橋利勝君。

**○９番（高橋利勝君）**　１４ページの１４款国庫支出金総務費国庫補助金は、今回の補正の大きな目玉であります地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金について、その性格について、お伺いをしたいと思います。地方創生というのは、今、政府は本格的にこれから取り組むということになっていますけども、今回の交付金については、緊急支援という意味でいうと、今年度限りというふうに受け止めていいのかどうか。ということは、今回の交付金に伴って幾つかの新規事業というのがあるわけですが、例えば交付金が今回で終わりということになれば、この新規事業というのは今後どうなっていくのかというのがちょっとあるので、そうではなくて、今後、地方創生の中で、こういう形の交付金ではなくてもこういった新規事業で出したことが補償されていくのかどうはわかりませんけども、その辺の関係について、お伺いをしたいと思います。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、川本企画振興課長。

**○企画振興課長（川本秀二君）**　お答えをさせていただきます。

今回の交付金の関係でございますけども、先ほど歳出のところでも御説明があったかと思いますけども、２本立てに分かれておりまして生活支援型と地域創生先行型ということでございます。二つ目の地方創生先行型というのは、実際には２８年度から５年間で、２７年度にビジョンを作成し、戦略を策定して、それに基づいて５年間、事業を執行していくわけですけども、後段の先行型につきましては、それを見込んだ中で今年度前倒しで取り組んでいくということでございますので、この部分については、今後、総合戦略、地方版をつくる中で、その中に事業を盛り込んでいきたいというふうに考えた中での今回の事業選択ということで、御理解いただければというふうに思います。

消費型の部分につきましては２７年度の部分というふうに御理解いただければと思います。以上です。

**○議長（方川一郎君）**　高橋利勝君。

**○９番（高橋利勝君）**　説明していただいているのだと思うのですが、ちょっと理解できなかったもので。先ほども言ったように、今回立ち上げで、今言うように今後４年間本格的にやるということなのですけど、全部で５年間ですよね。そうしたら今回立ち上げた部分は５年間はそのままずっといくということなのか、今回だけなのか、その辺を聞きたいということなのですが。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、川本企画振興課長。

**○企画振興課長（川本秀二君）**　お答えをさせていただきます。

今回、先行型で上げた事業１６本ございますけども、交付決定するのはあくまで国でございまして、その中身についてはこれから、今やっている最中でございますけども、その中で持っていけるものは持っていきたいという中の考え方で、こういう先行型に選んだという我々の考え方がございます。ですから、もうちょっと総合戦略の中できちんとした将来展望を含めた計画が必要になってまいりますので、その中に本事業も盛り込んで、ちゃんと５年間の計画を具体的に策定をしながら進めていきたいというふうに思ってございますので、今回は本当に緊急的な対応ということでございますけども、それを見込んで我々事業を今回入れたということでございまして、このあと、副町長のほうから詳細にあるかと思いますので。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、砂原副町長。

**○副町長（砂原勝君）**　私のほうから答弁をさせていただきます。

特に、財源含めて将来的にどうなっていくのかというのが非常に重要なとこだと考えています。とりあえず今、課長のほうから答弁をさせていただきました交付金事業というのは、基本的には今回だけなのですけども、事業の内容は２６年と２７年分と。それを網羅して今回補正を出しなさいということになっています。この先行の部分で未実施の分としては３００億円ほど残っておりますけども、この交付金は来年の１０月まで状況をみて、最終決定するということになっています。したがって今回の交付金は基本的には２６年、２７年分を今回の交付金でみると。そして２７年度、新規事業等いろいろ計画で出てきたときどうなるのだという問題が一つございます。国が今、説明しているのは、各省庁が基本的な事業執行権を持っているのです。各省庁で関連事業として７，０００億円ほど２７年度で持っているので、それを活用してくださいというのが一つです。それからもう一つは、地方財政計画に１兆円を国は積み上げました。ところが他方で５，０００億円ほど減らしていますから、差し引きしますと５，０００億円ほど地方財政計画でつけましたよと、実質。これを交付税で交付するのか、どうするのかという細かいところがまだ決まっておりません。したがって２７年度は、今の交付金のほかに地方財政計画で約５，０００億円、それは交付税か何かで交付すると。もう一つは各省庁で７，０００億円程度関連事業というのをやっていますから、それも活用してくださいというふうになっています。そして最終的に２８年以降は、新型交付金を、ここをもう少し充実していきますということをはっきり言っています。したがって、今の交付金が２６年、２７年につないで、２８年からはまた、いろんな計画の立案を見て、新型交付金がもう少し強化された中で動き出すのではないかととらえております。以上でございます。

**○議長（方川一郎君）**　高橋利勝君。

**○９番（高橋利勝君）**　大体流れはわかったのですが、例えば今回上がっている新規

の事業ですよね、これは調査、研究とかもありますよね、そして結果としてそれが好ましくないとかという、そういう結果が出るようなこともあり得るような気がするのですけど、そういう意味では、この新規に出された事業は、状況によっては今後継続していくものもあるし、いえば、これはちょっとということでやめるものもあるということ、そういう考え方でいいのかどうか。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、砂原副町長。

**○副町長（砂原勝君）**　今回、出された事業は、基本的には、ことしつくります総合戦略に位置づけをするということになっております。したがいまして、この戦略に位置づけすると５年間の事業になります。今回先行して調査、研究という事業も何本か入ってございますけども、これはなかなかもう具体的にこうするよと、だからマイタケであれば、もう生産に入るとか、そこまでの準備ができていないということで、まず調査、研究をして戦略計画のところでもう１回どうなのかという見直しが入るのかと考えております。そしてその中で５年間まだ継続して、内容的にいけるということであれば、実施に向けてどんどん進んでいくと。いずれにしても２８年からは、掲げた目標の検証作業が入ってきますから、その中でも予定どおりに進んでいないとすればいろいろと検証して見直しをかけていきなさいという内容になっていますから、そこでもどうなるかという問題が出てくる可能性があるということです。

**○議長（方川一郎君）**　ほかにありませんか。

林武君。

**○１１番（林武君）**　今の関連なのですけども、例えば、アンテナショップの運営委託というのがありますよね。これを事業者に委託するわけでしょう。そうすると継続ではない、これは新規でやるのですけども、５カ年の継続でないと、その受ける業者もいつ切られるかわからないということでは大変だと思うのです。その辺やはり、事業選択はしっかりしていると思うのですけども、やはりニーズというのですか、それらも踏まえて今後に向けてしっかりと、そういう事業もやるとすれば少なくとも５カ年は委託しますという形でないと、１年で、はい終わりですよとなったら、人員はそろえた、やることはしっかりやろうと思ってスタートしたのが、そこで切られてしまうということでは、やはり事業者としては大変だと思いますので、その辺、どのように考えておられるか。いわゆる事業がうまくいかなくて、この事業は必要ないと、もう。新規でやったけども、今回ね。だから必要ないとなったときに、次にどういう事業をするかというのは、これは選択いろいろあると思うのですのですけども、この委託する事業が、しなくてもいいという結論に達したときに、それではその事業者はどうなのかと。そこら辺ちょっと心配なものだから聞きたいのですけども、どう考えておられるか。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、砂原副町長。

**○副町長（砂原勝君）**　この戦略計画の中に、成果目標をどこに置くかによってもち

ょっとかわってくるのかと。事業者を１者、確保しますというとこまでに置くのか、そのあとツーステップとして、もっとその結果、地域の産業にここまで影響ある目標を持ちますと､そこまで持つかとか､そこにもちょっとよるのかなと思いますけども、基本的にはやはり継続性の問題というのが絶対出てくるだろうと考えておりまして、国は今の時点では、この交付金を５年ですけども、いきなりやめるというのは、やめますとははっきり言わない、言っていないのですね。だから恐らく何らかの形で継続の可能性はあるだろうと考えております。

それからもう一つ、その戦略計画で上げた事業を継続性を保つために各省庁の関連事業を補助事業の中に移行させていくというという方法が二つ目にちょっと考えられるのかなと考えています。そして、私どももそういう事業者を立ち上げて途中ですぐパンクするとかですね、そういう状況のことはさせないし、するべきだと考えていますから、戦略会議の中で、あるいは戦略計画の中で立てた事業については、そういう継続性も含めて、幅広く町民の皆さんとも議論していきたいなと考えております。

**○議長（方川一郎君）**　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　質疑なしと認めます。

これで、歳入を終わります。

次に、繰越明許費、債務負担行為補正及び地方債補正に対する質疑を行います。

５ページから８ページ。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第３号平成２６年度本別町一般会計補正予算（第１９回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第３号平成２６年度本別町一般会計補正予算（第１９回）については、原案のとおり可決されました。

報告いたします。

川本企画振興課長より、公務出張のため会議を早退する旨の申し出がありました。
これを許可しましたので報告しておきます。

---

**◎日程第７　議案第４号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第７　議案第４号平成２６年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第３回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

**○住民課長（千葉輝男君）**　議案第４号平成２６年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第３回）について提案内容の御説明を申し上げます。

今回の補正につきしては、事業終了及び交付金等の額の決定に伴う計数整理などが主な内容でございますが、歳出では受診件数の増により保険給付費のうち療養諸費を増額補正したほか、共同事業拠出金の額が確定したことによる減額補正を行ったところです。

歳入につきましては、国庫支出金につきましては、療養給付費等国庫負担分の交付額が決定されたこと、及び財政調整交付金が減額見込みとなることから減額補正をしたほか、共同事業交付金につきましては交付額が決定されたことにより増額補正を行っております。

歳入歳出の不足分につきましては、基金より繰り入れを行い調整をしております。

予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２１３万９,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３億３,９９４万５,０００円とする内容でございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

１３ページ、１４ページをお開きください。

２、歳出。

下段の２款保険給付費１項療養諸費１目一般被保険者療養給付費２,０００万円の増額は、受診件数等が当初予算で想定していたよりも増加する見込みのためのものです。

その下の２目退職被保険者等療養給付費７１０万円の減額は、退職被保険者の受診件数が当初予算より減少する見込みのため減額をするものです。

３目一般被保険者療養費１００万円の減額、及び４目退職被保険者等療養費３０万円の減額は、それぞれ当初見込みよりも請求件数が減少する見込みのため減額をするものです。

１５ページ、１６ページをお開きください。

上から２段目、２項高額療養費１目一般被保険者高額療養費１００万円の増額と、２目退職被保険者等高額療養費１５０万円の減額は決算見込によるものです。

その下の欄の４項出産育児諸費１目出産育児一時金１２６万円の減額は、当初１７名分を見込んでおりましたけども、決算見込により１４名分に減額したものです。

１７ページ、１８ページをお開きください。

一番下の欄、7款１項共同事業拠出金１目高額医療費拠出金４８４万3,０００円及び２目保険財政共同安定化事業拠出金５４８万6,０００円の減額は、それぞれの拠出金額について国保連合会より額が確定されたことによるものです。

１９ページ、２０ページをお開きください。

一番下の欄、８款保健事業費３項健康管理センター事業費１目施設管理費１１節需用費中、修繕料２２万1,０００円の増額は、健康管理センター内の暖房設備が老朽化により修繕が必要となったためのものでございます。

２１ページ、２２ページをお開きください。

一番下の欄、１０款諸支出金２項繰出金１目病院事業会計繰出金２３０万5,０００円の増額は、国保病院の直診運営特別費用及び医療機器整備分について特別調整交付金が増額されたことによるものでございます。

続きまして、歳入に入らせていただきます。

５ページ、６ページをお開きください。

１款１項国民健康保険税１目一般被保険者国民健康保険税９８３万円の増額及び２目退職被保険者等国民健康保険税１４５万8,０００円の減額は、それぞれ決算見込により補正をするものでございます。

その他国庫補助金、道支出金、交付金等につきましては、一定のルールに基づいて国及び道、国保連合会から、それぞれ額の確定がされたこと及び交付申請等による見込み額により補正を行ったものでございます。

１１ページ、１２ページをお開きください。

１０款繰入金２項１目基金繰入金3,３６５万円の補正は、財源不足額を保険給付費支払準備基金から繰り入れを行うものでございます。このことにより、基金残高は7,３４２万7,６１６円となります。

以上で、議案第４号平成２６年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第３回）について提案内容の説明とさせていただきます。

**○議長（方川一郎君）**　これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶものあり）

**○議長（方川一郎君）**　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第４号平成２６年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第３回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第４号平成２６年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第３回）については、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第８　議案第５号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第８　議案第５号平成２６年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

**○住民課長（千葉輝男君）**　議案第５号平成２６年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３回）について提案内容の説明を申し上げます。

今回の補正につきしては、事業終了に伴う計数整理などが主な内容でございます。

予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２６４万１，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億２，２４３万９，０００円とする内容でございます。

次に、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

５ページ、６ページをお開きください。

歳出につきましては、初めに申し上げましたとおり事業終了に伴う執行残等の計数整理となっておりまして、中段の欄、１款総務費２項１目徴収費１２節役務費５，０００円の増額は、口座振替等の手数料が不足する見込みのため予算措置をしたものです。

２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金１７４万円の減額は、広域連合より額の確定数値が示されたためのものであります。

続きまして、歳入に入らせていただきます。

３ページ、４ページをお開きください。

１款１項１目後期高齢者医療保険料、１節現年度分２７万１，０００円、２節滞納繰越分２万３，０００円の増額は、それぞれ決算見込により補正を行うものです。

３款繰入金１項他会計繰入金１目一般会計繰入金１節保険基盤安定繰入金１０８万１，０００円の減額は、額の確定により補正を行うもので、２節その他一般会計繰入金１８５万４，０００円の減額は、決算見込によるものでございます。

以上で、議案第５号平成２６年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３回）について提案内容の説明とさせていただきます。

**○議長（方川一郎君）**　これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第５号平成２６年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第５号平成２６年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３回）については、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第９　議案第６号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第９　議案第６号平成２６年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第５回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

吉井保健福祉課長。

**○保健福祉課長（吉井勝彦君）**　議案第６号平成２６年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第５回）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容は、最終的な介護サービス給付費の見込みと事業執行見込みによる調整であります。

予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４，５８９万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９億３，７１８万７，０００円 とするもので

あります。

それでは、歳出から事項別明細書により説明いたします。

９ページ、１０ページをお開きください。

歳出ですが、１款総務費１項総務管理費１目一般管理費１３節委託料３２８万４，０００円は、４月１日からの介護保険制度改正に伴うシステム改修のための増額であります。

２款保険給付費１項介護サービス諸費１目介護サービス給付費３，６３４万円の増額、次のページ、１１ページ、１２ページですが、３目高額介護サービス給付費４４７万２，０００円の増額、４目特定入所者介護サービス費２９５万円の増額は、それぞれ介護サービス給付費の見込みがふえるためで、介護サービスの利用増による影響であります。

その下、３款地域支援事業費１項１目介護予防事業費１４万４，０００円の減額、その下、２項包括的支援事業任意事業費１目包括的支援事業費１３万７，０００円の減額、２目任意事業費６万７，０００円の減額は、それぞれ執行見込みによる減額であります。

４款１項１目基金積立金の３万２，０００円の増額は、介護サービス事業所の過年度分の過誤調整により給付費の返納が発生しましたので、積み立てするものであります。

ページを戻りまして、５ページ、６ページをお開きください。

歳入ですが、１款１項介護保険料１目第１号被保険者介護保険料２６４万９，０００円の増額は、決算見込みによるものであります。

３款国庫支出金１項国庫負担金１目介護給付費国庫負担金７７７万５，０００円の増額は、国の内示額によるもので、その下、２項国庫補助金１目調整交付金３７万５，０００円の増額は、内示額によるものであります。

３目事業費補助金６４万１，０００円の増額は、事業執行見込みによる増額、４款１項支払基金交付金１目介護給付費交付金８６８万１，０００円の増額は、支払い基金内示額によるものであります。

５款道支出金１項道負担金１目介護給付費道負担金７７１万６，０００円の増額は、道の内示額によるもの。

次のページ、７ページ、８ページですが、２項財政安定化基金支出金１目交付金５１７万７，０００円の増額は、道の内示によるもの。

２目貸付金８３６万７，０００円の減額は、前年度繰越金及び財政安定化基金交付金の充当による調整であります。

７款繰入金１項他会計繰入金１目一般会計繰入金７６２万９，０００円の増額は、給付見込みによる調整。

その下、２項基金繰入金１目介護保険基金繰入金１，４３５万８，０００円の増額は、給付見込み額が増額になることによる調整であります。

なお、基金積立金の状況ですが、今回の補正額を合せて２，３４９万４，０００円を

全額取り崩し、給付費に充当する見込みであります。

以上で、歳入を終わらせていただき、４ページをお開きください。

第２表、繰越明許費でございます。

１款総務費１項総務管理費介護保険システム改修事業３２８万４,０００円は､本年４月１日からの介護保険制度改正に伴うもので、新年度においても改修等の調整が必要となることから翌年度に繰り越すものであります。

以上、平成２６年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第５回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出、繰越明許費一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから､議案第６号平成２６年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第５回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第６号平成２６年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第５回）については、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第１０　議案第７号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第１０　議案第７号平成２６年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第８回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩城老人ホーム所長。

**○老人ホーム所長（岩城幸宏君）**　議案第７号平成２６年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第８回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、サービス収入の見込みによる調整、人件費、賃金の調整、執行見込み及び執行残の係数整理が主な内容でございます。

それでは、予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１０８万５，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億７，１５２万１，０００円とするものであります。

それでは、事項別明細書により補正の主なものについて、歳出から説明させていただきます。

５ページ、６ページをお願いいたします。

１款介護サービス事業費１項１目施設介護サービス事業費３節職員手当等６５万９，０００円の減額は、執行見込みによる調整であります。

７節賃金３０万８，０００円の増額は、準職員賃金１６万３，０００円及び代替賃金３４万２，０００円の増額と執行見込みによる調整であります。

９節旅費６万３，０００円の減額は、執行見込みによる調整であります。

１１節需用費２７万４，０００円の減額は、消耗品の介護材料として６１万３，０００円の増額と光熱水費２２万７，０００円及び修繕料８万円の増額で、燃料費の減額１１９万４，０００円は、単価及び数量の減により執行見込みによる調整であります。

１２節役務費４万８，０００円の減額及び１３節委託料１８万６，０００円の減額は、執行見込みによる調整であります。

１８節備品購入費１３万円の増額は、調理事務用パソコンの老朽化及びＯＳ更新のため１台購入するものであります。

１９節負担金補助及び交付金６，０００円の増額は、各種会議等の研修受講料であります。

次に、２項１目居宅介護支援事業費９節旅費２，０００円の減額は、執行見込みにより減額するものであります。

次に、５ページ、６ページから７ページ、８ページに続きますが、１８節備品購入費４８万４，０００円の増額は、育児休業者復職に伴う事務用机及びパソコンの購入によるものと、介護保険改正に伴い対応するために居宅介護支援システムライセンスの導入によるものであります。

２目介護予防支援事業費９節旅費８，０００円の減額と１３節委託料２万７，０００円の減額は事業執行見込みによるものであります。

２８節繰出金７２万８，０００円の減額は、介護保険事業特別会計繰出金の減によるものであります。

次に、３ページ、４ページをお願いします。

歳入ですが、１款サービス収入１項１目介護給付費収入１節施設介護サービス費収入４３９万３，０００円の減額は、入所者の入院率の増によるものであります。

２節短期入所生活介護費収入４０９万４，０００円の減額は、短期入所生活介護利用者の減によるものであります。

３節居宅介護サービス計画費収入２５２万２，０００円と４節居宅予防支援サービス計画費収入７６万３，０００円の減額は、執行見込みにより調整するものであります。

２目１節施設介護利用者負担金収入１２８万８，０００円の減額は、入所者の入院率の増によるものであります。

２節短期入所生活介護利用者負担金収入１０５万５，０００円の減額は、短期入所生活介護利用者の減によるものであります。

４款繰入金１項他会計繰入金１目１節一般会計繰入金１，３０７万１，０００円の増額は、執行見込み調整に伴います補正でございます。

以上、平成２６年度介護サービス事業特別会計補正予算（第８回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第７号平成２６年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第８回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第７号平成２６年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第８回）については、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第１１　議案第８号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第１１　議案第８号平成２６年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第３回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

**○建設水道課長（能祖豊君）**　議案第８号平成２６年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第３回）について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１２６万７，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億２７６万８，０００円とする内容であります。

次に、事項別明細書により、主なものについて歳出から説明をいたします。

７ページ、８ページをお願いいたします。

１款１項簡易水道費１目一般管理費１１節需用費１１万６，０００円の増額は、在庫不足による納入通知書等の印刷によるものです。

２目維持修繕費１１節需用費５８万６，０００円の増額は、劣化により機能がままならない、勇足浄水場の配水池水位用警報設定器、美里別導水ポンプ場発電機冷却水ヒーター等を修繕するものです。

その他の補正は、事業費確定及び決算見込みによるものです。

５ページ、６ページにお戻りください。

歳入でありますが、２款１項使用料及び手数料１目水道使用料１節現年度分１３１万６，０００円の減額は、使用水量の減によるものです。

４款１項繰入金１目一般会計繰入金４４５万７，０００円の増額は、収支の調整によるものです。

７款１項町債１目簡易水道事業債４５０万円の減額は、事業費確定によるものです。

次に、４ページをお願いいたします。

第２表、地方債補正。１、変更。起債の目的、簡易水道事業、限度額１，５７０万円を１，１２０万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上、平成２６年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第３回）の提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第８号平成２６年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第３回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第８号平成２６年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第３回）については、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第１２　議案第９号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第１２　議案第９号平成２６年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第４回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

**○建設水道課長（能祖豊君）**　議案第９号平成２６年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第４回）について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ６０２万５，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億３，４２３万６，０００円とする内容であります。

次に、事項別明細書により主なものについて、歳出から説明させていただきます。

７ページ、８ページをお願いいたします。

１款総務費１項総務管理費１目一般管理費１１節需用費１９万３，０００円の増額は、在庫が不足したことから、検針お知らせ票、納入通知書を印刷するものです。

２項施設管理費２目処理場管理費１１節需用費９９万４，０００円の増額は、汚水処理薬品の在庫が不足したことによるものです。

１８節備品購入費２８万９，０００円の増額は、水質管理に使用する恒温乾燥機が故障により修繕に耐えられないため更新をするものです。

９ページ、１０ページをお願いいたします。

３款１項公債費２目利子３４３万９，０００円の減額は、借入実行による額の確定によるものです。

その他の補正は、事業費確定及び決算見込みによるものです。

５ページ、６ページにお戻りください。

歳入でありますが、２款使用料及び手数料１項使用料１目公共下水道使用料１節現年度分２５６万７，０００円の減額は、使用水量の減によるものです。

中段の４款１項繰入金１目一般会計繰入金２２３万９，０００円の減額は、収支の調整によるものです。

６款諸収入２項１目雑入６８万６，０００円の増額補正は、消費税額確定による消費

税還付金でございます。

４ページをお願いいたします。

第２表、地方債補正。１、変更。起債の目的、公共下水道整備事業、限度額４，８５０万円を４，７４０万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上、平成２６年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第４回）の提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第９号平成２６年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第４回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第９号平成２６年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第４回）については、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第１３　議案第１０号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第１３　議案第１０号平成２６年度本別町水道事業会計補正予算（第２回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

**○建設水道課長（能祖豊君）**　議案第１０号平成２６年度本別町水道事業会計補正予算（第２回）について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の１ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出。

第２条、平成２６年度本別町水道事業会計予算（以下「予算」という。）　第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する内容であります。

収入の１款水道事業収益１項営業収益を５２７万５，０００円減額補正し、２項営業外収益は６７４万５，０００円増額補正し、収入の総額を１億６，２０９万７，０００円とするものです。

支出の１款水道事業費１項営業費用は６０万１，０００円増額補正し、２項営業外費用は８６万９，０００円増額補正し、支出の総額を１億６，２０９万７，０００円とするものであります。

予算説明書により主なものについて説明させていただきます。

５ページ、６ページをお開きください。

収入の１款水道事業収益１項営業収益１目給水収益の５２９万４，０００円の減額は、使用水量の減によるものです。

２項営業外収益２目他会計補助金６７２万８，０００円の増額は収支の調整による一般会計補助金であります。

支出の１款水道事業費１項営業費用、次のページ、７ページ、８ページをお願いいたします。

４目総係費印刷製本費４５万９，０００円の増額は、在庫不足となった検針お知らせ票の印刷によるものです。

２項営業外費用、下段の２目消費税及び地方消費税１３２万４，０００円の増額は、確定見込によるものです。

１ページにお戻りください。

資本的収入及び支出。

第３条、予算第４条本文括弧書中４，３４４万７，０００円を４，２９２万５，０００円に、３，６４８万５，０００円を３，６４１万円１，０００円に、６９６万２，０００円を６５１万４，０００円にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の１款資本的収入では、事業費確定により１項企業債で５７０万円減額補正し、収入の総額を７，８２６万１，０００円とするものであります。

支出の１款資本的支出１項建設改良費は６２２万２，０００円減額補正し、支出の総額を１億２，１１８万６，０００円とするものです。

補正の内容は事業費の確定によるものです。

予算説明書の説明は省略させていただきます。

第４条、企業債でありますが、事業費が確定したことにより、予算第７条に定めた起債の限度額を次のように改めるものであります。

起債の目的。原水及び浄水施設整備事業の限度額３，５１０万円を３，３４０万円に、配水施設整備事業の限度額４，６９０万円を４，２９０万円に改めるものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

次のページ、２ページをお願いします。

第５条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でありますが、予算第１０条に定めた職員給与費を５万３，０００円増額補正し、３，８７８万７，０００円に改めるものであります。

以上、平成２６年度本別町水道事業会計補正予算(第２回)の提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　これから、質疑を行います。

質疑は、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出等一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第１０号平成２６年度本別町水道事業会計補正予算（第２回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第１０号平成２６年度本別町水道事業会計補正予算（第２回）については、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第１４　議案第１１号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第１４　議案第１１号平成２６年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第４回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

毛利国保病院事務長。

**○国保病院事務長（毛利俊夫君）**　議案第１１号平成２６年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第４回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益収支では、収益の決算見込み及び給与費、経費等の最終的な調整を行い、資本収支では、事業費確定に伴う調整が主な内容となっております。

補正予算書の１ページをお願いします。

第２条の収益的収入及び支出でありますが、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第１款病院事業収益第１項医業収益

を１，１８４万１，０００円減額、第２項医業外収益を７６１万６，０００円増額し、収益の合計を１２億５，４８３万２，０００円とするものでございます。

支出では、第１款病院事業費用第１項医業費用を３９５万８，０００円減額、第２項医業外費用を１０万９，０００円減額し、費用の合計を１４億１，８９８万１，０００円とするものでございます。

今回の補正によって、収益から費用を差し引いた純損失は１億６，４１４万９，０００円となりますが、現金を伴わない減価償却費等を差し引きますと単年度不良債務は発生しない見込みであります。

第３条の資本的収入及び支出でありますが、予算第４条本文括弧書き中、３，０５９万２，０００円を３，００９万８，０００円に、２，９６１万１，０００円を２，９３２万８，０００円に、９８万１，０００円を７７万円にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第１款資本的収入を１６万９，０００円減額し、７，３７９万６，０００円に、支出の第１款資本的支出を６６万３，０００円減額し、１億３８９万４，０００円とするものでございます。

次に、２ページになりますが、第４条、企業債については、予算第７条に定めた起債の限度額を次のように改めるもので、起債の目的、医療機械器具整備事業、限度額６３０万円を事業費の確定により５３０万円に変更するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

第５条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費を９万８，０００円増額し、７億６，６２６万６，０００円とするものでございます。

第６条、他会計からの補助金は、一時借入金支払利息を１０万９，０００円減額し、２万８，０００円に、退職手当組合事前納付金を５万７，０００円減額し、６４６万６，０００円に、基礎年金拠出金公的負担経費を６４万４，０００円増額し、１，６６０万４，０００円にそれぞれ改めるものでございます。

第７条、たな卸資産の購入限度額ですが、１億９，２０９万４，０００円を１億９，０５２万４，０００円に改めるものでございます。

次に、５ページ、６ページをお願いいたします。

補正予算説明書でありますが、収益的収入及び支出の収入では、１款病院事業収益１項医業収益１目入院収益２，０１５万４，０００円の減額、２目外来収益８１６万７，０００円の増額につきましては、上期の実績を勘案した１２月補正後の予算と対比いたしますと、入院では、１日平均患者数で２．２人減の４８．４人と予算見込みを下回り、一方、外来の１日平均患者数は２．２人増の２１７．９人となる状況から今回補正するものでございます。

補正後の数値を前年度決算と比較いたしますと、入院では１，５６２万４，０００円の減、外来では２，４５８万９，０００円の減で、入院、外来収益を合わせた減収見込み額は４，０２１万３，０００円となり、入院、外来収益の決算見込み総額は７億９，

６５２万４，０００円となる見込みでございます。

外来患者数の減少は、主に外科及び透析患者数の減少が影響しているものと考えております。

３目その他医業収益３節一般会計負担金３８５万８，０００円の増額、及び２項医業外収益２目他会計補助金４７万８，０００円、下の３目負担金交付金６００万円の増額については、入院、外来収益の状況を踏まえ、一般会計から繰入基準に基づき、繰り入れを行うものであります。

収益収支における繰入基準額は３億７，４５８万８，０００円でありますが、今回の補正による実質繰入額は３億６，８３３万６，０００円となり、前年度と比較すると５，１５８万２，０００円増の繰入額となりますが、本年度増の要因といたしましては、屋上防水補修経費４，０００万円を含んでおり、これを除いた繰入金の総額は昨年度に比べ１，０００万円程度の増となっているところでございます。

１段戻りまして、３目その他医業収益２節公衆衛生活動収益２１６万円の減は、インフルエンザワクチン接種者数の減が主なもの、４節委託料１５５万２，０００円の減は、ヒブ及び小児肺炎球菌ワクチン接種者数の減が主なものでございます。

一番下の２項医業外収益７目繰入金１１３万８，０００円の増額は、国保調整交付金の追加交付分を国保会計から繰り入れるものでございます。

次に、７ページ、８ページの支出でありますが、１款病院事業費用１項医業費用１目給与費３節賃金９５万８，０００円の減額は、臨時職員賃金などの最終見込みによるもの、６節期末勤勉手当引当金繰入額３７万９，０００円の増、及び７節法定福利費引当金繰入額６７万７，０００円の増は、人件費の決算見込みによる調整を図ったものでございます。

３目経費８節燃料費１５７万円の減額は、決算見込みによるもの、１３節賃借料２２１万５，０００円の減額は、主に在宅酸濃縮装置使用患者数の減によるものでございます。

１５節委託料１８５万円の減は、主に患者数減によるものでございます。

６目資産減耗費１節固定資除却費１２８万１，０００円の増額は、十二指腸ファイバースコープなど２２品目の医療機器の廃棄に伴う固定資産を除却するために、残存価格を計上するもの、２節たな卸資産減耗費６３万４，０００円は、使用期限切れとなった薬品等を廃棄するものでございます。

次に、９ページ、１０ページをお願いします。

資本的収入及び支出でありますが、収入では、１款資本的収入１項企業債１００万円の減、２項出資金１目他会計出資金８０万円の減、３項負担金１目他会計負担金４６万４，０００円の増は、いずれも事業費確定に伴い調整を行ったものでございます。

４項繰入金１目他会計繰入金１１６万７，０００円の増は、医療機械器具購入に要する経費に対する、国保調整交付金の追加交付分を国保会計から繰り入れるものでござ

います。

下の支出では、1款資本的支出1項建設改良費3目固定資産購入費６６万3,０００円の減額についても、事業費確定に伴う調整を行ったものでございます。

以上、平成２６年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第４回）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　これから、質疑を行います。

質疑は、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出等一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第１１号平成２６年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第４回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第１１号平成２６年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第４回）については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩宣告（午後　２時３７分）

再開宣告（午後　２時５０分）

**○議長（方川一郎君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

**◎日程第１５　平成２７年度町政執行方針・教育行政執行方針**

**○議長（方川一郎君）**　日程第１５　平成２７年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明を行います。

まず、町政執行方針について、髙橋町長、御登壇ください。

**○町長（髙橋正夫君）**〔登壇〕　平成２７年町議会第１回定例会の開会に当たりまして、新年度の町政執行に臨む基本的な考え方と施策の大綱について申し上げます。

私は、就任以来、まちづくりはひとづくりの町民参加による協働のまちづくりを基本理念に、そして、まちづくりの重点目標として協働で安心と活力と夢あふれるまちづくりを掲げ、元気で明るく温かく、そして豊かなまち ほんべつを目指し、町民の皆

様とのふれあいを大切に、町民生活に起点をおいたまちづくりを全力で進めてきたところであります。

この間、町民の皆様を初め、議員各位の御支援と御協力を賜り、住民に最も身近な基礎自治体として行政サービスの維持、向上を図り、創意と活力に満ちたまちづくりが推進できましたことに対し、改めて敬意を表し、深く感謝を申し上げる次第であります。

さらなる本別町の発展を目指して、全力を傾注してまいりますので、町民の皆様を初め議員各位の御支援、御協力をお願いをいたします。

まず、町政に臨む基本姿勢であります。

政府の経済見通しによれば、平成２７年度の我が国の経済は、緊急経済対策等に示された政策の推進や政労使の取り組み等により、雇用、所得環境が引き続き改善し、好循環がさらに進展するとともに堅調な民需に支えられた都市部では景気が緩やかに回復しているとしていますが、地方においてはその実感がなく、依然として景気の低迷が深刻化しており、今後の地方財政を取り巻く環境は、厳しい状況が続くものと思われます。

国の予算編成方針においても、民需主導の持続的な経済成長を促す施策の重点化を図り、無駄を最大限縮減した大胆な歳出の見直しとして、社会保障、社会資本整備、地方財政における歳出の抑制を掲げており、社会保障制度の見直しに加え、ＴＰＰ問題などが重なり、地域の産業や国民生活への影響が心配されるところであります。

地方財政対策では、本年度も通常収支分と東日本大震災分を区分して整理し、通常収支分については、地方創生、公共施設の老朽化対策、景気回復及びデフレ脱却を前提として、地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するとあります。

しかしながら、これを本町財政の視点で見ますと、地方交付税は、地方財政計画では前年度を下回り、町税収入の増加も見込めず、さらに国、道補助負担金の一般財源化や削減など歳入の確保が難しく、他方では、地域経済の活性化や雇用機会の創出、高齢、障がい、子育て支援を初めとする福祉、医療などの地方負担が増加し、行政需要に対する財源不足が生じるなど、厳しい状況にあります。

このような状況下において、政府は昨年１２月に、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び経済対策などを決定し、地方創生や地域経済の活性化に向けて本格的に取り組む姿勢を示しました。本町といたしましても人口減少の克服、地方創生の推進など喫緊の課題に対し国の取り組みと充分に連携し、自らの地域の将来は自ら決めるという決意を新たに、創意工夫し、地域の特性や可能性をしっかりと生かした地方創生に向け、全力でこの課題解決に取組んでいかなければならないと考えているところであります。

以上のことを踏まえ、平成２７年度の町政執行に当たっては、行財政改革の推進、中長期的視野に立った地方創生の取り組みなど、財政運営の安定を図りながら、地域

の活性化や諸課題を解決に向けた取り組みを推進し、新年度の予算編成に当たっても、第６次本別町総合計画を基調に、予算の重点化、効率化を図る中で、本別町の個性と元気が発揮、発信できるよう、あわせて、町民生活に密着した事業の確保と町民が夢と希望の持てる施策の展開を図りつつ、一方でできる限り有利な財源の確保など、将来に向けた財政基盤の確立にも配慮をしたところであります。

平成２７年度の主要な施策の推進の基本的な考え方であります。

生涯を通じて学び、夢と未来を育むまちづくり。まちづくりの主役であります町民の皆さんが、行政や各関係機関、団体などとの協働により、健康的で文化的な活力あふれる快適な生活を創造していくため、生涯学習によるまちづくりを推進してまいります。

特に、子どもたちが将来の夢や希望をしっかり描き、未来に大きな目標をもって生きていく心を育む環境づくりが求められていることから、家庭、学校、地域が融合し、大人と子どもが一緒になって日々学ぶ、ほんべつ学びの日宣言の理念のもと、関係機関・団体と連携を図りながら、四つの風事業の推進と教育環境の向上に努めてまいります。

さらに、第７次社会教育中期計画の三つの基本目標学びのための環境づくり、学びからの人づくり、学びをつうじてのネットワークづくりを社会教育の実践活動と位置づけ、次代を担う子どもたちから豊かな知恵と経験を備えた高齢者まで全ての町民がいきいきと活動できるよう、生涯各期における社会教育活動の充実に努めるとともに、学びの成果を日々の生活や地域活動などに生かすため、町民一人ひとりが主体的に学び続けることができる環境づくりに努めてまいります。

二つ目には、地域資源を活かした豊かなまちづくりであります。

農業は、本町の基幹産業として地域経済を支える大きな役割を果たしておりますが、円安等による国内経済の影響を受けるなど依然として厳しい状況にあります。このことから、今後も引き続き本町農業の持続的発展に向けて、安全で安心な農畜産物の安定供給と環境保全などの農業振興に努めてまいります。

そのために、担い手の育成、確保対策、鳥獣被害防止対策、土づくり事業、てん菜の作付振興対策及び新規作物の導入に向けての調査研究を継続してまいります。

次に、畜産振興につきましては、生乳の増産体制の確立のため、搾乳牛の導入及び育成牛預託事業により畜産経営の安定を図ってまいります。

農地の基盤整備につきましては、基盤整備事業を推進するとともに食料供給基盤強化対策事業に取り組み、受益者負担の軽減を図ってまいります。

また、多面的機能支払交付金を活用した地域共同作業によります、農地、農業用施設等の資源の保全管理と、農村環境の保全向上の取り組みを支援してまいります。

次に、林業の振興につきましては、造林未済地解消対策に取り組みますとともに、民有林の造林経費の軽減を図り、さらには担い手の育成、確保、町有林の整備に努め、

健全な森づくり及び循環型林業の構築を図ってまいります。

環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）につきましては、これまでに引き続きＴＰＰ参加断固反対の姿勢をオール本別で貫いてまいります。

次に、商工業につきましては、大変厳しい経済情勢でありますが、これまでに引き続き、地域資源や地域の特性を活かし、付加価値を高める取り組みとそれを担う人材育成に努めてまいります。

さらに、消費者にとって安心、安全で魅力ある商店街づくりを進め、商工業者と消費者が共有できる愛町購買意識の向上をめざしてまいります。

また、本別町企業誘致条例及び起業家支援要綱による新規開業や新分野での事業活動、工場等の新設、増設に対し、積極的な支援を行い、雇用の創出、安定化を図り、商工業の振興に努めてまいります。

次に、観光の振興につきましては、北海道横断自動車道の伸張により、十勝地域への交流人口が大幅に増加していることから、義経の里本別公園や道の駅などの観光施設の整備とあわせ、基幹産業を農業とする本別ならではの食など、魅力ある地域資源の整備、活用を図り、観光の振興に努めてまいります。

さらには、活力ある地域づくりを推進していくため、地域の豊かな資源や優位性などの魅力を積極的に発信し、交流人口の拡大や移住促進につなげていくことが必要であります。関係機関との連携を図りながら移住、観光など地域情報の提供を初め、各プロモーション活動とともに、インターネット、ケーブルテレビなどのメディアを最大限活用し、町の情報発信に努め、圏域外からの交流人口の誘引、移住、交流の促進に取り組んでいまいります。

三つ目は、ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくりであります。

本町の高齢者人口のピークは平成２９年度と見込んでおりますが、後期高齢者が今後も増加する超高齢社会を迎える中で、これまで参加、連帯、自立を理念とした健康長寿のまちづくり条例を基本に、町民参画による創造的な福祉施策に取り組んでまいりました。ともに支え合い、いつまでも安心して暮らせるまちを願い、町民の総意により宣言していただきました福祉でまちづくりを合言葉に、福祉サービス基盤整備、子育て支援や生きがいづくり、地域の見守りや日常生活支援など、地域住民、福祉団体、事業者、行政がそれぞれの役割を担い、重層した福祉サービスの充実に努めてまいります。

また､近年の社会経済環境の変化に伴い生活困窮者をめぐる問題が深刻化する中で、経済的困窮からの脱却、就労や社会参加など自立支援に向けた支援体制の整備などに向けて検討を進めてまいります。

さらに、悲惨な孤立死や社会的孤立などを防ぐ地域づくりを目指した在宅福祉ネットワーク活動への支援に努めますとともに、低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業を活用し、本別にふさわしい総合的な住まいと生活支援のあり方について検討を

進めてまいります。

災害時における避難行動要支援者への支援につきましては、新たな個別計画の作成を自治会や民生児童委員など、町民の皆様の御協力をいただきながら推進をしてまいります。

次に、児童福祉につきましては、子ども、子育て支援の施策を総合的に進め、子どもを産み育てやすい環境をつくりますとともに、子育てしやすいまちを目指し、新制度のもとで子ども施策を総合的、効率的に推進してまいります。

子育て支援の一環として第３子以降の利用者負担の無料化を継続いたします。さらに、子どもの健やかな成長のために、子育て支援の充実、幼児教育と保育の一体的な推進と総合的な子育て支援施策を進めてまいります。

高齢者福祉及び介護保険事業につきましては、新たに改定した第６期銀河福祉タウン計画に基づきまして、高齢者福祉施策の充実を図りますとともに、介護保険事業の安定した運営に努めるために、関係機関や町民の皆様と協力して推進をしてまいりたいと思います。

地域包括支援センターでは、本人の状態に応じた適切な支援により、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう医療、介護サービスや生活支援サービス、地域の見守り等切れ目のない支援体制の構築に努めてまいります。

また、認知症地域支援推進員や認知症サポート医による認知症の疑いのある方の早期診断、治療体制の充実を図りますとともに、高齢者の方々が活躍できる地域を目指し、介護予防、日常生活支援総合事業への移行に向けて関係機関と協議を進めてまいります。

権利擁護事業につきましては、社会福祉協議会と連携しながら、法人後見業務の取り組みや担い手の育成、町民からの各種相談や生活課題等に対応する、あんしんサポートセンターの運営に対する支援に努めてまいります。

次に、障がい者福祉につきましては、本別町障がい者福祉計画に基づき、住み慣れた地域でいきいきとした生活が送れるよう、各種障がい福祉サービスの相談支援やマネージメント体制の充実に努めますとともに、居住と就労の場の創設に向けた支援など生活の安心の拡大に向けて､町内ＮＰＯ法人や関係機関と協議を進めてまいります。

健康管理センターにつきましては、乳幼児期から高齢期まで、町民一人ひとりが健康の重要性を自覚し、全てのライフステージにおいて健やかに安心した生活が送れるよう各種検診事業の普及啓発に努め、受診率の向上を図りますとともに、特に生活習慣病の予防など健康づくりに必要な健康相談や保健指導を推進してまいります。

母子保健につきましては、安心して子どもを産み、育てられるよう妊婦一般健康診査の助成を継続しますとともに、特に妊娠期や乳幼児健診、産後の相談など母親への支援事業の充拡に努めてまいります。

成人保健につきましては、特定検診の受診者の拡大に努めますとともに、各種がん

検診につきましては新規受診者や未受診者に対する啓発に努め、受診者数の拡大を図りますとともに町民の健康づくりに努めてまいります。

心の健康づくり事業につきましては、月１回心理カウンセラーによる、心のほっと相談を継続するとともに、職域によるゲートキーパー研修会の開催など身近な相談者となる人材の育成に努め、町民の健康管理に努めてまいります。

老人ホームの運営につきましては、利用者のニーズや状態に合ったサービスを提供しますとともに、利用者の方々が持っている能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。

また、関連機関と連携を図り、サービスの質の向上を目指し、利用者、家族、地域に信頼される施設運営に努めてまいります。

老人ホームの改築につきましては､町民の皆様や関係団体等からいただいた御意見、要望等を踏まえながら、本別町地域包括ケア基盤整備検討委員会で、さらに検討を加え、基本構想をまとめてまいります。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、依然として厳しい財政運営でありますが、地域の経済状況、高齢者の負担増などを考慮いたしまして、本年度も税率改正は行わずに、基金の繰り入れなどで対応をしてまいりたいと思います。

後期高齢者医療特別会計につきましては、今後とも高齢者等にかかる医療制度の情報収集を続け、運営主体の広域連合と連携を図ってまいります。

次に、病院事業につきましては、中・長期計画を推進し、病床数６０床の維持や初期救急など現在の医療水準の確保を図り、周辺地域の拠点病院としての役割を担ってまいります。

病院事業会計の運営につきましては、引き続き医師、看護スタッフなどの確保を進め、外来患者及び病床稼働率の向上による収益確保を図りながら、材料費、維持管理費などの経費節減に努め、経営体質の強化に努めてまいります。

診療体制は、内科、外科の基礎診療科を中心に、医療機器の更新や病診連携など診療機能の充実を図り、１．５次医療として耳鼻咽喉科、眼科、泌尿器科など、町民の医療ニーズに応えた専門診療科の充実に努めますとともに、町民の皆様に病院運営に参画していただく活動を推進し、地域に開かれる、信頼される病院づくりに取り組んでまいります。

次に、防災対策につきましては、本別町食料・防災資機材備蓄計画により、年次的に食料、物資等の整備を行い、市街地に３カ所、勇足、仙美里、美里別地区にそれぞれ配備を進め、町民生活の安心、安全を確保しますとともに、自治会、関係機関を対象といたしました防災研修会等を開催し、風水害や地震、土砂災害などの各種災害に対し、防災意識の高揚を図ってまいります。

さらには、交通事故のない、犯罪のない明るく住みよいまちを目指して、関係機関の支援をいただきながら町民一人ひとりの防犯、交通安全意識の啓発に努めてまいり

ます。

四つ目の快適でやさしさのあるまちづくりであります。

安全で快適な生活環境の基本となります生活道路の整備は重要であり、本年度の町道整備につきましては、継続事業で９地区の道路改良、舗装工事及び橋梁長寿命化事業を実施してまいります。

また、交通手段を持たない町民の足を確保するために、ふるさと銀河線代替バス、生活維持路線バス、浦幌・本別線、太陽の丘循環バスや町有バスなどの公共交通機関の安定的な運行に努めてまいります。

次に、循環型地域社会の推進につきましては、太陽光などの再生可能エネルギーの推進や電力供給逼迫による省エネルギー対策が推進されてきております。本町といたしましては、今後も身近な自然エネルギーの活用を図り、新エネルギー、省エネルギー対策の普及活動を推進してまいります。

また、現在、進めております太陽光発電設置、高齢者住宅改修支援、資金の貸し出しへの助成や住宅改修などを総合的にまとめました仮称でありますが、住宅リフォーム制度の導入を図ってまいります。

次に、水道につきましては、町民生活や経済活動を支える施設として重要な役割を担っております。このため施設の整備や維持管理を計画的に進め、安全で良質な水を安定的に供給できるように努力をしてまいります。

下水道につきましては、施設の整備と維持管理に努め、水洗化の促進を図り、公共下水道区域外で実施しています浄化槽整備事業につきましても、引き続き事業の推進を図ってまいります。

公営住宅の整備につきましては、住環境の向上を図るために、本別町住宅政策推進計画に基づき実施してまいります。

公園緑地の整備につきましては、全道各地から観光客が訪れます義経の里本別公園を初め、その他の公園施設につきましても効率的な維持管理を行い、町民の憩いとふれあいの場としての快適な環境づくりに努めてまいります。

次に、ごみ処理事業の推進につきましては、地域、町民の皆様の御協力をいただき、資源集団回収事業を活発に取り組んでいただき、ごみの減量化や資源化を進めております。今後、より一層のリサイクル率の向上を目指してまいります。

また、近く埋立地が満了となる銀河クリーンセンターにかわる終末処理場の確保について検討を進めてまいります。

五つ目の町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくりであります。

地域コミュニティ意識が多様化する社会に対応するために、引き続き協働の視点で、町民の皆様や企業、団体、学校などと連携し、これまでに培ってきました町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくりを進めてまいります。あわせて、行政の持つ情報を積極的に公開し、町政の透明性、公平性に努めてまいります。

次に、行財政改革の推進につきましては、町民と行政の協働による新しい公共をテーマとした第４次行財政改革の推進並びに第５次行財政改革大綱及び推進計画の策定を図り、あらゆる事態にも対応できる体力のあるまちづくりを目指していきます。

次に、町民と行政が共に担う新しい公共をめざして進めてまいりました第４次行財政改革大綱及び推進計画が最終年となりますために、５年間の検証を図りますとともに、第５次大綱と推進計画の策定に向けて取り組んでいきます。

地方創生につきましては、庁内に設置をいたしました、本別町まち・ひと・しごと創生推進本部を中心に、町民の皆様や関係団体の意見を聞きながら本町における人口ビジョンや地方版総合戦略の策定を進めてまいります。

また､自分たちの町のことを自分たちで考えて決めていくという理念のもと､町民、議会、行政が連携をし町政を運営するために、自治体における仕組みの基本ルールを定めます自治基本条例の制定に向けた検討を引き続き進めてまいります。

次に、広域行政の推進につきましては、十勝の市町村と連携し、効率的で質の高い行政サービスの提供を図りますとともに、定住自立圏構想の取り組みを積極的に推進をするとともに、近隣市町村との多様な連携による交流人口の拡大と地域経済の活性化を目指してまいります。

さらに、消防の広域化につきましては、平成２８年４月１日のとかち広域消防の運用開始に向けとかち広域消防事務組合の設立が５月に予定されており、今後も、組合議会の開催、条例、規約等の制定、関係事務の整備等を行いますとともに、構成団体として、十勝圏域全体から信頼される消防体制の構築に向けた取り組みに参加してまいります。

本別町個性あるふるさとづくり寄付金につきましては、個性と魅力あるふるさとづくりを全国にＰＲし、寄付者に喜ばれる地元特産品を贈呈し、いただいた寄付金は、より一層有意義な運用を図ってまいります。

国際交流、地域間交流活動につきましては、その活動の効果は広範多岐に及ぶもので、日常とは異なる環境における体験活動をとおして豊かな感性を醸成するため、引き続き地域間交流活動を進めてまいります。

むすびになりますが、以上、平成２７年度の町政に臨む所信を申し上げました。

本町を取り巻く環境は一段と厳しさを増しておりますが、これまでと同様、町民の皆様と築いてきましたまちづくりの実績と信頼を大切に、まちを支える町民の皆様の頼もしい力をいただきながら、ともに学び 支えあい 活力のあるまちづくりを目指すとともに、地域資源を最大限活かした企業誘致、雇用の拡大に向けて全身全霊を傾け積極果敢に取り組んでまいる所存であります。

町民の皆様、町議会議員各位の一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げまして、執行方針とさせていただきます。

**○議長（方川一郎君）**　次に、教育行政執行方針について。

水谷教育委員長、御登壇ください。

**○教育委員長（水谷令子君）**〔登壇〕　平成２７年町議会第１回定例会の開会に当たり、教育行政執行方針について申し上げます。

近年、急速な少子高齢化による社会活力の低下や地方人口の減少など、社会情勢が激しく変化する中、地方教育行政における責任の明確化や首長との連携強化等を図るための地方教育行政制度の改革がなされ、本年４月から新しい教育委員会制度がスタートします。新たな教育委員会制度のもとにおいては、首長主宰による総合教育会議が設置され、大綱の策定など首長部局と連携して教育行政を推進していくことになりますが、本別の教育が大切にしてきたことを守りつつ、状況の変化に柔軟に対応しながら教育行政を執行する必要があります。

本別町教育委員会といたしましては、これらを背景とした教育を取り巻く社会情勢に対応しつつ、新たな課題認識に立って、学校教育と社会教育のさらなる充実に向け、関係機関、団体と連携を図りながら町民の皆様の信頼に応えるよう教育行政を推進してまいります。また、教育が未来を担う人材を育成する基盤であるとの認識の下、町民一人ひとりが生涯にわたって生きがいを持ち、いつでも、どこでも、誰もが学ぶ、生涯学習社会による協働のまちづくりの観点から、ほんべつ学びの日の充実に努めてまいります。

平成２７年度の教育行政を推進するに当たり、主な施策の基本的な考え方について申し上げます。

はじめに、学校教育の推進につきましては、全国学力、学習状況調査及び全国体力調査等の結果を分析し、確かな学力と体力の向上を図るための授業改善に努め、地域や保護者と連携を図りながら望ましい学習習慣、生活習慣の定着化を図ってまいります。

また、本年度の新たな取り組みとして、小学校から中学校への滑らかな接続を推進するための小中連携による授業や土曜日授業の実施に向けた取り組みを推進してまいります。

特別支援教育につきましては、引き続き町内全校に特別支援教育支援員を配置し、一人ひとりの子どもたちに応じた個別支援の充実に努めるほか、個別の教育支援計画の活用を促進してまいります。

いじめや不登校の根絶に向けた取り組みにつきましては、引き続き中学校にスクールカウンセラーを配置するほか、新たに配置する教育指導主幹の定期的な学校訪問などにより、未然防止や早期対応に向けた学校内の指導体制の充実に努めてまいります。

国際理解教育の推進につきましては、引き続き中学校に英語指導助手を配置し、生徒の実践的コミュニケーション能力の育成に努めるほか、小学校においては学習指導要領の全面改訂を見据えた対応をするため、英語に慣れ親しむ活動の拡充を図ってまいります。

教育環境の整備につきましては、児童に適切な学習を行うための教師用指導書や全小学校の校務用パソコンを更新するなど、児童生徒が興味、関心をもって学べる環境づくりに努めてまいります。

また、老朽化したスクールバス１台を更新するほか、地域住民等と連携し、登下校時の安全確保やパトロールの実施など、児童生徒の安全対策に引き続き取り組んでまいります。

また、耐震上、未使用となっていた本別中央小学校西側校舎は、安全を確保するため解体いたします。

本別高等学校への支援活動につきましては、中学卒業者数の増加が見込めないことから大変厳しい状況にありますが、２間口確保に向け、本別高等学校及び本別高校の教育を考える会と連携を図りながら、魅力ある学校づくりのための各種支援策を継続するとともに、近隣中学校を訪問して生徒及び保護者に直接、本別高等学校をアピールするなど、地域の高等学校としての存続活動を強化してまいります。

また、本年１月から一部提供している給食につきましても、本年度から全学年を対象に提供してまいります。

食育の推進につきましては、食の安全、安心を確保しながら、地産地消を基本とした地場産品を積極的に使用し、おいしくて喜ばれる栄養バランスのとれた学校給食を提供するほか、新たに栄養教諭を配置して食育の一層の推進に努めてまいります。

社会教育の推進につきましては、第７次本別町社会教育中期計画に基づき、町民が心豊かに生涯にわたり自己実現が図られるよう各種学習機会の提供や明るい地域社会の創造を目指してまいります。

昨年、開設した本別の魅力や地域の輝きを発見するためのほんべつ学講座につきましては、内容を充実させ、図書館や資料館と連携し、引き続き開設いたします。

また、学校支援地域本部事業や家庭教育支援事業等においても、学校、家庭、地域の御協力をいただきながら、より効果的な取り組みを進めてまいります。

本別・南三陸ふるさと交流研修会につきましては、今後も交流をとおして多くのリーダーを育て、両町の子どもたちの絆をさらに深めることができるよう推進してまいります。

公民館活動につきましては、町内の文化団体や地域に根づいた町民の創造的な芸術文化活動の活性化を図るため、文化祭、吹奏楽合同演奏会、音楽祭、民謡三味線発表会、舞踊祭、ロビー展等を開催するほか、成人を対象としたきらめき講座や子どもたちを対象とした工作教室など、公民館を拠点とした各種講座も引き続き開設してまいります。

また、町芸術文化事業振興会と連携して、ほんべつ寄席を企画し、町民の皆さんに大衆娯楽文化を楽しんでいただきます。

図書館につきましては、胎教からの読み聞かせの大切さを伝えるファーストブック

事業を継続するとともに、絵本作家を招いた本のまち夢づくり講演会、図書館こどもまつりを開催するなど、本の魅力と読書の楽しさをしっかりと伝えていきます。

また、本別高等学校への支援として、学校図書室の運営アドバイスやＰＯＰづくり講座を実施してまいります。

資料館では、戦後７０年を迎えるに当たり、７月１５日本別空襲を伝える特別展を開催し、昭和史最大の戦争被害となった広島原爆の実態を伝えるとともに、本町の鉄道の歴史を振り返るほんべつ鉄道物語企画展なども開催してまいります。

社会体育活動につきましては、あかげら少年団、健康づくり教室、チャレンジデー、義経の里スポーツフェスティバル等を引き続き開催し、町民の健康づくりやスポーツの振興、地域の活性化を図るための町民皆スポーツの推進に努めてまいります。

昨年度、整備が完了した太陽の丘野球場につきましては、７月オープンに向けての準備を進めており、記念事業として各種大会等の開催を計画しています。

本年度のスポーツ施設の整備につきましては、町民水泳プールの水槽改修、ふれあい多目的アリーナの防球ネットの設置、静山テニスコートのコート改修、町体育館のＬＥＤ照明改修等を行います。

以上、平成２７年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げました。

教育委員会といたしましては、本町の将来を担う子供たちが、心豊かにたくましく成長することができるよう、学校、家庭、地域と連携し、課題を共有しながら教育の質の向上を図るとともに、町民の皆様が芸術や文化、スポーツに親しみ、希望に満ちた暮らしとなりますよう効果的な施策を進めてまいりますので、町民の皆様を初め町議会議員の皆様の深い御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げ、平成２７年度教育行政執行方針といたします。

---

**◎散会宣言**

**○議長（方川一郎君）**　以上で、本日の日程は全部終了しました。

念のために申し上げます。

明日３月４日から９日までの６日間は休会であり、３月１０日午前１０時、再開であります。

これをもって、通知済みといたします。

なお、一般質問の通告は３月５日正午をもって締め切ります。質問のある方は締め切り時間厳守の上、提出願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣言（午後　３時２７分）

# 平成２７年本別町議会第１回定例会会議録（第２号）

平成２７年３月１０日（火曜日）　午前１０時００分開議

---

**○議事日程**

| | | |
|---|---|---|
| 日程第　１ | | 議会運営委員長報告 |
| 日程第　２ | 議案第３７号 | 議案第３７号平成２６年度本別町一般会計補正予算（第２０回）について |
| 日程第　３ | | 一般質問 |

---

**○会議に付した事件**

| | | |
|---|---|---|
| 日程第　１ | | 議会運営委員長報告 |
| 日程第　２ | 議案第３７号 | 議案第３７号平成２６年度本別町一般会計補正予算（第２０回）について |
| 日程第　３ | | 一般質問 |

---

**○出席議員（１２名）**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 議長 | １２番 | 方川一郎君 | 副議長 | １１番 | 林　武君 |
| | １番 | 矢部隆之君 | | ２番 | 藤田直美君 |
| | ３番 | 篠原義彦君 | | ４番 | 大住啓一君 |
| | ５番 | 山西二三夫君 | | ６番 | 黒山久男君 |
| | ７番 | 小笠原良美君 | | ８番 | 方川英一君 |
| | ９番 | 高橋利勝君 | | １０番 | 阿保静夫君 |

---

**○欠席議員（０名）**

---

**○説明のため出席した者の職氏名**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 髙橋正夫君 | 副町長 | 砂原　勝君 |
| 会計管理者 | 黒田　匡君 | 総務課長 | 大和田　収君 |
| 農林課長 | 工藤　朗君 | 保健福祉課長 | 吉井勝彦君 |
| 住民課長 | 千葉輝男君 | 子ども未来課長 | 井上松子君 |
| 建設水道課長 | 能祖　豊君 | 企画振興課長 | 川本秀二君 |
| 老人ホーム所長 | 岩城幸宏君 | 国保病院事務長 | 毛利俊夫君 |
| 総務課長補佐 | 三品正哉君 | 建設水道課長補佐 | 高橋　優君 |
| 教育委員長 | 水谷令子君 | 教育長 | 中野博文君 |
| 教育次長 | 佐々木基裕君 | 社会教育課長 | 安藤修一君 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 農業委員会会長 | 山　西　輝　美　君 | 農委事務局長 | 山　本　光　明　君 |
| 代表監査委員 | 畑　山　一　洋　君 | 選管事務局長 | 大和田　　収　君 |

---

**○職務のため議場に出席した者の職氏名**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事　務　局　長 | 鷲　巣　正　樹　君 | 総務担当主査 | 松　本　　恵　君 |
| 総務担当主任 | 塚　谷　直　人　君 | | |

**○議長（方川一郎君）**　開会前に、議会広報取材のため写真撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

開議宣告（午前１０時００分）

---

**◎開議宣告**

**○議長（方川一郎君）**　これから、本日の会議を開きます。

---

**◎日程第１　議会運営委員長報告**

**○議長（方川一郎君）**　日程第１　議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長小笠原良美君、御登壇ください。

**○議会運営委員長（小笠原良美君）**〔登壇〕　おはようございます。

報告いたします。

議会の運営に関する事項、意見書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに２件の提出がありました。農業委員会の組織見直しに関する意見書、ＴＰＰ交渉における国会決議の順守を求める意見書については、２０日の本会議で審議する取り運びを予定いたしました。

以上、報告といたします。

**○議長（方川一郎君）**　これで、報告済みといたします。

---

**◎日程第２　議案第３７号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第２　議案第３７号平成２６年度本別町一般会計補正予算(第２０回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

**○総務課長（大和田収君）**　議案第３７号平成２６年度本別町一般会計補正予算(第２０回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、この冬の降雪が多く除雪費の当初４回分を計上しておりましたが、先般の大雪により使い切ったため､今後の除雪対策のため､補正するものであります。

それでは、予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２１３万５,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６８億８,５５０万４,０００円とする内容であります。

３ページ、４ページをお願いいたします。

２、歳出でございますが、８款土木費、２項道路橋梁費、１目道路橋梁総務費１５万２,０００円、次の２目道路維持費１９８万３,０００円は、除雪対策費として２回

分を計上したものであります。

上段、１、歳入でありますが、１０款１項１目地方交付税２１３万５，０００円の増額は、歳出分を計上したものであります。

以上、平成２６年度本別町一般会計補正予算(第２０回)の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第３７号平成２６年度本別町一般会計補正予算(第２０回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第３７号平成２６年度本別町一般会計補正予算(第２０回)については、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第３　一般質問**

**○議長（方川一郎君）**　日程第３　一般質問を行います。

順次、発言を許します。

９番高橋利勝君。

**○９番（高橋利勝君）**　議長の許可をいただきましたので、通告をいたしました２問のうち、戦後７０年を迎えるに当たってについては、この場での質問を保留いたしまして、１問目の第６期介護保険事業計画について質問させていただきます。

本年１月１日より、第６期介護保険事業計画がスタートします。そこで、以下の２点について伺います。

介護保険事業計画の見直しに当たって、町民の皆さんが関心を示す一つとして第１号被保険者の介護保険料が幾らになるかということであると思っています。

さきの議員協議会の説明では、本別町の第１号被保険者の介護保険料は月額基準額

５,７７０円となり、第５期との比較で１,４００円の引き上げになると説明がありました。

これは、十勝管内で比較すると月額で最高額の大樹町より３０円低い第２位、引き上げ額でも陸別町に次いで２位となります。本来なら、保険料の大幅な引き上げに対しては保険料抑制のための対策がとられなければならないと思いますが、今回の見直しに当たっては保険料抑制の対策をとることができず、逆に北海道安定基金からの借入金が負荷されることになっています。

改めて保険料抑制に至らなかった経緯と借入金の経緯についてお伺いをします。

次に、政府は２７年４月からサービス評価の適正化と称して介護報酬の４.４パーセントを引き下げ、介護職員の処遇改善加算の拡充で１.６５パーセント、中重度者の要介護者に対する良好なサービスを提供する事業、主に認知症対策とも言われていますが、０.５６パーセントを加算することから、実質、２.２７パーセントの引き下げが行われます。

この引き下げの背景には、介護サービス提供事業者の利益は８パーセント程度で、他の中小企業の約２パーセントを上回るとして、当初は４パーセント程度の引き上げを主張していましたが、反発が強まり２.２パーセントに落ち着いたと言われております。

しかし、事業者にとっては減収になるマイナス改定となることは変わりなく、経営の悪化や介護以外の職員の賃金を引き下げたり、雇用そのものを減らしたりする事業者が出る恐れがあるのではという指摘があります。

本町における介護サービス提供事業者は、政府が指摘するような利益率を上げているとは思えず、経営に悪影響を及ぼすのではと懸念しています。町としてはどのように受けとめているか伺います。

また、悪影響に及んだときは、何らかの対応をとる考えはないか伺います。

以上、お伺いをいたします。

**○議長（方川一郎君）**　髙橋町長。

**○町長（髙橋正夫君）**〔登壇〕　高橋利勝議員の第６期介護保険事業計画の質問についての答弁をさせていただきます。

最初に、第６期の介護保険事業計画の策定に当たりまして、団塊の世代が７５歳以上になり、後期高齢者となる２０２５年度を見据えた計画における最初の計画ということで、これが第６期、平成２７年から２９年の３年の計画となります。

住民基本台帳人口をもとにした人口推計でありますが、平成２９年から３０年、これの高齢者の人口のピークは２,８８３人を迎え、その後は緩やかに減少に転じます。

介護を取得する方がふえる７５歳以上、後期高齢者人口のピークでありますが、１０年後の平成３７年が１,５９０人で高齢化率は、総人口の減少に伴い上昇するものと推計をしているところであります。

まず、御質問の１点目の第１問の被保険者の介護保険料の月額基準額が５,７７０円になることに伴う保険料抑制についての経緯でありますけれども、第５期の計画におきまして、在宅施設サービス費が増加をいたしました。

平成２４年度は７億７,９００万円でしたが、平成２６年度末では８億４,８００万円となる見込みであります。今後も認定者数とサービス利用料の増加が見込まれますことから、第６期計画における３年間の給付額の合計を２６億１,７００万円と見込んでいるところであります。

給付額の策定に当たりましては、人口推計の年代別、第１号の保険者数から認定者数を平成２６年４９１人に対し、平成２９年には５２５人と見込んでおりまして、受給率、サービスごとの利用料の実績など踏まえまして、必要量を推計しているところであります。

また制度改正によりますと、保険料率が２１パーセントから２２パーセントに変更され、介護報酬が２.２７パーセントの引き下げ、北海道財政安定基金償還によります影響額などを算出して、現行の保険料の基準額は月額４,３７０円から、第６期の計画においては５,７７２円に見直しをしたところであります。

今回の保険料の所得別階層の国の基準の見直しも行われていますが、非課税層は基準月額の引き上げにより、負担増抑制のための保険料基準額に対する割合は、現行の率のままとしました。

課税層につきましては、新たな段階や割合を設定するなど、国に準じながら、町独自の保険料の段階を設定しています。

また、消費税を財源とした保険料の軽減措置を行う仕組みが設けられ、当初は第１段階が０.３、新第２段階が０.５、新第３段階が０.７の軽減措置を予定しておりましたけれども、消費税率が１０パーセントが先送りになりましたことから、平成２７年４月からは、新第１段階の０.４５のみで、完全実施は平成２９年の４月からとなるところであります。

なお、平成２７年４月からの軽減措置につきましては、国の介護保険法の施行令が告示されました時点で、直近の議会におきまして町の介護保険条例の一部改正を提案させていただくこととなります。

施行を４月１日に遡及し、実施をしていきたいということであります。

２点目の介護報酬の２.２７パーセント引き下げで、その一方で介護職員の賃金を１人当たり平均月額１万２,０００円アップさせることによる、町内事業者の状況についての考え方でありますが、今回の介護報酬の改定は２.２７パーセントの減となりまして、内容は介護職員の給与月額、１人当たり１万２,０００円相当アップして、１.６５パーセントの増。介護職員の処遇改善の加算の拡充、また、サービスの基本報酬、加算単価の見直しとして３.９２パーセントを減額します。サービスの単価の適正化が４.４８パーセントの減、中重度質問にありましたように、中重度者の対応の強化とし

て０.５６パーセントの増となっているところであります。

介護職員の処遇改善につきましては、町内の事業者においてはこれまでも厳しい状況の中で自助努力をされてきているものと考えておりまして、今回の平均月額１万２，０００円を引き上げることにつきましては、それぞれ事業所の事情により対応が異なる場合もあると考えておりますが、これにより少しでも介護職員の雇用の安定と職員個々のモチベーションの高揚につながればと期待しているところでありますが、しかしながらサービス報酬の単価の減は事業所の収入にも影響を与えるものでありまして、介護サービス事業者にとりましては厳しい経営が求められるのではないかと考えているところであります。

また、これらが現実となった場合にどういう支援策かという御質問でありますが、それぞれの事業所の努力によるところでありまして、直接の支援ということについてはなかなか私どもの中では過去も現在も直接の支援は厳しいものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（方川一郎君）**　高橋利勝君。

**○９番（高橋利勝君）**　再質問をさせていただきます。

まず、最初の介護保険料ですが、介護保険制度自体がサービス料等が多く提供すれば、それだけ介護保険料が上がるという介護保険制度そのものが問題であるということが基本的にあるわけですけれども、今、お話にありましたように本別町においては在宅介護の施設の設置ということで、私もこのことについてはそれぞれ勇足地区、仙美里地区にその中心となる福祉の施設ができたということ、または地域で高齢者の見守り活動とかやっていますと家族介護、在宅の家族介護、あるいは地域の見守りというのが大変ですから、そのサポートをする意味で施設が整備されたということについては、私も大変、評価をしているところです。

ただ、先日の新聞にも出ていましたけれども、この介護保険料、基本的にはそれぞれ町村独自の金額ということですが、今回は非常に差が出る結果となっております。

それで、先ほど言いましたように本別は上からそれぞれ２位ということですが、例えば介護保険料の増減額、町村によってはゼロのところもありますし、介護保険料が一番安いところは３,１００円という、非常にそういう意味ではその町村によって違うということがあるわけですけれども、今、お話しがありましたように、高齢化に伴う給付料の増とか、さらに制度の改正とかということになっていますと、そういう背景というのはどの町村も同じだと思うわけですから、なぜこのような差が出るのかというのは、これは町民の方はこの記事を見てやはり疑問を持つものだと思いますので、その辺について改めてこういった形になった経過についてまずはお伺いをしたいと思います。

それと、介護保険料を決めるに当たっては、その資料もいただきましたけれども、給付額というのが大変、重要なことになるわけですが、第５期の計画、第６期の計画、

先日、説明をいただきましたけれども、これ私の認識がちょっとどうなのかというのがあるのですが、改めて確認をしたいのは第５期の計画では平成２４年度の見込み額が既に初年度で、平成２６年度の見込み額を上回る結果になっています。

それで、果たしてその計画とその給付額の計画の差というのは、どういう経過というふうに受けとめていいのかということと、第６期ですが、実は平成２７年度と平成２８年度は３００万円ぐらいの差しかありません。基準で、計画の中では。

それで、これは先ほど言ったようにこれから団塊の世代が高齢化になるというような、いろいろなこともあって、そういう意味では給付額というのはふえていくのではないかというふうに思っているのですが、この３００万円しかないというのは考え方としてどういう経過でそういうふうになったのかお伺いをしたいと思います。

それともう一つは、町民のニーズの問題があると思います。この保険料に対して、やはりどう町民が受けとめるかということですが、これまで計画の中ではそれぞれアンケート調査を行って、介護保険料のアンケート調査も行っています。それで、第６期の計画で、このアンケート調査の結果、大きくいくと３項目だと思うのですが、ある程度、お金がかかってもサービスを充実すべきだという意見と、従来どおりと、保険料が低いため、サービスが低くなっても仕方がないような、何かそういう３点がありますけれども、今回の計画のアンケートの中では、その点についてはどういう中身になっているのかお伺いをしたいと思います。

それと、２点目でありますけれども、今回の引き下げの中でも介護職員の賃金のいわゆる１万２,０００円ということが言われていますが、今の答弁ですと、なかなかそれも厳しいということですけれども、現状でいうと介護職員の賃金が低いということは現実でありますから、やはりこの１万２,０００円の１.６パーセントの報酬分をやはり着実に職員の方にそういった形で示せるような、提供できるような形というのは私は大事だと思いますが、その一方で経営の問題がありますから、なかなかはっきりしたことは言えませんけれども、その点についてこれはちょっと仕組みとしてわからないのは、国が１万２,０００円ということで言っていますけれども、それをきちんとそういう事業所が対応したかどうかという、そういうチェックとか、そういうことがあるのかどうか、また、そういった把握を行政としてするというか、そういう方向性があるのかお伺いをしたいと思います。

あとは、事業所が厳しくて対応が大変だということでありますけれども、なかなかそういう方法、システムにはなっていないということですが、そこでお聞きしたいのは、予算でいわゆる介護職員の人材育成ということで、資格取得の助成というのを今回、提案しています。

それで、お聞きしたいことは、例えば働いている職員がこの資格を取ることによって給与ですか、それが上がるのかどうか、またそういった資格を取った人が多く配置されることによって介護報酬というのは上がらないのかどうか、その点についてお伺

いをしたいと思います。

以上、お伺いをいたします。

**○議長（方川一郎君）**　髙橋町長。

**○町長（髙橋正夫君）**　再質問の答弁をさせていただきますが、ちょっとたくさんありますので、もし答弁が行き届かないところがありましたら、また御指摘いただきたいと思いますが､数字など含めては実態は担当のほうから答弁させていただきますが、この介護保険料が上がるということと、また軽減策ということですが、属に第１号保険者５,７７０円になったというのは、担当のほうからも説明させますけれども、前回のときには２,０００万円の基金と、それから北海道から８００万円ですかね、これらを対応して軽減をしました。本来だったら、ここも本当は上がっていたのですが、でもなるべく下げようということで下げました。

今回、その償還の部分入りました。さらに使用量ふえました。何度か説明していますけれども、本町は老人ホームはこれ以上使わせないよという国の方針の中で、リハビリをして３カ月、６カ月で在宅という施行で、それでグループホームだとか、それから老健施設、こういうのができました。でも、現実はそこも含めてこの特養化しているというのが現状でありまして､それで我が本別町の特養化になった､今まで養護、特養含めての定数とさらにアメニティーが８０床、さらにまたグループホームや小規模は通所ですから、そんなにないですけれども、それら含めて非常に在宅の部分のウエートが高いと、こういうことでそれは利用料含めて介護保険料が格段にこのサービス料として、この金額がふえていくと、これをそれぞれ割り返していくとこういうことになっていく。

第２の国保にさせないというのが、この介護保険のスタートでありますから、ですから横持ちは、横持ちという言い方はあれですけれども、例えば一般会計なら補填するだとか、どこかの会計からそこを補填して軽減をさせるとかという、そういう制度の仕組みになっていないのですね。唯一、基金を借り入れると、資金が間に合わないときは借り入れると、こういう制度になったものですから、一切、ほかから入るようになっていない。

要するに真水で介護のサービスを受けたことについては、それをそのまま利用料を含めて、介護保険料に影響すると、こういう仕組みになっているものですから、このような結果になってくるということで、何度か説明をさせていただいて、町民の皆さんにもここは理解をいただいているところですが、それでもアンケートをとりますと多少は料金が上がってもそのサービスを充実をしてほしいというのがありますが、やはり圧倒的に多いのは、サービスはもっともっと上げてもらってもいいけれども、保険料は余り上げないでほしいというのは、これは当たりまえとしての願いだというふうに思うのですが、そういう結果はずっと出ています。

それでも、現実はやはりこれだけ高齢化になって、また核家族化になって、そして

なかなか在宅というのは厳しいと、そういう意味では施設の要望が非常に強いということでありまして、本町の施設で利用ができない場合は、それぞれ事前にというのですか、元気なうちにいって、そういうまたは有料だとか、また介護つきだとか、町外に施設の居住を求めていく、そういう住民の方も数多くあらわれてきていると、このような状態でありますから、国の方針の在宅から在宅重視というところから、残念ながら本町はこういう気象条件などなど含めても、現実は施設介護がやはり一番の安心のよりどころだと、こういうことになっているものですから、そういう面では町村間の差というのですか、その介護保険のばらつきというのは非常に多いということであります。

極端に言うと、余りサービスがなければ保険料は安いというのは、これは当たり前のことですから、それだけ充実すれば充実するほど保険料が高くなる、でも高くなった中でも、計算をしましたけれども、低所得者層と言われる部分については国の基準よりさらに安く設定をしようと、それから課税世帯でも高額と言われる一定の収入以上の人も、それはあくまで国の基準のところで何とか収める、そういうような努力をさせていただきながら平均として５,７７０円から低所得者の人はさらにまた、ある程度、収入のある人に負担をしていただくけれども、低所得者の人はなるべく負担をさせない、国の基準以下に抑える、このようなそれぞれ努力もさせていただきながら、今回の保険料になったということでありまして、当初、本当にざっと計算したときは６,０００円を超えるのではないかというぐらいな、そのようなことでありましたけれども、何とかこれら含めて、少しでも影響額を少なくしようということの中の努力がこういう結果になったことでありまして、それらの団塊層のこの基準額も担当のほうから答弁させていただきたいと思っております。

それからアンケートの部分、今言ったとおりでありまして、それから施設の職員の１万２,０００円アップですが、これは実態を把握するのかということでありますが、前回もあったのですけれども、これは細かく本当に言っているか言っていないかということではなくて、本当にどのように反映されているかということは、これは町内の事業含めていろいろ連携していますから、それは把握するというか、その実態をよくつかんでいます。そういうことも含めて、本当に民間事業者は職員の処遇改善については非常に意を払って、その処遇をしているというのは当然であります。

ただ、町のほうについて、同じ介護保険事業者としても職員の給与評定ありますし、それぞれのことがありますから、この一般的に言われている１万２,０００円をポンと上乗せするということではなかなかそうなりません。また、こんなに差がつきますから、そこはまた別に考えていただいて、事業者、でも事業者御質問にありますように、私どもも事業者のお話を聞いてもらっていますけれども非常に厳しいと、この２.２７パーセントといっても、実質はやはり４.数パーセントになると、１日にしたら１人当たり何十円という金額が減額されていくと、それが人数によってですから、例えばグ

ループホームをやられている方が御家族含めてこれから高齢化の対応も含めて、在宅志向が多いということで申し込みがある、いろいろたくさん来ている、もう１ユニットふやす本当は計画ということで、私どももそんな支援をさせていただくような話をしていたのですが、この改定が出てからそれらも当面、見送らざるを得ないと、それは例えば資金繰りを求めて、金融機関などの協力をいただいて支援をしていくと、とてもこの介護報酬ではこれからの投資額も支払いがなかなか厳しいと、それと処遇の問題など含めても全額が職員に反映するということもなかなか厳しいかもしれないけれども、でもできる限りそこは、その方向に向かって処遇の改善をというか、手厚くその処遇をしなければならないなど含めると、非常に施設運営そのものが本当に難しくなるというようなことも含めて、実態をよく聞かせていただいたところですが、直接、私ども厳しくなった、報酬が少なくなったからそこを補填するということはもちろんできませんけれども、ただ、それぞれのいろいろな予算の仕組みなど捉えながら活用して､例えば備品の購入の助成をするとか､スプリンクラーの助成をするだとか、そういういろいろ施設の上でのできる限りの可能なサービスの支援をしていくと、こういうことの中でさせていただいていますから、それぞれ大きな施設については町の誘致ということも含めて、初期のイニシャルコストの負担を含めてやってきているという状況でありまして、福祉協議会などはそれぞれ運営も含めて相当のこれらも本当にスクラム組んでやらなければならない施設ですから、それぞれの事業者含めて、できる限りの支援をさせていただきながらこの運営にしていっているということでありまして、どこの施設も厳しい状況でまさか施設がやっていけないことになると大変なことですから、それらは本当にわずかかもしれませんが、できる限りの支援策はいろいろ知恵を絞って講じながら、それぞれこれからもずっと経営をしていただける、そのような環境をつくっていくということは、今後とも進めていきたいなというふうに思っています。

あとは２７年、２８年の３００万円とかどのような計画であるかということなど含めては、数字的なものを含めては担当のほうから答えさせていただきますが、大枠の御質問の保険料が何で上がるのか、自治体間の格差など含めては、それからアンケート、それから施設の１万2,０００円のアップ、またこれが正しく支給されているかなどの実態の把握ということでありますので、これらも含めて答弁させていただきました。

最後に、御質問ありましたようにそれぞれ資格取得のそれぞれの支援の関係がありました。資格の部分については予算にも載せておりますけれども、介護人材の確保ということがやはり今、急務でありますから、なかなかこれは地方創生も含めて、十勝も自治体間で力合わせて要請する学校、広域的な連携も含めて地方創生の中で何とか授業料もそれから要請の部分を確保しようというようなことで連携をして、今、方策を始めているところですが、帯広の音更の両方の養成学校、これ非常に生徒数が激減

しているというふうな実態でありまして、これでは幾ら在宅でも、ヘルパーさん方、介護士含めて、とても十勝管内ではニーズに応えきれないなど含めて、やはり人材が必要だということでありまして、それぞれ本町としてもこれらの部分については、例えば住宅が、ほかの町から来ていても、その収入に合ったというか、生活に余り影響のあるような、高額の住宅というのはなかなか住みづらいところでありまして、できる限り支えてくれる民間のその事業者の職員の皆さん方に利用してもらえるような住宅ということで、議会の議決もいただいて、旧道の住宅を買い取って、改修して、またこれらは使用していく場合。

それからまた、資格についても、これは１人当たりの養成については上限の半分ということで５万円の負担の支援をさせていただいて、それで資格取得に頑張ってもらうと、このようなことで進めさせてということになりますので、特に介護福祉士の資格、さらにまた試験にかかわる研修、これについても一部、また補助をさせていただきながら、介護の人材確保についてはしっかりと町の中で定着していく介護のマンパワーを確保していく、このようなことで進めさせていただきますので、どの施設も含めて、先ほどもおっしゃいましたけれども、本当に町がやるのも民間の人にもやっていただく、これ本当にスクラム組んで、町一体としてやっていかなければならないという、そういう関係でありますので、これからもその連携をしっかりとらせていただきながら、必要な政策、支援は本当に十分とはいかないかもしれませんが、それぞれ知恵を絞りながら連携してやっていきたいと、こう思っておりますので御理解いただきたいと思います。

以上です。

**○議長（方川一郎君）**　吉井保健福祉課長。

**○保健福祉課長（吉井勝彦君）**　お答えをいたします。

今回の１,４００円引き上げられた中身ですけれども、まず第５期計画のときには保険料の月額基準枠が４,３７０円ということで、これは保険料の抑制を図るために本別町介護保険基金から２,０００万円を取り崩し、さらに北海道財政安定化基金からの交付金７６０万円を充当し３１０円の抑制を図っております。

今回の関係では、まず第１号被保険者の保険料負担割合の変更が２１パーセントから２２パーセントに変更になったこと、これが２５５円の増になります。二つ目に介護報酬の改定分、２.２７パーセントの引き下げということで、これは逆に１０３円の減になります。

同じく制度改正の部分で、２７年８月から実施される分ですけれども、一定以上所得者の利用者負担の見直しの分として、これまで一律１割から単身の場合、合計所得１６０万円以上で、年金収入プラスその他の合計所得金額が単身で２８０万円、２人以上世帯で３６０万円以上の方となる場合は２割となります。

もう一つは、低所得者の施設利用の食費、居住費の軽減事業の見直し分として、特

別養護老人ホーム、老人保健施設などの施設入所等にかかる費用のうち、食費と居住費は原則自己負担ですけれども、非課税に概要する利用者は軽減措置が設けられるということで、これらの二つの制度による分として６６円減額になりますけれども、介護保険事業費、給付費なのですけれども、これが第５期計画の給付費のときには２２億４,７００万円でしたけれども、第６期計画では２６億１,７００万円ということで、給付費の増額が８２２円の増となっております。

北海道財政安定化基金の償還金、これは第５期のときに北海道安定化基金から１,７１２万４,０００円、給付費の不足見込まれましたので借り入れを行っております。この分が１８２円ということで、これらを差し引きすると合計では１,４００円の増額ということになります。

二つ目の３００万円の差ということなのですけれども、これは先ほども言いましたように２割負担が補足給付が出てきます。７００万円、その影響額がここにあらわれている。あらわれて、この差となっております。

町民ニーズのアンケートですけれども、昨年３月に実施しましたアンケートですけれども、サービスは２,２１３人の回答を得ていますけれども、その中の回答としてはサービス料がふえると介護保険料についてどのように思いますかということで、サービスは現状程度というのが３１.６パーセント、７００人、それから保険料が高くなっても、サービスの質の充実１６パーセント、３５４人、サービス料は少なくても保険料が安いほうがいいという方が同じく１６パーセントで３５４人いらっしゃいました。

あと、事業所の関係で資格取ったときには、加算措置があります。給料のほうはちょっと僕、わかりませんけれども、施設の事業所としてはサービス提供の体制強化の加算ということで有資格者がいれば、加算措置がされるということになっております。

以上です。

**○議長（方川一郎君）**　高橋利勝君。

**○９番（高橋利勝君）**　今、最初に介護保険料の増加要因についてお話がありましたが、先日の資料の中でも出ていますけれども、ただ、給付費以外はほかの町村もそう変わらないですよね。そういう状況になるというのは。

それで、やはり大きく本別町の介護保険料が他の町村に比べても今回、引き上げが多いというのは、含めていくと、それはいろいろな事情がありますけれども、結果として整備をしたから給付費が多くなったということだと私は受けとめていますので、その辺はきちんとやはり言っていかなければいけないのではないかというふうに思っているのです。

と、言いますのは、介護保険料の今回の部分について、例えば介護を実際に受けている方とか、関係者というのは、それはその理解を私は示してくれると思う。ただ、アンケート調査、今回も前回のときもそうですが、あるのがやはりサービス、そんな

に介護保険料が高くなったら困るという人たちの多いのは直接、認定者以外の対象者が多いわけです。

それで、例えば介護保険料でいきますと、１０段階に分かれていますけれども、一番高いと3,３１０円上がって１万９６０円となるわけです。もろちん所得でいろいろありますけれども、まずそういった状況になるわけですが、問題は私は町民の皆さんにやはりきちんと理解をしていただかなければいけないと思うと、大変、介護保険料が高い人とか、今は声として聞くのは認定者以外の人で、その介護保険料を払っている人がもう少し安くならないのかという声があることも事実です。

だからそれは、安い、高いでいうと先ほど言ったように、介護保険制度はサービス料に影響するから、私はそのこと自体をどうこう言うつもりはありませんけれども、やはりそういった町民の方々にいろいろな不満も不安もあるわけですから、そういった町民の方々も含めて、やはり介護保険料というのを理解してもらうということが大事だと思うので、その辺は今後のいろいろな機会の中で詳しく説明をするなりして、理解を得るべきではないかと思うのですが、その点について最後に町長の所信をお願いします。

**○議長（方川一郎君）**　髙橋町長。

**○町長（髙橋正夫君）**　御質問のとおりだというふうに思っていますし、それぞれ段階ありながら、やはり一定の本町の収入額の得られている人はかなり高額な負担になるということ、特にそういう世代の方というのは御質問にありますように直接介護に携わっているという、介護に認定をいただいているだとか、利用しているという人は余りいないのかなというふうに思いますから、そういう意味では、本当に率直に自分たちは直接かかわっていないのだけれども、こんなに負担するのかというぐらい、もちろんそれはそれぞれの実態に合わせて、やはり団塊の皆さんというのはそういう認識になるというのは、私もそのとおりだと思っていますから、それらのこと御質問のように特にこのそれだけの金額の納税をしていただくというのがしっかりと理解いただける説明もさせていただいて、本当に折あるごとにそういう説明をしっかりさせていただきながら、個別にそれぞれの連絡も含めてしっかりしていかなければならないなというふうに思っています。

ただこれは、御質問にありますようにこれだけで終わるものではありませんから、これからもずっと続いて、ピークはこれから１０年後ということでありますので、それぞれ３年間の見直し､さらにまたこの後３年見直しになると､どのような結果になっていくかということになると、本当にもうスタート時点からそうですが、スタート時点はいい制度、いい制度と言われていましたけれども、いい制度と言われながらもいろいろ入ってきましたから、国も含めて、だから私どもも今、思っているのは保険者として、これは第２の国保にさせないというのはもちろんそのとおりなのですけれども、ただ、これだけの高齢化の時代になって、それでは今までどおりの国も含めた対

策の仕方で本当にこれでいいのだろうかということは当然のことでありますから、それに見合った国の支援策、特にこの医療だとか福祉だとか命を守るというのは、これは国の第一義の責任でなければなりませんかにら、医師の確保だとか、または介護のスタッフだとか、看護師だとか含めて医療保険の現場はしっかりと国が安定した政策の打てるような支援をすると、そういうことからの視点からもこの介護保険料というのは画期的だと言われながらも、これだけの現実的な対応にならざるを得ないという状況を含めてしっかりと、これらの軽減も含めてより安定して持続、継続できる制度になるように、しっかりと国に対応を求めていかなければならないなというふうに思っています。

今までのやり方ですと、さらに今回、特にそうですけれども、事業者にしたら大変なことですし、そこに働いている人もまた一層大変だということ。特に、町村というのは、こういう小規模なところはさらにまた大変だということですから、その大変な同士でスクラム組むということもそうですけれども、ということでありまして、そういう実態をしっかりと訴えながら、この持続、継続できるような、また安心して暮らせるような、そういう体系にしていくために努力させていただきたいと思っております。

また、先ほどの質問の２７年度の給付費の伸びの３００万円ということですが、これは報酬改定の影響だということでありますので、この辺もちょっと御理解いただいておきたいなと思います。

以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

**○９番（高橋利勝君）**　終わります。

**○議長（方川一郎君）**　次、４番大住啓一君。

**○４番（大住啓一君）**　議長の許可をいただきましたので、通告いたしました２問について質問をいたします。

なお、地籍調査事業を実施する考えについての項目は、この場での質問を保留し、ほかのへき地患者輸送バスと循環バスの運行形態見直しについての項目を質問いたします。

冒頭に、東日本大震災はあす１１日で４年を迎えます。亡くなられた方、被害を受けた方々に御冥福をお祈りし、心よりお見舞い申し上げます。

それでは、へき地患者輸送バスと循環バスの運行形態見直しについて伺います。

へき地患者輸送バスは、農村部において必要不可欠な通院手段となっていますが、利用している方々の実態に合った運行経路に見直し、さらに循環バスにおいて病院発の時刻の見直しと停留所の見直しを行うべきと思いますが、考え方を伺います。

１点目といたしまして、へき地患者輸送バスは農村部に居住し、車の免許を持たない、運転を行わない方にとって必要不可欠なものです。毎週、曜日によって路線が決まっていること、さらに市街地の民間病院にも停車することから、非常に便利との声

がある一方、一部、運行経路に難があるとのお話もあります。

利用する人は、高齢者の方々の利用が多いことから、利用者宅近くの道路に変更してはいかがか、また、勇足市街と仙美里市街については週２回の運行も可能と思いますが、考え方を伺います。

２点目といたしまして、循環バスは過去に時刻の見直しを行っているようですが、国保病院の診療終了時刻を考慮した上で、時刻表の見直しと停留所の設置場所についても利用者や地域の方々と相談し、変更すべきと思いますが、考え方をお伺いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　高橋町長。

**○町長（髙橋正夫君）**〔登壇〕　大住議員のへき地輸送バスと循環バスの運行形態の見直しについての答弁をさせていただきますが、１点目のへき地輸送バスの運行経路及び運行形態についてでありますが、御承知のとおり、へき地患者輸送バスは町内の五つの地区方面ごとに週１回ずつ運行する形態をとっておりまして、曜日ごとに運行路線を定めて、無料にて御利用いただいています。

運行経路につきましては、利用状況及び交通事故防止と安全運行の観点から決定をさせていただいています。それで、これまで路線ごとの運行経路の見直しについては、利用者や、また地域からの御要望も踏まえながらその都度、見直しの可能な範囲において対応しているところでありまして、今後も必要に応じてはそれぞれ生活の実態も変わってくるということでありますから、そのときにあわせて必要に応じて路線の見直しは今後とも進めていきたいと、こう思っています。

また、勇足市街と仙美里市街の週２回の運行についてという御質問でありますけれども、現在は同地区から本別市街地までの運行経路につきましては有料ではありますけれども、民間の路線バスが運行しておりますので、仮にこの民間バスの運行間に市町村が有償にて運送を行う場合は、いわゆる民間事業者との競合路線ということになりますので、これは事業者との協議、合意が必要ということになってきます。

それで、公共交通会議というのがありまして、それで審議をいただきながらそれぞれ合意形成を図って承認いただくというような方法になるのですが、基本的には道路の走法上でいう市町村の有償運送が行えない区間であるということも御理解をいただきたいと思います。

へき地患者輸送バスについては、本事業の目的でありますから、特定の地域のみだけが増便するということについては、やはり公平性の観点からも適当ではないというふうに考えているところであります。

２点目の循環バスの時刻表の見直しと停留場の設置でありますけれども、太陽の丘循環バスにつきましては、平成１２年４月から市街地区と国民健康保険病院のすぐ通院の足を確保するために運行しています。これまでの利用者のニーズに合わせて運行ルートやバス停、バスの停留所の見直しを行いながら、現在は北回りコース、南周り

コース各５便、さらに大回り便は各２便、さらに帰路の直行コースが２便、近道コース２便の計１４便の運行と合わせて、全路線全便のフリー降車の制度を導入して、平日のみでありますが、この運行を実施しているところであります。

本町では、既存の路線バスの連携や効率的な運行と利用者の利便性を図る公共交通体系の実現に向けて、国の地域交通活性化再生総合事業を活用して調査事業を行いました。

国民健康保険病院への通院のほか、買い物などの日常生活、利便性の確保とあわせて地域活性化を図るコミュニティーバスとの機能向上を図るために利用者へのニーズ調査を実施する中で改善策については検討を重ねてまいりました。

平成２５年９月から大回り便を新設するなど、大幅な運行形態見直しをさせていただき、さらに平成２６年４月には国保病院の通院患者の診療後の待ち時間の短縮及び道の駅などでの乗り継ぎ時間の短縮を図るために直行便を１便増便をさせていただき、運行ダイヤの見直しを行い、あわせて利用者の要望を踏まえて停留場の新設や待合所の新設と移設を図ってきたところでもあります。

今後とも、利用者の皆様の要望を踏まえながら、利用者の利便性と安全で効率的な運行に努めてまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

**○議長（方川一郎君）**　大住啓一君。

**○４番（大住啓一君）**　ただいま町長から細かく答弁をいただきました。

おっしゃる意味は理解しているつもりでございます。私が申したいのは、まず勇足、仙美里の週２回ということでございますが、これは勇足の路線については月曜日、これは勇足の派出所、駐在所ですか、そこを経由ですから問題ないと思いますが、もう１本は木曜日、これは美蘭別線と称するかと思いますが、この部分で勇足西２区から西１区に向けて来る路線、ルートでございます。この部分を東橋を通って、例えば勇足の市街地に入って、また西区に戻ってくるというようなことができないのかということでございます。路線バスと競合するということでは私はないと思いますので、その辺は考える余地があるのかないのか。

仙美里につきましては、現在、水曜日に役場出張所を経由してございます。これを金曜日の新生、拓農、美里別線といいますか、そこからでございます。これは農大の福谷商店のところからこちらに直帰しているところでございますが、市街地に入って国保病院に来るというようなことになれば、勇足市街地、仙美里市街地の比較的人口の集中している部分についての町民の皆様方のある程度のニーズに応えられるのではないかというような判断から質問させていただいているところでございます。

それと、患者輸送バスのルートの変更ということでございますが、使っている方々の自宅近くということでございます。これは、町長も本別町、かなり網羅されて承知していると思いますが、特に平な地帯においては幹線道路の舗装道路からコの字に

入っていって､またその幹線道路に戻ってくるというルートが何路線か考えられます。

その中で、確かに舗装道路を今、走ってきてございますので、比較的円滑に通行できるのでございますけれども、コの字に利用している方々のほうに入っていくということになれば、若干、舗装でない道路、未改良道路と称しますか、幅員も狭い中でございます。

ただ、そこは町道として町が維持管理している道路でございますから、狭いものであれば待機所を設けるだとか、その辺のことを考えていけば町民の皆さんのニーズに応えられる部分があるのではないかということで提案させていただいているところでございます。

それと、２点目の病院への循環バスでございます。これは平成１２年４月に現在の国保病院が開院したときに、町のほうで町民の皆さんに説明した中では玄関から玄関までというような中身での説明もしております。これは、それはもう個人の玄関から病院の玄関までというのは非常に難しいことではございますけれども、今、私がお話ししたいのは停留所の問題で非常に坂の多い自治会、これは坂の中腹に停留所を設けても下る部分も大変、上っていくのも大変、それは夏でも、特に冬は大変でございますが、下りの部分も大変でございますので、もうちょっともんでいただいて坂の下、坂の上でとまっていただくようなことになれば、町民の皆さんに御負担も少なくて済むのではないかという考え方でございます。

それと、病院の終了時間、これは病院の診察ですから１２時に終わるということではわかりません、１２時半、１１時半に終わることも想定されますし、ただ、今、病院調べてみますと、時刻表を調べてみますと１時２０分ぐらいまでしか北回り、南回りはございません、町長先ほど答弁の中でおっしゃっていただきました直行便というのですが、病院から道の駅まで、これは時間もかからないで本当に直行するということでございます。これは１２時２０分に病院を出るような形になってございますが、道の駅について、あとは南２丁目、３丁目の方々、１丁目含めてですが、北１丁目、２丁目の方々は比較的近くて戻れるようでございますけれども、南２丁目まで歩いていくとなると、これは結構な距離になります。北のほうについても北４丁目、５丁目まで戻ると非常に難儀をする距離かなと思っているところでございます。

変更する前はお話を賜りますと１１時５０分ぐらいにあったというような内容でございますので、その辺も時刻表を見直すときに考えていただいたら結構でないかなと思う観点からの質問でございます。

以上、３点ほどになりますけれども、答弁を求めるものでございます。

**○議長（方川一郎君）**　髙橋町長。

**○町長（髙橋正夫君）**　最初の答弁をさせていただきたいと思います。

基本的に、勇足に東橋、仙美里には開拓橋、ここは仙美里市街地区になって、この２４２号線の路線バスの区域なのですけれども、それでも何とか理解いただいて拡大

してきたのがスクールバスの混乗ということで、公民館までということでさせていただいている現状でありまして、その分については地域の方も理解をいただきながら少しでも利便性を高めようということで、ないものをそれだけ乗させていただくと、こういうことにしました。

それで今まで何回も議論もありましたけれども、例えば上本別地区からずっと共栄地区からずっと、ちょうど中間的に離れている地域などなど含めての議論ありましたけれども、基本的には路線バスとの競合ということでは、そのものについてはしっかり理解をいただくということにしております。

特に、そのバス路線のないところをへき地患者輸送だとか、またスクールバス対応ということで、今までもずっとやってきたということでありますので、そういう面についても理解をいただきたいなと思いますし、それがもし可能であれば、それはもう当然、実施をしていくということがやぶさかではないことですから、そのような実態等が経過もあるということも御理解いただきたいなと思っております。

それでまた、玄関から玄関ということでは決して、御質問ではそう言っていましたが、そうではないですが、おおむね通院バスといいながらもやはり３００メートルから５００メートル範囲を逆に歩いていただくということも、これも大事なことではないかと。タクシーではありませんから、ドア・トゥー・ドアで玄関ということになかなかなりません。これだけの循環、早い人でいえば早くから乗ると、もう何十分も乗って病院に行かなければならない、帰りも同じです。ということも含めてスタートをしているのですが、それでも実態に合わせて見直ししながらバス停の増設だとか、また路線の見直しなど含めて今、実施していきますから、それぞれ自治会含めたそういう要望、ニーズに合わせて交通のこの形態など含めて、安全な路線がとれる分については逐次、見直しをしてきておりまして、直近でも見直ししたばかりでありまして、常に年に一度はアンケート、今までとりながら見直しを図ってきているということも実態でありますので、先ほど言いましたようにそれぞれ住んでいる地域の人たちの年齢構成など変わってきますから、特に高齢化になったり、足、腰で通院するなんていうとなかなか遠くまで歩けないというのは実態、そのようなことを含めてできる限り近くにバス停を移動するとか、そのようなことにしてきましたので、それは大事な通院、またコミュニティー、そしてまた買い物のこの利便性を高めた場所ですから、それは実態に合わせて地域のニーズに応えながら逐次、適度、適切な見直しをしながら運行させていただきたいと思います。

また診療時間の関係については、それぞれどうしても御質問ありますように時間ぴたぴたと診療時間終わるわけではないですから、日によっては相当時間あるとかと、ちょうどお昼ごろということで見直しして、実はこれにしたのもお昼でなくて、お昼少し過ぎた状態、２５分にしたのです。それでまた延びてもらうこともあるものですから、これはずっと永遠な課題になるかと思うのですけれども、でもその中でもでき

る限り最終便、それと問題なのは通常、いつもの利用がどのぐらいの利用率があるかということも実は調査しているのです。

ですから、たまたま自分が遅くなってこの時間ないという人も中にはいるかもしれませんけれども、そういうトータルで利用の多いところになるべく集中して、それとここで診療終わりと、こういうところにもいかないと入れないわけですから、そういうこともあわせて見直しを図っていくということで、かなり公共交通部会でも何度も会議を招集して、この部分について見直しをしていますので、地域のそれぞれの願いも含めて逐次、検討しながら実態調査をして見直しを図っていくと、そして出口、入り口の先ほど言いましたように時間がありますから、最初、早いうちに乗る人はいつまでたってもずっと長い間乗っていなければならないということも含めて、冬は寒いですし、夏は暑いとそういうこともありますから、なるべくという、逆にそういう要望も出てきて、それで右回りだとか、左回り、大回りとかつくったのですが、それらも一定程度の成果も出ているというふうに思っておりますので、逐次、より元気な人ばかりが乗るバスではありませんので、その実態あわせて対応していきたいと思います。

特に、坂道の多いところというのは自治会が１つでなくて、何自治会にもまたがりますから、これらの調整も含めてそういうのは、例えば冬場の交通だとか、そういうことも含めて考えていかなければなりませんし、それはあくまでも地域の皆さん方と同様な場所で、どう設定していくかということ含めて対応していきたいなと思っております。

あと、へき地の部分についての質問ですが、それぞれ平なところというのですけれども、地域で待機所の中求めて、そこが可能であるとか何とかという条件が整えばそれはもう当然やってきますが、ただ、中には歴史的にはなかなか改良が、大住議員が一番わかっていると思いますが、改良がなかなか進まないという、その地域にあったりということもありますが、ただ、車両の大きさだとか、そういうのもありますから、それにあわせて安全性が保たれたり、情報がスムーズに、また時間の問題も含めていろいろなそういう条件がクリアできるということであれば、それぞれ高齢化など進んでいくというような、特に地域の部分については非常に各ケースが多いということ含めて、なるべく利便性を高めていきたいなと思っております。

ただ、何度も申しますけれども、玄関から玄関というとなかなかそうはいかない。でも、それでも帰りはフリー、循環バスの一番近いところでおろしてもらっても自由にさせていただきましたし、それはあくまでも大通、国道では難しいですから町道だとか、そういう道路についてはそういうことをしていますから、循環バスについてもへき地患者輸送もそういうような部分で安全性だとか、地域の利便性が高められるようなことであれば、そのことも順次見直しをしながら、より利用していただけるようなバスにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

**○議長（方川一郎君）**　大住啓一君。

**○４番（大住啓一君）**　町長から相当細かく答弁をいただきました。

大部分の中で私もそういう認識でございます。ただ、私もこういう立場にさせていただいていますと、町民の方々から非常に多くのお話を伺います。なるほどと思うことも当然ありますし、なかなか決めたことでできない部分も、これはあります。

それは私なりに話をさせていただいている部分かと思いますが、坂での部分につきましては、町長おっしゃるように２００メーター、３００メーター、それを歩くのはやぶさかではないのですが、非常に冬道であれば上りも大変ですが、下りというのは膝に相当負担がかかるというような、生のお話も聞きますので、それらを考慮した中で自治会の皆さんだとか、通っている方々と詰めていただければいいのかなというふうに認識しているところでございます。

それと、農村部分の患者バスの輸送バスの属に言うコの字のルートを変わっていくという部分ですが、町長も御理解いただいているようでございますから、私なりにもすぐ舗装にするとか、舗装にしたらいいのではないかというような申し上げ方ではないと思います。

それは、要するに宅地に入っていく部分がちょっと広くなってございますので、その部分で退避できるところは退避しなきゃと、ただ、何人かの複数の方が乗ってくるバスでございますので､安全性というのは一番先に考えなければならないというのは、これはもう最大の目標であります。

それをクリアーした中で、できれば真っ直ぐ、舗装道路真っ直ぐ幹線道路下がってくるのであれば、その人たちが３人、ないし２人いる集落であれば、できれば回っていただいたほうが町長もさきの執行方針で、福祉でまちづくりの中で基盤となるような福祉サービスというようなこともおっしゃってございますので、その辺も含めて最後、答弁を求めるものでございます。

**○議長（方川一郎君）**　髙橋町長。

**○町長（髙橋正夫君）**　先ほど申しましたように坂道１カ所だけではないので、例えば何カ所というか自治会が二つ三つつながってございますから、そこら辺は自治会の皆さん方と協議をして、なるべくその坂の下のほうに通っている人というか、そこに集まってくる人たちの両側から集まってくる､左右から集まってくるのですけれども、そういったシステムになっていますので､それはどの方法が一番いいのか､また冬道、逆にそのバスがスムーズに上っていけるのかどうかなど含めても、安全上の問題だとか、運行上の問題ありますから、それらも含めて実態をよく検討して、それらもなるべく先ほど言いましたように、なるべく利用しやすいような方向にというのが当然だというふうに思っております。

あとは、どことは言いませんけれども、町道でまだ未開路というのはそれぞれの地

域の事情もいろいろあってなっているのだろうというふうに思っていますが、そこで住宅が張りついていて、そこで利用者が多いとなると、それは先ほど言いましたけれどもバスの大きさだとかなど含めて可能な部分についてはそれは別に舗装しているから行くとか、舗装していないから行かないということではありませんので、そういうことが安全上､そしてまた地域のニーズから含めて必要だなと思うところはそういう、とにかく行って袋小路はちょっとこれは到底行けませんので、ぐるっと循環できるというか、そういう部分についてはちょっと属に言えばハンドル切れば回れるよと、こういうところは中にはきっとこれからも出てくるのではないかと思うのです。

それらも含めて地域全体とそれぞれの地域で逐次見直しをしますので、それについてはその見直しの中でその地域との協議も含めて、狭ければ先ほど提案がありましたように待機所を求めている、そういうことも可能であれば、そういった方法もとっていくことも十分に検討しなければならないのではないかなと思っていますので、そのような方向で、特に全体の足の確保ですから、そういう意味では意を配って対応していきたいなと、こう思いますのでよろしくお願いします。

以上です。

**○４番（大住啓一君）**　終わります。

**○議長（方川一郎君）**　ここで、暫時休憩します。

午前１１時０９分　　休憩

午前１１時２０分　　再開

**○議長（方川一郎君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

６番黒山久男君。

**○６番（黒山久男君）**　議長のお許しを得ましたので、通告しております１問について町長にお尋ねをいたします。

公共施設マネジメント計画について伺います。

本町の公共施設、道路や橋といったインフラ施設のマネジメント計画の進めについてお伺いいたします。

本町のインフラ施設も今後、次々と改修、更新、建てかえの時期を迎えられております。養護老人ホームや保育所につきましては、今、話が出ておりますが、また体育館、水道、道路、橋梁、多くの福祉施設や公共施設のマネジメントが必要と思われます。したがって、以下についてお伺いいたします。

マネジメント計画は総合的、かつ長期的な計画であると思います。まず１点目として､庁舎内の長寿命化対策検討会議がありますが､この会議は各課横断的な総合的に、そして長期的に検討されているのかどうか伺います。

また、この長寿命化対策検討会議がどのように今後、進められていくのかを伺いたいと思います。

２点目でございますけれども、これから公共施設の老朽化に伴う大きな財政投資が必要になると考えます。そのためには、しっかりとした長期的なマネジメント計画を作成し、計画的に遂行していく必要があると考えますが、どのように考えているかお伺いします。

３点目でございますけれども、計画時には町民や団体、組織との議論も必要と思われますが、考え方を伺います。

以上、３点についてお伺いしたいと思います。

**○議長（方川一郎君）**　髙橋町長。

**○町長（髙橋正夫君）**〔登壇〕　黒山議員の公共施設マネジメント計画についての御質問の答弁をさせていただきます。

我が国におきましては、現在、公共施設やインフラ施設などの老朽化対策が大きな課題となってきているところであります。国は、インフラの老朽化が進展する中で、新しくつくることから、賢く使う、の重点化が課題であるとの認識のもとに、平成２５年１１月にインフラ長寿命化基本計画を策定したところでありまして、各地方公共団体においても国の動きと歩調を合わせて速やかに公共施設等の総合的、かつ計画的な管理を推進するための計画、公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう、平成２６年４月２２日付、総務大臣通知にて要請を受けたところであります。

御質問の１点目の庁舎内の長寿命化対策検討会議は、総合的長期的に検討されているか、また今後の進め方についてでありますけれども、現在、公共施設やインフラ施設の長寿命化対策につきましては、検討会議などの全庁的な体制の構築はしておりませんが、橋梁、公営住宅、公共下水道、公園施設につきましては、個別の長寿命化計画を策定をして計画に基づいた事業について、社会資本の整備総合交付金、国の補助事業の交付を受けて施設の長寿命化を図ってきているところでもあります。

今後の進め方につきましては、公共施設等総合管理計画の策定に当たりまして、全庁的な体制を構築する中で、既存の個別の長寿命化計画を含めて、公共施設やインフラ施設などの長寿命化などの総合的長期的検討を図っていくということにしています。

２点目のマネジメントの計画の作成でありますけれども、公共施設のマネジメントは地方自治体が所有する公共施設の老朽化問題に対して、安全、安心かつ持続的に公共施設を維持更新するための取り組みとされておりますが、本町におきましては平成２６年４月２２日付の総務大臣の通達によりまして、公共施設等の総合管理計画の策定について要請を受けてきましたことから、平成２７年度の予算に公共施設等総合管理計画策定業務委託料、４９６万８,０００円を計上いたしましたので、平成２８年度までの２カ年で計画策定するということを予定しております。これがベースとなる部分の調査になりますので、この予算を計上しているところであります。

この公共施設等の総合管理計画は、１０年以上の計画期間とすることが望ましいとされておりまして、道路、それから橋梁などのインフラ施設や公営企業の施設も含め

て町が所有する全ての公共施設を対象に老朽化の状況や利用状況を初めとした現状及び将来の見通しを整理をして、全体の状況を把握するとともに、更新、統廃合、長寿命化など、公共施設などの管理に関する基本的な考え方を財政負担の軽減で最適な配置を実現していくことを目的としているところであります。

３点目の計画時における町民や団体､組織との議論の必要性についてでありますが、この計画の策定に当たりましては、先ほど申し上げましたけれども、全町的な体制をまず構築をして、その中で国の示した指針に基づきまして公共施設などの管理に関する基本的な考え方を定めまして、財政負担の軽減、それから平準化、最適な配置を実現するための計画となるものでありまして、その内容につきまして広報紙などによります情報提供して、問題意識の共有を図るように努めなければならないと思っておりますし、またパブリックコメントの実施などを広く町民の皆様の御意見を伺いながら計画を策定していきたいと考えております。

以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

**○議長（方川一郎君）**　黒山久男君。

**○６番（黒山久男君）**　再質問させていただきたいと思います。

さきの行政執行方針の中においても、公共施設の老朽化対策に触れています。生活道路の整備として今年度、継続事業として９地区の道路の改良、舗装工事及び長寿命化を実施するということになっています。

やはり、先ほども申したとおり、このマネジメント計画は長期的に計画を立てて、そして横断的なことにしていかないと、やはり道路は道路、橋梁は橋梁という形でなくて、行政報告でも若干触れていますけれども、特別養護老人ホームの建てかえにおいても、その場所に環境的に保育所を建てるだとか何とかという計画も必要かなと思っています。

ただ、それには大きな財源が必要ですから、やはり一気にそれをやるということにもなりませんので、やはり長期的に計画的にやっていく必要があろうかと思います。その辺も含めて、各課横断的なきちんとしたそういう計画をつくるのかどうか、もう一度お聞きをしたいと思います。

また、今後、町民とのコンセンサスを得るためにはいろいろな会議や何かをやるわけですけれども、今、健康長寿まちづくり会議だとか、それから本別町住宅政策推進計画というのもあります。いろいろな諮問機関的なものがあるのですけれども、このマネジメントに関して新たにつくるのかどうか、帯広は新聞では、この公共施設マネジメントをつくるということで８０７万円の予算をつけてことしからやるということになっています。

それと、もう一つは昨年、行政視察で釧路市の公共施設マネジメントの扱いについて産業厚生常任委員会で行政視察をしてきました。ここで言われたのは、釧路市の取り組みとしては大学の教授を入れて計画を立てていますと、そしてそのポイント制を

きちんとやって、今後の改良だとか、建てかえの順番をきちんとつくっています。町民とのコンセンサスをどうするのですかという質問をしたところ、しませんということなのです。

というのは、町民を入れていろいろと検討、作成段階では若干しますけれども、入れるとエゴが出ると。したがってポイントをきちんとやって、町民にしっかりとそれを伝えて理解をしてもらうと、それはやはり庁舎内でのきちんとした対策が必要ということでやられております。

それから、学校統合例で遠軽町を行政視察したところ、地域の住民との話し合いを十分やってきましたと、そしてそこに学校の施設を残しました。しかし、地域の人がみんなよそに行ってしまって地域に残らないと。したがって、その地域の人と話し合ってせっかく残したのだけれど使われていないというような反省点もあったのです。

したがって、本別町としては今後そういったコンセンサスをどうやってやっていくのかということを改めてお聞きしたいと思います。

以上でございます。

**○議長（方川一郎君）**　髙橋町長。

**○町長（髙橋正夫君）**　御質問にありますように、先ほども答弁しましたが個別の長寿命化計画だとか、施設のありようだとか、そういうのはやり補助事業の関係もありまして、それをきちんと計画して、住宅もそうですし、つくらなきゃ補助事業にも乗れませんよいうのですから、今は本当に何でも計画なのです。

もちろん、計画なかったらできないのは当たり前なのですが、そういうことで工事やったのですが、今、御質問いただいたように、この公共施設全体といったマネジメントの計画というのは、これは必要になってくるし、それは先ほどから総務省通達で来ていますから、それにあわせてはそういう検討会議をつくらなければならない、うちは本別町というのは幸いなことに、例えば一つの例として行政改革推進委員会というのはこれだけのメンバーの中にいますから、こういうような形の中でも十分に残していただけるような体制がとれますし、また、地域のそれぞれの施設ですから、町内で全体見ましても普段から自治会含めてそれぞれ、議会も含めてたくさんの目があって、いろいろな地域の事情よくわかっていますから、それは地域の公共施設でどうするかというのは、もちろん地域と十分にそれは協議をして、コンセンサスを取ってということですから、それは地域説明の後というような形もしっかり含めて、それは対処していくと、この施設は新設でなく逆に統合だとか、改修だとかというのが目的ですから、それを含めて今後どうしていくかと。その中での優先順位もちゃんと町内的にはしっかりつけていく、それは議会に諮りながら優先順位を含めて、計画としてしっかりつくっていく、このような形の中では実行していけるのではないかなというふうに思っていますが、ただ、大きいところと違いまして、その産学官いろいろ入れるということでは決してないかと思いますので、町内の中で必要なそういう審議会をつく

りながら、しっかりと町民の組織もつくるという形の中でやっていくことは必要ではないかなというふうに思っていますので、それらも含めて新年度の予算に、２年後に予算を出させていただいていますので、また御協議いただければなというふうに思っています。

確かに大きな町だとポイント制でやれば今後､順次やっていくのですよというから、一回一回コメントとらなくても十分だということでありますが、私ども逆にそういうことも含めてしっかり計画を、ある程度の優先順位を含めて、老朽化などなど含めたり、まちづくり計画、総合計画の中でのこの計画がありますから、それにあわせて順次改修、またそれぞれ必要な対策をとるための優先順位を決めながらやっていくということもこの中で、そのことも可能になってくるかなというふうに思いますので、それら含めてしっかりと地域の皆さん方、それら関係団体含めてコンセンサスを図りながら対応していくということは、地域の皆さん方の願いも含めて個別のケースに応じた幅広く町民の皆さんと協議をさせていただく、地域説明会をさせていただきながら実行していくと、こういうことで対応していきたいなと思います。

何よりも､庁内での委員会をしっかり立ち上げて､横､縦割り含めてでなく､横の､全体の横道をしっかり通らせた検討のできる組織をつくっていこうと、こう思っておりますのでよろしくお願いします。

以上であります。

**○議長（方川一郎君）**　黒山久男君。

**○６番（黒山久男君）**　今、町長のほうからいろいろとお話を聞きました。

やはり横断的な、長期的な計画が必要かと思いますので、ぜひそういう取り組みが向かっているということだから、理解をしたところでございますけれども、行政報告にもありましたけれども、特老の計画の中に今、元の町立病院の跡地に２０床のという話があって、今後、案としてまだはっきりしていませんけれども、営林署跡地の考えも出ています。

これは、営林署から取得をして、何年間という計画があって、これからの問題なのですけれども、そういう計画もまだ現実的ではないですけれども、計画としてあるとすれば、あの地の計画もそのマネジメント計画の中ではしっかりとやっていくべきだと思うのです。

やはり、あそこの土地は本当に本別町の財産でありますので、もうそういう計画が出てきた段階で、もっと明らかに町民の意見だとか、いろいろなものを聞いて、そこに入れていくという考えが必要かなと思うのですけれども。その営林署跡地の考え方を早急にやっていくのかどうか、最後に聞きたいと思います。

**○議長（方川一郎君）**　髙橋町長。

**○町長（髙橋正夫君）**　横断的に庁舎内で検討委員会つくるというのは、もう絶対必要なことですから、それはもうもちろんやらせていただいて、総合計画含めて、土地

利用など含めても、今、御質問の部分についても当然、ある程度の青写真というか、計画をつくらなければ進みませんので、今回の町民説明会の中でも多くその意見が出されておりますし、あれだけのちょうど中間の一等地ですから、その利用価値としては一等地のところですから、そういう意味ではそこに子供の未来にかかわるもの、また高齢者にかかわるもの、そしてまた障害者にかかわるものなどなど含めて一体的なやはり整備ということは一番必要として望まれるところでありますので、それらの一定の青写真とか、形態を描きながら、そして住民の説明も含めて御理解いただきながら、新しいこのまちづくりの中の大きな施策として進めていくと、これはぜったい必要なことだと思いますので、それはもう御質問のとおり、この一体のインフラ整備など含めても、ぜひしっかりとした計画をつくって示していきたなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

以上であります。

**○６番（黒山久男君）**　終わります。

**○議長（方川一郎君）**　１０番阿保静夫君。

**○１０番（阿保静夫君）**　議長のお許しが出たので、２問の質問をしますが、そのうちの２番目、買い物弱者対策の検討をについては、この場での質問を保留します。

１番目の総合的な住宅リフォーム制度は柔軟な対応でということで質問を行います。

多くの自治体が住宅リフォーム制度を設け、地域産業振興につながるなどの成果を挙げています。本定例会における町長執行方針で、仮称、住宅リフォーム制度の導入を図るとしていますが、町内商工業の振興にもつながる柔軟な対応を求めたいと考えております。

既に制度を導入している自治体の経験では、決して大きな助成額ではないですが、それがきっかけとなって商工業の振興に貢献しているとのことです。また、他の支援制度、例を挙げれば介護保険の住宅改修の助成制度、限度額２０万円の工事に対して９割の補助をするという中身ですが、バリアフリー化などの工事、住宅改修について介護保険ではそういう制度を設けてあります。

そういうものとも今回、本町における住宅リフォーム制度を合わせるとかなり充実した改修となることも考えられ、きっと利用者から歓迎されるというふうに思っております。

議会の場で一般質問として取り上げるのは多分、もう複数回、何年も前から取り上げてきていて、決して大きな金額ではなくても、入り口は小さくても出口は大きくなるのだという話をずっとさせていただいてきたつもりです。町村レベルでも、あるいは県や道のレベルでもそのことが全国各地で証明されていますし、私もちょっと調べた中でいうと管内だけでリフォームという名前をつけているこの制度は十三、四くらいの町村であります。

それで、リフォームという名前はついていないのですけれども、住宅改修とか、耐

震化も含めていろいろ、それから本町が行っている太陽光の助成も入れると恐らく、ほとんどの管内の自治体が何らかの形で住宅リフォームのような制度の支援を行っているというふうに考えている次第です。

それで、今回、補正予算の議論だったと思いますけれども、私ずっと言ってきたのは町内商品券でそういうやっているところが、助成しているところが多いと、その金額も多いところで２０万円ぐらい、大体は１０万円とか５万円とかということで助成をしながら、そのことがきっかけで中には例えば１００万円とか２００万円とかというリフォーム、住宅改修を行っている方もいて、先ほど申し上げたように出口ではかなり大きな金額がその地域の産業振興につながっているということを何回も申し上げてきたし、町長も最初は大きな金がかかるのではないかとかという話をされていましたけれども、商品券というようなレベルでいいのであれば、これは大いに考えるべきだということとか、それから小笠原議員が質問した、いわゆる空き家対策、これと絡めるということで、総合的な対策であるということで実際、１年前くらいに仮称リフォーム制度ができるかなと思っていたのですけれども、そのことも含めてさらに充実した形で出てくるということで、非常に私自身は喜んでいます。

ただ、先ほど申し上げたように、質疑の中で外回りですね、これについてとりあえず考えていないというような趣旨の質疑に対する答弁があったのですけれども、外構を、外回りのことを外構と言うらしいですけれども、そういうことを取り上げている町も管内にありますので、それは決して珍しい話ではないです。町村名は言えないけど、二つくらい向こうの町です。

というところでやっていますので、例えばテレビの番組でも外構といっても穴掘ったり、埋めたりということだけではなく、例えば将来の足下が悪くなることを考えたときに車が入れるようにちょっと整備するとか、それから北海道で適しているかどうかわからないけれども、カーポートを家にくっつけてつくるとか、例えばそういうことも含めてあるので、大きな工事でなくても町内業者が十分対応できるような外構工事もあるというふうに思いますし、そういうことも含めてここにも書いてあるとおりですが、町内業者が対応できるものについては、できるだけ支援メニューに加えるなどの柔軟な対応をすべきだというふうに思っておりますので、この点について具体的に進める方向も固まっているということですので、それも含めて考え方を伺いたいというふうに思います。

**○議長（方川一郎君）**　髙橋町長。

**○町長（髙橋正夫君）**〔登壇〕　阿保議員の総合的な住宅リフォーム制度は柔軟な対応でという御質問の答弁をさせていただきますが、御質問ありましたように阿保議員から住宅リフォーム制度の助成制度については多くの御意見をいただいてきました。

本町におきましても、第６次の総合計画の着実な推進、または定住人口の減少、抑制ということで、定住促進策の一つとして住環境対策について戦略的かつ重点的に取

り組むために今年度、企画振興課を事務局として課を横断した職員１０名で構成します定住対策プロジェクトチームを設置をして、住環境対策に関する現行の施策の総合的見直しや新しい施策の立案など検討を進めてきたところであります。

今回の住宅改修にかかわります助成制度は、今後、本町が地域の実情に応じた必要な住環境整備における支援策の一つとして先行し、実施させていただくものであります。

町内の方が町内業者を利用して行う住宅改修等にかかる費用の一部について、これを助成するということになります。

助成の制度の概要でありますけれども、制度の目的は住宅の居住性の向上が大きな目的でございまして、住宅における居住空間の安全性、耐久性、快適性などを改善するために直接的な改修工事を今回、対象とするものでありまして、増築や内外装の改修・設備改修など、住宅建築にかかわる改修全般を対象としています。

また、御質問にありましたように一部リフォームを伴い設備の機器だとか、備品の購入だとか、また車庫だとか、カーポートとかアスファルト工事だとか塀だとか、庭だとか、そのようなものについての外構工事は対象外とさせていただくということであります。

ただ、同じ外構に入るかもしれませんが、スロープ、バリアフリー化でスロープをつけるだとか、また上下水道の配水だとか、また雑排水の処理だとか、そういうものについては当然、関連するものでありますから、住環境ですから、その辺は住宅の部分について必要ということで、今回の部分についてはぜひ取り入れてメニューをつくらせていただいていますが、もう一度言いますけれども庭をつくるだとか、車庫をつくるだとか、また今言われたカーポートをつくるとかという、そういうものについては少しまたちょっと時間を置かないと、そこまでの助成ということにならないだろうと、直接、住宅の内外の改装、そしてこの言われていましたように車いす対応だとか、いろいろ含めてもスロープだとか、そういう住環境の向上に資するものについての助成をさせていただくということにしています。

次に、助成額につきましてですけれども、２０万円以上の対象の費用がある場合については助成額を１０万円の助成をさせていただきます。対象費用で１００万円を超える場合については、さらに２０万円を加算する予定であります。

また、助成金のうち５万円分につきましては消費購買の町内の滞留施策を兼ねて、町内で使用できる地域商品券の交付を考えているところであります。

制度の実施に当たりましては、周知などの準備や事業者の施工の期間も考慮して、申請受け付け期間を５月１日から１１月までとして工事自体の完了を翌年の２月末までに終了していただくという計画をさせていただきたいと思います。

住環境対策の推進に当たりましては、現在、生活している町民の方はもちろんのこと、町外の方も引きつけることができまして、人口の流出、減少を抑制し、定住促進

につながるものと考えています。現在、厚生労働省の低所得者高齢者等住まい・生活支援モデル事業を活用して、町内における空き家などの実態調査を行っておりますが、平成２７年度においてはさらに踏み込んだ形で詳細調査や所有者の意向調査などを予定しておりますので、こういった部分の成果や課題も踏まえながら、移住者への対応、またバリアフリーへの対応、省エネ対策、地域経済の波及効果、既存の制度の見直し等も他の住宅関連施設との関連などを考慮しながら、定住促進施策の一貫して進めていく予定でありますので、今後とも御支援をいただきながら、また御指導もいただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（方川一郎君）**　阿保静夫君。

**○１０番（阿保静夫君）**　あえて外構という言葉を使ったから居室、居住空間の向上とかということと、相容れないようにお考えだという形だと思うのです。

ただ、今の答弁の中でもある意味、外構工事も当然ありますよね、地面を平にならすなり、砂利なり入れてアスファルトを敷くとかということも当然あるし、中には安定化させるためにちょっと素掘りをするというようなことも当然、出てくるという意味で、あえて外構工事という言葉は使わなくても、そのメニューの中にやはりそういうものもきちんと入れていっていただきたい、繰り返し言いますけれども、大きな公共工事になると入札とかいろいろな形で、正直言って町内業者がかかわれる場合とかかわれない場合といろいろ分かれてくると思います。

ただ、こういう事業は町に住んでいただける方も含めた住民の方と地域の業者の方、あるいは商工業、当然、地域商品券ですから地域の商工業という意味で、非常に経済的な効果もあるという性質のものですので、できる限り町長おっしゃるように居住空間整備、快適な空間をつくっていくということに反しない限りは、私の言葉で言うと柔軟な対応をぜひ、やはり考えていくべきだというふうに思っております。

管内のある町は外構工事というのも７項目の中の一つの項目に明確に書いてあるのです、担当の方はわかっていると思いますけれども、それはここには外構という言葉を使っているから、例えばパワーショベルで穴掘ったりとか、そういうようなことも入ると思うのですけれども、庭をつくるとか、そういう意味では私も言っているつもりはありません。

やはり、カーポート一つにとっても、介護保険に入る前の高齢化になったときに、やはり車で移動できるというのは結構重要なことだと思うのです、高齢者にとっては。そのときに、テレビ番組でビフォー・アフターというのをよく好きで見ますけれども、家から直接出られるようなカーポートを都会の真ん中でつくったりするような例もあるのですけれども、それは私は一つの快適な空間をつくる意味になるのではないかなというふうに思っております。

例を挙げればそういうことなので、具体的なメニューを居住空間を快適にするとい

う意味では、極力、大きく多種とりながら、またこういう制度はその時代の流れの中でこういうことも必要だよねということがふえてくる可能性もありますよね。

そういうことも踏まえて、柔軟な対応をしていただいて、当初の目的をきちんと達成していくというあり方にしていただきたいと思いますし、担当の方にももう３年も４年も多分、いろいろ考えていただいているというふうには思っていますけれども、いずれにしても本別は先ほど申し上げたように十勝管内ではかなり後から、一番最後のほうからこの制度をスタートするものですから、私の中ではもうほかの町に負けない一番いい制度であっていただきたいということも踏まえて伺いたいし、それからさっきちょっと申し上げたのは介護保険の２０万円の改修工事、ほとんどバリアフリーが多いのですけれども、手すりとか段差解消とか、玄関スロープとか、そういうのが多いのですけれども、そういうほかのメニューとの抱き合わせもできるかどうかも含めて、そういうことを含めて柔軟にやっていただいて、この事業を利用した方が喜べるし、先ほどくどいようですが町内のいろいろな商工業にもプラスになるような、そういう制度に充実させていただきたいなという気持ちが非常にありますので、再度、その柔軟な対応ということについての考え方を伺いたいというふうに思います。

**○議長（方川一郎君）**　髙橋町長。

**○町長（髙橋正夫君）**　柔軟な対応は柔軟にやるというのは、それはそうしたいなというふうに思いますし、そうなっていると。問題は捉え方もありますから、基本的に十勝管内はかなり今、御質問のようにやっていますけれども外構やっているところはないのです、ほとんど。外構といってやるのは、幕別町だけでないかなと思うのです、ほかはありませんから。ないからやらないということではないですよ、例えば今、お話あったようにカーポート、カーポートやるとなったら、これはちょっとだめよとなると思うのです多分。だけど、先ほど言ったように車いすで、それをスロープとしてそこを使って、それで乗り降りするのに絶対必要だとなったら、これは外構となるか何かというのは、それはそのときの判断もあると思うのです。

ただ、余りあれもする、これもすると最初から言ってしまうと、逆にできなくなってもあるので、柔軟にやるためには裁量を任せておいてくれたほうが担当としても非常にそれぞれの設計だとか、改修の内容を見たときに判断ができやすいのではないかと思います。

明らかにこれは外構だよ、居住、住環境の向上性とは別だと、それは住環境の向上といったら庭も眺めたいしということかもしれませんけれども、そうではなくて本当に居住するところの必要な内外装含めたり、また水回りを含めたり、そしてそのバリアフリーだとか、そういうのを含めていろいろということになれば、そこもなっていくのではないかなという思いであります。

今ここでカーポートと言ってしまったら、カーポートに類するものはだめよとなってしまう可能性があるので、そこら辺は逆に柔軟に考えてもらったほうがやりやすい

のかなというふうに思いますから、とにかく願いを少しでもかなえさせていただけるような、そこに幾ばくかの少ないけども補助を出していただいて、その後押しになればというようなことも含めて実施させていただきたいと思いますので、それぞれの個別のメニュー、特に町内の事業者の皆さんが施工していただくことでありますから、そこら辺は十分に打ち合わせ、相談をしながらやっていければと思いますので、今まで御質問いただいた部分の趣旨も十分生かしながら、これらまず第一歩として、ぜひスタートさせていただきながら、そのスタートしてやりながらまたいろいろなこのメニューとかをすることにより、幅広く柔軟にということもそのうちにできる可能性もきっとあるのではないかと思いますので、それらも含めてよろしく御指導いただければと思います。

以上、答弁とします。

**○議長（方川一郎君）**　阿保静夫君。

**○１０番（阿保静夫君）**　答弁漏れというわけではないですけれども、例えば介護保険という言い方をしたのですけれども、そういう別立ての改修にかかる制度もありますし、本町自身もこれまで例えば高齢者住宅の改修の無利子の資金貸すとかというのもあるし、それからもちろん太陽光もあるし、それから下水道の整備ですか、トイレの整備ですか、そういうのもあるので担当に以前、伺ったところを見るとそういういろいろなことを総合的にこの制度にまとめていきたいのだという話をされたので、詳しくはまだまだこれからだとは思いますけれども、いずれにしても考え方としてそういう考え方で進めるのかどうか、最後に伺いたいと思います。

**○議長（方川一郎君）**　髙橋町長。

**○町長（髙橋正夫君）**　まだ確定はしていません、正直言って。ですから、それらの今までの実施してきた手すりだとか、いろいろな福祉対策含めてのやつをどう一本化して､効率的に､また要望に応えられるようなやり方ができるかということも含めて、これから本当にしっかりと検討させていただきたいなと思います。

３月の補正予算でありますけれども、４００万円のこの関連の予算もつけさせていただきましたので、それらも含めて審議いただいて、御質問の部分についても本当に今までやってきたやつを別メニューもできるのか、またそれともこの中で包括できるのなど含めて、できれば全体のメニューを包括してやれるというのが一番わかりやすくていいのかなと思いますが、その点含めてちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

**○１０番（阿保静夫君）**　終わります。

**○議長（方川一郎君）**　ここで、暫時休憩します。

午前１１時５９分　　休憩

午後　１時３０分　　再開

**○議長（方川一郎君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

２番藤田直美君。

**○２番（藤田直美君）**　議長のお許しがありましたので、通告しておりました中学高校生のピロリ菌検査について質問させていただきます。

胃がんは胃の悪性新生物の９５パーセントを占める上皮性の悪性腫瘍で、日本では肺がんに次いで死亡率の高いがんです。１９７０年から毎年５万人が胃がんで死亡しており、男女比は２対１と男性に多く、男女とも６０代に発症のピークがあります。

胃がんの発生には、環境因子の影響が強いと考えられています。最近になってヘリコバクターピロリ菌と呼ばれる細菌が１９９４年に国際がん研究機関によって確実な発がん因子であることがはっきりとしました。

２０１４年にはＷＨＯ胃がん撲滅のために除菌治療を勧告しております。ヘリコバクターピロリ菌に持続感染するのは幼少期に多く、井戸水を使わないなど衛生状態が改善しているにもかかわらず、一定の人数で発生します。

稚内市の例で見ると年間７パーセントの学生がピロリ菌に感染していることがわかっています。持続感染をすると潰瘍や胃がんの高リスク因子となるため、早期除菌治療するのが望ましく、４０歳代までに除菌が行われると９０パーセント以上の胃がん、発がんを予防できると考えられています。

健康保険上のピロリの除菌に対しては内視鏡検査が必要となりますが、中高生では胃がんの発症はほぼゼロであり、この時期に胃カメラを飲むことなく、学校や検診などの尿検査でピロリ菌感染検査を受け、陽性者に対して病院での受診を進め、尿素呼気試験を受け、さらなる陽性者には除菌治療となることが大変、望ましいと思われます。

そこで、まず１点目に北大ではがん予防に積極的に取り組んでおり、胃がん撲滅プロジェクトを展開しております。本町では、４０歳以上、町民ドッグでは３５歳以上を対象に早期発見のための胃がん検診、胃バリウム検査、採血によるペプシノーゲンピロリ菌検査を希望者に行っていますが、中高生などの若年者から病気や予防に対する知識を持つことで受診率も上がり、これから高齢者を支える若い世代の健康維持と食に対する意識や生活改善、命の大切さ、病気に対する偏見をなくすことなどにつながると考えますが、胃がん予防の取り組みについて伺います。

２点目に、子供は社会の宝です。親にとっても、子供はいつまでも健康で暮らしてほしいと願っているはずです。年間５万人も亡くなっている胃がんを発症した人の大半はピロリ菌感染に基づいていることから、学校など各関係機関と連携をとり、中高生の学校でのピロリ菌検査を行い、陽性者には早期除菌治療までを町として勧めるべきと思います。

尿検査については、１人７００円、本町においては１学年約５０人として、３万５，

０００円、陽性者平均約５パーセントとして病院での呼気検査と除菌薬で１人１万２，０００円かかります。除菌治療者３人として３万６,０００円、検査対象を１学年とするならば約７万１,０００円の事業となる計算です。

既に北海道内での町村では福島町、稚内市、美幌町では行政並びに学校、地域医師会、検査をバックアップする病院及び大学が連携し合い事業が展開されております。このたびの予算で呼気検査までの支援が決まった市もあるようですが、本町の考えを伺います。

**○議長（方川一郎君）**　髙橋町長。

**○町長（髙橋正夫君）**〔登壇〕　藤田直美議員の中学高校生のピロリ菌検査についての質問の答弁をさせていただきます。

それぞれ詳しく質問の中で状況も含めて質問をいただきました。受けとめ方としては非常に難しい受けとめ方をしなければならないなというふうに思っていますが、難しいということは、御質問ありましたようにピロリ菌というのはやはりここ注目されて、非常に胃がんの発症の一つの要因になっているということも先ほど質問のように厚生労働省の指針の中でも発表されていますから、非常にこれ厳しいなと思って、本町は明治乳業のコマーシャルするわけではないですけれども、ＬＧ２１というヨーグルトがピロリ菌退治に一番有効だということで発売されて、すごく業績もいい、またそれが何か私どもも直接、営業マンみたいなつもりでそのようなことをずっと発信をしているのですが、ただ、飲み水が昔は要するに大腸菌を含めて井戸水が原因だというのが結構ありましたけれども、最近はこれだけ浄水施設が進んできても、まだその食べ物、食文化、いろいろきっとあるのだと思いますが、うたっています。

ただ、そのがんというのは、一つの要因だというのは間違いないですが、いろいろな要因が集まって胃がんも発症している。ただ、胃がんというのは少なくなったといっても５万人含めている、亡くなった人もいるということになると、やはりダブルの社会問題としてはあるのですけれども、それが子供たち、中高生の中で発症するかというのは先ほど藤田議員の御質問の中でもまだゼロだということで、特に本町の実態は全く少ないということなのですが、そこで今、本町でやっているのは３５歳、人間ドックで３５歳なのですが、これ以上の人はバリウム検査合わせて検査するのです。ですから、バリウム検査含めて検査をしている中で、それが中高生になるとなかなか、検査をする理由が見当たらないという、実態が実態だけに。などなどの疑問点が非常にあって、なかなかまだ確立されていないということについては、このガイドラインについては希望者について３５歳以上もがん検診をやっているのですけれども、中高生について本当に有効なのかということを含めてまだまだこの方向性が定まっていないというか、国のガイドラインも含めて引き続きこの研究を重ねていくということでありまして、非常にそれに沿っては難しい対応だなというふうに実は思っているのですが、ただ、今、御質問にありますようにバリウム併用でなくて通常の中高生の健診の

中で尿検査がありますから、この検査の中で御質問にありますように項目として７００円を新たに項目に加えて、７００円の料金の検査料の中で対応していただければ、それ時点でのピロリ菌があるかないかというのは、ある程度の解明はできると。

それでも、それはある程度の年齢まで達しなければ毎年、それが状況変わっていくということでありますから、１回検査すれば何年か持つことありませんので、そこら辺もどうするかというようなことも含めて実はあるのですが、ただそれも学校の検査など含めてということですが、この希望者だけということにすることも可能ですけれども、学校全体としてはなかなか難しいというのはあるのかなというふうに思っています。

いろいろ、子供たちの教育の問題、親の教育の問題も含めてあるということなのですが、本当にできればという気持ちはもちろん持っているのですが、でもこれが今、少なくても中高生について年齢も若い、まだバリウム併用についてまだ研究途中だ、導入については今後の研究の結果踏まえて慎重にする必要があるのではないかというような指針も含めて実はあるのです。

非常にこう、何かわかりづらい答弁になるかもしれないけれども、難しいなという判断ですけれども、その金額何とかというのは、そんなに大きな金額ではありませんから、できればそんな環境や条件が整えばということがあるのですが、その有効性、問題はその検査をするという有効性だとか、理由、明確な、こういう方針ですね、理由とか方針が一定程度、示されればそのことについても取り組むということには非常に取り組みやすいなと思うのですが、まだ現時点ではもう少しその研究をしたり、またいろいろ調査する必要があるのではないかなというふうには実は思っているのですが、そのような中でぜひまた大事なことですから、前向きには考えながら、もう少し時間を含めて状況を把握して、国の指針も含めて全体の中でこのこと、本当に有効なのか含めてもう少し、直接に調査をさせていただくことが必要なのだなと、このようなふうに思っておりますので、何かきれの悪い答弁になりましたけれども、そのようなことで答弁は御理解いただければと思います。

以上を申し上げて答弁とします。

**○議長（方川一郎君）**　藤田直美君。

**○２番（藤田直美君）**　町長の答弁を聞きまして、再度、質問をさせていただきます。

幼少期の感染、持続性感染について最も感染率が高いと、発がん率が高いという現象を北海道大学のがん予防内科医学研究科のがん予防内科の先生がおっしゃっておりまして、幼少期の感染８０パーセントは家族内感染、そのうち母子感染が７０パーセントと言われているようですが、ピロリ菌については最近は話題になっておりますが、若いお母さん方もまだまだ知らない方も多いようで、検診時の保健指導などでそういうこともあるという指導を伝えることはできないのか、それと副作用についてのことなども慎重に考えていかなければ、学齢期ということで考えていかなければならない

のかなとは思っておりますが、予防やその治療に関しては、そのがん予防内科の先生がサポートしてくれるというお話も聞いておりますので、専門の医師を招いて町民講座など、病気についての勉強する機会などを設けてはどうかなと思いました。

もっと予防という観点から取り組んでみてはどうかなという思いで提案させていただいたのですが、その件について見解を伺います。

**○議長（方川一郎君）**　髙橋町長。

**○町長（髙橋正夫君）**　再質問の答弁をさせていただきたいと思いますが、胃がんの発症に向けてピロリ菌の退治、また除菌のことなのですが、除菌というのは質問にもありますようにかなりまた、リスクも伴うということもあるのですが、これはやはりそれについてもやはり正しい知識を今、御質問にいただいたように持つということが大事だと思うのです。これ、北海道も取り組むことになっていますから、あわせて私どももその北海道の取り組みにあわせてフォーラムだとか、またそれぞれ必要なパンフレットだとか、そういう市町村が行うがん検診の受診率の向上に向けてのそういう予防教室だとか、そういうものと取り組んでいかなければならないと思うのです。

でも、手短というか、手短にこれだけの情報があるということですから、これは逆にしっかり予防も取り組むことによって、そのピロリ菌に対する認知度というのは非常に上がるのでないかと思うのです。

そういう意味では、今、提案いただいたように、この要望の取り組みというのは非常に大事なところだというふうに私どもも捉えていますから、それぞれがん検診も含めて、また学校の検診だとか、そういういろいろな機会を通しながら、特に親御さんに理解してもらうような方法をとりながら、この部分ついての予防対策、また保健指導など含めて取り組んでいくという方向で検討してみたいなと。

内部で協議したのもそこなのですよね、実は。いきなり取り組んでいるというのもなかなかわからないし、ちょっと間違えれば学校検診でやって間違えば、ないこととは思うのだけれども、それが何か急に変にいじめにつながったり何とかと、そんなちょっと微妙なというか、デリケートな部分があるものですから、そのようなこともいろいろ想定しながら、それでも健康のためにいい方向になるかという、それはピロリ菌発症してからというのはもちろん大事だけれども、その発症しないような食生活だとか、そういう原因をつくらないというようなことも非常に大事でないかと。

子供の生活習慣病などもたくさん今、問題がありますので、それら含めてしっかり取り組んでいかなければならないなというふうに思うのですが。保健指導のやつですから、現場でも、担当のほうのこの部分について検討している内容もありますので、少しですけれども担当のほうから、たまに違う声で答弁させていただきます。よろしくお願いします。

**○議長（方川一郎君）**　暫時休憩します。

午後　１時４６分　　休憩

午後　１時４７分　　再開

**○議長（方川一郎君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

吉井保健福祉課長、答弁。

**○保健福祉課長（吉井勝彦君）**　お答えをします。

近年、ピロリ菌というよりも子供や若い年齢の特に生活習慣病につきましては、糖尿病や動脈硬化とのリスク予防のために早期に介入していく必要性が高まっています。

特に子供の場合、その子供の親の生活習慣だとか、食事環境に大きく作用されることから、がん検診などの予防教育含めて町民への啓蒙や学習機会の提供など、非常に重要なことだというふうに考えております。

今後とも健康管理センター便りや町ホームページでの周知、あるいは関係機関とも連携しながら適切な保健指導に努めるとともに、効果的な予防対策をこれからもしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○２番（藤田直美君）**　終わります。

**○議長（方川一郎君）**　本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ、これを延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後　１時４８分　　休憩

午後　６時００分　　再開

**○議長（方川一郎君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

９番高橋利勝君。

**○９番（高橋利勝君）**　日中に保留をいたしました１問について、質問をさせていただきます。

戦後７０年を迎えてということであります。ことしは、戦後７０年になります。本別町においても、昭和２０年７月１５日に空襲を受けてから７０年になります。

そこで以下、３点についてお伺いをいたします。

まず、１点目でありますけれども、本別町は今申し上げましたように、昭和２０年７月１５日に空襲を受け、４０名の町民の皆さんの尊い命が奪われ、町の中心街の３分の２が焼け野原となりました。町民憲章にあるように、この戦禍の焼土から立ち上がって今日があります。

しかし、現在も世界各地で紛争があり、空爆によって私たちの先人が経験したように一般住民の命が奪われ、無残な壊れた建物を見るにつけ心が痛みます。

改めて、本別空襲の悲惨さを受け継いできた町として、７０年を節目に平和を願って町内外にメッセージを送るべきと思いますが、どのように考えるかお伺いをいたします。

２点目でありますけれども、ただいま申し上げましたように、ことしは戦後７０年、本別空襲から７０年ということで歴史民俗資料館では広島原爆記念館から展示品を借りて特別展を開催すると聞いています。町内外に積極的にＰＲをして多くの方々に来場してもらうべきと思いますが、この点についてもどのように考えるかお伺いします。

３点目でありますが、本別空襲を伝えてきた歴史を振り返ってみますと、その集大成として広く本別空襲が昭和５８年７月１５日に発行されました。改めて読んでみますと、被害に遭った方々の遺族、関係者の無念さが痛切に感じられます。また、編集に携わった方々から本別の戦災を風化させることなく、後世に伝えるよう強く訴えられています。

これらの思いを受けて歴史民俗資料館は毎年、７月１５日、本別空襲を伝えるとして企画展を開催しています。同時に、小中学生を対象にして、歴史民俗資料館友の会の会員の皆さんが語り部となり、空襲の体験を伝えています。

本別空襲を伝えていくためには、世代を超えた取り組みが望まれています。空襲体験の世代から小中学校の世代までの中から選択をして、それぞれの世代を一堂に会したフォーラムを実施するべきと思いますが、どのように考えられるか、以上、３点についてお伺いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　髙橋町長。

**○町長（髙橋正夫君）**　髙橋利勝議員の戦後７０年を迎えての質問の答弁をさせていただきます。

１点目の町内外に向けたメッセージについてでありますが、これらは今までも多くの取り組みをさせていただいて、特に平和の大切さ、そして子供たちの未来に向かってのこの歴史をしっかりと我々の世代が語り継ぎながら、またその世界の平和に貢献できる、そのような教育などなど含めて講演会だとか、また展示会だとか、それぞれ多くの取り組みをしてきたところでもありますし、また特に資料館中心に我が町の７月１５日展などを含めて、ずっとシリーズ的に特別展を実施をさせていただきながら、知覧の特攻、または沖縄の戦災の語り部などなど含めても本当に多くの取り組みをさせていただいて、この平和に対する思いというものを特に共有していく、そんな大きなメッセージを出してきたというふうに思っています。

今、御質問の部分につきましては、この御質問の３点も含めてことしも７０年という節目の年ではあります、また特にそういう意味も含めて大きな取り組みにしていきたいなというふうに考えております。

その中で、特に御質問ありましたように、ことしの７月１５日展は広島の平和記念館から資料展示をお借りをして、原爆の恐ろしさなど、特に戦争のない平和な世界の大切さ、これを特別展という形で開催をしていきたいと、このように考えて、企画をさせていただいているところであります。

内容につきましては、原爆投下の現場に残された生活用品、また遺族の方から寄贈

された衣類などの資料、さらにまた広島、長崎の原爆写真パネル、そして本別空襲の資料もあわせて展示をさせていただくことになっています。

期間につきましては、７月１０日ごろから８月１６日までの予定で、被曝の資料の展示は十勝では初めてでありまして、特に道内でも札幌以外では初めてという開催となるために、さまざまなメディアを活用し、また協力もいただいて、より積極的なＰＲをして町内においても関係団体や他の機関と連携を図りながら、大勢の来館をいただきたいというふうに考えているところであります。

３点目の御質問ですが、本別空襲を伝えていくためにほんべつ学びの日祈り風事業として、これまでも空襲体験者によります語り部の会や資料館友の会の皆さん方に御協力いただいて、座談会、研究者によります講演会、また平和の集いなどを開催し、７月１５日展を通して命の大切さや平和の大切さを訴えてきたところであります。

ことしは講演会、朗読会、語り部の会や座談会などの公開、対象をまた拡大をさせていただきながら、世代を超えた展開を考えていきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、７０年を経過する中で、ともすれば風化しがちなこの平和の大切さですが、空襲を受けてあれだけの被害を出した我が町としては、この平和の大切さ、これからもずっとずっと語り継いでいくために、継承するためにもしっかりとしたことしも取り組みをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

**○議長（方川一郎君）**　高橋利勝君。

**○９番（高橋利勝君）**　再質問させていただきます。

まず、１点目でありますけれども、本別町は毎年７月１５日に戦没者、戦死者の追悼式を行っているわけですが、この７月１５日に私は先ほども申し上げましたように本別空襲を受けた痛い体験を持つ町として、今、世界で紛争があり、空爆におびえている一般住民や子供の人たちを考えると、やはり平和を願う気持ちでぜひ７月１５日にマスコミなどを介して、本別町としてそういったメッセージを送るというようなことができないのかどうか、まず１点お伺いをいたします。

３点目でございますけれども、今、言いましたようにそれぞれ取り組みが行なわれるということになりますが、先ほど言いましたように今、本別歴史民俗資料館友の会の会員の方にそれぞれ語り部をしていただいていますが、現在、語り部をしていただいてる経験者も戦後７０年ということもあって、８０歳を超えるような状況になってまいりまして、なかなか経験者が語るということは今後、厳しくなってくるというふうに思っています。

そういう意味では、その語り部を、あるいは先ほどありました記録、本別空襲を読んで、本別空襲について受けとめたその後の世代といいますか、今後は経験はしていなくても本別空襲のお話を聞いたり、本を読んだりしてみずから町民として学んだことをそれぞれの世代から世代へと引き継いでいかなければならない、そういう状況に

私はなってくるのだろうと思っています。

先日、本別町でコンサートを開いたオペラ歌手、ソプラノ歌手、川口さんは１０年振りで故郷での歌声をコンサートを開いていただきましたが、そのときに東日本大震災の応援歌である花は咲くを歌って、その後のコメントとして本別空襲のことを学んだ当時のことを思い出して歌いましたというコメントがございました。

改めてこのコメントを読んで、大変、感銘をしたと同時に、そのときの話では子供のときに聞いたときはそういうことがあったのだというようなことで受けとめていたけれども、この川口さんがいろいろ成長して、経験するにしたがって、この本別空襲の意味というのがわかってきたというようなことを言っていたそうでございます。

そういう意味では、今日まで本の発行や歴史民俗資料館の企画展など、あるいは語り部の会などを通じて多くの子供たちの皆さんに本別空襲を伝えてまいりましたから、そういった本別空襲のお話を聞いて、今、成長した人たちがどんな思いを持っているのか、そして今、現実に聞いている子供たちがどんな思いを持っているのか、そういった世代をつなぐようなフォーラムといいますか、講演会、座談会というのが先ほどありましたから、そういうようなことも含めて検討してみてはどうかと思うのですが、以上、２点についてお伺いします。

**○議長（方川一郎君）**　髙橋町長。

**○町長（髙橋正夫君）**　先ほども答弁させていただきましたけれども、特に７０年という節目でもありますし、そういう面では、この風化させない、またしっかりとこの平和の大切さ、この空襲を受けた本別町から発信をしていくということで今までも趣旨の取り組みを進めていますから、それはそのとおりこれからもずっと続けさせていただきたい。

ただ、節目ですから、そういう意味では戦後７０年、おかげさまでＤＶＤで今までの語り部の皆さんだとか、それぞれこの平和にまつわる、また空襲の歴史、史実を語りつなぐ面では大事な部分をＤＶＤにしっかりと残して、それを後世に伝える大きな資料にしていきたいということですが、それをちょうどそのような話が本町から発信をしていくことによって、マスコミに取り上げられて、それを聞いて本州の９０歳を過ぎた人たちが本別の貴重な戦時中の８ミリビデオがあると、それも自分が持っていても、もうこれ以上、活用の仕方がないので、ぜひふるさと本別でそれをまたよみがえらせてほしいし、それをまた伝えてほしいなどというよう資料の実は提供のお話も聞かれ、いろいろな方面に向かってその反響もありますし、特に空襲で亡くなられた方、また特攻の皆さん方のパネル写真展などしたときは、本当に遠くからその同期の兵役に行かれた方が来られて、本当にそのパネルの前でぬかずきながら本当に涙を流しながら、その懺悔をしていたという姿もあってもそういう人たちもたくさん、たくさんつながっているということもありますから、そのようなことも大事にしながら、ことしは答弁させていただきましたように講演会から朗読会、それにまた座談会など

含めて、しっかりとこのことも全て公開させていただきなから、幅広くして、多くの人たちにその発信ができるように、また御来場いただけるような、この７月１５日展を含めてしっかりと、この取り組みをしていきたいなと思いますし、ただ、７月１５日を合わせてメッセージを発するかどうかというのは、７月１５日にこだわることなく、この大事な年にそのような大きな節目としての本町の取り組みなど含めた、平和に向かってのこのメッセージはしっかりと出していきたいなと思っておりますので、また議員も大変、御協力、御支援いただいておりますので、また改めてこの大きな取り組みが目白押しでありますが、ぜひまた御協力もいただきますようにお願いを申し上げて、答弁とさせていただきたいと思います。

以上であります。

**○議長（方川一郎君）**　高橋利勝君。

**○９番（高橋利勝君）**　３点目でありますけれども、先ほどから申し上げていましたように、この本別空襲をこれから世代を超えて伝えていくという意味では、私は今まではどちらかというと経験者の人が、語り部がいて、それを子供の時代に聞いて受けとめていくという、そういった流れといいますか、そういった取り組みできているのだろうと思いますが、先ほど言いましたようにこの間、取り組んできたそういった子供たちが成長をして、今、本当に本別空襲についてやはりどう思っているのかということは、これはやはり本別空襲を伝えてきた人たちにとっても大変、知りたいことではありますから、やはりその辺のそういった人たちも含めて、やはり何らかの形で、それは歴史民族資料館の取り組みとなるのかもしれませんが、そういうような方向で検討していくべきではないかと思うのですが､その点についてもう一度お伺いします。

**○議長（方川一郎君）**　高橋町長。

**○町長（髙橋正夫君）**　御質問のとおりだというふうに思っていまして､やはり直接、その世代、世代、年代の方々につないでいかなければ、これは途中で途絶えてしまうということでありますから、それを伝えるためにも貴重な資料として、しっかりとして残しながら、また必要なそういう世代の思いだとか、その取り組み、考え方など含めてしっかりと、またこの認識を共有しながら、それぞれの世代につないでいくと、これは恒久的にその平和を求めながら、世界に貢献できるような人材の育成も含めて努めていくような取り組みは我が町からしていかなければならないと思っておりますので、その中でこのような取り組みをいろいろ含めてことしは考えていくと。

先日、本別中学校の１万人の卒業生を出す記念の講演会によみうりテレビの特別解説員の岩田公雄さんが来ていただきました。彼は本当に、もちろんよみうりテレビに入社されてから被災の現場だとか、またテロの現状だとか、また大きな大きな原発の事故の問題などなど含めて本当に世界を駆けめぐっているということでありますから、その分が人材もいろいろな面で本別町出身の方の、また本別を知っている方もおられますので、そういう人材の方々と幅広く、また世界的な情動だとか、そういうもの含

めてしっかりと本別から大きな発信ができるように、また大きな取り組みもできるようにも幅広く取り組んでいきたいなというふうに思っております。

特に、そういう世代の方が今、本当にしっかりと頑張っていかなければ子供たちの未来に幸せな未来を築くということは非常に厳しい時代になっておりますので、そのようなことを含めて我々の責任として世代の、やはり役割としてそのことをしっかり伝えていく手段をとっていきたいなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、答弁とします。

**○議長（方川一郎君）**　中野教育長。

**○教育長（中野博文君）**　座談会のフォーラムの件について、ちょっとお答えをさせていただきたいなと思います。

以前、資料館友の会の方々で座談会を開催をしていただいて、それを記録に残していただいています。

先ほど町長､御答弁してございますけれども､本年７０年を機にその座談会をちょっと拡大をさせていただいて、資料館友の会の皆さん、あるいは語り部の皆さん、そして今、高橋議員御質問にあった小学生、中学生、高校生、２０代、３０代、各世代の方に加わっていただいて座談会を公開で、これはもう資料館友の会の皆さんの御協力をいただいて実施をしたいというふうに今、考えてございます。

また、その実施に当たっては友の会の皆さんに御相談をしながら実施をしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

**○９番（高橋利勝君）**　終わります。

**○議長（方川一郎君）**　次、４番大住啓一君。

**○４番（大住啓一君）**　議長の許可をいただきましたので、日中、保留してありました地籍調査事業を実施する考えはについて質問をいたします。

地籍調査は、土地に関する戸籍調査というべき基礎調査であることから、農地の区画を整理し、生産性を高め、さらに道路、河川を円滑に整備し、災害に対応するためにも地籍調査が必要と思いますが、実施する考えについて伺います。

地籍調査は、一筆ごとの食料及び面積の決定を行うことにより、地積図及び地籍簿を作成いたします｡地積図は､災害などにより現地において境界が不明になった場合、地籍図があることによって復元できることとなります。

地籍簿は土地の所在、地番、地目、面積、所有者を調査し記載したものです。地籍図、地籍簿が登記所、これは法務局の所管になりますけれども、地図及び登記簿が一致し安心して土地の管理ができることになります。

これらのことから、今後、農地の集約化や基盤整備事業を進める上で必要な事業と認識しておりますけれども、本町の基幹産業である農業をさらに発展させるため、また、防災の観点からも地籍調査事業を実施すべきと思いますが、町長の考え方を伺い

ます。

**○議長（方川一郎君）**　髙橋町長。

**○町長（髙橋正夫君）**　大住議員の地籍調査を実施する考えはの質問の答弁をさせていただきますが、地籍調査、これは本当に長い間の課題でありまして、平成１１年、１４年、方川英一議員からも御質問をいただいて、また平成１５年にも他の議員さん方からも御質問をいただいて、それぞれ取り組み状況を報告させていただきました。

何といっても膨大な事業費のかかる調査でありますが、かといってこれはやはり必要不可欠ですから何とか実施をしようということも含めて、今まで数度、検討させていただきました。

残念ながら、構造改革含めて、その財源だとか、また交付税が１０億も削られる中で、とてもこの事業に着手するというまで至りませんでしたけれども、その後もまた平成１５年にはかなり精度の高い実施というか、着工の目の前までいったことは事実なのですが、その中でもやはり本町の約４万筆にかかわる地籍をやるとなると、やはり年数だけでも約５０年ぐらいかかるのではないかというようなこと、５０年ですから、金額も約５０億ぐらいかかるというような、そのようなこともあって、１年に大体５５０ヘクタールぐらいですか、このぐらい実施しても全部では相当の年数がかかるなということもありました。

特に、私どもが一番事前というか、協議、検討した中でネックだったのは、財源もしかりなのですが、とにかくやはりそれぞれの個人財産の権利の調整ですから、これは１センチずれても、１０センチずれても、なかなか調整というのは、これは難しいところがたくさん出てくるだろうと。そうなると、職員だけでも対応が難しいと、他町村の例も見ますとそれぞれ町外のいろいろなコンサルタント含めても、そういう人たちに協力いただきながら実施をしている。

また、そこでちょっといろいろ難しくなれば事業休止しているということもたくさんあるのですが、それらの例もよく検討させていただきながら、今まで進んだところでありますが、この事業の主体はあくまでも市町村が実施するということでありますから、それにあわせて国が５０パーセントと２５パーセント、町が２５パーセントの負担をするということでありますが、特別交付税の措置など含めて事業費は５パーセントぐらいで済むという話だったのですが、ところが事前調査なども含めても、ほとんど単費で出さなければならないのが総事業費にして割り返してみると約４０パーセントは間違いなく単費で出さなければならないと、そうしたら５０億にしても、その４０パーセントですから、もう大体計算してみると１７億５,０００万から２０億ぐらいはこの予算がかかるだろうと、そういうことも含めて、いろいろな角度から調査をしてきました。

それで、なおかつ実施がまだ見送られてきたというのは、やはり今までのような財政事情、それからまたいろいろな町の大型事業などもあって、一気に進むことができ

ないということも含めて、環境が整わなかったということでありますが、もうこの時期に来てその有効性必要性というのは十分理解をしておりますから、そのような方向で検討してきましたので、これは他の大型事業、財政事情も実施に向けて環境が整わなかったというのが今までありますが、そういう中でこの次、調査事業に当たりまして改めて、この壮大な事業費と長期にわたる同じ事業でありますが、今後、ほかの大型事業も想定をされる中で、国の財政の状況、また経済状況、町の財政状況も慎重に勘案した上で、実施体制の環境を整備を整えながら実施に向けて努力したいというふうに考えております。

以上、この地籍に対する、この考え方について答弁を申し上げて、答弁とさせていただきます。

**○議長（方川一郎君）**　大住啓一君。

**○４番（大住啓一君）**　町長のほうから補助率の部分までの答弁がありました。

私も北海道庁と打ち合わせをさせていただきまして、補助内容については把握させていただいてございます。ただ、全部が全部、補助で見れる範疇でないということも承知しているつもりでございます。

平成１４年に町長も答弁の中でお話になっておりますように、先輩議員が平成１４年に質問しておりますのも承知している中でございます。ただ、北海道庁との打ち合わせさせていただいた中では、北海道１７９市町村のうち未着手の町村が１３町村でございます。十勝管内では、帯広市と本別町だけということでございます。

今、町長の答弁にありましたように、財政がかなり厳しい中でこれからかなりの年数をかけてやるということについての当然、デメリットの部分と申しましょうか、その分の答弁がありました。

それを私どももある程度、織り込み済みでございますけれども、先ほど質問させていただきましたように、地籍調査を終えたということになりますと非常に土地の面積が確定するということでございますので、これからの集積、農のほうでいえば集積事業、道路等々河川で言えば改修工事等々の円滑化を図れるということでございます。

今、農業だけに限って申しますと、今、土地を流動させるにしても、一筆ごとの測量費が１０万円単位でかかってくるということでございますので、これはかなり大きな農家の方々の負担になっているのかなというふうに認識してございます。

それと、昨年の３月に、これは農業基本構想、平成３０年までの分、町が策定してございます。この中で、地籍測量に関するアンケートということで、農家の方々からいただいている部分が地籍調査の必要性ということで７１.４パーセントの方々が地籍をやってはどうかという、やってほしいというニュアンスの答えだと思っております。

その中で、町長が普段からおっしゃっておりますように、農業は本別町のかなめとなる産業でございますので、農業だけの地籍ということでもないのでございますけれ

ども、事、農業に関しますとそういうメリットも当然、あるものですから、先ほどおっしゃったように町の負担かなり大きいというのは理解してございますけれども、その中でできる限り早く着手すべく、人員体制等とも整えた中でＪＡとの協議、農業者の方々との協議も進めていくのが妥当な方法でないかなと、私は考えるものでございます。

それと、北海道庁との話の中で十勝管内で幕別町が進めているような話を伺ってきております。幕別町では、大変、農村部について実施した中で喜ばれているというようなことも道の担当の方々から直接、聞いてきているところでございます。地籍測量、本当に時間のかかり、お金もかかることでございますけれども、これからの農業の生産性を高める、集約も進めていく、基盤整備も進める、また防災に対する備えもするということでございますので、確かに５０億円という膨大な事業費と年数もかかることは理解しておりますけれども、ここは町長の政策的な英断を、考え方を聞かせていただくということも含めて答弁を求めるものでございます。

それと、昨年、決算委員会で農業の関係の基金の関係で総括質疑等々で出ております。これはＪＡとの関係で約９,０００万円ほどになっているかと思いますが、それらも財源の一部として充てていくことも農業振興基金という名目でございますので、それらのことも考えあわせることができないのかも含めた中でのお考えをお聞かせいただきたいというふうに思っております。

**○議長（方川一郎君）**　髙橋町長。

**○町長（髙橋正夫君）**　再質問の答弁をさせていただきますが、必要性はもう特にそうですし、今、質問の中で言われたような効果というか、それはもう当然のことになりますが、私どもも先ほど答弁しましたけれども、着手するときにどこからやるのだという話まで実は進みました。なかなか、先ほど言ったように権利調整だから、これは測量したやつそのまま全部受け入れてくれるよというなら、それがいいのだけれども、なかなか実態はそうはいかない。どこの町もそうで、それでしたら同じ町の人ではなかなか行かないだろうなという、そんな実態もいろいろ聞きながらやりました。

特に農村部の皆さん方のところに歩いて、私も直接話したのは地籍を実施するとなったら皆さんどうですかという話をざっくばらんに今までした経過もありますが、ううんというところもあるし、ぜひもちろんやってもらえれば一番いいことだから、今、質問ありましたようにもう全部、図面ができるわけだから、それを登記、調査してもらえば全部明らかなので、事業促進にはいいし、土地のそれぞれの売買含めても、それは有効だということなのですが、ただそこまでいくまでにどうするかということで、これは農村部だけ見るのか市街地見るのか、特に農村部というば山林も入るから、そういうことで、いろいろな面でやはり幅広くやらなければならないということになると、どこで境界線を決めるか、それよりもどこから始めるか。

私、そこで申し上げさせていただけるのは、とにかく地域でまとまってください、

この事業に。この事業やるときに、地域で皆さんがこういうことで合意できるのだといったら、そこを優先的にやりましょうなどの話まで実はした経過があるのですが、残念ながら着工にまで至らなかったということもありますので、それらのことも含めて本当に必要性含めて、特に北海道庁も、それから国も２５パーセント出すという話から含めて、実は特別交付税で一時消えたような話もあったりして、ここを行ったり来たりしたのですが、特に帯広市と本別何とか、この着工をしていただきたいと。

現実、休止しているところもたくさんあるけれども、着工したら途中で休止するというのもなかなか難しい話ですから、できれば順次やっていきたいとなどの判断も実はずっとしてきました。

そういう意味では、このアンケートでもありますように農業基本計画の中では、アンケートはとっていることもそうですし､特に総合計画の中でもその頭出しというか、年度の頭出しをしてますので、総合計画の中でしっかりと目標にして進むという方向はこれからもとっていきたいと思いますが、そのためにこれからの町の総合計画含めての、町の大型事業などなど、財政の配分など含めてしっかりと調査して、実際にこれが事前調査の前を含めてどのような着工ができるのか、事前調査のため、そして事前調査、予備調査やるまでにどのぐらいの財源が必要なのか、これもしっかり検証して、それでこの計画のとおり３０年からの予備調査にいけるかどうかと、このこともしっかり検討していく、そういう時期に来ているなという判断をしておりますので、とにかくその基本構想、それから総合計画の実施計画の中でそのような頭出しをしておりますので､そのような方向の中で可能かどうかということをもう一度言いますが、しっかりとあらゆる角度から検証して、また協力いただける職員だけでは難しいものですから、もちろん何人も要りますから、そのための人件費など全部自前で単費でなければならないことですから、それらの問題も含めて、人的な問題、また財源的な問題、環境整備の問題含めて、しっかりと事前の予備調査もさせていただきながら、その是非の判断をしていく、こういうような段取りで進めたいなというふうに思っております。

それから、一つ、農業振興基金ということでありますが、農業振興基金は全部で１億ということですから、これ一気にいったら１億すぐなくなってしまうので何回も答弁させていただいている経過があると思うのですが、農業振興基金というのはあらかじめこういう事業にということできちんと協定ができ上がって、そういうところに使うということでありますが、これが何億にもなれば、そういうところにまた使うということも協議の中では可能かと思うのですが、現時点の中ではまだ地籍調査の中で活用できるというようなだけの金額には至っておりませんので、その辺についてはまだ今後の問題になるかなと、こう思います。

以上であります。

**○議長（方川一郎君）**　大住啓一君。

**○４番（大住啓一君）**　町長の御答弁からもやる意欲といいますか、考え方は私も理解しております。

私も余りやいのやいのとは言うべきことではないと思いますが、皆様方の権利がかかってくる部分でございます、責任につきましては、財産を動かすことになりますので、それは十二分に理解しているつもりでございます。

町長の今の御答弁の中で、どこからということも当然、考えられることでございますけれども、農業協同組合で持っている今、１２の農事組合というのが、町長も御承知かと思いますが、それらが地帯別に分けた部分でございます。

それと、市街地何分割かにする、勇足市街と仙美里市街と、１７なり、１８なりのブロック分けをした中で進められるところから進めていくということも一つかなと思いますし、それは当然、執行者である町長のほうでお考えになっていることかと思いますが、私もその辺は方法としてあるのかなと。

それと、くどいようでございますけれども、北海道庁の話をさせていただいたときに、今、国の交付税が８割ということで固まってきております。補助メニューに入る、入らない、これは人件費等々については入らない部分がありますけれども、８割の交付税があるということでございますので、財政的にも、その分については相当、優遇されてきている部分でございますから、できることであれば財政的な面とよく考えた中で進めるべきだと思いますけれども、今の優遇されている部分の中で着手していく年度を探るのも一つの方法かなと思っております。

北海道庁、気を緩めますとお話させていただいたときに話を賜ってきたのですが、一昨年の７月に本別町に課長職が見えているというようなお話を聞いております。その中でいろいろ町の情報等も聞いているようでございますけれども、私がお話を聞きに行ったときに、先ほどもお話させていただいたようになるべく早く町民の皆さん方の財産を確定していくのも一つの考え方でないかというようなお話も賜っておりますので、再度、それも含めて７月に来た中身等々についてもお聞かせいただければと思うところでございます。

**○議長（方川一郎君）**　髙橋町長。

**○町長（髙橋正夫君）**　再々質問の答弁でありますけれども、１２ブロックあるということで、これは農業者だけがやる地籍ではありませんから、農村地帯をやるのには、それは十分、活用させていただけるというのは当然ですけれども、先ほど言いましたようにこれは本当に権利調整だから、今まで、ここまで私の用地だったのに、何でこんななるのと、などなど含めて疑えば切りがないのですけれども、現実としてそういうことがたくさん起きるということになると、そういうことも含めて地籍できちっと測量ができて、衛星測量ですが今は。

ですから、これはそのとおりきちんとみんなで確認しますよと、共有しますよという、そういう合意のできたところからまず進めるということをしなければ、着手、着

工した、さあやりました、ここで権利調整でまたつまづきましたなんていうことになりませんから、着工するときにはそういうことも含めてきちんと調査をしたり、事前の協議を十分した中で進めていくと､このようにしたいなというふうに思っています。

そうでなければ進んでいきませんので、そのことは御理解いただきたいなと思います。

それから、それぞれ北海道のほうですけれども、これは８０パーセントいうのは国が５０パーセントで、それから北海道が２５パーセントで、あとが２５パーセントなのです、町が。その２５パーセントのうちの８０パーセントを特別交付税で見てくれるという制度なのです。

ですから、トータルでいくと5パーセントということなのだけれども、これも今までいろいろな団体の人も5パーセントでできるのだから早くやったらいいのではないのかというのも、もう１１年とか、その前にも言われたことがあるのですが、実際に調べていくと、その事業費に入るとそうなるのですけれども、先ほど言いましたように事前の調査だとか、人件費だとか、そういう機器類だとか一切ないですね。

ですから、それはトータルで先ほど言いましたように事業費、総体でいくと町の単独の持ち出し分で約１７億5,０００万円から２０億ぐらいは必要になってくると､こういう計算になるものですから、それらも含めてかなり今までなかなか行けなかったということでありますけれども、そういう実態は変わっておりませんので、そのことを踏まえてしっかりと対応していくと、こういうことでありまして、北海道も何度か来ていただいたり行って打ち合わせなどしておりますので、北海道の来ただけの打ち合わせというか、お話の内容は副長のほうから御説明させていただきます。

**○議長（方川一郎君）**　砂原副町長。

**○副町長（砂原勝君）**　私のほうから、答弁をさせていただきます。

北海道は、この地籍調査については毎年、未実施の市町村を回っているという状況にあります。

北海道の考え方としては、その未実施の町村に対して何とか実施にこぎつけていただきたいという要望が一つでございます。その中で、実施できないとすれば、そういう何かその課題について把握をして帰るという状況だと考えております。

今､町長のほうからもいろいろお話ありましたけれども､私どもとしては平成１３、１４年ごろ、かなり内容の検討をさせていただきました。当時は、交付税が一気にダウンをして、これから厳しい行革に入るという中で、なかなかこの事業、５０億の事業を突っ込むというのはなかなか財政的に厳しいという判断をいたしまして、当面、延ばすという判断を１３年前にしました。

その後の対応としては、農業基本構想と総合計画の中に地籍調査についてはその必要性は十分、理解できるので、実施をするという方向は出して、実施計画の中にも定めたところでございます。

今、町長のほうから実施に向けての環境整備をしなさいというお話はされてございます。今、私どもも内部的にこれからもう少し詰めさせていただきたいと考えておりまして、そのときにやはり５０億、５０年間、事業に入るということは、これから老人ホームとこども園の保育所関係、それから勇足含めた学校改修、大型事業が入ってくる中で、なかなかそういう大型事業を入れられるかどうかという判断が一つでございます。

そして、そういう面からいうと、その事業が少しめどをつけてから、めどをつけてから入るのはベターだろうというような担当の部分では判断をしてございます。

それからもう一つ、この事業に入った町村が何年かやるとすぐ事業を休止してしまうという、今８町村ぐらい休止していると思うのですけれども、この課題は何なのかというのを少し我々も調べておかないと、同じことになってしまうというふうに考えております。

もう一つは５パーセント負担でいいよと国は言ってるのですけれども、実際は総工事費の４割近くが町村の一般財源で持ち出すということでございますから、対象外事業をいかになくしていくか。それをいかに対象事業のほうに組み入れていただくかという努力を少し詰めなければならないだろうと考えております。

あとは基金、今の３３億程度の基金で、この事業に突っ込めるのかどうか。もう少し基金の醸成をしながら入るかどうか、この辺のところを今、ちょっと検討に入らせていただいて、その５年も１０年も先というのは考えておりませんけれども、総合計画でいけば３０年、３１年ごろに予備調査等に入れるようになってございますから、それに向けて私どもも前向きに進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（方川一郎君）**　大住啓一君。

**○４番（大住啓一君）**　非常に細かく理解できる答弁をいただきました。

確認をさせていただきたいと思います。いついつやるということではございません。基本構想に入っている、これは農業の基本構想でございます。

今、副町長の御答弁では３０数年ごろというのは、平成３０数年ごろという解釈ですし、いろいろな事業が目白押しということも理解してございますし、単独費で整理しなければならないということも理解してございます。

議会としても質問させていただいたのが平成１４年ということで調べさせていただいてございますので、十三、四年前になりますけれども、我々としても持っている情報があれば町民の皆さんの財産云を動かすことでございますので、御協力といいますか、お話できることも多々あろうと思いますので、その辺も踏まえた中で農業者の方々、地域の方々、町の人たちも含めていつだということでなくて、町長のほうからこういうことで進むのだというようなことを報告といいますか、いただければ皆さん安心できるのではないかと思っておりますので、最後の答弁を求めるものでございます。

**○議長（方川一郎君）**　高橋町長。

**○町長（高橋正夫君）**　確定的にいつからやるというのは、まだこれから先ほども私も副町長も答弁させていただきましたけれども、当面の大きなプロジェクトをしっかりと財政のすみ分けもして、そしてこの事業に入れるか入れないか、そして入るためにはどういうことが必要なのかという、事前には環境整備、条件整備など含めてしっかり検証した中で、でき得れば副町長も先ほど言っていましたけれども、総合計画の実施計画の中にある３０年、３１年ぐらいには予備調査含めて取りかかれるという、我々のよく言う頭出しができればということでありまして、頭出しができるということは､頭出しをすると､先ほど言ったように途中でこの頓挫するなんてということは、そんなにそんなにあってはならないことですから、それまでにはしっかりと、そのようなゴーサインを出せるか出せないかということの今、予備のそういう環境整備の要請も職員の皆さんにさせていただきますので、そのような形の中で進んでいければなというふうに思っています。

**○４番（大住啓一君）**　終わります。

**○議長（方川一郎君）**　次、７番小笠原良美君。

**○７番（小笠原良美君）**　議長の許可をいただきましたので、通告をしております農家民泊受け入れの輪を広める方策をということで質問をさせていただきます。

この農家民泊といいますのは、宿泊体験型でございます。普通は農村ホームステイと表現しますけれども、私はこの場では農家民泊と表現をしていきたいと思います。

十勝管内では、平成２２年度に関西方面からの高校の修学旅行生７１３名の受け入れをしたことから始まりました。この年は、九州宮崎県で口蹄疫が発生したため、学校側の気遣いで修学旅行先が変更になり、受け入れ人数が極端に少なかったものの、２３年以降は徐々にふえて、平成２６年度には3,１１８名の中学、高校生を十勝管内全市町村の約５５０戸の農林漁家で受け入れをしてまいりました。

この５年間では約9,０００名の受け入れをしたことになります。この取り組みは、農家民泊を通じてもっと日本の農業を理解してもらいたい、食の大切さを考えてもらいたい、十勝や本別町を知ってもらいたい、できれば将来、農業にかかわりのある仕事をしてもらいたいなどなどの思いを持った人たちが取り組みをしております。

また、ことしは管内全市町村で１２校の高校の受け入れをすることになっておりますが、3,３２０名の受け入れが決まっておりますが、昨年受け入れをした学校数の４倍から５倍の学校から十勝での農家民泊を取り入れた修学旅行を行いたいとのお話がございます。

しかし、受け入れ農家が足りない状況にあります。十勝管内の市町村でも受け入れ農家をふやすためにそれぞれが努力をしているようですが、なかなか成果につながっていきません。本町も同じ状態にあります。そこで、町や農協の退職者の方の協力をいただいて受け入れ農家の拡大を図ってはと思いますが、町長の考え方をお伺いした

いと思います。

まず１点目に、本町でも５年ほど前から本別子供民泊受け入れの会を設立して受け入れを行い、この５年間に約１,５００名近い中学高校生の修学旅行生を受け入れてきました。

この取り組みでは、都市部の子供たちと農村との交流ができること、農家には宿泊体験費が入ることや、食材やお土産の購入、温泉利用、寝具などの洗濯などにより、商店にも多少のお金が流れていると考えております。この取り組みの拡大を図ることにより、交流人口がふえ町の活性化にもつながるのではないかと思いますが、町長のお考えを伺います。

２点目に町内では農協青年部の方々が毎年、小学生を対象に食育に取り組んでおられますが、さらに農家に宿泊をして食の安全、安心、食の大切さを学ぶ機会にしてもらい、この町で生まれ育った子供たちが将来、この町を離れていくことになっても自分のふるさとは農業の町、本別であることを誇りに思ってもらえるような取り組みにしていくことが必要ではないかと思いますが、この点についてもお考えを伺います。

３点目に受け入れ農業者は子供たちの反響を見て手応えを感じ、大切な取り組みであることを認識しており、仲間をふやしたいと努力をしておりますが、なかなか成果につながっていきません。

そこで、受け入れ農家の拡大を図るために、国の補助メニューなどを活用して町や農協退職者の方にこの役割を担っていただけないものかと思っております。そういう方々は、農家とのつながりも多く、最も適しているのではないかと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　高橋町長。

**○町長（高橋正夫君）**〔登壇〕　小笠原議員の農家民泊体験受け入れの輪を広める方策をの質問の答弁をさせていただきます。

民泊、子供民泊ということでありますので、私もそのように申し上げさせていただきますが、特に本別子供民泊受け入れの会が行っておられます、今、御質問がありましたように関東関西圏の高校生など、初めて受け入れをいただいて、その感動のお話などもたくさん聞かせていただいて、私も何度か時間の許す限り受け入れのときの開設もさせていただいていますが、この農業体験とおっしゃった受け入れ生徒との交流など、また農業への理解、また地元の農産物の消費拡大の目的達成にこの自立した活動を展開をしております会員の皆さんには、本当に心から敬意を表させていただきたいと思いますし、まず１点目の農家収入の増加、町内の経済の波及効果ですが、もちろんこれだけの交流人口が来ていただけるわけですから、やはり１４校４５３名という高校生の受け入れでありますから、御質問のとおり農家民泊受け入れは農業の価値観の伝承、さらにまた農家経営の向上、地域経済の影響に至っておりまして、先ほども触れておりましたが、交流人口の拡大は第６次の私どもの総合計画での体験型の滞

在型観光の推進につながるものであるというふうに考えております。

２点目の地元児童生徒農家民泊の体験についてでありますが、本町の基幹産業であります農業を児童生徒に理解し、食の安全や安心を学ぶことは有意義なことでありますし、それぞれまた小学校含めて農村青年の方々含めてこれらの食育、また育てることの大切さなどもさせていただいていますし、特に昨年から本別学ということで、子供たちの本別をもっと知ろうを含めて、それぞれの取り組みをさせていただいておりますから、これらも含めてこの民泊という部分については御提案がありましたけれども、それら環境がまた全体の中で整い次第、またこれも教育委員会と協議をさせていただきながら取り進めていければなというふうに思っています。

３点目の受け入れ農家の拡大のための町､農協退職者の活用についてでありますが、退職者を含む経験豊富な人材の活用、また協力につきましてはまちづくりにおいても必要不可欠なものでありまして、受け入れ農家の拡大のための担い手としての活用につては、農家民泊の内容に精通して、また実践者となる会員の方々の介入の活動が受け入れ農家の拡大につながる裁量の方法と考えております。

また、町内に潜在する経験豊富な人材の活用につきましては、以前にもこの人材の活用と言ったら余りよくないですけれども、人材を登用するということについては議会でも質問をいただいておりますが、これらは貴重な長年の経験は何者にも勝るものでありますから、これらの豊かな経験をこの本町のまちづくり、また産業の育成などにぜひ御支援をいただくという部分については、私どももそのとおり考えておりますので、町としてはＯＢの方々の把握というのは十分にはしておりませんけれども、そのような情報を収集して、また提案もいただきながら、町が事業補助の活用ということでありますけれども、そういうことではなく、いずれにいたしましても町とがですね、協働のまちづくりの原点でありますから、自主性を尊重しながら今後ともそれらの必要なものについては、いろいろな角度からその協力、また御支援をさせていただきながら､本町のより一層の交流人口の拡大､またそして子供たちの食育､食の安全､またそしてこの基幹産業、農業を理解していただく、都市と地方を結ぶ大きな架け橋となり得るこの事業にしっかりと取り組む、その事業について協働の精神で当たっていきたいなというふうに考えております。

以上を申し上げて答弁とさせていただきたいと思います。

**○議長（方川一郎君）**　小笠原良美君。

**○７番（小笠原良美君）**　再質問をさせていただきたいと思います。

十勝管内に来る修学旅行生は、３泊４日から４泊５日の日程でやって来ることが多いです。３泊４日の場合には、農家に、あるいはまた農家ばかりではなくて漁家というのもあります。それから山を持っておられる方が参加することもありますので、林家というのですか、そういう場合もあるのですが、３泊４日で来るときには農家に１泊をする、それから漁家に１泊をするということです。そしてそのほかの２泊という

のはどういう形で来られるかというと、管内、十勝管内の温泉ホテルなどに宿泊、連泊をされて、そこからバスでもって観光に行かれたり、それからアウトドアをするというようなケースがほとんどでございます。

ですから、お金のことで申し上げますと十勝の中に３,０００人なら３,０００人の子供さんがいらした、１泊するのに大体１万円ぐらいと単純計算します、我々も体験費をいただいておりますので、ホテルや何かと同じような扱いだと思うのです。

それで、９,０００人、おおむね去年は９,０００人ですから、単純に計算しますと９,０００万円以上のお金がこの十勝管内に落としていっていただけるという表現のほうがよろしいでしょうか、そういうことになっているのです。

私、経済だけのことは申し上げたくはないのです、私は農業者ですので、やはり自分たちがしている農業を通して都会でアスファルト、コンクリーの上で生活されている子供さんたちが、土を介するとこういうものができるのだということを伝えていきたいし、それから自分たち、私たちが生産しているものは安心ですよ、安全ですよ、だから安心して食べてくださいと、そういうことを伝えていくことが一つの目的として、大きな目的としてあって取り組んでいるのです。

しかし、いつまでもそれだけのことではできませんので、そういう見返りをいただくということが今回わかりましたので、私たちも５年前から取り組みをして、いいことなので広げたいと思うのですが､なかなか自分たちだけでは広げていけないのです。そこら辺をぜひとも、先ほども申し上げましたけれども、町とか農協の退職をされた方に短期間でもいいと思うのです、お願いをして、特に農協を退職されたような方は農家とのつながりも大きくて、家族構成だとか、それから住宅の状況などもよく御存じではないかと思うのです。ですからぜひとも、そういう方にそういうことを担っていただきたいという思いがありまして、今回、こういうふうに質問させていただいております。

それから、後先になりますけれども、子供さんの民泊を体験していただきたいというのは、本州方面からの子供さんの受け入れをしていて、逆に気づかされたといいますか、私たちが住んでいるこのいなかにはすばらしい自然があるということを都会の子供さんたちに教えられているのです、実は。

それで、その都会の子供さんをお世話することも大事だけれども、地元の、我が町の子供さんたちにもぜひこういうことを体験していただいて、大きくなってもふるさとの思い出として、よそへ行かれても思い出として残していただけるような取り組みにつなげていければなというふうにも思っております。

その辺についても先ほど町長からお話ありましたけれども、改めましてその点についてもお伺いをしたいと思いますし、もう一つは今は本格的に人数がふえてきたのは受け入れ農家が足りなくて、昨年あたりから３,０００人規模になったのです。先ほども言いましたように、受け入れをしてくれる農家があれば、もっともっとこの取り組

みが広がるということはもう確実なのです。

それで、この十勝管内に今は１億円弱ですれども、これが３倍となると、やはり３億円近いお金を落としていただけるということになると、それは私は全体的に農家そのものも受けとめ方が大分変わってくるというふうに思いますので、そこら辺もあわせて受け入れの拡大をできるようなことにつながることをぜひ先ほどもお願い申し上げましたけれども、その受け入れ先を拡大するという意味で、ぜひそういうことが、していただけることが広げることへつながるのではないかなというように思いますので、

合わせて３点ともですがもう一度、お尋ねをしたいと思います。

**○議長（方川一郎君）**　髙橋町長。

**○町長（髙橋正夫君）**　受け入れの実態とかというのは、いろいろな皆さんの集まる場所に呼んでいただいていますから理解している、そこそこ理解しているつもりでおりますけれども、私の家も実は４人の男の子を受け入れさせていただきました。うちは農家で直接ないのですけれども、近くに農家もあったり、農業者でない方も畑をいろいろつくっていらっしゃる、協力していただいて農業体験などすると、軽トラック乗るのもおもしろいし、そこで大根運んだり、作物運ぶなんていうのはもっと嬉しいし、それを収穫して煮たり、料理したり、またそのまま焼いて食べるというのは、これはもっと感動ですよね。それをやっている最中に夜になると１人、２人としていなくなったなと思ったら、軽トラックの上で大の字になって空見て、こんなに星がきれいなところないなとか、本当に普段、私どもが今、質問ありましたように気づかないことを逆に気づかされるということから、こんないいところに住んでいるんだねというようなこともありました。

その子供たちが次の日、体育館の前でみんな集まって帰るときに見送ってきたら、そこのリーダー格の男の子が先生にいきなり言いました。先生、もうホテルだとか泊まらなくていい、これから修学旅行はきょうのやつで十分だから、これからずっとこうしたほうがいいねというのが私どもの目の前で、みんなの前で堂々とそうやって言ってくれた。これも、この民泊あっての貴重な体験ですし、そういう体験が子供たちにすごく、今までなかった連帯だとか、絆だとか、そしてまたこの自然の大切さだとか、この農村の風景だとか、また食の安全、安心含めて非常に大きな人生のこれからの行く道にと言ったら大げさかもしれませんが、大きな大きなやはり１ページを与えたのだなというふうな気がしていました。

経済効果のことはもちろんですけれども、人がたくさん来れば経済効果ついて回ることですから、それはもう当然、そのように受けとめています。ただ、町内の子供たちというのは今、農業体験もやっているところもありますし、またほんべつ学がさらにまた、通学合宿もやっているということで、いろいろな取り組みをしておりますので、即このことに行けるかというのは、まだまだちょっといろいろ検討しなければな

りませんが、こういう大事なというか、すばらしい成果を上げていることもあるということであります。

これらをやはり受け入れる側がいつもこうやって見させていただくと楽しんで受け入れていただけるということは、非常にやはり大事なことだと思うのです。これは、この宿泊していただいている子供たちに物すごくいい影響を与えるし、本当になかなか大変なときもたくさんあるよね、スリッパ玄関ではいたらハチに刺されたとか、そんなこともあったりして大変ですけれども、そういうことも本当に逆にいい体験、思い出として受け入れる側の人も一生懸命受け入れさせていただいて、その思いというのがしっかり伝わっているのではないかなと、そんなふうに思っていますから、これをもっともっとこの拡大をしていく、そういうことになっていくことが、その町のそれぞれの人の意識も含めて都会との交流だとか、子供たちはずっとずっと長くその交流が続くということを含めると、大変な効果があると、そこに同年代だとか、また子供たちがいれば、その子供たちのずっとずっと交流も続くし、いろいろな効果があらわれるのではないかなと思っています。

例えばわかりやすく役場でそれを担えということはなかなか難しいかもしれませんが、今、小笠原議員含めて大変頑張っていただいてやっているところに、我々としてもできる限りの支援というか、応援させていただくと言ったら生意気ですけれども、一緒に取り組みができるというものについては、我々もしっかりと協力させていただければなというふうに思いますので、それらのことも含めて、先ほど言いましたけれども、人材も含めては十分な把握はしていませんけれども、そういうことがしっかりと可能な人材なんかがいるとしたら、ぜひ情報もいただきながら、本当によりよく取り組みが進められるように、またお話ありましたように、その受け入れの体制が整えば、まだまだ多くの子供たちが来ていただく、今まで５年やっていただいた部分、３年、５年、さらにやっていただいた中では、これからはまさにこういう修学旅行もこういう形になってくるのだろうなと、そのことを私どももしっかり受けとめさせていただいていますから、そのことに向かってしっかりこれからも確たる本別に来たらこうだと言っていただけるような、そういう体制ができるように我々も一緒に進んでいきたいなというふうに思いますので、ぜひそのようなことも含めて、御提案いただきながら取り組んでいければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（方川一郎君）**　小笠原良美君。

**○７番（小笠原良美君）**　ただいま取り組みが広がるような体制をぜひつくっていくべきだというお話をいただいたと思っております。

最後にもう一度お伺いしたいのですが、５年間の取り組みの中でもちろん農林課の方々、それから最初は企画課の方々にも十分お世話になりながら、今日に来たと思っております。

そのことは感謝申し上げながら、これからの取り組みも続けていけることが大切なのかなと思っております。

先ほども申し上げましたけれども、受け入れをしてくださるところを開拓するというところ、本当に非常に難しくて、いろいろな手を尽くしてやっているのですが思うようにいかないです。

これは、そういう人材があればということの町長からのお話でございましたので、私、農協を退職された方に適任だろうと思っている方がおりますので、ぜひその方に少しの間、受け入れ、この取り組みに賛同していただいて、受け入れをしていただける方を少しでもふやして、この町に先ほどから言っておりますが交流人口がふえたり、将来、お母さんになったり、お父さんになる子供さんに食の大切さを伝えていきたい、それから北海道を売り込んでみたいとか、本別町をこういうところだよというふうにして売り込みをぜひして、理解してくれる方々を１人でも２人でもふやしていきたいということを考えております。

ちょっと余分なことかもしれませんけれども、昨年、本別に来られた子供さんの中でいろいろ悩みを持って来られた方がいるのです。受け入れをされた農家の方が本気になっていろいろな相談事に乗ってあげた結果、帯広畜産大学を受験したいと、ついこの間、こちらに畜産大学の見学にいらして、また本別にいらして、受け入れ農家の方と交流を深めていただいたという事例もございます。

ということは、修学旅行で１回来ただけでは終わらないと、そういうような後々の広がりにも、交流にもつながっていくということもあるのかなというふうに思っていますので、ぜひこの受け入れの体制をもっと広めていけるようなところに導いていただけたらというふうに思いますので、もう一度、答弁をいただきたいと思います。

**○議長（方川一郎君）**　髙橋町長。

**○町長（髙橋正夫君）**　本当に一生懸命取り組んでいただいていることに改めてまた敬意を表しているところですが、この受け入れに通じての効果というのはたくさんの効果が、先ほども答弁させていただきましたがあるということが十分、皆さんの共通の認識になっていると思うのですが、これもですね幅広く、そういう受け入れの環境を準備していただくとか、いろいろなお世話していただく方が専門的に、協力いただくとなると、それは本当に幅広く広がるわけでありまして、それらに向けて必要な、その受け入れ、今の皆さん方が実施している受け入れの体制の中で、そういう必要な部分については私どももできる限りの支援をさせていただくと、こういうことで答弁させていただきましたので、ぜひこの部分については頑張っていただければなというふうに思っています。

この主催している方に相談をいただいて、小笠原議員も一緒でしたけれども、それだったら十勝町村全てでやったらどうということで提案させていただいた１人でもありますから、それで町村会の臨時総会の中で主催者の方に来ていただいて、取り組み、

そしてまた子供たちだけでなくて大手企業のこれからの企業を背負っていく人たちのキャリアの皆さん方が来て、民泊をして、まさに目からうろこで、搾乳現場だとか、畑の現場を見て農業というのはこんなに大変で、またこんなにすばらしいものであるということは本当に人間教育の中で、企業のすごい成果もあると、そんなこともたくさんの報告をいただきましたから、これは一つ農家民泊の子供たちのことでもありますけれども、それを超えてまた企業の日本を背負っていると言われるような企業の方々の未来の幹部候補生たちが必ずここを企業の教育の中で登竜門にして、そしてそれで企業のこれからの人材の育成につなげていくということもかなり力強く実施させていただいているところでありますので、それらも含めて、そのことも逆に私どももまちづくりの中でそのような人材の方々がぜひ来ていただきながら、将来的にいいつながりを持たせるように出していただいて、またお互いにメリットのあるようなまちづくりに御支援も、また御協力もいただけるような形がとれればなと思いますので、それの取り組みには広く私ども期待をしているところでありますので、ぜひそのようなこと含めて必要なことについては、もう一度言いますが、しっかりと一緒に頑張らせていただくということもあわせて答弁させていただいて、答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○７番（小笠原良美君）**　終わります。

**○議長（方川一郎君）**　ここで、暫時休憩します。

午後　７時１４分　　休憩

午後　７時２５分　　再開

**○議長（方川一郎君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

１０番阿保静夫君。

**○１０番（阿保静夫君）**　議長のお許しのもと、午前中に保留しました１問について、一般質問を行います。

買い物弱者対策の検討をということで伺ってまいります。

町として、空き家を活用した高齢者の居住対策、除雪対策及び買い物弱者対策に取り組むということで、これはいわゆる三弱者対策として取り組むとのことですが、そのうち買い物弱者対策について今後の対応等について見解を伺いたいと思います。

買い物弱者、買い物難民の問題は、平成２０年ごろから政府においても課題とされてきたものだと思っております。平成２６年度の国の買い物弱者対策は、四つの省庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、経済産業省の四つの省庁がそれぞれ関連事業を行っております。総額で約１,１６９億円、一部内数ということになっていますけれども、取り組んでいるということです。

また、これを受けて道内でも、この国の支援を活用しながら、私の調べた限りでは４１の市町村で多様な取り組みを行っております。例として言えば朝市、それから宅

配、それからバスやハイヤーへの助成券、援助する。それから買い物代行、配食サービスなども入っておりました。

このようなそれぞれの町の特色的な取り組みをこの国の事業を活用して行っているということです。

そこで、まず一つ目ですが、本町における買い物弱者の現状をまず、どう捉えているかということについて伺いたいと思います。私もびっくりしたのですけれども、農村部のみならず、市街地においても買い物に行く足の確保が困難なのですという声を聞いてびっくりしてしまいました。町民アンケートなどをこの間、とっていると思いますので、そういうような現状を町としてどのように捉えているかまず伺いたいと思います。

二つ目ですが、国の買い物弱者対策事業について、これはやはり道内４１の市町村が取り組んでいるということなのですけれども、本町としても大いに活用すべきだというふうに思います。

ぜひ、この国の四つの省庁が行っている内容を調査研究をし、取り入れられる部分は大いに取り入れながら、本町としてのいわゆる三弱者対策の一つとしてこの買い物弱者対策を取り組んではどうかというふうに考えております。

また、本別農協や商工会との連携を密にしていくこともこの事業推進には重要だというふうに思っておりますので、その点について見解を伺いたいと思います。

ちなみに、この２月の初めでしたが、農協はいつもこの時期に懇談会をやっているのです。それで、私、自分の地域は出られなかったのですけれども、ある地域のところに行って話を聞くと、実は本別農協はここにあるとおり三つの事業所、美里別と仙美里と勇足のこの事業所を今年度中に閉鎖するということを懇談会で言いました。

私は実は驚きを持って聞いていたのです。これまでも、なかなか営業成績が難しいというのは何回も議題に上がっていましたけれども、その一方で町長もいろいろなところで御認識あると思うのですけれども、農協が果たしている役割というのは、その地域に住む人たちの福利厚生も含めて、生活を守るということで本別農協もそういうことで各事業所を本当に経営的には多分、数字的にちょっと厳しいのですけれども頑張ってきたという中で、今懇談会でついにそういう方向性が打ち出されて、イメージ図も書いてありました。

それで、私もちょっとこのことに関しては農村の買い物弱者ということで、ずっと懇談会や総代会で言ってきたのは、いわゆる生協方式と言えばわかりますか、そういう形で注文をとった中で、注文されたところに配送をするということも今後、買い物弱者対策としては有効ではないだろうかという話をずっとしてきたのですけれども、まさに生協方式でやるみたいなことを懇談会の段階では説明されたのです。

それはそれで一つの考え方だし、あり得ると思っているのですが、その中で先ほど申し上げたように国としてもいろいろこれは取り組まなければならないと考えている

事業だし、農協も何かそういう方向で動こうとしている、これはやはり町がそこに商工連携とか、本別農協とのいろいろな連携の中で、さらにこの対策を三弱者対策の一つとしても町として取り組んでいただきたいなというのが率直に思いましたし、懇談会の段階ですけれども、こういう事業が国でやっているし、町としても三弱者対策の一つとして挙げているのだよという話もさせてもらいましたけれども、余りその辺がまだ伝わっていない感じを受けたものですから、これはまずはできれば農協や商工会ともこの話をしながら国へつなげられる事業としても、先ほど例を申し上げたように宅配事業なども補助があるようなので、農協が単独でやるとなかなかこれ難しいこともあるようなのです、補助事業ですから。

だから、そういうことも含めて今後、町としても大いにかかわっていただきたいというふうに私は思っております。そういう観点からも、現時点でどのように考えているのか伺いたいというふうに思います。

**○議長（方川一郎君）**　髙橋町長。

**○町長（髙橋正夫君）**〔登壇〕　阿保議員の買い物弱者対策の検討についての答弁をさせていただきます。

買い物弱者については､昨今､特にテレビ放映なども限界集落対策などなど含めて、厳しい現状のレポートが放映されてきているところですが、国の低所得高齢者と住まい生活支援モデル事業を本町は活用しているのですが、１１月４日に役場のこの庁舎内に副町長を委員長として関係部局が横断的に連携、調整を図る高齢者と住まい生活支援モデル事業町内推進会議というのを設置しました。さらに、１１月２８日には町内関係機関の団体の会長、事務局長などの構成によります本別町高齢者と住まい生活支援検討委員会を発足して事業に着手したところでもあります。

このモデル事業は、住まいや生活支援関連で町内で課題となっています。例えば、御質問いただきましたように、空き家、空き地、空き店舗などの対策に関する事項、二つ目には買い物に不便な苦労を感じる方への支援、三つ目には日常生活における除排雪及び町道の除雪対策の３項目について一体的に課題解決に向けた調査研究、検討を進めるということになりました。

１点目の本町における買い物弱者の現状と町民アンケートの結果から見える現状でありますが、昨年３月に実施したアンケートの調査があるのですが、本町の高齢者、６５歳以上の認定者２,２１３人のうち、９３パーセント、２,０５８人の方が自分、もしくは家族の方が買い物に行くというふうに答えています。

自分が５４.５パーセント、１,２０６人、家族が３８.５パーセント、８５２人、自分と答えた方、１,２０６人で、そのうち９１パーセント、１,０９７人の方が自分で運転、徒歩と回答してきました。

しかしながら、買い物を近隣の住民、知人や友人に頼むと回答した方も０.３パーセント、人数にして７人いたわけでありまして、今後、高齢化に伴い買い物に不便や困

難を感じる方がふえてくるものと、これはやはり懸念をするところでもあります。

２点目の国の買い物弱者対策事業についての取り組みを進めることとあわせて、農協、商工会との連携を密にしていくことにつきましては、現在、役場の中にモデル事業推進に伴う町内推進会議と町内関係機関の団体の会長、事務局で構成する本別町高齢者等住まい・生活支援検討委員会、本別農協、商工会は構成団体になっていますが、検討をこれを開始したところであります。

今後、農水省の新規補助事業の活用についても町内の買い物困難者支援部会を始め、農協や商工会との連携を密にした前向きに検討を進めたいというふうに考えております。誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるように、また必要な生活支援が細やかに提供できるような地域包括ケアシステムの構築に向けて、引き続き検討を進めてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

また、ＪＡの事業所の閉鎖も、私も仙美里の懇談会のときに住民の方からお聞きをしました。地域懇談会の中でそういう話をして、３事業所閉鎖される。これは、３年前からこの閉鎖するということは決めてあったということでありますが、そのときから私どもも何度か政策懇談会を含めてお話をさせていただいております。

なるべく事業所、最後の砦みたいなものですから、何とか残す方法で頑張ってほしいという要請をしてきました。

でき得れば、仙美里も勇足も美里別も、美里別は入っていませんけれども、仙美里、勇足は役場の支所もありますから、できれば役場の支所と農協の支所と一緒になって、双方が運営し合いながら、その半分、建物、例えばプレハブつくるなら半分をコンビニ風の店舗、またはそこから宅配できるようなその店舗を維持して、地域の人が朝早くから畑出て、休憩時間に幾ばくかのお茶菓子の買い物ができたり、暑い日にはアイス、俗に言うキャンディーの１本も買えるような、そのような環境を残してほしいと。特に子供たちは、やはりその地域に買い物できるものを残してほしい、子供たちとの語る会では必ずそういう問題が出てきますから、そのような子供たちの希望も含めて、そんな体制をとれませんかというような話をさせていただきましたけれども、美里別についてはまだその支所機能が町のほうにありませんが、美里別郵便局もあわせて協力し合いながら、農協の支所と含めて何とか存続できる体制をとっていくということも、新たに支所がないのをその支所のかわりにしてもらって、美里別地区、また拓農から活込地区の人たちがわざわざこちらに出てこなくても、最低限の手続きができる、この納入ができるなどなど含めての、そういう連携をとれればと思うのですが、その中でも申し上げたのは仙美里、勇足含めて個人の商店もありました。仙美里は特にそうですけれども、今、個人の商店が閉鎖しましたので、何とか地域の人に守っていただきたい、多少値段のことあるかもしれないけれども、将来、自分たちの住む大事な条件になるということ含めてかなりお願いをしてきたのですが、残念ながらこのような結果になりました。勇足も今、頑張っていただいていますから、ぜひこのこと等々

お願いをして、私どもも意識して本当に、本当の本当のわずかですけれども、そういうところの買い物を含めてさせていただいたり、特に町全体にお願いしているのは、本当にほかの町に買い物に行くこともそれはもちろんあるけれども、今、みんなで愛町購買運動含めて、地域のその商店だとか、いろいろな食堂などなど含めてもみんなで支えていかなければ、ゆくゆくは自分たちが一番困ることになるのだよと、だからとにかく地元で間に合うものを全部地元で、どうしても足りないものはほかの町でということもあるけれども、そういう意識をみんな持ってほしいと。

懇談会でも申し上げたのですが、しからば、今言った方式でお店屋さん残しました。そうしたら、それは品物の数もいろいろありますけれども、そうしたら地元の人、本当に使ってくれる、使ってくれるのだったらそういう地域の願いも含めて、そのようなことも考えていかなければならないよねと、でも何とかそうやって残したけれども、やはり使わないよでは、これは何にもならなくなると。今と同じになってしまうので、ですからそういう意識も含めて、その変えていただかなければ、幾ら何かもってこい、あれするといっても、それはなかなかそうはいかないと、それはちょっと厳しい言い方だけれども、現実としてそのことを受けとめてほしいなと、そう思いました。

そのようなことを話をしているときに、農協の職員の中から販売車ですね、それをぜひつくっていきたいという話がありました。できればそのＡコープの店、美里別の支所というのはもともとお酒の権利まで持っていて、あそこから全部、私どもが自治会か何かで美里別支所に頼んでわざわざ共栄の私の自治会まで運んでもらった、そんなこともずっとやっていたぐらいのところですから、その本店に権利がないときも、そういうのも持ってきてくれる。そういう面では宅配やっていた先輩方もたくさんいますし、そういう地域も知っているし、それをやれることはやるのですね。

話変わるかもしれないけれども、小さい軽のトラックにアルミのほろをかけて豆腐だとか油揚をわざわざ売りに来て、わざわざというか商売で売りにきて、その人だって１週間にここ月曜日、次、火曜日ここと行けば、ちゃんとみんな待っていてくれる、そんなこともあって、もともとは自転車でいった事業主がたくさんいた時代もあったけれども、その時代が違うからそうはいかないけれども、でも車でだってそういうこと、やる気があればできるのだし、ぜひそんなこと含めて商工会にもお願いをしてきたこともあります。

できれば今、個別に事業者、割と若い経営者の人たちにはいろいろな職種やっていますけれども、何とかそういうことでできないかということでやっていますが、どこかでそういうことをしていただかなければ本当に買い物難民どころか、全く買い物ができないということになるわけですから、そのようなこと含めて今、話を聞かせていただいたときに、期限を切って事業所を閉鎖するということでありますから、これは本当にまた、それがかなわないとするのだったら、その宅配というか、販売車の対応などなど含めてもいろいろ協議をしていくと、そのためにこの中の、町内の高齢者と

住まい生活支援モデル事業の各事業者含めて、会長だとか、事務局の方も入っていただいて、検討し始めていますから、ちょっとなるべくそのときまで少しずつ地域の人たちのこの盛り上がりもぜひしていただきながら、本当に今こそ町で間に合うもの、みんなでこの町を支えていく、そして自分たちの暮らしを守っていくのだという意識を持ちながらやっていただけるような、我々の啓蒙も含めてしっかり取り組んでいきたいなと思っています。

いずれにいたしましても、生活する上で買い物できないということは絶対にこれはないわけでありますから、どんな形にしろ必要な物資はちゃんと商品は調達できるような環境はつくらなければならないという､それは住民の暮らしを守るためにも､我々も最大の努力をしなければならないということでありますので、そういうのを含めてしっかり関係機関、特にＪＡ本別支所と商工会と含めて、しっかり協議をしながら体制をとっていけるようにしたいと思っています。

誰が誰がとか、おれがおれがということでは決して済まされませんので、阿保議員の御質問のとおり地域の福利厚生や暮らしを守るという、それぞれの公の団体ですから、これはお互いに同じ責任を持っているということも含めて、ぜひ理解をいただきながら、スクラム組んだ地域の安全、安心のための対策を講じていきたいなというふうに思っておりますので、またいろいろな意味で、また御指導も御質問もいただきますように、この場からもお願いを申し上げながら、答弁とさせていただきたいと思います。

**○議長（方川一郎君）**　阿保静夫君。

**○１０番（阿保静夫君）**　非常に丁寧な御答弁をいただきました。

私、先ほど非常にびっくりしたと言ったのですけれども、農協が実は中期３カ年計画というのを立てて、その中ではその懇談会の説明では組合員のお店として特色ある事業展開を強化していくというような中身が書いてあったそうなのです。ですから、ある意味、寝耳に水だったのです、先ほど町長の話の中にもあったとおり、期限が明確化されているのですね。来年の３月に閉店及び事業所の閉鎖ですから、要するに全部撤退するということなのですよね。ですから、事買い物に限らず、金融面にしても、それから僕は美里別にちょっと土地つくっていたことがあるのですけれども、そのときネジ１本も支所で買えるということがあって、すごい仕事面でもすごい助けられました。

だから、そういう面で農民としても非常に困ったなというふうに思っていますけれども､一般質問で申し上げたのは今､検討会議でいろいろ詰めているということだし、そこに農協も商工会も入っているということなので、今、くどくどと申し上げることはないとは思っていますけれども、大事なことは先ほど申し上げたように国としては四つの省庁がそれぞれの省庁の持ち味を生かしながら、農水なら農水なりに農村の中山間地への支援とか、経済産業省、やはりどうしても経済運営というようなことを中

心にいろいろ買い物難民、買い物弱者対策を政策だというので、ここはやはり行政の出番だと思うのです。農協の案のままだと、１人農協がＡコープの機能を生かしながら、生協のようなやり方を考えているようなのですけれども、やはり行政がもしきちんとかかわっていけば、そういうことに対するいろいろな補助とか、拡大とか、それからもう一歩進めば街場に残っている個人商店などの売り上げにも若干貢献していくようなこともイメージとしてはいろいろあるのです。

ですから、そういうことも含めて、私はここは今、行政の出番だなと思っているのです。農業のいろいろな補助事業はいろいろあって、それはやはり農協あたりが中心になるのかもしれませんけれども、今回のこの課題は町としての三弱者対策、国のモデル事業も絡めながらやるという、非常にそういう意味では今、行政が動かなきゃいつ動くのというような気も私はしているし、動くなら今でしょうみたいな気持ちはあるので、対策会議が始まったばかりだということで、今ここでくどくど申し上げるのは、私としてはやはりそれはちょっと控えますけれども、いずれにしてもそういう農協の懇談会でいろいろやりとりしたイメージとしては、いろいろな支援策の細々したところは、やはり行政じゃないとわからないのではないかなと思いました。率直にそう思ったので、これはやはり商工連携、農協との連携を今こそ強めることだし、今後の方向性としては街場の中にもそういう買い物弱者的な人もぱらぱらといるようなのです。

だから、そういうことも含めて対策としては非常に重要な対策だし、残っている個人商店の経営を１日でも長く続けてもらえるような、そういうことにも結びつけていけるのではないかということをすごい行政に期待をしながら、会議の中でそのこともぜひ生かしていっていただきたいという思いから、再度伺います。

**○議長（方川一郎君）**　髙橋町長。

**○町長（髙橋正夫君）**　思いは私どもも同じですし、もっと言えば間違った発言になるかもしれませんが、どうして商店だったら自分でやらないのだろうと、お客さん来るの待っているだけなら自分から出掛けようよと。先ほど言いましたけれども、昔の話ししたら怒られるけれども、全然相手にされないかもしれないけれども、自転車で魚箱積んで来ましたよ毎日、来てくれました。勇足も仙美里もみんな含めて、そのうちに三輪車になったり、トラックになったりしたのですが、そうやってみんなその商店の人が努力してくれて、そこで利用していただく人たちはそこで安心して暮らせるということですよね。そういう、ずっとそういう歴史があったのですけれども、勢い、それから時代が変わってこのようなことになったのですけれども、今も現実として個人商店の方は電話一本いただければ、すぐかごに詰めて、すぐ宅配するという人も何件かいますし、その半面、地域密着だった商店が中心市街地からもスーパーがなくなったり、南のほうでもなくなったり、北のほうでもなくなったりして、買い物する距離が遠いのですよ街の中でも、かなり。

そうなると、やはりどこかから届けてもらうのが便利だからとなってしまう。それも便利、それもいい。でも、そこに行ってしまうと街の中の商店がなくなってしまうのですよ、現実こうなんですよ。最後に残るのはちょっと大きめのスーパー、これは本別町だけではないですよ、今、言われたように大きなスーパー一つと、あとコンビニしか残らない。

そうなったときに、業績悪くなったらここいなくなりますよね、企業ってそうです。そうしたらどうするのと自分の地域、街が、私だけ、おれだけいいと、その買い物したら悪いということではないけれども、現実としてそのことを気づいていただかなければ、なくなってあなた方何しなさい、役場が何しなさいというだけでは物事は解決しないのだよということを私ども、ですから役場ではそれができないのだから応援はさせていただくし、一緒に方向向いて頑張ることもします。

ただ、担っていただく人がいなければ、それはできないのだから、それは商工会の皆さん方がしっかり頑張ってください、ＪＡの人もそういう店舗を持っているのだから一緒に頑張ってくださいということで、協働協議会がつくって今やらせていただくのですが、ただ、この前も農業者の皆さん方と懇談したときは、経営のほうだけに向くのか、農家のほうに向くのかで答えがえらい違うのだと、こういう話もありました。何としても、その地域の人たちが営農を続けられるために、子供たちをそこで育てるために、頑張って高齢者の人がそこで住み続けるために、そういう先ほど阿保議員の質問にあったように地域の守るために、福利厚生含めて、そういう公的な役割もあるのですよということを含めて、その農業組織も我々行政も含めて、商工会も含めて、そのことを認識しながら一緒になって頑張っていく。

そして、利用者の皆さんにはしっかり地元を利用してくださいと、こういう形ができなければ、何をやってもだめだと思うのです。でき得れば私も具体的な話をしています、ニュー銀号ってありました昔、ニュー銀さんが、ニュー銀号って大きな、ちょっと大きめの専用の車を二台入れて地域を回ってくれました。それなんでもあります、豆腐から何から、それこそ生鮮から何でもある。米も積んである。あのような、例えばＡコープだとか、そしてまた元のスーパー山中さんだとか、それから個人商店、誰かが商工会の中でそういうほうの一台でも二台でも、もし用意してくれて、そこに我々も運営して、地域とか曜日ごとに走るとか、そういうことにして、そのときに予約もとれるしということができれば、もっともっと地域の人も安心してそこでいろいろな食材が手に入るし、いろいろな手続きもできると、そのようなことも含めて具体的なお話をさせていただいていますから、できれば近いうちに、そのことも実現をさせなければなりませんし、そういうような方向でぜひ地域の人が何回も言いますが、本当にいながらにしてちゃんと必要な食材が調達できるような、そういう方式をとらなければならないだろうなというふうに思っております。

そのためにはいろいろな国の支援だとか、北海道の支援含めて、それは行政の、ま

さに言われる役割の大事なところですから、そのことをしっかりと役割分担として、また責任ある立場として、そういうことをしっかりやりながら、そういう事業をやっていただける条件､そしてそれを受けることのできる､そういう環境をつくっていく、そのための協議をしていきたいなと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

ちなみに私も自治会にお邪魔します、ずっとやらせていただいたときには、必ずとにかく地元の物､地元の物という､本当に本当にずっと言ってきました｡正直言って、例えば話変わるけれども、香典返し一つとっても何で地元の農業に還元できるものをやらないのですかと、できるでしょう考え方一つで｡そうしたら、年間相当の、料理もそうですよ、どこかに電話したら真っ直ぐ帯広の仕出し屋さんが持ってくるのではなくて、地元の料理屋さん、仕出し屋さんがちゃんと料理してくれて、そして地元の商店から食材が購入できて､そこで働いているパートの人なども含めて雇用もできる、そして街が潤っていく、その人が結果的に食堂も商店も、またそれぞれ居酒屋さんか寿司屋さんかたくさんあるのですが、そういうことも経営し続ける、そういう環境をつくらなければ、自分はここだけでいいと、そっちだけとって、そしてなくなったときにまた困ったとなったら、本当に困ってしまうのですよ我々もという話をずっとさせていただいています。

そのような中でも、やはりそうやって言うのだからしっかりやれよと言ってくれたのが、実は篠原義彦さん、名前出すけれども、美里別の公民館でやったときも絶対地元から取れと町長がそうやって言うのだから、みんなでとれよと言ってくれたのが今でも忘れませんが、そういうような意識を本当に持っていただいて、誰かのためでなくて、みんな自分のためにそういうことも含めて、しっかり意識を持って自分だけでここで終わるわけではありませんから、次の後継者もいるし、若い人もいるので、そういうことで何とかこれをきっかけにそのような意識もつくりながら、地元がみんなで力合わせて、地域を守っていく、こんな体制をとれたらと思いますので、またいろいろな面で御指導もいただいて、またそれぞれ必要な総会や総代会の中でもぜひ、そのような発言をしていただきながら、側面から、また前面から含めて応援いただければと思いますのでよろしくお願いします。

以上であります。

**○１０番（阿保静夫君）**　終わります。

**○議長（方川一郎君）**　次に、１１番林武君。

**○１１番（林武君）**　議長の許可を得ましたので、通告どおり１問について質問させていただきます。

人口減少を食いとめる策はについてでありますが、人口減少傾向は全国的な流れであります。本別町もその例外ではありません。

そのような中で､平成２６年十勝管内１９市町村の人口移動状況が報道されました、

２月１２日だったと思いますが、言うまでもありませんが、人口減少は町を維持、運営していく上で大きく影響するわけであります。

以上のことを踏まえ、３点について町長の見解をお伺いいたします。

１点目は、その移動状況によりますと十勝全体で転入は１万４,０７９人、転出は１万４,７８４人、転出超過は７０５人となっているそうであります。なお、平成２５年、前年度対比で比較しますと１８０人転出超過が増加しているということであります。

その中で、本別町の場合、転入は３０２人、転出は４１３人で減少率が高く１１１人の転出超過でありました。また、自然減を含めた本町の人口減少率も高どまりであります。原因は何か究明すべきと考えますが、見解を伺います。

２点目は、人口対策として地域おこし協力隊制度の導入を提案をさせていただきます。

十勝管内では、新年度導入、そしてまた検討を含めると１２町村になるとのことであります。現在、隊員数は３４名余りが活躍中で、募集中、予定を含めますと４０名を超えるようになるようであります。さらに増員を目指す町村もあるということであります。地元へのＵターンや移住を希望する人の受け皿になる制度だと思いますが、見解を伺います。

３点目は、ふるさと本別を離れて都市部に居住する学生さんを含めた本町出身の皆さん方に東京、札幌、そして帯広、おのおの本別会の協力も得ながら本別の現状を見聞していただき、そのよさを反映させるため、大人の修学旅行的発想で企画してはいかがでしょうか。

以上、３点について見解を伺います。

**○議長（方川一郎君）**　高橋町長。

**○町長（高橋正夫君）**〔登壇〕　まず、林議員の人口減少を食いとめる策の質問の答弁をさせていただきます。

本町も昭和３４年、１万８,８５８人ということで人口のピークでした。電源開発があり、たくさんのことがありましたから、勢いこれだけでなくてゆくゆくは市になるのではないかなと思われるぐらいの勢いのこの町でもあったと聞き及んでいますが、その後、人口が減り続け、平成１７年から２２年の５年間のこの状況を見ますと、自然動態では出生が、生まれたお子さんが２８７人、５年間で。亡くなられ方が４８９人、これ出生が大幅に減少して、亡くなる方がぐっと倍多くなったと、こういうこともまずあります。

今、御質問の中ですが、社会動態ですが、転入が１,７１３名、転出が２,３１０名で５２７名が減少しております。この二つが人口減少の大きな要因となっていることは、もう周知のとおりですが、このことについてはまず離農だとか、官公庁、企業の統廃合、さらに町内の雇用の場が年々減少してきたということでありまして、若者の町外の転出が増加してきていますし、さらに近年、子供の出生が年間５０人を下回る

など、急激な少子高齢化の進展が重なっているというのが人口減少の流れの中では一段と厳しい状況になっているということであります。

ちなみに、私どもいつも言うのですが、私が本別小学校を卒業するときには、町の中全部、美里別も、それこそ勇足も仙美里もみんな学校ありましたから中学校、仙美里も勇足も２クラスですよね、少なくても３０数名で２クラスですから７０人以上いました。

本別中学校は７クラス、特学入れると８クラスありましたから、３００人以上の卒業です。全部で約６００名が、私、同級生というのが６００名いたのですね。今、５０人を切るぐらいですから、そのような少子化の時代ということは、もう私どもでは考えられないぐらい少子化が進んでいるという、そういう現状の中でまちづくりが進めなければならないということであります。

１点目の人口減少の要因は究明すべきだということでありますが、新聞報道でも２０１４年、平成２６年の住民基本台帳のそれぞれ先ほど林議員の御質問にありましたように１１１人の転出超過となっている、その要因でありますが、これらはまず仙美里中学校の統合で、教職員の異動だとか、また家族持っている方が減少した、さらにまたそれぞれ家族で本町にお住まいになった方が転勤をされて、後任の方が単身でいる。

特に官公庁、まだまだ警察署含めて、非常に多いところでありますから、それとか保健所だとか、その中でもそのようなケースがありますし、次にやはり大きいのは北海道農業大学校、農大の学生の入学が前年を下回って定員割れをしたということも、これも若干の影響があったというふうに思っています。加えて申し上げれば、高校、大学卒業には多くの子供たちが都市圏での就職となりますことから、約５０名程度が毎年、転出している状況であります。

参考までに申し上げますと、社会減のピークは平成３年でありまして、２４１人が減少しましたけれども、ここ５年程度はおおよそ１００人程度がずっとでありますが、減少したといいながらも１００人程度の減少が続いているということも、その分析の中からあらわれてくるところであります。

２点目の御質問でありますが、地域おこし協力隊、この制度を含めて実にそれぞれ時々テレビでも限界集落など含めて、この地域協力隊の活躍振りだとか、それぞれ地域にどのような効果があらわれているなどの放映もされておりますが、特に一定期間、１年から３年、そこに定住をしてイベント支援だとか、地域おこしのブランドづくりだとかと、ＰＲ販売だとか、そういういろいろなまちおこしの協力をするということでありまして、できればその中から将来的に定着をしていただく人たちをつくると、このような取り組みでもありますが、今、３１８自治体、９７８人ということですが、十勝管内は９町村で２７名の方がそれぞれ隊員として今、活躍いただいていますが、これもうまくいっているという事例はほとんど限界集落というところにぽっと若い世

代が入って、しっかり地域の高齢者の皆さん方に非常に可愛がられているというか、本当に大事にされながら育っているということは非常に印象深いところでありますが、私どもも実はこの話を直接いただきます。本別町どうですかという話をいただくのですが、いろいろ聞き及んでいますけれども地元を知らない人たちがもし来ていただいて、本当にいい人に当たればいいよねと思うのですけれども、それがそうでない、よく知らない人が来て、まちおこし本当にできるのだろうかと、いろいろなことを考えたときにもう少し、うちは様子見てからそれぞれ必要なときにまたお願いしますので、そのときにという話を直接させていただいていますが、できれば先ほどの質問ではないですけれども、町内のそれぞれ経験ある人、また若い人たち含めてもそれぞれ意欲のある方々にこの町内版のまちおこし協力隊のような、この制度の中で、制度か仕組みをつくって、ぜひこのまちづくりにいろいろな加工販売、いろいろ含めて、先ほどの販売車ではないですけれども、そういうことも含めて商工会も農協も含めて、そのような人材をしっかりといろいろな経験の中から、さらにまた頑張っていただけるような、そういう協力隊的なものをぜひ制度として持っていけたらなというふうに思っております。

林議員の人口減対策のためにも導入は検討してはどうかということでありますが、これはそれぞれの先進事例も十分に参考にさせていただきながら、慎重に検討も進めていきたいなというふうに考えております。

特に人口減少の基本ですが、私もずっと就任以来、まちづくりは人づくりということで、この人材育成というのは非常に大切に思って、基本理念として、総合計画も含めて、将来の展望を見据えながら、この課題解決に向けて全力を傾注させていただいていますし、保健福祉、医療、暮らし、環境、教育、文化、産業などのさまざまな施策を総合的に展開する中で、学びを基本とした人に優しいまちづくり、これを目標にまた今日まで創意と活力に満ちたまちづくりを進めてきたところでありますので、人口減の対策については今、非常に難しい問題でありますけれども、一つ一つの施策をしっかりと実行することによって、町民の皆さんと一緒に知恵を絞ってつくり上げた第６次の総合計画もありますので、これらを着実に推進していくことで第一の政策として考えていくということにしたいと思っています。

特に過疎地域、地方財政は今後厳しいのは当然でありますけれども、人づくりを基本としてこれからも産業はもちろんですが、安全・安心、また健康も含めて、でき得れば新たな仕事づくりの創造、総合計画の主要課題にしました。この５点につきましても積極的に取り組みを進めながら、特に基幹産業の農林業の振興、そして地域資源を活用した企業の誘致、企業立地や起こす企業の支援など含めて、積極的に進めながら、上川から川下まで裾野の広い産業の振興、雇用対策、さらにはこのことが人口減少に歯どめをかけ、しっかりと人口減少に反転をしたこの対策につながると、このように考えておりますので御理解をいただいて、また御支援をいただければと思います。

以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

**○議長（方川一郎君）**　林武君。

**○１１番（林武君）**　再質問をさせていただきます。

１点目の人口の減少についてのいわゆる原因究明、それは今、町長のほうから時系列で追っていただいて、そして御答弁をいただきましたけれども、私の言っているところはそこではないのです。

今回、議員協議会で説明がありました。まち・ひと・しごとですか、この創生事業の地方版、総合戦略、これは２０１５年のうちにこの戦略をつくり、地方人口のビジョンの策定が求められていることで、そのような説明を受けました。

一つには、総人口や年齢３区分の人口、出生数、死亡数、転入数、転出数、それぞれの状況をまず分析し、そして産業別の就業状況や雇用状況など人口動向に関連する事項について分析をすると、このようなまず１点目、策定を求められております。

２点目は、将来の人口の推計と将来人口に及ぼす自然増減、社会増減の影響度の分析。

３点目は、現状のままで人口が推移した場合、将来の地域住民の生活と地域経済、そして地方行政に与える影響について、この３点について重点項目として策定をしなさいということになっているようでありますが、これらのことを検証、究明することによって明らかに今後の本町の未来に向けた人口も含めた、それぞれの地方創生ができ上がってくるのかなと、このように考えておりますが、その点について再度、お伺いしたいと思います。

それから、２点目の地域おこし協力隊の件なのですが、町の中でそういう経験のある方、いろいろ募集しながら、もしくはいろいろな角度から推薦をいただきながら、その方々にまちおこしのために頑張ってもらうというお話でありました。

私は、これは総務省の所管の事業なのですが、非常に予算といいますか、交付金といいますか、これ最後に特別交付税で全額措置されるということでありますので、本当に一遍どんなものかなと、私も町長の言うことはわからないのではないですが、どんなものかなという気持ちで今回、質問させていただきましたが、隊員が所属した自治体のアンケートといいますか、その結果、この制度を導入してよかった、大変よかったとの回答は８３パーセントだそうであります。

それから、今後も活用する予定か、この問いには７４パーセントが活用する予定と回答されているそうであります。

また、その隊員が満期を来て、その地域に定住されたのは６割、６０パーセントという数字も出ているようであります。

これらを踏まえると、一遍どうなのかなと、ただし全てバラ色というわけではありません。当然、導入する側の思惑と、そしてまた夢を持ってやってくる隊員との事前のすり合わせ、そしてまた意思の疎通が欠かせないと考えます。なお見解をお伺いい

たします。

それから３点目のことがちょっと、それで再度質問というわけにはいきませんので、再答弁の前にちょっとお願いします。

**○議長（方川一郎君）**　髙橋町長。

**○町長（髙橋正夫君）**　再質問の答弁させていただきますが、地方版の人口ビジョンでは、今、林議員の質問のとおり年齢３区分別の人口推計と将来の推計、出生、死亡、転入、転出も含めて社会の増減、またこれの影響、分析、さらにまた結婚、出産、子育て、移住、意識、希望など将来展望に必要な調査、分析、目指すべき将来の方向性など提示して、人口の将来展望を図り、２０１９年までの５カ年間の地方版総合戦略策とほかのもので、こうやってもちろん言われているのです。これはもうそのとおりでありますけれども、これはもちろんやらなければなりませんし、やるのですけれども、これをやったからといって人ふえるのかいと言うのです。変な話かもしれませんけれども、そうではないよねと。

でも、こういうことは地方はもちろん、これはもう分析もして、結果こういうこと大事ですからもちろんやりますけれども、なぜこういうことになったかという国も含めて、その反省がなければ、反省というか、そういう歴史があるのだなということを熟知していただかなければ、頑張っている人だけに計画上げてきたら何とかしてあげるよとか、全然、言っている実態と、現実と、受けとめる実態が全く違うというのが今の国の方向性なのです。

先ほどの介護保険の話もそうですけれども、片方がこれから地方が頑張れ、頑張れと言葉では言うけれども、現実は介護報酬は下げるわ、それこそ交付税はどんどん下がっていくわでしょう、交付税、本別であれば１億３,０００万円交付税、年度途中で初めてこんなことあり得ないの下げて、５,０００万円あげるから計画つくっておいでというのが、これが地方創生だとしたら、こんな理不尽な話ないでしょうと私どももそこは力を込めて言うのですけれども、安心してまちづくりをさせてくださいと、現実はこうなっていることも分析してよくわかります、でもここから地域の資源を活用したり、先ほど言いましたように今までも皆さんから御質問いただいたとおり、やはり農林業含めて、やはり地場のある資源を有効に活用しながら、そこから循環できる林業、農業含めて、企業誘致から、企業起こしから含めてそういう地域づくりをさせていただきたいというのが私の願いでありますから、これは制度としてある以上はしっかりともちろん取り組みます。

その取り組みの中で、それらの必要な政策については創生のほうにしっかりと提案させていただいて、地方創生の幾らになるかわかりませんけれども絶対にだめだったということの言わせないというのは変ですけれども、そういうことが一番困るということで、何としても私どものまちづくりとしては、これだけピンチの状況だけれども、この創生のおかげでというぐらい、チャンスに思って、しっかりと提案させていただ

いてまちおこし､その中で出てくるのが今､御質問のありました協力隊の話なのです。

どうですかと髙橋町長の本別町、できませんかと、これも来てくれるのですが、いやこれ私はっきり言ってまだ目標がないですと、何をしていただくかという、そういうのがあれば、例えば観光だとかとあればいいのですけれども、また物づくりだとかと今、ゲンキッチンも大分頑張って担当も含めていろいろな商店の人だとか物づくり頑張っているから、特別こういう技術を持って、こういうのだということがあれば、それはもう本当にもろ手を挙げて来ていただきたいと、これ特別交付税で約２００万円ぐらいの措置が間違いなくあるはずですから、財源的にも少し支援させていただければ、それぞれ来ていただく会社の迷惑かからないというような制度になっているものですから、一度は導入すべきではないかと思うのですけれども、これはぜひそういうことも含めて、それは目標をしっかり、先ほどの質問にもありますように町内版の協力隊興しというようなことも十分考えながら、そしてそこに新しい目線で、ぜひそういう人材が適度な人が見つかればそういうところにもしっかり手を挙げて、協力隊の導入に向けていきたいなというふうに思っていますし、新しくそうやって来ていただくことは間違いなくいろいろな面で新鮮な目線だとか、今までにない、私どもに風を送ってくれると、そういうようなことも相当期待があると思いますので、それは前向きにやはり検討をさせていただきたいと思います。

そのためには､こういうことをやりたいという目標をしっかり定めて､そこに向かって協力いただくという体制をとっていきたいなというふうに思っています。

大変、失礼しました、３問目のこの卒業、修学旅行的な部分でありますけれども、これも今まで東京本別会も札幌本別会も帯広もそうですが、帯広はもう毎年のようにツツジ祭りは必ず、それからきらめきもバスを仕立てて来ていただくということもありますけれども､札幌も何年かに１回､まとまった人数になったり､また少人数になったりそうですけれども、本別にツアーを組んでお出でいただいて、いろいろな懇談をさせていただいたり、イベントにも参加していただきました。

東京も音頭をとってくれた人が旅行会社やっている人も今までいましたので、開町１００年ですけれども、大々的に取り組んでいただいて本別ツアー。今は、その清流会の会長さんの本別会の会長もそうですけれども、特に本別のビデオをＣＤとって、会場で直接、本別の町の様子を流していただいて、しっかりと皆さんに知らせていただいたり、本別高校の状況だとか、そこには部活を頑張っているから、そこに清流会のメンバーが優勝カップだとか、盾を贈るだとか、そういうことも含めて、すごく親密に連携していただいて本別高校頑張れと、こういうお褒めをいただいていますが、そのほかで本別でも何度もツアーで来ていただいて、ツアーというか個人的にもかなり多くなってきていますから、それも節目節目には今、議員の御質問のような修学旅行的なというか、集団でそれぞれの年代も含めて交流ができて、本別町を訪問していただける、そういう本別応援ツアーみたいな、そんなこともぜひ提案させていただい

て、それぞれまた総合交流、またいろいろな本別の応援に向けてまた御示唆をいただけるように、このことも提案をさせていただきたいと思います。

逆に、最近は本別町から、その本別会のときに一定の人たちが、その年代の人たちが同級生と言ったらわかりやすいですね、東京に出掛けて行って、何日か東京周辺の人たちと交流をしてくると、そういうこともこの清流会、本別総会の総会の中ではかなりありますので、片方だけではなくて、相互にそのような交流もして、その本別の実態だとか、また東京での暮らしの中で、地方で暮らす中で本別の見た印象だとか、そういうのをしっかり交流させていただきますので、この辺についてもまたいろいろなアイデアを検討させていただきながら、よりせっかくある組織ですから、これだけの組織をなかなかほかの場所にないですから、ぜひそのようなことも含めて提案させていただきながら、お互いのこの環境をさらにこれからも、さらに強く、広く続けていただけるような方法をとっていきたいなというふうに思っています。

厳しいながらふるさと納税、おかげさまで何度かうちの担当職員がＰＲさせて説明させていただいて、かなりそれらのこともふえてきていることも事実ですから、時にはまとまっての金額も寄附していただける、そんな先輩の皆さん方のおい出になったりして、非常にありがたい、そういうつながりをさせていただきます。

それのやはりふるさと本別というところの縁が相当いろいろな応援に結びついているのだなということが、もうまさに肌で感じられておりまして、これも大事にして、こんなときだからこそ、一層また、しっかりとその連携をとらせていただければと思いますので、大変、おくれて申しわけありませんが、三つ目の答弁とさせていただきます。

**○議長（方川一郎君）**　林武君。

**○１１番（林武君）**　三つ目の答弁が今あったばかりなので、３点目ちょっと私のほうからお聞きしたいのですが、この話は本別にＵターンで戻ってきた若者の自営業で今、頑張っているのですけれども、彼の話なのですが、東京にいた時代にはなかなか本別に愛着は持っていても時間とお金も含めて、なかなかこちらのほうに来る機会が見つからないのだと、しかし、おととしＵターンで帰ってきたのですけれども、親の健康状態含めて。だから、いたことを考えると、やはり本別の人が本別を思っているのですと、皆さん。会うと。だから、どうなっていると、それを行政がひとつ手を差し伸べて、どうですか皆さん、東京会の皆さんにお願いして４０人なら４０人、５０人なら５０人の希望をとって、本別町に来ていただいて、そのうちの２分の１でも、１０パーセントでも助成して、そして企画をして、そして本別を見せると。

町長さっき言われた本別の資源は無数にあるわけですから、先ほど民泊もありましたけれども、北糖さんあり、明乳さんあり、大学あり、本別公園あり、ありとあらゆるダムもありますし､たくさん農産の収穫もありますし､本別の基幹産業の農産物は、この北糖さんと明乳さんで、こういう形で全国に出荷していっているとか、そういう

ことが本別町にありますよということの資源のしっかりしたことを皆さんに、本別は頑張っているのだよと、いずれ帰ってきてねというくらいの考え方で大人の修学旅行的発想で企画してはどうですかと、単純な話なのです。そういうことで、再度、見解を伺いたいと思います。

それから、１点目、２点目、２点目につきましては町の中のそういう協力隊的なことを推進したいという、また総務省のこの事業にも研究してみたいというお話がございましたので、それはそれで了解します。

人口減の対策につきましては、前に私も一般質問のときに町長と意見があったのは、特効薬がない、秘策もないのだと、ではどうするのだということは、今回の策定ビジョンの中で、まち、しごと創生の中で２０１５年に策定する、これにしっかりと３点、重点項目で人口問題が入っていますので、町長はさっきそれをしっかり調べて、誤差のないような形でしっかりやりますということでありますので、私は７,７００人の本別の町民が乗っている船ですから、役場丸は、その船長は町なのですから、これはしっかりとやはり取り組んでいただいて、町の町民に安心を与える、そういう政策でしっかりと取り組んでいただきたいと思いますし、より執行段階でも成果を挙げるような仕組みづくりが必要と思います。

再度、町長の見解を伺います。

**○議長（方川一郎君）**　髙橋町長。

**○町長（髙橋正夫君）**　まず、人口減少の部分ですけれども、創生の中で、これは何度か答弁させていただいたと思うのですけれども、今、生活支援、社会復帰支援、わかりやすく言えば、生活困窮だとか、そういう部分の人たちがこの生活支援をするステージというのは、一番いいのは農林業だということが厚生労働省含めて今のまち・ひと・しごとの創生保護の中でも、そういう方向性が出ています。

それなら受け皿どうするのだというと、なかなかそうはいかないと。そういう中では十勝の、特に本別や周辺の環境というのは非常にそういうところにはむいているのではないだろうかといって、都会の、言ってみれば千葉県だとか、埼玉県だとか、名古屋周辺だとかの市長さん方は、自分のところにはもう面積がないのだと、畑もない、山もないというところがたくさんある。

それを、そういう受け皿にして、広域でできれば、受け入れていただければ、そこに本別なら本別、例えば足寄なら足寄、士幌なら士幌に来てもらったら、そういう中で通年のハウスがあれば畑もできるし、また、林業は通年できるし、それこそ種をとって、植えて育てることもできる、そんなことも含めてそういう自然体験の中で、その１年なり半年過ぎて、それで生活に社会復帰の訓練をする、そういうような交流人口もどんどんぜひふやしてほしい。

それとまた、移住も含めて、実は移住も最近、本当に来てくれるのです。何組かの申し込みが、なかなか仕事をしっかり見つけなければならないということがあるので

すが、そういうことも非常に多くなってきますので、少子化対策をすることはもちろんですけれども、起業家したり、またそれぞれぞれ子育て支援など含めて、もちろんですけれども、さらにまた人口減については、そのような制度だったら資金を使ってしっかり人口減、企業誘致だとか、この企業化はもちろんですけれども、そういうような国の施策、まち・ひと・しごとの中での対策の中で協力をさせていただく形の中で定住、それから永住できるような、そういう言葉含めて、まだまだスタート小さいかもしれませんが、必ず大きな成果に結びつくだろうというふうに思っておりまして、それが我が町の農林業の振興にもかなり力になっていくのだろうというふうに思っていますので、そのようなことを含めてしっかりと、先ほど言いましたけれどもまち・ひと・しごとが我が町にとって最高のチャンスとなるように、あらゆる知恵を絞ってその対策に、その計画づくり含めて対策に努力したいなと、こう思っておりますので、よろしくお願いしたいというふうに思っています。

さらにこの本別に来てもらうというのは資源、企業のＰＲ含めてですけれども、今、御提案いただいたとおりのことだというふうに思っていますし、これだけの恵まれた大きな企業があるというのも、本町に本当に宝でありますし、そのことも十分にＰＲさせていただきながら、本当に本別に生まれ住んで縁があって、そして先ほどの質問のように若い人が、特に帰ってきたいというような、そういう地域づくり、まちづくり、仕事づくりもしていかなければなりませんし、そういう情報も含めてしっかり、それはまた、なかなか単独ではこれない人たちもそういう仕組みの中で、組織の中でできればと。

時々、私ども言うのですけれども、今、向こうからこっちへ来るというのは結構航空運賃安いのありますから、帯広空港まで来ていただいたら、あとは全部、私どもがお世話をさせていただきますので、安心して来てくださいというようなこともその総会の中でのお話をさせていただくのですがそのような意気込みの中で、少しでも多くの人が自分のみずからの意志で、またそしてみずからの志の中で来ていただいて、本別にもっともっと関心を持っていただけるような、そのような方向もぜひとりたいなというふうに思っていますし、そしてこの計画はまち・ひと・しごとは地方人口ビジョン、それから地方総合戦略、これは一体的にこれは策定する中で、ぜひ対応していきたいなというふうに思いますので、ときどき何か姿見えないぞなんていうことがありましたら、ぜひ叱咤激励いただきながら、職員一同全力で頑張りたいと、これは行政だけではありませんので、民間、街の中の総力でつくらなければならないビジョンでありますので、それらも含めて第一産業しっかりと大事にして、それがまちおこしの一番の資源原点になりますから、それと人づくり、頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願いします、答弁とさせていただきます。

以上です。

**○１１番（林武君）**　終わります。

**○議長（方川一郎君）**　これで、一般質問を終わります。

傍聴していただきました皆様方に申し上げます。

今回もナイター議会を開催させていただきました。長時間にわたり傍聴いただきました皆さん方に心からお礼を申し上げたいというふうに思います。

本町議会の取り組みに対しましても、今後とも御指導、御協力、御理解をいただきますよう、心からお願いを申し上げる次第であります。

---

**◎散会宣告**

**○議長（方川一郎君）**　これをもってナイター議会を終わらせていただきます。大変、ありがとうございました。

散会宣告（午後　８時３２分）

# 平成２７年本別町議会第１回定例会会議録（第３号）

平成２７年３月１１日（水曜日）　午前１０時００分開議

---

**○議事日程**

日程第　１　議案第１２号　本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の制定について
日程第　２　議案第１３号　本別町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の制定について
日程第　３　議案第１４号　本別町立保育所条例の一部改正について
日程第　４　議案第１５号　本別町立へき地保育所条例の一部改正について
日程第　５　議案第１６号　本別町介護保険条例の一部改正について
日程第　６　議案第１７号　本別町野外体育施設管理運営条例の一部改正について
日程第　７　議案第１８号　本別町使用料条例の一部改正について
日程第　８　議案第１９号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第　９　議案第２０号　教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の制定について
日程第１０　議案第２１号　教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
日程第１１　議案第２２号　平成２７年度本別町一般会計予算について

---

**○会議に付した事件**

日程第　１　議案第１２号　本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の制定について
日程第　２　議案第１３号　本別町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の制定について
日程第　３　議案第１４号　本別町立保育所条例の一部改正について
日程第　４　議案第１５号　本別町立へき地保育所条例の一部改正について
日程第　５　議案第１６号　本別町介護保険条例の一部改正について
日程第　６　議案第１７号　本別町野外体育施設管理運営条例の一部改正について
日程第　７　議案第１８号　本別町使用料条例の一部改正について
日程第　８　議案第１９号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第　９　議案第２０号　教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の制定

について

日程第１０　議案第２１号　教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

日程第１１　議案第２２号　平成２７年度本別町一般会計予算について

---

**○出席議員（１２名）**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 議長 | １２番 | 方川一郎君 | 副議長 | １１番 | 林　武君 |
| | １番 | 矢部隆之君 | | ２番 | 藤田直美君 |
| | ３番 | 篠原義彦君 | | ４番 | 大住啓一君 |
| | ５番 | 山西二三夫君 | | ６番 | 黒山久男君 |
| | ７番 | 小笠原良美君 | | ８番 | 方川英一君 |
| | ９番 | 高橋利勝君 | | １０番 | 阿保静夫君 |

---

**○欠席議員（０名）**

---

**○説明のため出席した者の職氏名**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 髙橋正夫君 | 副町長 | 砂原　勝君 |
| 会計管理者 | 黒田　匡君 | 総務課長 | 大和田　収君 |
| 農林課長 | 工藤　朗君 | 保健福祉課長 | 吉井勝彦君 |
| 住民課長 | 千葉輝男君 | 子ども未来課長 | 井上松子君 |
| 建設水道課長 | 能祖　豊君 | 企画振興課長 | 川本秀二君 |
| 老人ホーム所長 | 岩城幸宏君 | 国保病院事務長 | 毛利俊夫君 |
| 総務課長補佐 | 三品正哉君 | 建設水道課長補佐 | 高橋　優君 |
| 教育委員長 | 水谷令子君 | 教育長 | 中野博文君 |
| 教育次長 | 佐々木基裕君 | 社会教育課長 | 安藤修一君 |
| 農委事務局長 | 山本光明君 | 代表監査委員 | 畑山一洋君 |
| 選管事務局長 | 大和田　収君 | | |

---

**○職務のため議場に出席した者の職氏名**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 鷲巣正樹君 | 総務担当主査 | 松本　恵君 |
| 総務担当主任 | 塚谷直人君 | | |

開議宣告（午前１０時００分）

---

**◎開議宣告**

**○議長（方川一郎君）**　これから、本日の会議を開きます。

---

**◎日程第１　議案第１２号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第１　議案第１２号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井上子ども未来課長。

**○子ども未来課長（井上松子君）**　議案第１２号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、昨年９月の定例議会で議決をいただいた本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例により、本別町の確認を受けた特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を利用するにあたり、子ども・子育て支援法第１９条第１項第２号または第３号に規定する保育認定を受けるための基準及び子ども・子育て支援法第１９条第１項第１号から第３号までのいずれかに認定された子どもの保護者が支払うべき利用者負担額を定めることを規定したものです。

平成２７年４月１日においては、町内では本別中央保育所及び本別南保育所が特定教育・保育施設として運営することとなり、両保育所の利用者はこの条例の適用を受けることとなっております。

それでは、条例の案文を朗読するとともに、各条について概略を説明して提案させていただきます。

なお、括弧書き等の朗読は省略させていただきます。

本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例。

趣旨。

第１条、この条例は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第２０条第１項による保育の必要性の認定基準及び子どものための教育・保育給付（法附則第６条第１項の規定による委託費の支払を含む。）に係る教育又は保育を受ける小学校就学前子どもの保護者が負担すべき費用（以下「利用者負担額」という。）について必要な事項を定めるものとする。

この規定は、条例の制定の趣旨を定めたものです。

定義。

第２条、この条例において使用する用語は、法及び子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号）において使用する用語の例による。

この規定は、条例における用語の定義について、子ども・子育て支援法及び同法施行規則の例によることを規定するものです。

保育の必要性の認定基準。

第３条、法第１９条第１項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもとは、小学校就学前子どものうち、その保護者のいずれもが次に掲げる事由のいずれかに該当する者とする。

第１号、１月において、６４時間以上労働することを常態とすること。

第２号、妊娠中であるか又は出産後間がないこと。

第３号、疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

第４号、同居の家族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護し、又は看護していること。

第５号、震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

第６号、求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。

第７号、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校、同法第１２４条に規定する専修学校、同法第１３４条第１項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

第８号、職業能力開発促進法（昭和４４年法律第６４号）第１５条の６第３項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練、同法第２７条第１項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成２３年法律第４７号）第４条第２項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

第９号、児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）第２条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

第１０号、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号）第１条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（前号に該当する場合を除く。）。

第１１号、育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

第１２号、前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして町長が認める事由に該当すること。

この規定は、保育の必要性の認定の基準を定めるものです。特に第１号の就労時間

の下限については、内閣府令により１月につき４８時間から６４時間までの範囲内において市町村で定めることとなっており、市町村が地域の現状に合わせて設定することができることとなっております。

本別町では、民間事業者による幼稚園が整備され、同園にて預かり保育事業を実施していること、子育て支援センターの一時保育事業により、就労日数の少ない保護者のニーズには対応が可能であること、すきやき隊による保育の体制が整えられており、軽易で短期的、補助的な保育には対応が可能であること、から、６４時間とするものです。ただし、激変緩和と既に入所している子どもの利益保護の観点から、既に入所している子どもについては、保護者の就労時間の下限は設けないことと、さらに平成３２年度入所まではその下限を４８時間とする経過措置を設けることとします。

利用者負担額等。

第４条、特定教育・保育施設等を利用する支給認定保護者は、政令で定める額を限度として別表に定める利用者負担額を毎月支払うものとする。

第２項、法第２０条第３項により認定された保育必要量を超過して特定教育・保育施設等を利用した場合は、超過した保育時間１時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める延長保育料を支払うものとする。

第１号、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付受給世帯（以下別表において「生活保護世帯等」という。）、０円。

第２号、前年度の市町村民税が非課税の世帯、１００円。

第３号、前２号に掲げる世帯以外の世帯、２００円。

この規定は、子ども・子育て支援法第１９条第１項第１号から第３号までの認定を受けた子どもが、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を利用した際に、保護者が負担する利用者負担額及び延長保育を利用した際の保育料を定めるものです。

なお、延長保育料は、子育て支援センターにて行っている一時保育の保育料と同額としております。

附則。

施行期日。

第１項、この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

経過措置。

第２項、この条例の施行の日から平成３３年３月３１日までの間における第３条第１号の規定の適用については、同号中「６４時間」とあるのは「４８時間」とする。

ただし、平成２７年３月３１日以前において保育の実施を受けている小学校就学前子どもが平成２７年４月１日以降継続して保育の実施を受けるに当たり法第２０条第１項の規定による認定を受ける場合にあっては、同号中「６４時間」とあるのは「町

長が定める時間」とする。

準備行為。

第３項、第３条の規定による保育の必要性の認定及び通知並びに第４条の規定による利用者負担額の決定及び通知その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附則では、第１項でこの条例施行期日、第２項で保育の必要性の認定の基準にかかる経過措置、第３項でこの条例の施行前においても準備行為を行うことができる旨規定しています。

別表（第４条関係）。

教育標準時間認定、法第１９条第１項第１号該当。

教育標準時間認定、法第１９条第１項第１号該当の表は、１号認定を受けた子どもが特定教育・保育施設を利用する際に適用されるものです。

算出の根拠は、平成２７年４月１日現在の本別カトリック幼稚園の保育料をベースとして、現行制度下における幼稚園就園奨励費交付後の保護者の負担額を算出し、その額を利用者負担額と設定いたしました。

なお、本別カトリック幼稚園は、平成２７年度は本別町の確認を受けないため、特定教育・保育施設への移行はせず、この表の適用は受けません。

ただし、町内に住民票を有する子どもが１号認定を受け、町外の幼稚園等を利用する場合は、この表の適用を受けることとなります。

平成２７年４月１日適用。

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分。階層区分、世帯の階層区分定義、利用者負担額徴収額（円）の朗読は省略させていただきます。

保育標準時間認定、法第１９条第１項第２号又は第３号該当。

次に、保育標準時間認定、法第１９条第１項第２号又は第３号該当の表は、２号認定または３号認定を受け、かつ保育標準時間の認定を受けた子どもが特定教育・保育施設を利用する際に適用されるものです。

算出の根拠は、一部国との均衡を図るため金額を下げた部分があるほか、基本的には現行の保育料の額はそのままとし、従前は所得税課税額により世帯の階層区分の認定を行っていたものを、市町村民税所得割課税額により行う変更を行っております。

なお、階層区分定義を変更する際には、夫婦共働き、うち一方は所得税非課税程度の収入、中学生以下の子どもと、小学校就学前の子どもがいる４人家族というモデルケースの設定により、従前の保育料の表の所得税課税額から逆算して市町村民税の所得割課税額を算出しました。

平成２７年４月１日適用。

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分、利用者負担額徴収額（円）。階層区分、世帯の階層区分定義、０歳児、１・２歳児、３歳児、４・５歳児の朗読は

省略させていただきます。

保育短時間認定、法第１９条第１項第２号又は第３号該当。

保育短時間認定、法第１９条第１項第２号又は第３号該当の表は、２号認定または３号認定を受け、かつ保育短時間の認定を受けた子どもが特定教育・保育施設を利用する際に適用されるものです。

算出の根拠は、保育標準時間認定の利用者負担額のマイナス１．７パーセントとしています。この割合は、国が定める利用者負担額の差額の割合に倣い設定したものです。

平成２７年４月１日適用。

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分、利用者負担額徴収額（円）。階層区分、世帯の階層区分定義、０歳児、１・２歳児、３歳児、４・５歳児の朗読は省略させていただきます。

それでは、備考の規定の説明をいたします。

第１項は、用語の定義と税額を算出する際の各種控除の適用除外について規定したものです。税額を算出する際は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除は適用しないものとして計算します。

第２項は、階層設定の際の税額の参照年度を規定するものです。

４月から８月までの利用者負担額は前年度分の税額を、９月から翌年３月までの利用者負担額は当年度分の税額を参照して決定します。したがって、年度の途中で利用者負担額が改定されることとなります。

第３項は、年齢計算についての規定です。

従前は途中入所の場合、入所月の初日を基準日としていましたが、今後は、入所した年度の初日を基準日とします。

第４項は、今年度から町独自で行っている多子世帯軽減の規定で、第３子以降の子に係る利用者負担額を無償とするものです。

第５項は、１号認定子どもについての多子世帯軽減規定で、国の基準に準じ、小学３年生以下の子どもを複数人有する場合、そのうち最年長の子どもから数えて２番目の子どもの利用者負担額を半額とする規定です。

第６項は、２号認定及び３号認定子どもについての多子世帯軽減規定で、国の基準に準じ、保育所等に複数人同時入所している場合、最年長の子どもから数えて２番目の子どもの利用者負担額を半額とする規定です。

第７項は、低所得者に対する負担軽減規定で、国の基準に準じ、それぞれの表における第２階層と第３階層に認定された世帯のうち母子世帯、父子世帯や同一世帯に障害を持つ方を有する場合など、利用者負担額を軽減する規定です。

以上、議案第１２号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の制定についての提案説明

とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　これから、質疑を行います。

高橋利勝君。

**○９番（高橋利勝君）**　２点について、お聞きしたいと思います。

まず１点が、保育の必要性の認定基準、今、１号で４８時間から６４時間という変更についてお話しありましたけども、これ以外に、今回のこの認定基準で、今までと違って変更というか追加とか、そういう基準があるのかどうか。本来だと条例をそれぞれ見比べればいいのですが、ちょっとそれができませんでしたので、その点について、まず、あればお伺いをしたいと思います。

もう１点は、備考４の３人目の扶養の場合は、利用者負担額０円ということで町の軽減措置をとっていますけども、ちょっと私の認識不足かもしれませんが、これ幼稚園についてもですね、将来的に認定子ども園をつくって一緒になるということなのですけど、幼稚園についてもそういうことになるのかどうかお伺いをします。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、井上子ども未来課長。

**○子ども未来課長（井上松子君）**　保育認定のほかに変わったところというのはございません。特に今回は、標準時間と今までなかった保育短時間認定ということで、国では４８時間から６４時間ということで、これは多分、待機児童が多いということでその幅で入れるということで設定された部分です。見ている時間につきましても標準時間は１１時間に対しまして、短時間は８時間ということになっているところです。

それと、第４号につきましては、幼稚園も同じ該当になります。以上でございます。

**○議長（方川一郎君）**　阿保静夫君。

**○１０番（阿保静夫君）**　別表の利用者負担額の説明及び備考にもかかわると思いますけども、説明の中でも現行は保育料というのでしょうか、保育料と変わらないというような趣旨の説明があったと思いますので、この表を通じて新たに設ける分野もあるというふうなことなのですけども、一部下がったところもあるということで説明があったので、基本は、現行のままと変わらないということかどうかを再度確認したいと思います。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、井上子ども未来課長。

**○子ども未来課長（井上松子君）**　国からでは、現行のベースを基準にということで若干下がる方と上がる方ができておりますが、ほとんど変わらない状態になっております。特に低所得者のところには、今回一つ、少ない金額を入れているところがありますので、もし上がっているところは何人かいらっしゃいますが、その方は高額の所得の方なので、さほど影響はないと思いますし、低所得者の方は下がっている方が多いです。

**○議長（方川一郎君）**　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第１２号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第１２号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第２　議案第１３号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第２　議案第１３号本別町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井上子ども未来課長。

**○子ども未来課長（井上松子君）**　議案第１３号本別町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、子ども・子育て支援法第８７条により、町から小学校就学前子どもの保護者や教育、保育施設、地域型保育事業の事業者等に対し、教育、保育給付に関して必要な物件の提出や報告等の依頼をした際に悪質、不誠実な対応をした際の罰則を設けるものです。

それでは、条例の案文を朗読するとともに、各条について概略を説明して提案させていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例。

趣旨。

第１条、この条例は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第８７条の規定に基づき、過料を科することに関し必要な事項を定めるものとする。

この規定は、条例の制定の趣旨を定めたものです。

過料。

第２条、町長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者は、１０万円以下の過料に処する。

第１号、正当な理由なしに、法第１３条第１項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者。

第２号、正当な理由なしに、法第１４条第１項（子ども・子育て支援法施行令（平成２６年政令第２１３号）附則第３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者。

第３号、法第２３条第２項若しくは第４項又は第２４条第２項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者。

この規定は、過料を科する要件を定めたものです。

第１号は、保護者、世帯主、世帯員等が、正当な理由なしに必要な報告、文書の提出、提示、質問について虚偽の報告、答弁などをした場合。

第２号は、事業者、従業員等が、正当な理由なしに、必要な報告、文書等の提出、提示、質問、検査について拒否や虚偽の報告、妨害などをした場合。

第３号は、支給認定保護者が、支給認定証の提出、返還を求められて応じない場合。

これらについて、１０万円以下の過料を科することとします。

附則。

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

以上、議案第１３号本別町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　これから、質疑を行います。

阿保静夫君。

**○１０番（阿保静夫君）**　子ども・子育て支援にかかわる中身で、過料に関する条例をつくるということで、ちょっとなじまない感じを持っているのですが、例えばここに掲げられているいろいろなことに反したということの場合は、例えば、特別支援、いわゆる現状の保育所とか幼稚園に入ること、通っていることを中止するとかという、そういう行政的な指導なんかで対応できるような気がするのですけど、あえてこ

の過料にするというところの考え方について伺いたいと思います。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、井上子ども未来課長。

**○子ども未来課長（井上松子君）**　過料の新規制定のことについて、お答えいたします。

これまでは、教育、保育に要する費用の額にかかわらず提供に対して施設が徴収債権を有するのは保育料のみでありましたが、ここに公費が投入されることに、公定価格が入ることになりましたので、新制度では教育、保育に要する費用の額全体について、施設が徴収債権を有することになり、保護者の支給認定の申請に応じて、または施設の確認の申請に応じて市町村が施設型給付、または地域型保育給付を支給することになり、また、これにも公費が投入されることになっておりますので、したがって、先ほど言った虚偽の申請等のときには罰則を設けることとなりました。これは、今回の子ども支援法の先ほど言いました８７条により、各町村、全国的に過料の制定をすることになっております。

**○議長（方川一郎君）**　阿保静夫君。

**○１０番（阿保静夫君）**　条例を制定したとしても、対応としては当然、行政としては、ここに至るまでのいろんな努力はするというのは当然の前提だと思うのですけども、そこも確認したいと思います。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、井上子ども未来課長。

**○子ども未来課長（井上松子君）**　その前に、行政は確認はいたしますので、これは抑止力にもなるかなとは思いますので、実際に発令するかどうかについては今のところは何とも言えませんので。お互いに事業者、申し込み者、行政も公定価格が入ってきますので、そこの部分はこちらのほうから事前にはきちんと説明し、調べていきたいと思っております。

**○議長（方川一郎君）**　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第１３号本別町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第１３号本別町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第３　議案第１４号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第３　議案第１４号本別町立保育所条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井上子ども未来課長。

**○子ども未来課長（井上松子君）**　議案第１４号本別町立保育所条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、子ども・子育て支援法の施行及び児童福祉法の改正に伴い必要な改正を行うとともに、現状に合わせた文言修正と入所資格や利用者負担額について、本別町特定教育保育施設及び特定新規型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準、並びに利用者負担額を定める条例に委任するとともに、入所の承認を取り消す要件を明記するため提案するものです。

それでは、改正条文を朗読し、説明させていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町立保育所条例の一部を改正する条例。

本別町立保育所条例（昭和４０年条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第１条中「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改める。

第３条中「次の」を「所長、保育士、調理員その他必要な」に改め、「所長、保育士、調理師、雇用人、嘱託医」を削る。

第４条から第６条までを次のように改める。

入所資格。

第４条、保育所に入所し、保育所において保育を受けることのできる資格を有する者は、次のとおりとする。

第１号、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童。

第２号、子ども・子育て支援法第１９条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童。

第３号、子ども・子育て支援法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童であって、町長が地域における教育（同法第７条第２項に規定する教育をいう。）の体制の整備の状況その他の事情を勘案して保育所において保育する必要があると認めるもの。

第４号、その他町長が保育所において保育する必要があると認める児童。

第２項、前項第１項及び第２号に規定する小学校就学前子どもは、本別町特定教

育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例（平成２７年条例第　号）に定める者とする。

入所手続。

第５条、前条に定める資格（以下「入所資格」という。）を有する児童の保護者は、当該児童の保育所への入所を希望するときは、別に定めるところにより、町長に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、児童福祉法第２４条第５項又は第６項の規定により町長が入所させる場合については、この限りでない。

入所の承認の取消し。

第６条、町長は、保育所に入所している児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、入所の承認を取り消すことができる。

第１号、入所資格を有しなくなったとき。

第２号、正当な理由がなく長期間にわたって保育を受けた実績がないとき。

第３号、偽りその他不正の手段により入所の承認を受けたとき。

第４号、その他当該児童に保育を提供することが困難であると認められる事情が生じたとき。

第７条を第９条とし、第６条の次に次の２条を加える。

保育料。

第７条、保育所に入所している児童（児童福祉法第２４条第５項又は第６項の規定により町長が入所させた児童を除く。）の保護者は、保育料を納付しなければならない。

第２項、前項の保育料の額は、子ども・子育て支援法第２７条第３項第１号の内閣総理大臣が定める基準（当該児童が第４条第３号に掲げる児童である場合にあっては、同法第２８条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準）により算定した費用の額（その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額）とする。

利用者負担額等。

第８条、前条第１項の保護者は、同条に規定する保育料のうち、本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例に定める利用者負担額等を支払うものとする。

附則。

施行期日。

第１項、この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

経過措置。

第２項、この条例の施行の際現に本別町立保育所に入所している児童であって、この条例による改正後の本別町立保育所条例（以下「新条例」という。）第４条に定める資格を有するものは、新条例第５条の承認を受けたものとみなす。

準備行為。

第３項、新条例第５条の規定による申込み及びこれに対する承認の手続その他新条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

以上、議案第１４号本別町立保育所条例の一部改正についての説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第１４号本別町立保育所条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第１４号本別町立保育所条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第４　議案第１５号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第４　議案第１５号本別町立へき地保育所条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井上子ども未来課長。

**○子ども未来課長（井上松子君）**　議案第１５号本別町立へき地保育所条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、先ほど議決いただきました本別町立保育所条例の一部改正に伴い、同条例にて委任している利用者負担額の階層設定が所得税課税額から市町村民税所得割課税額に変更することに伴い、合わせてへき地保育所の保育料も同様の改正を行うものです。

なお、多子世帯等に対する軽減措置は、これまでどおり継続いたします。今回の改正により、保育料の上がる世帯はありません。

それでは、改正条文を朗読し、説明させていただきます。 なお、括弧書きの朗読

は省略をさせていただきます。

本別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例。

本別町立へき地保育所条例（昭和４０年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

別表中「平成２０年４月１日適用」を「平成２７年４月１日適用」に、「生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）」を「生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護者世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付受給世帯」に「第１階層及び第５から第６階層を除き、前年度分の町民税の額の区分が次の区分に該当する世帯。第１階層を除き、前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯」を「市町村民税額の区分が右の区分に該当する世帯」に、「所得割の額のある世帯」を「所得割４万８，６００円未満」に、「３万２，０００円未満」を「所得割４万８，６００円以上８万７，０００円未満」に、「３万２，０００円以上」を「所得割８万７，０００円以上」に改め、同表備考第１項中「の第３階層」及び「第３・第４階層における」を削り、「「外国税額控除」及び同法附則第５条第３項「配当控除」の規定は」を「に規定する寄附金税額控除及び第３１４条の８に規定する外国税額控除並びに附則第５条に規定する配当控除並びに附則第５条の４及び第５条の４の２に規定する住宅借入金等特別税額控除は、」に改め、同表備考第２項から第５項までを次のように改める。

第２項、この表における当該年度の４月分から８月分までの保育料の算定にあっては前年度分の、当該年度の９月分から３月分までの保育料の算定にあっては当該年度分の市町村民税により行うものとする。

第３項、この表の第２階層から第６階層までに認定された世帯であって、満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子を３人以上扶養している場合においては、当該３人目以降の児童にかかる保育料は、０円とする。

第４項、この表の第２階層から第６階層までに認定された世帯であって、同一世帯に複数人同時にへき地保育所を利用している場合は、最年長の児童から順に２番目に年齢が高い児童にかかる保育料は、各階層に掲げる額の２分の１に相当する額とする。

第５項、この表の第２階層と認定された世帯のうち次の各号に掲げる世帯の児童にかかる保育料徴収月額は０円とし、第３階層と認定された世帯のうち次の各号に掲げる世帯の児童にかかる保育料徴収月額は、当該階層に掲げる額から１，０００円を控除した額とする。

第１号、「母子世帯等」母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）に規定する配偶者のない女子又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているも

のの世帯。

第２号、「在宅障害児（者）のいる世帯」次に掲げる児（者）を有する世帯。

ア、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ、療育手帳制度について（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号）に定める療育手帳の交付を受けた者。

ウ、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）に定める特別児童扶養手当等の支給対象児又は国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。

エ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

第３号、「その他の世帯」保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を必要とする状態にある者その他特に困窮していると町長が認める者を有する世帯。

別表備考第６項を削る。

附則。

施行期日。

第１項、この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

準備行為。

第２項、この条例による改正後の本別町立へき地保育所条例（以下「新条例」という。）別表による保育料の決定及び通知その他新条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

以上、議案第１５号本別町立へき地保育所条例の一部改正についての説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第１５号本別町立へき地保育所条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第１５号本別町立へき地保育所条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第５　議案第１６号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第５　議案第１６号本別町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

吉井保健福祉課長。

**○保健福祉課長（吉井勝彦君）**　議案第１６号本別町介護保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成２７年度から平成２９年度までの第６期介護保険事業計画、銀河福祉タウン計画の策定に伴い、介護保険料の基準月額を５，７７０円に改定することといたしました。

また、介護保険法、平成９年法律第１２３号の一部改正による条文の整理など、条例の一部改正が必要となりましたので、提案するものであります。

改正の主な内容としましては、第１号被保険者の保険料負担率が２１パーセントから２２パーセントに見直しがされたことや、サービスの利用量の増加などから介護給付費の増額が見込まれることから、保険料の引き上げが必要となったところであります。

また、今回の制度改正による国基準の見直しに合わせ、保険料段階や基準額に対する割合を準じることとしますが、非課税層の基準額に対する割合の据え置き、課税層の段階の細分化を図るなど、負担能力に応じた独自の保険料設定を行っております。

それでは、改正条文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町介護保険条例の一部を改正する条例。

本別町介護保険条例（平成１２年条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第３条の２中「第１１５条の４７」を「第１１５条の４９」に改め、同条第１号中「第８条の２第９項」を「第８条の２第７項」に改め、同条第２号中「第８条第２１項」を「第８条第２３項」に改め、同条第３号中「第８条第２４項」を「第８条第２５項」に改め、同条第４号中「第８条の２第１８項」を「第８条の２第１６項」に改める。これは、介護保険法の一部改正により条文の整理をしたものであります。

第４条中「平成２４年度から平成２６年度」を「平成２７年度から平成２９年度」に改め、同条第１号中「２万６，２８０円」を「３万４，６８０円」に改め、同条第２

号中「２万６，２８０円」を「４万３，３２０円」に改め、同条第３号中「３万９，３６０円」を「５万１，９６０円」に改め、同条第４号中「５万２，４４０円」を「６万６００円」に改め、同条第５号を次のように改める。

第５号、令第３９条第１項第５号に掲げる者６万９，２４０円。

第４条第６号を次のように改める。

第６号、令第３９条第１項第６号に掲げる者８万３，０４０円。

第４条第７号を次のように改める。

第７号、令第３９条第１項第７号に掲げる者９万円。

第４条第８号を次のように改める。

第８号、令第３９条第１項第８号に掲げる者１０万３，９２０円。

第４条に次の２号を加える。

第９号、令第３９条第１項第９号に掲げる者１１万７，７２０円。

第１０号、令第３９条第１項第１０号に掲げる者１３万１，５２０円。

第４条に次の４項を加える。

第２項、平成２７年度から平成２９年度までの令第３９条第１項第６号イの町の定める額は、１２０万円とする。

第３項、平成２７年度から平成２９年度までの令第３９条第１項第７号イの町の定める額は、１９０万円とする。

第４項、平成２７年度から平成２９年度までの令第３９条第１項第８号イの町の定める額は、２９０万円とする。

第５項、平成２７年度から平成２９年度までの令第３９条第１項第９号イの町の定める額は、５００万円とする

第６条第３項中「第３８条第１項第１号イ」を「第３９条第１項第１号イ」に、「及びハ」を「若しくはニ」に、「又は第５号ロ」を「、第５号ロ、第６号ロ、第７号ロ、第８号ロ又は第９号ロ」に、「第３８条第１項第１号から第５号」を「第３９条第１項第１号から第９号」に改める。

附則に次の１条を加える。

介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置。

第７条、法第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成２７年４月１日から町長が定める日までの間は行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。

第２項、法第１１５条の４５第２項第４号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成２７年４月１日から町長が定める日までの間は行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。

第３項、法第１１５条の４５第２項第５号に掲げる事業については、その円滑な実

施を図るため、平成２７年４月１日から町長が定める日までの間は行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。

この条文は、地域包括ケアシステムの構築を図るために、今までの通所介護や訪問介護のほか、介護予防・日常生活支援総合事業に取り組むことになりますが、平成２９年４月までに開始し、平成３０年３月までには完全実施することになっております。

実施にあたり経過措置が設けられ、実施日は規則で定めることができますが、そのための根拠を条例で定める必要があるため、規定するものであります。

第１項は、介護予防・日常生活支援総合事業について。

第２項は、在宅医療介護連携。

第３項は、生活支援について規定しています。

附則。

施行期日。

第１項、この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

経過措置。

第２項、改正後の本別町介護保険条例第４条の規定は平成２７年度分の保険料から適用し、平成２６年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上で、議案第１６号本別町介護保険条例の一部改正について、提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　これから、質疑を行います。

高橋利勝君。

**○９番（高橋利勝君）**　附則の介護予防・日常生活支援事業等に関する経過措置ということですが、これは介護給付から外れて町の事業になるというふうに受けとめているのですけども、その整備が整い町長が認める日までは行わないということは、この間、この事業については、単純に言えば行わないというふうに受けとめるのですが、そのことによってですね、支障はないのかどうかというのがまず１点と、この町長の定める日までというのは、大体どのぐらいの期間というふうに考えているのか、２点お伺いしたいと思います。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、吉井保健福祉課長。

**○保健福祉課長（吉井勝彦君）**　お答えをいたします。

今回の改正で、市町村が要支援１の通所や訪問介護等の支援事業を取り組むこといになりますけども、円滑に地域支援事業へ移行していくには、町が中心となり支え合える体制づくりを進めることが必要となります。地域の多様な支える力を終結させて、地域の自主性や主体性に基づいてそれぞれの特性に応じた地域包括ケアシステムを構築することと、高齢者が地域で安心して暮らせるように、地域の皆様と連携し、

地域みんなで支え合う、より安心して暮らしていける温もりのある町づくりに取り組んでいく、そのための準備期間として考えておりますけども、実施するためのサービスの項目ですとか、担い手の人員体制含めて、平成２７年度は、そのための準備期間として考えております。そして、２８年度実施に向けて平成２７年度は、研修会等で共通認識を深めながら準備を進めたいというふうに考えております。制度と改正による町の事業になるときには、町が責任を持たなければなりませんし、どのような方向になっても利用者に不便をかけないように、現在以上、サービスが低下しないような制度の充実に向けて努力していきたいというふうに考えております。

**○議長（方川一郎君）**　高橋利勝君。

**○９番（高橋利勝君）**　新しい、町がやることになりますから、その準備期間というのは持つのは分かるのですけども、今既に介護予防とか、この日常生活支援事業というのは、やられていますよね。では、その準備期間の間は、その事業はやらないということになるのか、そこのところを聞きたいのです。そうではなくて、その準備期間の間についても、当然やらないということになったら、これ大変なことなので、その準備期間の間はどうするのかというとこをもう一度聞きたいのです。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、吉井保健福祉課長。

**○保健福祉課長（吉井勝彦君）**　お答えをします。

準備期間の間については、今までどおり進めていきますので、御理解をいただきたいと思います。

**○議長（方川一郎君）**　ほかにありませんか。

阿保静夫君。

**○１０番（阿保静夫君）**　４条中の説明で、介護保険料の変更の中身が説明されていて、基準額が現行の４，３７０円、月額ですが、５，７７０円になるという趣旨で、これ年額で示されていますけど、そういうふうになっているというふうに思います。これについては、昨日の高橋利勝議員の一般質問でも中身が詳しく答えられているので、例えば、基金の運用、それから道からの借上げ分の返済等を投入する結果として、それから予想される給付、第６期の給付を鑑みた上で、こういう金額にせざるを得ないという表現は正しいかどうか、こういう金額になったということで説明を受けたのは理解しています。その経過の中で、これまでも基金を取り崩しながら、前回もそうですし、取り崩して介護保険料の上昇分を緩和してきたということですが、一つ、今後も結果として基金に積み上がっていく場合も当然考えられるのですけども、第６期に入ってから基金が積み上がっていく場合も考えられると思うのですけどもね、期間中での介護保険料の引き下げ、あるいは引き上げもあり得るのですけども、そういうことができるのかどうなのかをまず伺いたいのと、それから、中には一般財源の導入をして介護保険料の上昇分を一定緩和しているところもあるし、国においては、そういうことはあまり好ましくないと言っているようなのですけども、法的に

は、それはだめだよという規定はないというふうに理解しているのですけども、その辺については、料金設定のときに、介護保険料設定のときに、その辺は議論があったのかどうなのか伺いたいというふうに思います。

それから、この改正での影響額というのは試算されているのでしょうか。いわゆる、どこで切り取るかはわからないのですけども、例えば現状の平成２６年度の年間の平均利用介護サービス給付を基準にして新しい料金体系、介護保険料体系でどのような料金になるというような試算になるのでしょうか。そういう影響額の試算というのはあるのでしょうか。伺いたいと思います。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、吉井保健福祉課長。

**○保健福祉課長（吉井勝彦君）**　お答えをします。

基本的に、これ３年間の計画で、この３年間の介護保険料は、法で決まりますと年度途中では、介護保険料の引き下げだとか引き上げはありません。この金額で３年間いきます。

あと、一般財源を投入するという話しですけども、これは制度的にそうなりませんので、投入することはできないということで、そのルールに基づいて今までも運営しておりますし、進めております。

影響額ということですけども、介護給付費と地域支援事業費などの見込みから必要となる、第６期介護保険の期間中に必要となる金額、保険料の収納必要額を５億４，２５９万７，４９０円というふうに見込んでおりまして、その見込んだ金額から第１号の被保険者の保険料、基準額を５，７７０円ということで設定をさせていただいております。以上です。

**○議長（方川一郎君）**　阿保静夫君。

**○１０番（阿保静夫君）**　期間中での介護保険料の上下はできないということでわかりました。結果として、今５億何がしかの介護給付を一定設定して、６期の３年間を考えるということだったと思いますけども、結果として、例えば予定量に達しない場合ですね、利用がそこまでいかない場合もあると思うし、逆に、サービス利用が多い場合もあると。そういうときの対応としては、今回あったように、例えば今基金が介護保険会計としてはない状態だと思いますので、本当は、ここでのやり取りでは６，０００万円程度の基金を積みたいという話しが大分前にあったと思うのですけれども、それを大きく割っている状態だけども、期間中でそういうことが生じた場合には、今回行ったように道からの借り入れということもあり得るということでいくのでしょうか。

それから、逆に、基金が一定３年間で積み上がった場合はこの次の改定のときに、またそれは反映できるような、そういう考え方で進むのかどうかを伺いたいと思います。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、吉井保健福祉課長。

**○保健福祉課長（吉井勝彦君）**　お答えをします。

万が一また、期間中に給付費が大きく伸びまして足りなくなったときは、北海道財政安定化基金から、また借り入れをしなければならないのかなというふうには考えておりますけども、できるだけ借り入れしなくても済むように、今回というか毎回そうですけども、緻密な計算というかをはじき出して３年間の推計見込みを出しております。もし、やりくりの中で余剰がでるようであれば、それは基金にまた積み戻しをしながら運営していくというような方法になると思います。以上です。

**○議長（方川一郎君）**　阿保静夫君。

**○１０番（阿保静夫君）**　先ほどの高橋利勝議員の質疑にも関連している中身だと思いますけど、結果としてですね、現在、サービス、給付を受けている方の必要な給付が今後も、この改正によっても必要な給付は受けられるという状況は維持できるのかどうなのか、そこを最後、伺いたいと思います。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、吉井保健福祉課長。

**○保健福祉課長（吉井勝彦君）**　当然、必要な方にはしっかりとサービスが受けられるように制度をしっかり進めていくということで、今回の保険料改定にさせていただきました。以上です。

**○議長（方川一郎君）**　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第１６号本別町介護保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第１６号本別町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

休憩宣告（午前１１時１０分）

再開宣告（午前１１時２５分）

**○議長（方川一郎君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

**◎日程第６　議案第１７号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第６　議案第１７号本別町野外体育施設管理運営条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

安藤社会教育課長。

**○社会教育課長（安藤修一君）**　議案第１７号本別町野外体育施設管理運営条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、太陽の丘野球場の整備完了に伴いまして、当該施設を平成２７年度から供用を開始するため、条例改正が必要となりましたので提案をするものであります。

それでは、改正条文を朗読して説明にかえさせていただきます。

なお、括弧書き等の朗読は省略をさせていただきます。

本別町野外体育施設管理運営条例の一部を改正する条例。

本別町野外体育施設管理運営条例（平成１７年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第２条の表に次のように加える。

総合運動公園太陽の丘野球場。本別町弥生町６２番地７。

附則。

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

以上、議案第１７号本別町野外体育施設管理運営条例の一部改正についての説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第１７号本別町野外体育施設管理運営条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第１７号本別町野外体育施設管理運営条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第７　議案第１８号

**○議長（方川一郎君）**　日程第７　議案第１８号本別町使用料条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

**○大和田総務課長（大和田収君）**　議案第１８号本別町使用料条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の使用料の一部改正は、先ほど議決をいただきました本別町野外体育施設管理運営条例の一部改正に伴い、総合運動公園太陽の丘野球場の使用料を定めるため提案するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町使用料条例の一部を改正する条例。

本別町使用料条例（平成１７年条例第８号）の一部を次のように改正する。

別表第７、本別町野外体育施設団体専用の部に次のように加える。

総合運動公園太陽の丘野球場、野球場７００、本部棟３００。

附則。

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

以上、議案第１８号本別町使用料条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　これから、質疑を行います。

大住啓一君。

**○４番（大住啓一君）**　１点だけお尋ね申し上げます。

野球場の７００というのは、７００円ということでございますが、これの算出根拠をお知らせいただきたい。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、安藤社会教育課長。

**○社会教育課長（安藤修一君）**　お答え申し上げます。

野外体育施設の使用料につきましては、平成１７年度に使用料算定の際に本別町都市公園条例の使用料を基本として算出し、決められたものでございます。

現在、使用しております弥生球場、それから南球場の使用料につきまして、１時間につき７００円とさせていただいております。

太陽の丘、今回の野球場につきましては、弥生球場と面積がほぼ同じ、また管理経費につきましても同様と考えた中で、他の２球場と同額の１時間につき７００円の設定とさせていただいたわけです。以上でございます。

**○議長（方川一郎君）**　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第１８号本別町使用料条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第１８号本別町使用料条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第８　議案第１９号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第８　議案第１９号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

**○総務課長（大和田収君）**　議案第１９号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うことを目的とし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成２６年６月２０日公布）が行われました。

これに伴いまして、今回、関係条例を整備するものであります。

改正の内容といたしましては、１点目、新教育長の任命で、教育委員長と教育長が一本化され、新教育長が教育委員会全体の会務を総理し、教育委員会の代表となること。首長が、議会の同意を得て新教育長を任命し、任期は３年間とすること。

２点目、首長は、総合教育会議を設置すること。３点目は、教育行政の大綱の策定。４点目は、国の地方公共団体への関与の見直しがされたこと。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例。

本別町功労者表彰条例の一部改正。

第１条、本別町功労者表彰条例（昭和４３年条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「委員及び選挙管理委員会の委員ならびに」を「教育長及び委員、選挙管理委員会の委員並びに」に改める。

これは、町功労者の被表彰者の定めについてですが、現行の教育長は教育委員会の委員の構成員でしたが、新教育長は委員ではなくなるため、教育長を追加するものであります。

本別町議会委員会条例の一部改正。

第２条、本別町議会委員会条例（昭和６２年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第１９条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

これは、議会の委員会への出席要求についてですが、教育委員会の委員長の職が廃止され、旧教育長と一本化した新教育長にその職務を引き継がれることによる改正であります。

非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正。

第３条、非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和４６年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項中「（教育長の職にある職員を含む。）」を削る。

これは、新教育長が特別職となり、一般職として取り扱われていた内容を削除するものであります。

別表１中「１、教育委員会委員長、月額５万円、委員、月額３万２，０００円」を「１、教育委員会委員、月額３万２，０００円」に改める。

これは、教育委員長の職が廃止されたことによるものです。

本別町特別職報酬等審議会条例の一部改正。

第４条、本別町特別職報酬等審議会条例（昭和４７年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「及び副町長」を「、副町長及び教育長」に改める。

これは、新教育長が地方公務員法で規定する特別職となったことにより、給与の額についても審議会に諮問することが適切であると判断したことによる改正であります。

常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正。

第５条、常勤特別職の給与及び旅費に関する条例（昭和４２年条例第３４号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１号を加える。

（３）教育長。

別表１に次のように加える。教育長５６万２，０００円。これは、教育公務員特例法第１６条に規定され定めていました旧教育長の給与等について、新教育長にあっては町長及び副町長と同じく地方自治法第２０４条の適用職となったことによる追加であります。

この追加によりまして、次の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例については廃止されます。

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止。

第６条、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和３１年条例第３３号）は、廃止する。

附則。

施行期日。

第１項、この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

経過措置。

第２項、この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第７６号）附則第２条第１項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の規定は適用せず、改正前の規定は、なおその効力を有する。

この経過措置ですが、この法律の施行の際、現に在職する教育長は、教育委員会の委員として任期中に限り、なお従前の例により在職することとしております。

また、教育委員長の任期は、旧教育長の委員としての任期が満了する日において満了することとなります。

以上、議案第１９号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　これから、質疑を行います。

阿保静夫君。

**○１０番（阿保静夫君）**　改正条文の一つ一つについては、意味するところは明確だと思っておりますが、冒頭、説明があった中身があっての改正だということで、要は、今までの教育委員会制度がかわると、４点ほど上げられていましたけども、そのうち、新教育長は首長が任命するという中身とか、教育大綱を首長が制定する、それから総合教育会議などを設ける、などその外は１点ということで主な内容だという説明がありました。それで、やはり、冒頭に政治的中立性及び教育の安定性を継続するための中身なのだという説明があって、非常に重要な部分だというふうに聞いておりました。それで、今までは、教育長は、教育委員の互選だったのが、首長の任命制に

なったと。過去を振り返ると、最初は選挙制だったのですね。そして、それから互選になった、そして今回の形になるということで、今の首長が良い悪いという意味ではないので、そこはそういうふうに聞いていただきたいのですけども、制度として、首長の政治的な考え方が反映するのではないかと。冒頭、政治的中立性を図るために新たにかえていくのだという説明を相反する中身ではないかというふうに思うのですけど、その辺の解釈をどういうふうに解釈すればいいのか伺いたいというふうに思います。

それから、実際にこれを運用するときに、首長の立場では、教育委員の、今の制度は互選だったのですけども、首長が今度選ぶというときに、現教育委員の意見を聞くというようなことも含めてですね、実際の運用の中では、今と基本的にかわらないというような運用の仕方も当然できると思っていますけども、そういうようなことについては、どのように考えているか伺いたいと思います。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、髙橋町長。

**○町長（髙橋正夫君）**　心配な点は多々あるかと思うのですが、制度として法律で決まったものですから、それは条文に書いてあるとおりですね、中立性を保ちながらやるというのは、それはそのとおりだというふうに思うし、そうでなければ、この改正した意味も含めて根底からかわるということですから、それはそのとおりだというふうに思っています。あと、選考の仕方ですが、現実として、今までも教育委員の就任をいただく方々にそれぞれお願いをしてなっていただいて、形としては互選の中ということでありますが、最終的に私どもが議会に提案させていただいて、そして議会で承認をいただくということでありますので、そのことについては、そんなに現行制度とは、形的には、中身は３年とかですね、いろいろかわりますけども、今までの選考方法から含めてそれほどかわるものではありませんし、その運用についても現行の教育委員会の体制からは、運用の中身というのは、それは、かわるものではないというふうに思っています。以上であります。

**○議長（方川一郎君）**　阿保静夫君。

**○１０番（阿保静夫君）**　そのように運用していくということで、そういうふうにいっていただきたいものだというふうに思いながら聞いていました。教育大綱を、大綱をつくるという部分が多分、一番大きな仕事になるかなというふうに思っております。そのときに、今の町長答弁の立場で貫きながら今までの形を尊重していくということで大綱の策定も行っていくものというふうに聞きとったわけですけども、その辺を再度伺いたいと思います。

**○議長（方川一郎君）**　答弁、髙橋町長。

**○町長（髙橋正夫君）**　どう答えればいいのか、ちょっと戸惑いもあるのですけども、私どももいつまでもこういう立場でいるわけではありませんから、それぞれまた、そのときそのときの首長というか、本町で言えば町長のこの考え方というのはも

ちろんあるでしょうけども、現行の改正の中では、それほど今までの町長部局が教育大綱をつくって、そしてまたそれをということには、なかなかそれはなじまないだろうと思っていますから、今までと同じように教育委員会として、その大綱をつくりながらそれをしっかりと協議して、そしてまた議会に提案させていただいて、議会のチェックをいただきながら決定していくという、そういう形ですから、現行と私は変わらない方向で進められるし、そうでなければ進まないだろうというふうに思っておりますので、心配ばかりしていても、これ仕方ありませんので、それは議会としてのチェック機能も十分にそれは機能として諮るわけですから、そういう部分については、その都度その都度の課題に向かってはしっかり審議をいただく形をとっていくということでありますので、その部分については、そのときの判断を議会の皆さんでしていただくと、そういうことに最終的になるから、それほどというのですか、そんな極端な変わり方はまずしないし、ないし、またあっては困るのではないかと、そう思っていますが、そのように理解していただければと思います。

**○議長（方川一郎君）**　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第１９号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第１９号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第９　議案第２０号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第９　議案第２０号教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木教育次長。

**○教育次長（佐々木基裕君）**　議案２０号教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、新教育長に、常勤勤務及び勤務時間中における職務専念義務が課せられたことにより、具体的に、職務に専念すべき勤務時間、及び休暇等の勤務条件を定める必要があることから、条例の制定を提案するものであります。

それでは、条文の朗読により説明にかえさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例。

趣旨。

第１条、この条例は、教育長の勤務時間その他勤務条件に関し、必要な事項を定めるものとする。

勤務時間その他勤務条件。

第２条、教育長の勤務時間その他勤務条件は、他の条例に定めがあるものを除くほか、一般職職員の例による。

附則。

施行期日。

第１項、この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

経過措置。

第２項、この条例の施工の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第７６号）附則第２条第１項の規定により、教育長がなお従前の例により在職する間においては、この条例の規定は適用しない。

以上、議案第２０号教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第２０号教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第２０号教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

休憩宣告（午前１１時４９分）

再開宣告（午後　１時３０分）

**○議長（方川一郎君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

**◎日程第１０　議案第２１号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第１０　議案第２１号教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木教育次長。

**○教育次長（佐々木基裕君）**　議案第２１号教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、既存の町条例であります職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和２６年条例第５号）が、地方公務員法第３５条の規定に基づく一般職に対する特例措置であること、また、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育長の職務に専念する義務の免除が条例委任されたことから、今回、新たに特別職となる教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を別に定める必要が生じましたので、条例の制定を提案するものであります。

それでは、条文の朗読により説明にかえさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例。

趣旨。

第１条、この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１１条第５項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

職務に専念する義務の免除。

第２条、教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ本別町教育委員会（以下、「教育委員会」という）又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

第１号、研修を受ける場合。

第２号、厚生に関する計画の実施に参加する場合。

第３号、前２号に規定する場合を除くほか、教育委員会が定める場合。

規則への委任。

第３条、この条例に定めるもののほか、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則。

施行期日。

第１項、この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

経過措置。

第２項、この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第７６号）附則第２条第１項の規定により、教育長がなお従前の例により在職する間においては、この条例の規定は適用しない。

以上、議案第２１号教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第２１号教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第２１号教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第１１　　議案第２２号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第１１　議案第２２号平成２７年度本別町一般会計予算についてを議題とします。

初めに、平成２７年度各会計予算の提案理由の大綱についての説明を求めます。

砂原副町長。

**○副町長（砂原勝君）**　それでは、私から、平成２７年度 本別町各会計予算編成の考え方、及び大綱について御説明を申し上げます。

まず前段に、自治体の予算編成の前提となります国の平成２７年度地方財政計画について説明をいたします。

通常収支分では８５兆２，７１０億円で、前年度に比較して１兆９，１０３億円、２．３パーセントの増、別枠の東日本大震災分は、復旧・復興事業費として２兆６０億円を計上しています。

地方税や地方交付税などの地方一般財源は、総額で６１兆５，４８５億円、対前年比２．０パーセントの増で、地方に必要な財源の確保を図ったとしています。

内容を見ますと、歳入の地方税では、法人事業税、地方消費税の増収で７．１パーセントの増を見込んでいますが、市町村民税は０．５パーセントの伸びにとどまっています。

自治体の主要財源であります地方交付税は、総額で１６兆７，５４８億円を見込み、対前年度１，３０７億円、０．８パーセントの減となりました。

次に、歳出では、社会保障費の自然増等により一般行政経費が対前年比５．５パーセントの増、新たに、まち・ひと・しごと創生事業費として１兆円が計上されました。

この財源としては、既存の歳出からの振りかえで５，０００億円、残り５，０００億円は、新規の財源を確保することにしています。

このように地方財政の財源不足額は７兆８，２０５億円に達し、対前年度比２６．２パーセントの圧縮となっております。地方税収入、地方交付税の原資となる国税収入の増加と徹底した節減合理化に努めたものの、社会保障関係費の自然増により依然多額の不足額が生じています。その対策としては、財源対策債の増発、残り半分の地方負担分を臨時財政対策債で補填しますが、将来の財政運営の圧迫が懸念されています。

こうした状況を踏まえ、本別町の平成２７年度の予算編成にあたりましては、政府が先に新設した地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金による地方創生事業と新年度予算の連携を図り、地域の活性化や諸課題解決に向けた取り組みを全力で推進するものであります。

次に、本町の新年度予算の重点としては、総合計画に掲げた主要課題であります新たな仕事づくりの創造、少子高齢化、過疎対策、高速道路網、高速通信網の利活用、循環型社会、地産地消の推進を基軸に据え、地場産業の育成、振興と安全、安心な町民の生活基盤の向上を図るとともに、高橋町長が先に掲げた政策の実現に意を注ぎ、あわせて経常経費の削減目標を設定するなど、予算の重点化、効率化に努め、将来の自主財源の確保など、財政基盤の安定にも配慮をしたところであります。

それでは次に、各会計の概要について、御説明を申し上げます。

一般会計予算書の２０４ページをお開きください。

本別町予算総括表、一番下の合計欄ですが、一般会計と６特別会計、２企業会計の

予算総額は１１３億９，３１７万８，０００円で、対前年比０．４パーセントの増となります。

上段の一般会計は６２億３，７４４万１，０００円で、対前年度１億３，８１２万３，０００円、２．２パーセントの減で、その主な原因は、地方創生事業への振りかえによる減額が５，０６２万１，０００円、道営畑地帯総合整備事業費の減、野球場及び学校給食共同調理場工事が昨年完了したことによる減であります。

特別会計中、国民健康保険事業会計、対前年度１億３，１３８万３，０００円、１０．９パーセントの増は、保険財政共同安定化事業の対象医療費の拡大分１億４，８８３万３，０００円の計上によります。

介護保険事業会計、対前年度５，９５９万４，０００円、６．９パーセントの増は、介護サービス給付費の増によります。

簡易水道特別会計、対前年度２，８８７万５，０００円、２５．５パーセントの増は、道路改良に伴う排水管移設１，７３１万６，０００円、仙美里ポンプ場非常発電機更新が主なものです。

企業会計では、水道事業会計中、資本的収支が増加していますが、浄水場水質計器更新工事３，６８６万１，０００円を計上しています。

次に、病院事業会計の資本的収支の大幅増は、医療機器、ＭＲＩ、７，７９０万２，０００円の更新を図り診察体制の充実を図るものであります。

次に、予算書の９ページをお開きください。

１、総括。歳入でございますが、右端、比較欄の増減の大きいものについて説明いたします。

１款町税の総額は、前年並みの９億１，０１０万４，０００円を見込んでいますが、内容は、町民税が個人所得割が０．７パーセント増、法人均等割は５．２パーセント増となり、固定資税では、土地、家屋が減少するものの償却資産は太陽光発電施設等の増で４．１パーセントの伸びとなります。町たばこ税は５．３パーセントの自然減になっております。

その下、６款地方消費税交付金は、対前年度４，７２７万９，０００円、５３．３パーセントの増で、消費税率改定分の平年度化による増であります。

１０款地方交付税は、国の地方財政計画では、総額で０．８パーセントの減となっておりますが、本町の普通交付税の算定にあたっては、基準財政需要額の個別算定経費及び包括算定経費の増減要因、及び公債費の算入額の減少などを精査し、対前年度７，３５５万１，０００円、２．６パーセント減を見込みました。

次に、１２款分担金及び負担金、対前年度３，７０６万８，０００円、３４．８パーセントの減は、道営畑地帯総合整備事業費減少に伴う受益者分担金の減が主なものです。

１８款繰入金、対前年度１億１，６０２万７，０００円、３６．２パーセントの減

は、平成２６年度に基金事業として執行しました地域の元気臨時交付金が終了したことによります。

次に、１０ページ、１１ページの歳出をお開きください。

比較欄の増減額の大きいものでは、２款総務費、対前年度５，６０５万４，０００円、６．５パーセントの減は、住民情報システム機器の償還金が終了したこと、及び生活維持路線運行委託料が地方創生事業に移行したことによります。

６款農林水産業費、対前年度７，５８４万円、１８．２パーセントの減は、農業基盤整備促進事業、及び歳入で説明の道営畑地帯総合整備事業費の減が主なものですが、本年、本格実施の道営美蘭別地区営農用水事業費は増額をされております。

８款土木費、対前年度１億２，５３２万１，０００円、１５．２パーセントの増は、町道補修工事及び橋梁長寿命化事業の増、並びに栄町公営住宅建替工事費１億５５３万６，０００円を計上したことによります。

９款消防費２，３２３万円の増は、小型動力ポンプ付水槽車Ⅱ型の更新、１０款教育費１億２，４６３万７，０００円の減は、野球場及び学校給食共同調理場改築工事が昨年完了したことによります。

次に、総体的事項でありますが、人件費でありますが、全会計の職員、準職員の人件費総額は２３億９，００５万４，０００円で、対前年度６２３万５，０００円、０．３パーセントの増となり、一般会計では５３０万３，０００円、０．４パーセントの減となっております。

投資的経費については、一般会計の現年分では７億１８９万７，０００円で、対前年度１億３，４９６万８，０００円、１６．１パーセントの減、全会計の総額では１０億８，０６６万円で、対前年度５，７２３万６，０００円、５．０パーセントの減となります。

繰り越し分では、国の景気対策事業が２６年度で終了したことにより、２７年度への繰越額は対前年度１億８，４５１万３，０００円の減少になる見込みです。

消費税等の転嫁が積み残しとなっておりました公共施設６３施設の使用料については、現行料金に据え置き予算措置をしたところでございます。

次に、先に補正をいただきました地方創生先行型交付金事業については、事前相談が終了し、今後、交付申請を経て３月中に交付決定がされますが、現時点では、交付金上限額は確保される見込みであります。

以上が、平成２７年度予算の概要でありますが、税収、交付税が伸び悩む一方、歳出では、電気料など物件費の高騰、社会保障費の増、企業、特別会計への繰出金の増加など、行財政を取り巻く環境は依然厳しいものがあります。

予算執行にあたっては、本町の活力と地域経済の再生を目指した地方創生総合戦略及び総合計画、後期計画等の各計画の策定に全力で取り組むとともに、予算の重点化、効率化を進める中、町民生活に密着した事業の確保と、町民が個性と元気を発揮

できる施策の推進に職員一丸となって取り組んでまいります。

以上、平成２７年度予算編成の大綱、及び概要の説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　これより、提案理由の説明を求めます。

議案第２２号平成２７年度本別町一般会計予算について。

大和田総務課長。

**○総務課長（大和田収君）**　議案第２２号平成２７年度本別町一般会計予算について、提案内容の御説明を申し上げます。

ただいま、副町長より予算の大綱につきまして、御説明を申し上げましたので、私からは事項別明細書により、新規事業を中心に、増減の著しい部分に絞って御説明をいたしますので御了承願いたいと存じます。

まず、予算書の１ページをお開きください。

括弧書きの朗読は省略させていただきます。

平成２７年度本別町一般会計予算。

平成２７年度本別町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ６２億３，７４４万１，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第２条、地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表債務負担行為」による。

地方債。

第３条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は、「第３表地方債」による。

一時借入金。

第４条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は１０億円と定める。

歳出予算の流用。

第５条、地方自治法第２２０条例第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第１号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは次に、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

各科目にわたります１節の報酬、２節給料、３節職員手当等、４節共済費の人件費

については、添付資料の給与費明細書で説明させていただきます。

２０５ページをお願いいたします。

１、特別職に係る給与であります。本年度の欄を御覧ください。

長等は２人、町長、副町長であります。議員は１２人、その他の特別職は３５７人、計は３７１人で、報酬から共済費までの総額は１億４４万４，０００円で、対前年７５０万６，０００円の増となっておりますが、選挙立会人が減になっているものの国勢調査員の増によるものであります。

次の２０６ページをお願いいたします。

２、一般職でありますが、職員数は、前年度より１名減の１４０人、給料５億６，８３７万１，０００円、職員手当４億５，７３３万８，０００円、共済費２億２，４２３万２，０００円、合計は１２億４，９９４万１，０００円となり、対前年５８１万９，０００円、０．５パーセントの減であります。

減額の主なものは、給料及び共済費で退職者がふえたこと、職員手当で負担金率の変更に伴う退職手当組合負担金の減によるものであります。

以下、職員手当の内訳及び次ページ以降の給料及び職員手当の増減額の明細等については、説明を省略させていただきます。

戻りまして、事項別明細書の４８ページをお開きください。

歳出でありますが、各科目の給与費等の説明は、省略をしてまいりますので御了承願います。

なお、臨時職員等賃金につきまして、北海道における最低賃金額の引き上げが行われたことから、職種間で均衡を図り改定をおこなっております。

嘱託職員賃金は、職種の見直しによる号俸の追加及び平均４．８パーセントの増、臨時職員日額賃金、１日２００円から３００円、パート職員、１日２０円から３０円、平均で約３．０パーセント単価アップをしております。

４８ページです。

１款１項１目議会費８，８１４万３，０００円は、対前年６１８万９，０００円、７．６パーセントの増でありますが、統一選挙のため一時金が増となるため、議員の共済費の増加が主なものであります。

５０ページをお願いいたします。

２款総務費１項総務管理費１目一般管理費７節賃金中、臨時雇賃金１，９１６万４，０００円は、本別高校卒業生のワークシェアリング２名分を含めた１１人分を計上しております。

次の８節報償費中、ふるさと納税１００万円は、前年度より８０万円の増額となっておりますが、本別町個性あるふるさとづくり寄付金に寄付をされた町外者の方の増加を見込んでいるためであります。

下段の９節旅費中、特別旅費４９５万９，０００円は、対前年３９万８，０００円の

増額で、小松島市への派遣が隔年のため減少しておりますが、隔年で実施しております自治大学校への研修が増加となったことによるものです。なお、内閣府への実務研修は、あと１年継続の派遣となっております。

５５ページお願いいたします。

１３節委託料中、中ほどにあります例規整備４２６万６，０００円は、マイナンバー法施行に伴います関係条例整備業務、行政不服審査法関連３法の改正等に伴います関係条例整備を図るものであります。

その下の人事評価制度構築、導入支援業務２９７万円は、平成２８年度から義務化されます人事評価制度導入に向けて、制度を理解、定着させるための職員研修の開催、人事評価システムの整備を行うものであります。

５７ページをお願いいたします。

１９節負担金補助及び交付金中、上から３行目、自治大学校研修２７万７，０００円は、隔年で派遣しております自治大学校へ１名派遣するものであります。

その１３行下、とかち広域消防事務組合１４１万７，０００円は、平成２８年４月運用開始に向け、５月設立予定のとかち広域消防事務組合議会費、事務局費、公平委員会費等の分担金であります。

次の５８ページをお願いいたします。

５目財産管理費、次の６１ページをお願いいたします。

１３節委託料中、上から３行目、公共施設等総合管理計画策定４９６万８，０００円は、国から策定要請を受けまして、平成２７年、２８年度の２カ年の債務負担行為を設定し計画を策定するものであります。平成２７年度におきましては計画の根幹となります固定資産台帳整備に係る経費等を計上するものであります。なお、平成２８年度までに計画策定に要する経費につきましては、特別交付税措置されることになっております。

５行下の運営委託料南地区集会場から西美里別地区集会場の委託料合計で３０２万３，０００円、対前年２１万７，０００円の増額となりますが、各集会場の運営に係る燃料費、光熱水費分の使用実績及び電気料値上げ分を見込んだことによるものであります。

次の１９節負担金補助及び交付金公共下水道事業受益者３０８万７，０００円は、対前年８０万１，０００円の増額ですが、太陽の丘野球場整備に伴うものであります。

次の６目財産造成費、６３ページをお願いいたします。

１３節委託料中、町有林造林事業３２１万６，０００円は、対前年３１７万１，０００円の減額となりますが、準備地拵６．２８ヘクタールの事業となり、町内２団地において実施するものであります。

次の７目交通防災対策費１１節需用費中、消耗品費防災用２０６万７，０００円、

一番下にあります１８節備品購入費防災用資機材パック毛布２００枚１３４万円、保温アルミマット２００枚３２万４，０００円、次の６５ページ一番上 、発電機８台１０８万円、投光機１台５６万円は、本別町食料・防災資機材備蓄計画により計画的に整備するものであります。

６３ページに戻っていただきたいと思います。

１１節需用費中、修繕料防災施設２０８万５，０００円は、防災行政無線放送用ハードディスク及び蓄電池修理のためであります。

次の６５ページをお願いいたします。

８目企画費１節報酬及び次の９節旅費中、費用弁償２万３，０００円、１１節需用費中、印刷製本費総合計画書は、第６次本別町総合計画後期５カ年計画の策定に係るものであります。

次の１３節委託料中、バスラッピング５４万円は、太陽の丘循環バス２台分のバスラッピングを行うものであります。

６７ページをお願いいたします。

１９節負担金補助及び交付金中、下段にあります地方バス路線運行維持対策費６７０万８，０００円は、対前年３０７万６，０００円の増額となりましたが、乗車率の低下、燃料費の増等で負担金がふえたことによるものです。

その下、住宅用太陽光発電システム導入費７２万円は、対前年９６万円の減額ですが、３件分を見込んだことによるものであります。

６９ページをお願いいたします。

１０目電算事務処理費１３節委託料中、システム修正１，０４９万２，０００円は、マイナンバー制度導入に対しますシステム改修及び住基用パソコンのシステムの改修によるものであります。

次の７１ページをお願いいたします。

１９節負担金補助及び交付金中、中間サーバー・プラットホーム利用負担金４４１万７，０００円は、マイナンバー制度導入に伴います利用負担金であります。

飛びまして７３ページをお願いいたします。

１４目基金費２５節積立金中、個性あるふるさとづくり２００万円は、昨年度の実績を見込み計上をしております。

７４ページをお願いいたします。

上段にあります廃目しておりますが、東日本大震災被災地等支援費は、本日、震災後４年目となりましたが、被災地は、まだ復興の途中であります。震災直後から南三陸町へは、町民の皆様を初め、多くの方々の御支援、御協力を賜り、寄付金、物資の提供をいただき、さらに南三陸町福興市への参加を行ってまいりました。福興市の参加にあたりましては、平成２６年度で延べ５回の参加という区切り迎えたこと、福興市が実行委員会で進められていることなどから、平成２６年度で一旦、休止をさせて

いただくことにしました。

今後は、南三陸町からの要請、要望等を受け入れながら、どのような形で復興支援ができるか、継続して検討してまいりたいと考えております。

また、本別町東日本大震災支援対策会議、本別町の受け入れ支援対策、及び義援金箱の設置も継続し、今後も必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

なお、復興支援に係る職員１名の派遣、中高生ふるさと交流研修事業は継続をしております。

飛びまして８１ページをお願いいたします。

５項統計調査費２目諸統計調査費５６６万６，０００円は、対前年４２５万９，０００円の増額ですが、５年に１度の実施によります国勢調査のためであります。

次の８２ページをお願いいたします。

３款民生費１項社会福祉費１目社会福祉総務費、飛びまして８５ページをお願いいたします。下段にあります２０節扶助費２億４，６２４万４，０００円は、対前年４４２万２，０００円、１．８パーセントの増となりましたが、主な要因といたしましては、療養介護、医療事業等の利用者の増加によるものであります。

次の８７ページをお願いします。

２８節繰出金国民健康保険特別会計繰出金１億１，４６０万３，０００円は、対前年５６９万７，０００円の減額ですが、本年度もルール分による繰り出し金だけであること、健康管理センター事業は、施設管理分として実施をいたしました屋上防水改修工事が終了したことによるものであります。

次の８８ページをお願いいたします。

４目臨時福祉給付費１，２９２万４，０００円は、昨年に引き続き国による事業で、消費税率引き上げに伴います低所得者への与える負担に配慮するための給付措置であります。支給対象者は、市町村民税が課税されていない方に６，０００円支給し、対象者は１，６００人を見込んでおります。

なお、その他必要経費を計上しておりますが、全額、国からの補助金で措置されることになっております。

次の９１ページをお願いいたします。

２項老人福祉費１目老人福祉総務費７節賃金３５５万５，０００円は、対前年９９万３，０００円の増額となりますが、１名分をパート職員から臨時職員になることによるものであります。

下段の１３節委託料中、低所得高齢者住まい・生活支援モデル事業４３３万６，０００円は、本別町社会福祉協議会への委託事業分として２５０万円、空き家意向調査及び報告書作成業務委託料として１８３万６，０００円を計上しております。

下の地域における共助の基盤づくり事業７００万円は、国の補助事業再編により昨年度まで安心生活創造事業の名称変更によるもので、これも本別町社会福祉協議会へ

委託するものであります。

次のページをお願いいたします。

２０節扶助費２８３万円は、対前年６１６万円の減額となりましたが、昨年度から支給対象区分を１００歳及び８５歳の２区分としましたが、従前の支給対象者への経過措置が終了したことによるものであります。

９５ページをお願いいたします。

２目養護老人福祉施設費１３節委託料中、廃棄物処理６４万８，０００円は、低濃度ＰＣＢが使われておりましたトランスを廃棄処分するものであります。

９７ページをお願いいたします。

中段にあります、３目介護保険費２８節繰出金１億８，７３４万８，０００円は、対前年１，６８８万円、９．９パーセントの増額ですが、主なものは、介護保険事業特別会計の地域支援事業費が６８７万３，０００円減額となりましたが、介護給付費が５７７万５，０００円、事務費が２５７万９，０００円、介護サービス事業特別会計で、居宅介護支援事業が１７９万５，０００円、介護老人福祉施設事業が１，３５９万６，０００円、前年度より増額となったことによるものであります。

次の４目高齢者福祉施設費、次の９９ページをお願いします。

１５節工事請負費７９９万２，０００円は、美里別及び負篭ゲートボール場屋根の葺きかえ工事を行うものであります。

次の１０１ページをお願いします。

３項児童福祉費１目児童福祉総務費７節賃金中、臨時雇賃金１２１万６，０００円、１１節需用費２２万７，０００円のうち１５万９，０００円、１２節役務費中、郵便料８万２，０００円、口座振替手数料１５万１，０００円、折込２万４，０００円、１３節委託料中、システム開発５５万８，０００円、その下の１４節使用料及び賃借料パソコン２２万５，０００円、次の１９節負担金補助及び交付金中、子育て世帯臨時特例給付金２６１万円は、子育て世帯臨時特例給付金事業に対応するものであります。これにつきましても消費税率引き上げに伴います子育て世帯への与える負担に配慮した臨時的給付措置であります。児童手当の対象となります児童に１人につき３，０００円、８７０人分を見込んでおります。

戻りまして、１９節負担金補助及び交付金中、幼稚園就園奨励費４６３万７，０００円は、対前年１６６万９，０００円の増額となりますが、補助金交付基準を見直したことによるものであります。

次のページをお願いします。

２目児童福祉施設費８節報償費２４３万２，０００円は、対前年１３３万３，０００円の増額ですが、受入児童の増加に対応するため、活動推進員を２人体制で実施することによるものであります。

飛びまして１０７ページをお願いいたします。

４目特別保育費、飛びまして１０９ページをお願いいたします。

１５節工事請負費仙美里保育所改修工事７９９万２，０００円は、老朽化に伴います改修工事を行うものであります。

次の４款衛生費１項保健衛生費１目保健衛生総務費、次のページ、１９節負担金補助及び交付金中、帯広厚生病院運営費４５２万円は、十勝圏の地方センター病院であります帯広厚生病院の不採算部門に対する運営費補助として支出します。財源は、特別交付税措置されることになっております。

１１３ページをお願いいたします。

２目母子保健費２０節扶助費中、子育て支援医療給付事業費３万３，０００円は、対前年１５２万円の減額となりますが、実績によるものであります。

飛びまして１１９ページ。

下段の２項清掃費２目塵芥処理費１２節役務費中、運搬料３９万７，０００円及び下段のＰＣＢ廃棄物処理１１５万８，０００円は、ＰＣＢが含まれております高圧コンデンサ、トランス等を処理するものであります。

１２１ページをお願いいたします。

３目し尿処理費１９節負担金補助及び交付金中、汚水処理施設共同整備事業９７万４，０００円は、十勝環境複合事務組合が、帯広市に建設し加入市町村が共同処理する汚水処理施設に対する負担金であります。

次の３項上水道費２目簡易水道費２８節繰出金５，４１６万１，０００円は、対前年５２３万１，０００円の増額ですが、大型事業の償還開始による町債償還元利及び収益収支不足分が増加したことによるものであります。

次の４項病院費１目病院公営企業費３億８，８７９万７，０００円は、繰出基準に基づいて支出します病院事業会計への負担金、補助金、出資金でありますが、前年度より１，８５７万６，０００円の増となっております。１９節負担金補助及び交付金救急医療確保経費などで前年度より８４８万７，０００円の増額、病院屋上防水補修工事２，５００万円は終了しております。

次のページをお願いいたします。

２４節投資及び出資金が、医療機械器具整備事業の増などで３，５０８万９，０００円増額となったことによるものであります。

次の５款労働費１項１目労働諸費１３節委託料中、季節労働者雇用対策業務委託料４１１万９，０００円は、冬季間の雇用対策として仙美里地区道路側溝支障木伐採除去を行うもので、延べ１５０人の雇用創出を見込んでおります。

１２７ページをお願いいたします。

６款農林水産業費１項農業費３目農業振興費１９節負担金補助及び交付金中、営農指導対策協議会７８万１，０００円は、対前年６０万円の減額となりますが、本町での栽培可能な新規作物の導入に向けての継続調査研究に取り組むことによるものであ

ります。

５行下の環境保全型農業直接支払事業１，３９４万４，０００円は、化学肥料、化学合成農薬の低減を図るための取り組みに対する補助金ですが、対前年６３９万３，０００円の増額は、事業の法制化によるものであります。

１２９ページをお願いいたします。

４目畜産業費１９節負担金補助及び交付金中、町内間育成牛預託事業９１万３，０００円は、町内育成牛を飼養管理技術のある育成農家に預託し、酪農家の労働の軽減及び生乳生産量の安定、増加を図るものであります。

次の５目農地費１５節工事請負費中、次のページ、一番上をお願いいたします。

農業基盤整備促進事業１，０２０万円は、別添の予算説明資料の１ページをお願いいたします。

農業基盤整備促進事業ですが、右側、事業説明欄の本年度の事業は、明渠排水調査測量４６０メートルで、事業費７００万円、明渠排水工事２００メートルで１，０２０万円であります。

左側の財源内訳ですが、事業費は１，７２０万円で、国庫支出金が８３６万円、地方債７９０万円、一般財源は９４万円であります。

予算書にお戻りください

１３１ページをお願いいたします。

１９節負担金補助及び交付金中、道営畑地帯総合整備事業４，６００万円及び下の多面的機能支払交付金４，１５４万円は、別添の予算説明資料３ページをお願いいたします。

右側上段の全体事業説明ですが、この道営畑地帯総合整備事業の負担割合は、国が５２パーセント、北海道が２８パーセント、受益者が２０パーセントでありますが、受益者２０パーセントのうち通称パワーアップ事業として、本年度から仙美里地区におきましては、国が５．２５パーセント、北海道及び本別町が各３．６２５パーセントを補助し、農家負担を７．５パーセントに、勇足、本別地区は、国が６．２５パーセント、北海道及び本別町が３．１２５パーセントを補助し、農家負担を７．５パーセントに軽減する事業であります。

中段の事業説明欄の本年度の事業は、仙美里地区が、区画整理１．５ヘクタール、暗渠９．６ヘクタール、除れき１２ヘクタール、事業費３，０００万円、勇足地区は、区画整理１０ヘクタール、暗渠３０ヘクタール、除れき０．６ヘクタールで、事業費は１億１，０００万円、本別地区は、区画整理２２ヘクタール、暗渠１０ヘクタール、事業費は９，０００万円であります。

なお、事業主体は、北海道であります。

左側の財源内訳ですが、事業費は、町負担分の４，６００万円で、国庫支出金１，４０７万５，０００円、道支出金が７３２万円、その他は、受益者分担金で１，７２５万

円、一般財源が７３５万５，０００円であります。

次の５ページをお願いいたします。

多面的機能支払交付金は、中段の事業説明欄の本年度の事業４，１５４万円は、環境保全活動として農道、農業用排水路などの維持管理を行うもので、継続１５地区の取り組みに対する交付金であります。

左側の財源内訳ですが、事業費は、町負担分の４，１５４万円で、法制化による増額で、道支出金が３，１１５万４，０００円、一般財源が１，０３８万６，０００円であります。

予算書にお戻りください。

１３１ページをお願いいたします。

６目営農用水管理費、１番下にあります１９節負担金補助及び交付金中、道営美蘭別地区営農用水事業２，０３２万５，０００円は、別添の予算説明資料の７ページをお願いいたします。

右側上段の全体事業説明ですが、事業期間平成２５年度から平成３３年度までとなっており、平成２５年度は水源調査、平成２６年度は新規地区調査を経て、平成２７年度から本格的に着手することになります。

道営事業費の負担割合ですが、国が４５パーセント、北海道及び本別町が２７．５パーセントとなり、非農事業費は、全額町負担となります。

なお、平成２５年度から平成３３年度の全体事業費は２４億４０３万８，０００円を予定しております。

中段の事業説明の欄、本年度の事業は、道営事業費として、測量試験費６，３００万円、非農事業費として、測量試験費３００万円となっております。

左側の財源内訳ですが、事業費は、町負担分の２，０３２万５，０００円で、地方債が２，０３０万円、一般財源が２万５，０００円であります。

**○議長（方川一郎君）**　ここで、暫時休憩します。

休憩宣告（午後　２時３６分）

再開宣告（午前　２時４５分）

**○議長（方川一郎君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明の途中ですが、東日本大震災の発生から、１４時４６分でちょうど４年が経過します。東日本大震災の犠牲となられた方々に、追悼の意を表するとともに心から御冥福をお祈りするため、１分間の黙祷を捧げます。

御起立ください。

庁舎内に御来庁の皆様も合わせて黙祷をお願いいたします。

黙祷。

（１分間黙祷）

**○議長（方川一郎君）**　黙祷を終了いたします。

着席ください。

一般会計の予算説明をお願いします。

大和田総務課長。

**○総務課長（大和田収君）**　予算書の１３３ページをお願いいたします。

２項林業費２目林業振興費１３節委託料中、カラス駆除対策事業１２万８，０００円は、空気銃による駆除を本別猟友会に委託するものであります。

１３４ページをお願いいたします。

７款１項商工費２目商工業振興費、１３７ページをお願いします。

中ほどにあります、１７節公有財産購入費１，７３６万７，０００円は、第２期南地区工業団地を整備するもので、双日北海道与志本林業本別工場の事業拡大による工場用地として購入するものであります。

次の１９節負担金補助及び交付金中、本別町商工会地域振興事業３７７万１，０００円ですが、対前年１０７万８，０００円の増額は、豆まかナイト事業へ１０３万円、補助するものであります。

４行下の銀河通り商店街協同組合共同施設設置事業３０万７，０００円は、対前年１１８万３，０００円の減額は、高度化資金の返済が終了したことに伴うものであります。

次の３目観光費、次の１３９ページをお願いします。

１１節需用費修繕料中、観光施設１，０４６万５，０００円は、本別公園内にあります義経の館、駐車場便所、義経の里休憩場、公園ステージの老朽化に伴います屋根塗装修繕を行うものであります。

次の１４１ページをお願いします。

１９節負担金補助及び交付金中、観光協会８９４万４，０００円は、対前年１１７万９，０００円の増額ですが、イベント用丸椅子２００脚、７５万６，０００円、公園看板９万８，０００円、トレイルランニング大会地元負担１５万円、観光ＰＲ用負担金３２万４，０００円などによるものであります。

飛びまして１４６ページをお願いいたします。

８款土木費２項道路橋りょう費２目道路維持費、次の１４９ページをお願いいたします。

１５節工事請負費中、町道歩道拡幅化バリアフリー工事７１０万円は、北５丁目の町道北西３条通り、北６丁目町道病院通りの２路線の歩道拡幅及び段差解消を図るもの。

次の町道補修工事２，１００万円は、町内全域で、面積は２，０００平方メートルを見込んでおります。

１６節原材料費中、材料費１，３９０万円は、対前年１３５万２，０００円の増額ですが、道路補修用砂利の購入が主な要因であります。

次の３目道路新設改良費２億５，９９５万１，０００円は、対前年２，１５１万３，０００円の減額です。

１４９ページの１番右側の説明欄の事業別で説明をいたしますが、上から道路新設改良人件費３，５３５万５，０００円は、この目の人件費合計、次の道路新設改良事業２０９万６，０００円は、９節旅費１１節需用費１４節使用料及び賃借料の事務費、次の地方道路整備事業２億２，２５０万円は、予算説明資料の１１ページをお願いいたします。

右側中段、事業説明ですが、事業路線は、町道美蘭別活込横断道路、改良延長２２５メートル、函渠１カ所、補償。町道東中西中間道路、改良延長１２０メートル、調査設計委託、用地買収、補償、町道山手朝日線通り、舗装延長１２９メートル。町道共栄通り、改良延長８９メートル、舗装延長２３７メートル。町道美里別川沿道路、改良延長３２０メートル、調査設計委託、用地買収、補償。町道栄町２号通り、舗装延長１２８メートル。町道勇足元町５号通り、改良延長４３メートル、舗装延長２０４メートル、補償。公共サイン整備事業、事務費を含めて総事業費２億２，４２６万９，０００円の８事業であります。

以下、この表の説明は省略をさせていただきます。

予算書にお戻りください。

１４９ページをお願いいたします。

下段にあります、４目橋りょう維持費１３節委託料２，６００万円、及び１５節工事請負費２，４００万円は、別添の予算説明資料の２０ページをお開きください。

右側中段、事業説明ですが、本別町管内橋りょう長寿命化事業として、銀栄橋、仙翠橋の橋りょうかけかえ補修調査設計委託２，６００万円、幸栄橋、黎明橋の橋りょう補修工事２，４００万円、事務費１９万５，０００円で、左側の財源内訳ですが事業費５，０１９万５，０００円、国庫支出金３，２５０万円、地方債１，６６０万円、一般財源１０９万５，０００円となっております。

予算書にお戻りください。

１５３ページをお願いいたします。

中ほどにあります、４項都市計画費２目公園費１８節備品購入費芝刈機３８０万２，０００円は、使用不能により公園用芝刈機１台を更新するものであります。

１５５ページをお願いいたします。

５項住宅費２目公営住宅建設費、次の１５７ページをお願いいたします。

上から３段目、１５節工事請負費中、栄町団地建替事業１億５５３万６，０００円は、別添の予算説明資料２６ページをお願いいたします。

右側の事業説明ですが、木造平屋建、１４号棟、１棟４戸３３６．９９平方メートル、駐車場整備４台分、道路整備、改良８７メートル、舗装１１４平方メートル、団地内給水整備１６０メートル、事務費、移転助成費１件、総事業費１億６１３万７，

０００円となり、左側の財源内訳は、事業費１億６１３万７，０００円、国庫支出金４，７８１万３，０００円、地方債４，８１０万円、一般財源１，０２２万４，０００円となっております。

予算書にお戻りください。

１５７ページ。

９款１項消防費１目消防事務処理費１９節負担金補助及び交付金中、池北三町行政事務組合、本別分２億４，８５４万円は、対前年２，２６４万９，０００円の増額ですが、先ほど副町長からも説明がありましたとおり、小型動力ポンプ付水槽車Ⅱ型４，７６６万８，０００円、１台を更新するものであります。

飛びまして１６２ページをお願いいたします。

１０款教育費２項小学校費１目学校管理費、飛びまして、１６７ページをお願いいたします。

中ほどにあります、１８節備品購入費中、スクールバス８２４万２，０００円は、マイクロバス１台を更新するものであります。

次の２目教育振興費１１節需用費中、教師用指導書２７８万７，０００円は、教科書の採択かえに伴います指導書を購入するものであります。

１６９ページをお願いいたします。

上から３行目、教育機器備品本別中央小学校５３５万４，０００円、勇足小学校２９１万円、仙美里小学校２６９万６，０００円、合計で１，０９６万円となりますが、このうち９８８万５，０００円が、教師用パソコン４６台を更新するものであります。

次の３目学校建設費１５節工事請負費本別中央小学校西側校舎解体工事１，３９７万１，０００円は、別添の予算説明資料の２８ページをお願いいたします。

平成１９年度に実施しました耐震診断におきまして、コンクリートの強度不足のため耐震診断判定ができずに、現在、閉鎖しております校舎の一部を解体するものであります。

昭和４７年度建築、鉄筋コンクリート造り２階建て３４８．８１平方メートルで、全額、一般財源で行うものであります。

予算書にお戻りください。

１６９ページをお願いいたします。

３項中学校費１目学校管理費７節賃金中、嘱託賃金学校公務補２３４万９，０００円は、退職者の補充にあたり、嘱託職員として採用するものであります。

１７３ページをお願いいたします。

１８節備品購入費本別中学校６６万３，０００円は、除雪機１台を購入するもので、学校林の売り払い収入を財源としております。

次のページをお願いいたします。

４項社会教育費、飛びまして１８３ページをお願いいたします。

３目図書館費１１節需用費中、上から８行目、本高図書局支援事業用３万２，０００円は、本別高校への支援、連携事業として、図書室の運営のアドバイス及びＰＯＰづくり講座を実施するものであります。

下のとしょかんこどもまつり用５，０００円は、こども読書週間に合わせ、ボランティア団体が共同で、絵本の読み聞かせ、紙芝居、人形劇などを実施し、乳幼児から読書の楽しさを知ってもらう機会とするものであります。

次の１８５ページをお願いします。

４目資料館費８節報償費講演会１５万円、１１節需用費中、特別展示、講座用３万２，０００円、１２節役務費中、運搬料６０万円、１３節委託料中、本別空襲資料保存４万２，０００円、１８節備品購入費、展示用ガラスケース２６万４，０００円は、戦後７０年を迎えるにあたり、広島の原爆の実態をより知ってもらうために、広島平和記念資料館保管の貴重な資料の展示を行うとともに、本別空襲の記録をＤＶＤに保存し、関連事業といたしまして講演会や朗読会を開催するものであります。

飛びまして１８８ページをお願いいたします。

５項保健体育費２目スポーツ振興費、１９５ページをお願いします。

１８節備品購入費中、グランドフェンス３５万７，０００円、バットホルダー１３万円は、太陽の丘野球場用として、スポーツタイマー８万２，０００円、コースロープ３５万円は、町民水泳プール用として購入するものであります。

次の３目体育施設費１５節工事請負費中、本別町体育館ＬＥＤ照明改修工事５７５万７，０００円は、大競技室を除く、全ての蛍光灯のＬＥＤ化を図るものであります。

静山テニスコート改修工事１４２万６，０００円は、コートのクラックを整備するもので、町民水泳プール水槽改修工事２，２７６万７，０００円は、別添の予算説明資料の３０ページをお願いいたします。

右側の上段にあります全体事業説明ですが、昭和４６年に建設をされているため老朽化が進み、平成１０年にシート防水での水槽改修工事を実施しておりますが、経年劣化が進み再度改修工事を行うものであります。

事業説明ですが、水槽部４００平方メートルをコンクリート部分のクラック修理、防水シート張り及び安全柵の加工となっております。

左側の財源内訳ですが、事業費２，２７６万７，０００円、その他は、スポーツ振興くじ助成金１，５１７万８，０００円、一般財源７５８万９，０００円となっております。

予算書にお戻りください。

１９５ページです。

次の多目的アリーナ防球ネット新設工事１３５万円は、スポーツ競技の安全性を図

るため設置をするものであります。

次の４目学校給食費１１節需用費中、次のページ、光熱水費中、電気料１，０７８万２，０００円、対前年５５９万８，０００円、１０８パーセント増となりましたが、実績及び電気料料金の値上げによるものであります。

８行下、賄材料費、学校給食３，７８０万５，０００円は、対前年５１８万６，０００円の増ですが、本別高校全学年への給食提供がふえたことによるものであります。

２００ページをお願いいたします。

１２款１項公債費１目元金６億２，８２３万４，０００円、次の２目利子８，０９３万３，０００円を合わせた元利償還金の計は、次の２０２ページ、７億９１６万７，０００円で、前年度と比較して４，７２１万２，０００円の減額であり、公債費適正化計画に基づき、起債発行額を抑制してきたことによる借入残高の減少が要因であります。

以上で、歳出を終わりまして、１２ページをお願いいたします。

歳入につきましても、主なもののみ説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

１２ページの町税につきましては、副町長から説明がありましたので、省略をさせていただきます。

１４ページをお願いいたします。

２款地方譲与税１項自動車重量譲与税から１６ページ中段、９款１項地方特例交付金までは、平成２６年度実績見込み及び地方財政対策の概要等を参考に、それぞれ計上しております。

次の１０款１項１目の地方交付税につきましても、副町長から説明がありましたので省略をさせていただきます。

下の１２款分担金及び負担金１項分担金１目農林水産業費分担金１，７２５万円は、対前年３，７１９万７，０００円の減額でありますが、これは、道営畑地帯総合整備事業が２，０１３万７，０００円、農業基盤整備促進事業１，７０６万円減額したことによるものであります。

１９ページをお願いします。

２項負担金１目民生費負担金４節児童福祉費負担金３，７３２万５，０００円は、対前年２８６万１，０００円の増額となり、入所児童の増と広域保育料の増額によるものであります。

飛びまして、２４ページをお願いいたします。

１４款国庫支出金２項国庫補助金１目総務費国庫補助金１節総務費補助金社会保障・税番号制度システム整備費補助金７４１万７，０００円は、社会保障・税番号制度システム改修に対するものであります。

次の２目民生費国庫補助金１節社会福祉費補助金中、臨時福祉給付事業費補助金

１，２９２万４，０００円、３節児童福祉費補助金中、子育て世帯臨時特例給付事業費補助金５２２万５，０００円は、いずれも、歳出で説明いたしました消費税率のアップに対する支援対策によるものであります。

２行戻りまして、２節老人福祉費補助金中、低所得高齢者住まい・生活支援モデル事業補助金５００万円は、国のモデル事業に対する補助金であります。

次の地域における生活困窮者支援等の共助の基盤づくり事業補助金５００万円は、これも歳出で説明いたしましたが、国の補助事業再編によります、安心安全創造事業の名称変更による補助金であります。

３節児童福祉費補助金中、幼稚園就園奨励費補助金１５２万７，０００円は、対前年８８万５，０００円、１３７．９パーセントの増額は、奨励費増額及び補助要綱の見直しにより増額となったことによるものであります。

下の地域子ども・子育て支援事業補助金４８３万４，０００円は、国の補助要綱の見直しによりまして子育て支援事業に対する補助金であります。

次の２７ページ上段、一番上をお願いいたします。

４目農林水産業費国庫補助金１節農業費補助金中、農業基盤整備促進事業８３６万円は、農業基盤整備促進事業に対する補助金であります。

下の農業競争力強化基盤整備事業１，４０７万５，０００円は、道営畑地帯総合整備事業において、受益者負担軽減分を国が補助するものであります。

５目土木費国庫補助金１節道路橋りょう費補助金１億７，７１２万５，０００円は、町道整備７事業、公共サイン整備事業及び橋りょう長寿命化事業に対する交付金であります。

次の２節住宅費補助金公営住宅整備事業等４，７８１万３，０００円は、栄町団地公営住宅建替事業に対する交付金であります。

次の６目教育費国庫補助金１節小学校費補助金中、スクールバス購入２５０万円は、スクールバス購入に対する補助金であります。

次の２８ページをお願いいたします。

下段、１５款道支出金２項道補助金２目民生費道補助金、３１ページをお願いいたします。

４節児童福祉費補助金中、地域子ども・子育て支援事業補助金６４３万６，０００円は、子育て支援事業に対する補助金であります。

次の４目農林水産業費道補助金１節農業費補助金中、多面的機能支払事業補助金３，１１５万４，０００円は、平成２７年度からの法制化によりまして、国及び北海道からの補助金によるものであります。

下の農地中間管理機構集積協力金６７０万円は、農用地所有者が農用地を農地中間管理機構への貸し付けた場合に対する協力金であります。

３３ページをお願いいたします。

３項委託金１目総務費委託金３節統計調査費委託金中、国勢調査５６０万４，０００円は、国勢調査実施に伴う委託金であります。

３５ページをお願いします。

１６款財産収入２項財産売払収入１目不動産売払収入２節その他不動産売払収入中、分収林歩合金１０７万４，０００円は、美里別東中分収林売払いによるものです。

次の１７款１項１目寄付金１節総務費寄付金２００万円は、個性あるふるさとづくり寄付金で、実績見込みにより計上したことによるものであります。

次の３６ページから３９ページにかけて、１８款繰入金２項基金繰入金は、１５基金で、総額２億４０６万１，０００円の繰り入れを計上しましたが、前年度と比較しまして１億１，６０２万７，０００円の減額となっております。

主なものでは、３７ページをお願いいたします。

１目の財政調整基金は、財源調整として対前年と同額の１億９，０００万円、２目の減債基金は、公債費償還一般財源として、前年同額の１，０００万円を繰り入れております。

次の３９ページの、８目酪農ヘルパー振興基金も昨年と同額の２８０万円、１２目公共施設等整備基金は、前年度、地域の元気臨時交付金事業の１億１，１００万円が終了になったこと、個性あるふるさとづくり基金は、本のまち夢づくり講演会に３５万円、図書館の書架購入に対して１５万円、戦後７０年特別展講演会１５万円、広島平和記念資料館展示資料運搬料６０万円、計１２５万円を充てるものであります。

４０ページをお願いいたします。

２０款諸収入５項１目７節雑入中、４５ページをお願いいたします。

下から５行目にあります、スポーツ振興くじ助成金は、町民水泳プール水槽改修工事及び公園用芝刈機購入事業に１，６５１万１，０００円を充てるものであります。

次のページをお願いいたします。

２１款町債でございますが、１番下の計の欄５億６，２０３万１，０００円で、対前年５，２３２万１，０００円、１０．３パーセントの増ですが、主な要因は、学校給食共同調理場改築事業債は４，８５０万円の減となりましたが、医療機械器具整備促進事業債が４，４２０万円の増、道路橋りょう整備事業債が１，０８０万円増になったことによるものであります。

なお、臨時財政対策債などを除く普通建設事業でも１億７，４１０万円で対前年１，９００万円、１２．３パーセントの増となっところであります。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

次に、６ページをお願いいたします。

第２表、債務負担行為です。

事項。公共施設等総合管理計画策定業務。期間、平成２７年度から平成２８年度。

限度額９７５万９，０００円。

次の事項、農地流動化資金に対する利子補給。期間、平成２７年度から平成３８年度。限度額、利子補給対象額１，０００万円に対する利率年０．８パーセント以内の利子相当額。

７ページ、８ページの第３表、地方債です。起債の目的、辺地対策事業、限度額３，０３０万円、過疎対策事業、限度額２億４，２８０万円、公共事業等、限度額２，７４０万円、公営住宅建設事業、限度額４，８１０万円、臨時財政対策債、限度額２億１，３４３万１，０００円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で、平成２７年度一般会計歳入歳出予算の説明とさせていただきます。

よろしく、御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（方川一郎君）**　お諮りします。

議案第２２号平成２７年度本別町一般会計予算については、明日１２日、議事とする予定の議案第２３号から議案第３０号の説明を受けたのち、設置を予定する議長を除く１１名の委員をもって構成する平成２７年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第２２号平成２７年度本別町一般会計予算については、明日１２日、議事とする予定の議案第２３号から議案第３０号の説明を受けたのち、設置を予定する議長を除く１１名の委員をもって構成する平成２７年度各会計予算審査特別委員会に付託をして、閉会中の継続審査とすることを予定いたします。

---

**◎散会宣告**

**○議長（方川一郎君）**　以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後　３時２５分）

# 平成２７年本別町議会第１回定例会会議録（第４号）

平成２７年３月１２日（木曜日）　午前１０時００分開議

---

**○議事日程**

日程第　１　議案第２３号　平成２７年度本別町国民健康保険特別会計予算について
日程第　２　議案第２４号　平成２７年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第　３　議案第２５号　平成２７年度本別町介護保険事業特別会計予算について
日程第　４　議案第２６号　平成２７年度本別町介護サービス事業特別会計予算について
日程第　５　議案第２７号　平成２７年度本別町簡易水道特別会計予算について
日程第　６　議案第２８号　平成２７年度本別町公共下水道特別会計予算について
日程第　７　議案第２９号　平成２７年度本別町水道事業会計予算について
日程第　８　議案第３０号　平成２７年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について

---

**○会議に付した事件**

日程第　１　議案第２３号　平成２７年度本別町国民健康保険特別会計予算について
日程第　２　議案第２４号　平成２７年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第　３　議案第２５号　平成２７年度本別町介護保険事業特別会計予算について
日程第　４　議案第２６号　平成２７年度本別町介護サービス事業特別会計予算について
日程第　５　議案第２７号　平成２７年度本別町簡易水道特別会計予算について
日程第　６　議案第２８号　平成２７年度本別町公共下水道特別会計予算について
日程第　７　議案第２９号　平成２７年度本別町水道事業会計予算について
日程第　８　議案第３０号　平成２７年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について

---

**○出席議員（１２名）**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議　長 | １２番　方　川　一　郎　君 | 副議長 | １１番　林　　武　君 |
| | １番　矢　部　隆　之　君 | | ２番　藤　田　直　美　君 |
| | ３番　篠　原　義　彦　君 | | ４番　大　住　啓　一　君 |
| | ５番　山　西　二三夫　君 | | ６番　黒　山　久　男　君 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 7番 | 小笠原　良美　君 | 8番 | 方川　英一　君 |
| 9番 | 高橋　利勝　君 | 10番 | 阿保　静夫　君 |

---

**○欠席議員（0名）**

---

**○説明のため出席した者の職氏名**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 髙橋　正夫　君 | 副町長 | 砂原　勝　君 |
| 会計管理者 | 黒田　匡　君 | 総務課長 | 大和田　収　君 |
| 農林課長 | 工藤　朗　君 | 保健福祉課長 | 吉井　勝彦　君 |
| 住民課長 | 千葉　輝男　君 | 子ども未来課長 | 井上　松子　君 |
| 建設水道課長 | 能祖　豊　君 | 企画振興課長 | 川本　秀二　君 |
| 老人ホーム所長 | 岩城　幸宏　君 | 国保病院事務長 | 毛利　俊夫　君 |
| 総務課長補佐 | 三品　正哉　君 | 建設水道課長補佐 | 高橋　優　君 |
| 教育委員長 | 水谷　令子　君 | 教育長 | 中野　博文　君 |
| 教育次長 | 佐々木基裕　君 | 社会教育課長 | 安藤　修一　君 |
| 農委事務局長 | 山本　光明　君 | 代表監査委員 | 畑山　一洋　君 |
| 選管事務局長 | 大和田　収　君 | | |

---

**○職務のため議場に出席した者の職氏名**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 鷲巣　正樹　君 | 総務担当主査 | 松本　恵　君 |
| 総務担当主任 | 塚谷　直人　君 | | |

開議宣告（午前１０時００分）

---

**◎開議宣告**

**○議長（方川一郎君）**　おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

---

**◎日程第１　議案第２３号ないし日程第８　議案第３０号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第１議案第２３号平成２７年度本別町国民健康保険特別会計予算についてないし日程第８議案第３０号平成２７年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上８件についてを一括議題とします。

これより各会計について、順次、提案理由の説明を求めます。

議案第２３号平成２７年度本別町国民健康保険特別会計予算について、千葉住民課長。

**○住民課長（千葉輝男君）**　議案第２３号平成２７年度本別町国民健康保険特別会計予算について提案内容の御説明をさせていただきます。

議案第２３号平成２７年度本別町国民健康保険特別会計予算について、提案内容のご説明をさせていただきます。

予算書に入る前に、予算編成上の国保の加入状況見込みでございますけども、総体で年平均、被保険者数２，６１９人、内訳としまして、一般被保険者数が２，５２０人、退職被保険者数が９９人、世帯数を１，３８５世帯と見込んでおります。年度当初予算時における被保険者数と比較しますと３．４パーセント、９１人の減となっております。なお、加入割合は１月末現在の人口、世帯数で申しますと、被保険者数で３４．０パーセント、世帯数で３７．０パーセントの加入割合となっております。

予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１３億４，１４０万１，０００円と定めるものでございます。

第２条の一時借入金につきましては、借入金の限度額を１億円と定めるものでございます。

６ページをお開きください。

歳出の合計の欄ですが、概要を申し上げますと、予算総額は前年度当初予算総額に対しまして１億３，１３８万３，０００円、１０．９パーセントの増となっております。増額の主な要因は、共同事業拠出金が制度改正によりまして対象医療費が拡大されたことに伴い、保険者負担金が増額となり１億４，８８３万３，０００円の増を見込んでおります。

その他、後期高齢者支援金等が５２４万２，０００円の減、介護納付金が６５９万８，０００円の減、保健事業費が１，１６５万４，０００円の減となっております。

次に歳入歳出予算事項別明細書により、歳出から説明させていただきます。

１８ページ、１９ページをお開きください。

３、歳出でありますが、次の２０ページ、２１ページになりますけども、上から３段目、２款医療給付費、１項療養諸費、１目一般被保険者療養給付費につきましては、対前年７５８万６，０００円、１．２パーセント増の６億３，４８８万６，０００円であり、一人当たりの医療費が高くなっていることが要因となっております。

その下の２目退職被保険者等療養給付費は、対前年比３６９万８，０００円、１１．８パーセント減の２，７５５万２，０００円で、被保険者数の減によるものでございます。

２２ページ、２３ページをお開きください。

２項高額療養費から５項葬祭費までにつきましては、前年度とほぼ同額を計上しております。

次の２４ページ、２５ページに入ります。

３款１項後期高齢者支援金等、１目後期高齢者支援金は、本年度概算納付金と前々年度精算納付金の合算額１億３，１３８万８，０００円を計上しております。

６款１項１目介護納付金は、第２号被保険者１，０９０人分とし、対前年１０．９パーセント、６５９万８，０００円減の５，３６９万４，０００円を計上しております。

２６ページ、２７ページをお願いします。

７款１項共同事業拠出金につきましては、計の欄になりますけれども、対前年比９４．７パーセント、１億４，８８３万３，０００円増の３億５９９万４，０００円を計上しております。

これは、保険財政共同安定化事業の制度改正によるもので、道内の各保険者、市町村ですけれども、保険者が、北海道国保連合会に拠出金を出し合って、１件３０万円を超える医療費の実績に対して交付金が交付されていましたけれども、平成２７年度からは、この制度改正によりまして、すべての医療費に拡大されたことにより、拠出金が増額となったものです。

次の８款保健事業費１項特定健康診査等事業費につきましては、１５．５パーセント、６９万８，０００円増の５２０万８，０００円を計上しております。

次のページになります。

３項健康管理センター事業費１目施設管理費は、健康管理センター施設の維持運営に関わる経費であり、次ページの２目健康管理事業費は、国保加入者を含め町民全体の健康保持増進と予防医療の推進を図る経費で、対前年１．８パーセント、６２万２，０００円の増、５４７万１，０００円を計上しております。

戻りまして、８ページ、９ページをお願いいたします。

２、歳入ですが、１款１項国民健康保険税につきましては、次ページ、一番上の計

の欄、対前年４．８パーセント、１，３４９万５，０００円増の、２億９，５３４万３，０００円で、大きなウエートを占めております農業所得が前年を上回ることが予想されていることを踏まえて予算組みをしたものです。

上から３段目、３款国庫支出金１項国庫負担金１目療養給付費等負担金は、対前年５．８パーセント、１，２１２万５，０００円減の１億９，６５３万９，０００円を計上しておりますが、減額となった主な理由は、対象となる費用が減ったことによるものでございます。

次の２項国庫補助金１目財政調整交付金につきましては、対前年３９．５パーセント、２，３６５万８，０００円減の３，６３０万１，０００円とし、このうち普通調整交付金については医療費の減を見込み、４９．４パーセント、２，２３６万４，０００円減の２，２９２万８，０００円を、特別調整交付金は健康管理事業、直営診療施設整備事業などで８．８パーセント、１２９万４，０００円減の１，３３７万３，０００円を計上しております。

１２ページ、１３ページをお願いします。

上から２段目、５款１項１目前期高齢者交付金につきましては、対前年３．２パーセント、８４３万５，０００円減の２億５，１２１万７，０００円で、本年度概算払い見込額から前々年度精算払い分を差し引いた額となっております。

６款道支出金、２項道補助金、１目財政調整交付金につきましては、対前年４５．５パーセント、１，８３６万８，０００円増の５，８７５万１，０００円で、対象費用の増が主な要因であります。

次のページの、８款１項共同事業交付金、２目保険財政共同安定化事業交付金につきましては、対前年１３７．１パーセント、１億３，４３１万７，０００円増の２億３，２３１万７，０００円を計上しております。

このことにつきましては、歳出でも申し上げましたが、平成２７年度からの制度改正により対象医療費が拡大されたことによるものでございます。

１段飛びまして中段にあります、１０款繰入金１項他会計繰入金１目一般会計繰入金３節その他一般会計繰入金は、出産育児一時金分、事務費分、国庫補助金減額補填分、財政安定化支援分、健康管理センター関係分を計上しております。

次の１０款２項基金繰入金は、対前年３３．９パーセント、１，８５５万３，０００円増の７，３２９万８，０００円の繰り入れを見込み、財政調整を行っております。

なお、繰入後の基金残高につきましては、約１７６，０００円程度になる予定となっております。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

最後に税率の関係でございますけれども、現行税率は平成１５年度に改正を行いまして現在に至っておりますけれども、国保財政につきましては、これまで財政調整分それから基金からの繰り入れで対応させていただいております。

厳しい財政運営を強いられますが、地域経済の低迷や社会的負担増などを考慮し、かつ国が進めている国民健康保険の広域化も注視しながら、医療費の適正化と健康管理事業の一層の強化を図り国保運営を行ってまいりたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

なお、３７ページからの添付資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、平成２７年度本別町国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。宜しく御審議のほど、お願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　次に、議案第２４号平成２７年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について。

千葉住民課長。

**○住民課長（千葉輝男君）**　議案第２４号平成２７年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について提案内容の御説明をさせていただきます。

予算書に入る前に、本特別会計の概要について説明をさせていただきます。

本制度は、平成２０年度から開始されまして７年目となりますけれども、全道の市町村で構成される北海道後期高齢者医療広域連合が運営主体となりまして、保険料の決定や医療給付の審査、支払いなどを行い、広域連合の特別会計で療養給付費や高額療養費などの給付関係が予算化されております。

一方、市町村では保険料の徴収業務や各種申請、届け出など窓口取次業務を行いまして、本特別会計では被保険者から徴収した保険料と保険料軽減に係る公費補助分である保険基盤安定分及び広域連合事務費などを広域連合へ支出する予算内容となっております。

本町の後期高齢者医療における年間平均被保険者数見込につきましては、１，６２０人としております。前年度当初は１，５９８人で、２２人の増を見込んでおります。

それでは予算書の１ページをお願いいたします。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億１，９０３万２，０００円と定めるものであります。

次に、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

１０ページ、１１ページをお願いいたします。

３、歳出ですが、３段目の２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、０．８パーセント、９５万８，０００円減の１億１，６２８万８，０００円を北海道後期高齢者医療広域連合へ納付金として納付し、このうち広域連合の共通事務費負担金として３０７万５，０００円、保険料等が１億１，３２１万３，０００円で、保険料の内訳といたしまして、保険料分が

７，６６４万５，０００円、保健基盤安定制度の軽減分が３，６５６万８，０００円となっております。

戻りまして、８ページ、９ページをお願いいたします。

２、歳入ですが、１款１項１目後期高齢者医療保険料は前年とほぼ同額の７，６６４万５，０００円を計上しております。本町における後期高齢者医療の年間平均被保険者見込数１，６２０人の保険料で、一人当たり４万７，３１２円の収納を見込んでおり、全道平均の一人当たり保険料６万６，４９０円の７１．２パーセント程度となっております。

３款繰入金１項他会計繰入金１目一般会計繰入金につきましては、対前年比１０．８パーセント、５０８万６，０００円減の４，２０３万５，０００円、歳出で説明いたしました保険基盤安定制度３，６５６万８，０００円と一般事務費２３９万２，０００円、広域連合に納付する共通事務費３０７万５，０００円の合計であります。

以上で、平成２７年度本別町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　次に、議案第２５号平成２７年度本別町介護保険事業特別会計予算について。

吉井保健福祉課長。

**○保健福祉課長（吉井勝彦君）**　議案第２５号平成２７年度本別町介護保険事業特別会計予算につきまして、提案内容の説明を申し上げます。

それでは、予算書の１ページをお願いいたします。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ９億２，７６６万５，０００円と定めるもので、対前年比６．８７パーセントの増となったところであります。

平成２７年度の介護保険事業特別会計は、第６期介護保険事業計画、銀河福祉タウン計画の初年度として、その計画を基本に執行することとなります。

まず、第１号被保険者につきましては、２，８５２人を見込み、高齢化率は３７．５パーセントと推計しております。

また、介護サービスの利用者につきましては、居宅サービスで年間３，３９６人、居宅、特定施設、グループホーム、小規模多機能含む月平均で２８３人、施設サービスでは、月平均１３９人を見込んでおります。

それでは、事項別明細書により、歳出から主な内容につきましてご説明させていただきます。１３ページ、１４ページをお願いいたします。

歳出でありますが、１款総務費１項総務管理費１目一般管理費１，０１３万９，０００円は、対前年比３５２万円の増額ですが、１１節需用費中印刷製本費、介護保険のしくみから保険料、介護サービスの利用などを紹介した介護保険制度保存版の冊子作

成に伴うものであります。

１３節委託料権利擁護人材育成事業の４００万円は、平成２３年度から取り組んでいる国の市民後見推進事業から、新たに北海道に消費税増収分を活用した財政支援制度、地域医療介護総合確保基金が創設されたことにより、この基金事業を活用し引き続き社会福祉協議会に委託をし、取り進めるものであります。

その下、電算業務委託料システム修正２５２万６，０００円は,介護保険制度改正に伴うシステムの改修であります。

１９節負担金補助及び交付金補助金、本別町介護職等研修支援事業５０万円は、本町の介護福祉施設等における人材確保と介護職員の資質向上と定着を図るため、町内の民間介護施設等に勤務する職員を対象に、介護福祉士等の資格取得にかかる試験、研修等に必要な経費の一部を補助するもので、資格取得等に要した費用の２分の１、１人５万円を限度として、１０人分を見込んでおります。

次に１５、１６ページをお開きください。

２款保険給付費１項介護サービス諸費は、介護保険事業計画に基づくもので、１目介護サービス給付費につきましては、居宅及び施設のサービス給付費の合計で、前年度と比べ６．２パーセント、４，５５８万９，０００円増の７億８，０２０万１，０００円を計上しております。

３目高額介護サービス給付費２，１６３万７，０００円は、自己負担が所得段階に応じて一定の上限額を超えた分を支給するもので、その下、４目特定入所者介護サービス費４，８０５万６，０００円は、居住費、食費に係る低所得者に対する補足給付を行うものであります。

３款１項財政安定化基金拠出金１目財政安定化基金償還金５７０万８，０００円は、北海道財政安定化基金貸付金の償還金であります。

次のページ１７、１８ページをお開きください。

４款地域支援事業費１項１目介護予防事業費１，４５５万２，０００円は、訪問介護予防及び地域活動支援に伴う保健師の人件費、事務費などで、１３節委託料は、通所型介護予防事業７９９万７，０００円を計上しております。

次の、２項包括的支援事業、任意事業費１目包括的支援事業費２，７３７万円は、地域包括支援センターの運営に係る職員の人件費及びその事業に伴う経費で、うち、７節賃金２４４万円は、認知症の人や家族を支援する認知症地域支援推進員の嘱託賃金であります。

次のページ、１９ページ、２０ページをお開きください。

２目任意事業費８節報償費１２４万９，０００円は、介護相談員活動奨励金、１３節委託料は認知症高齢者見守り事業、やすらぎ支援事業の１００万２，０００円などを計上しております。

以上で歳出の説明を終わりまして、次に歳入のご説明を申し上げます。

戻りまして７ページ、８ページをお願いいたします。

歳入でありますが１款１項介護保険料１目第１号被保険者介護保険料１節現年度分は、２，８５２人、１億７，９８０万９，０００円を見込んでおります。

２款分担金及び負担金１項負担金１目地域支援事業費負担金４５万８，０００円は、通所型介護予防及び高齢者見守り事業に係る利用者負担金です。

３款国庫支出金１項国庫負担金１目介護給付費国庫負担金１節現年度分１億４，５９２万７，０００円は、標準給付費に対して国の負担割合である施設分１５パーセント、居宅分２０パーセントで計上しております。

その下、２項国庫補助金１目調整交付金は、６，９１４万５，０００円で、標準給付費の８．１３パーセントを見込み、２目地域支援事業交付金９２０万５，０００円は、交付金限度額に対して介護予防で２５パーセント、包括的支援事業、任意事業は３９パーセントを計上しております。

３目事業費補助金１２６万２，０００円は、介護保険システム改修費に係る補助金であります。

次のページ、９ページ、１０ページをお開きください。

４款１項支払基金交付金、１目介護給付費交付金１節現年度分２億３，８１３万８，０００円は、標準給付費の２６パーセント、２目地域支援事業交付金１節現年度分２３９万８，０００円は、交付金限度額の２８パーセントで計上しております。

５款道支出金１項道負担金１目介護給付費道負担金１節現年度分１億３，０４８万円は、標準給付費に対しまして、道の負担割合施設分１７．５パーセント、居宅分１２．５パーセントで計上しております。

３項道補助金１目地域支援事業交付金１節現年度分４６０万２，０００円は、交付金限度額に対して、介護予防事業１２．５パーセント、包括的支援事業、任意事業１９．５パーセントで計上しております。

２目事業費補助金４５９万６，０００円は、権利擁護人材育成事業補助金であります。

７款繰入金１項他会計繰入金１目一般会計繰入金の総額は１億３，７８２万９，０００円で、それぞれ、繰り入れにより計上しております。

なお、２３ページからの添付資料につきましては説明を省略させていただきます。

以上、平成２７年度本別町介護保険事業特別会計の予算説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　次に、議案第２６号平成２７年度本別町介護サービス事業特別会計予算について。

岩城老人ホーム所長。

**○老人ホーム所長（岩城幸宏君）**　議案第２６号平成２７年度本別町介護サービス事

業特別会計予算につきまして、提案内容の説明を申し上げます。

それでは、予算書の１ページをお願いします。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２億８，６８５万３，０００円と定めるもので、前年度と比較しまして、１，５７４万６，０００円、率にしまして５．８パーセントの増になったところであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

１０ページ、１１ページをお願いします。

３、歳出。

１款介護サービス事業費１項１目施設介護サービス事業費２億４，９９１万６，０００円は、前年度と比較しまして１，４８８万９，０００円の増となっております。
増額の主なものは、７節賃金で、準職員、介護職の人事異動等によるものでございます。

１２、１３ページをお願いします。

１３節委託料中、業務委託料の廃棄物処理６４８，０００円は、低濃度のＰＣＢが使われましたトランスを運搬及び廃棄処理するものであります。

次に１４ページ、１５ページをお願いします。

２項居宅介護サービス事業費１目居宅介護支援事業費３，３２０万円は、ケアセンターの居宅介護支援事業所の運営経費で、介護支援専門員の人件費及びケアプラン作成業務の経費でございます。

１６ページ、１７ページをお願いします。

２目介護予防支援事業費３７３万７，０００円は、地域包括支援センターの介護予防支援事業所の運営経費でございます。

次に歳入にまいりまして、６ページ、７ページをお願いします。

主なものにつきまして説明させていただきます。

２、歳入。

１款サービス収入１項１目介護給付費収入２億５３３万３，０００円は、対前年９８万７，０００円、率にいたしまして約０．５パーセントの増額となっております。

次に８ページ、９ページをお願いします。

４款繰入金１項他会計繰入金１目一般会計繰入金４，９５１万９，０００円は、前年度より１，５３９万９，０００円の増額となっております。

これで、歳入の説明を終わらせていただきます。

なお１８ページからの添付資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、平成２７年度介護サービス事業特別会計予算の説明をさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　次に、議案第２７号平成２７年度本別町簡易水道特別会計予

算について。

能祖建設水道課長。

**○建設水道課長（能祖豊君）**　議案第２７号平成２７年度本別町簡易水道特別会計予算について提案内容を説明申し上げます。

予算書の１ページをお願いいたします。

歳入歳出予算。

第１条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億４，２１２万９，０００円と定めるもので前年度より２，８８７万５，０００円の増となったところであります。

地方債。

第２条地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第２表、地方債によるものであります。

一時借入金。

第３条地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、８，０００万円と定めるものであります。

次に、本年度の給水計画でありますが、給水戸数、給水人口は、勇足、仙美里、美里別３ケ所の簡易水道を合わせて４２８戸、１，２７０人、年間総配水量２６万９，０００立方メートルを計画しております。

それでは事項別明細書により歳出から説明申し上げます。

１２ページ、１３ページをお開きください。

１款１項簡易水道費１目一般管理費１１節需用費中光熱水費電気料は料金値上げにより対前年１３５万円増の８１１万９，０００円となっております。

下段の１３節委託料ですが、次の１５ページをお開きください。

上から２行目、計装設備は３年から５年に１回機器の保守点検を行うもので、本年度は仙美里送水ポンプ場と美里別導水ポンプ場の各機器及び西美里別第２配水池に設置されている監視装置等を実施するものであります。

２目維持修繕費、１３節委託料中、簡易水道配水管移設は、町道勇足元町５号通り道路改良に伴う配水管移設の調査設計であります。

１５節工事請負費の工事内容は、計量法に基づく８年ごとの量水器１４３箇所の更新工事、勇足簡易水道で浄水場の沈澱池自動排泥弁の更新工事、委託料で説明いたしました勇足元町５号通りの配水管移設工事を実施するものです。仙美里簡易水道では送水ポンプ場非常用発電機の更新、美里別簡易水道では、導水ポンプ場の残留塩素計の更新と町道美里別川沿道路改良工事に伴う配水管移設工事を実施するものです。

１６節原材料費は、量水器更新工事の量水器１４３基分であります。

１６ページ、１７ページをお願いいたします。

３款１項公債費１目元金では対前年２４２万２，０００円増の２，７１０万４，００

０円となっております。

なお、年度末の未償還元金は６億１，８６５万４，０００円となる見込であります。

次に８ページ、９ページにお戻りください。

歳入でありますが、１款分担金及び負担金１項負担金１目簡易水道費負担金１節簡易水道工事負担金１，２９３万１，０００円は町道勇足元町５号通り及び町道美里別川沿道路の道路改良に伴う補償金ですが、今まで使用していた事により減耗があるため、約５０パーセントの補償率となっております。

２款１項使用料及び手数料１目水道使用料１節現年度分は対前年３４万７，０００円増の４，０７２万２，０００円を見込んでおります。

下段の４款１項繰入金１目一般会計繰入金は、対前年５２３万１，０００円増の５，４１６万１，０００円となっております。

１０ページ、１１ページをお開きください。

下段の７款１項町債１目簡易水道事業債は、前年度より１，７９０万円増の３，３６０万円となっております。

次に４ページをお開きください。

第２表、地方債でありますが、起債の目的、簡易水道事業、限度額を３，３６０万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載の通りであります。

尚、添付資料の説明は省略させていただきます。

以上、平成２７年度簡易水道特別会計予算の説明とさせていただきます。

どうぞ、宜しくお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　次に、議案第２８号平成２７年度本別町公共下水道特別会計予算について。

能祖建設水道課長。

**○建設水道課長（能祖豊君）**　議案第２８号平成２７年度本別町公共下水道特別会計予算について、提案内容を説明申し上げます。

予算書の１ページをお願いいたします。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５億２，３８９万３，０００円と定めるもので、前年より３７４万４，０００円の減となったところであります。

債務負担行為。

第２条、地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をする事が出来る事項、期間及び限度額は第２表、債務負担行為によるものであります。

地方債。

第３条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起すことが出来る地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第３表、地方債によるものです。

一時借入金。

第４条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１億円と定めるものです。

平成２５年度末における下水道の普及状況ですが、下水道普及率は６８．３４パーセント、水洗化率は８９．２６パーセント、浄化槽を含めた生活排水施設総合普及率は、８２．５６パーセントとなっております。

次に事項別明細書により、歳出から説明させていただきます。

１４ページ、１５ページをお開きください。

下段の１款総務費２項施設管理費１目管渠管理費１１節需用費中修繕料管渠、ポンプ所汚水ポンプ２６４万円は３年に１回実施する東部及び北部汚水ポンプ所の修繕により対前年１２９万１，０００円の増となっております。

２目処理場管理費１１節需用費中、次のページをお願いいたします。

光熱水費、電気料は料金値上げにより対前年１９０万６，０００円増の１，００８万３，０００円となっております。

１３節委託料中、下水道管理センター３，１８３万９，０００円は下水道管理センターの運転管理委託でございます。

３目個別排水処理施設管理費の対前年４１万２，０００円の増額は、浄化槽の管理基数の増によるものです。

次の１８ページ、１９ページをお願いいたします。

２款土木費１項下水道費１目下水道新設費１３節委託料２００万円は東部汚水ポンプ所の機器更新設計であります。

１５節工事請負費９，２３０万円は公共下水道汚水管渠新設工事では栄町の汚水管渠新設及びマンホール等の改修工事。公共下水道汚水管渠更新工事では南部マンホールポンプ所の機器の更新。公共下水道終末処理場機器更新工事では水処理計装盤、濃縮汚泥掻寄機、最終沈澱池覆蓋施設の更新工事を実施いたします。

２目個別排水処理施設新設費、次のページをお願いいたします。

１５節工事請負費１，８６３万円で、浄化槽８基を新設するものであります。

３款１項公債費１目元金対前年６１４万５，０００円の増額は据え置き期間終了による元金償還開始によるものであります。

なお、年度末の未償還元金は、２８億８，６９２万６，０００円となる見込であります。

次に１０ページ、１１ページにお戻りください。

歳入でありますが、中段の２款使用料及び手数料１項使用料１目公共下水道使用料は前年度より１６７万６，０００円減の６，９２９万５，０００円、２目個別排水処理施設使用料は前年度より６１万円増の１，１１５万４，０００円を見込んだものであります。

４款１項繰入金１目一般会計繰入金は対前年９０７万６，０００円増の２億５，８８８万５，０００円となっております。

次の１２ページ、１３ページをお願いいたします。

下段の７款１項町債１目土木債は、前年度より６３０万円減の１億３，０９０万円となっております。

次に４ページをお開きください。

第２表、債務負担行為でありますが、平成２７年度水洗便所等改造資金融資業務委託に係る利子相当分負担については、期間を平成２７年度から平成３２年度までと定め、限度額を貸付残額に対する利子相当額とし、下段の平成２７年度水洗便所等改造資金融資業務委託に係る債務の損失補償については、期間を平成２７年度から平成３２年度までと定め、限度額を貸付元金と遅延に係る延滞利子相当額とするものであります。

次に５ページの第３表、地方債につきまして、起債の目的、公共下水道整備事業の限度額を４，３３０万円に、個別排水処理施設整備事業の限度額を１，４３０万円に、下水道事業資本費平準化債の限度額を７，３３０万円にするもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載の通りであります。

尚、添付資料の説明は省略させていただきます。

以上、平成２７年度本別町公共下水道特別会計予算の説明とさせていただきます。

どうぞ宜しくお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　次に、議案第２９号平成２７年度本別町水道事業会計予算について。

能祖建設水道課長。

**○建設水道課長（能祖豊君）**　議案第２９号平成２７年度本別町水道事業会計予算について、提案内容を説明申し上げます。

予算書の１ページをお開きください。

第２条の業務の予定量は、給水戸数を２，６５６戸、年間総給水量を５６万８００立方メートル、１日の平均給水量を１，５３６立方メートル、主要な建設改良事業につきましては、原水及び浄水施設整備事業費４，４２０万７，０００円、配水施設整備改良事業費６，３７９万円、営業設備整備事業費１，５４３万２，０００円を予定しているところであります。

第３条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の第１款水道事業収益と、支出の第１款水道事業費は、それぞれ対前年３８万１，０００円増の１億６，１４８万１，０００円と定めるものであります。

第４条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額５，９４２万９，０００円は、過年度分損益勘定留保資金５，０５４万７，０００円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額８

８８万２，０００円で補てんするものであります。
収入の第１款資本的収入では、対前年９３３万円増の９，６１０万円、支出の第１款資本的支出は、対前年２，３９０万２，０００円増の１億５，５５２万９，０００円と定めるものであります。
２ページをお開きください。
第７条の企業債でありますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めるもので、起債の目的、原水及び浄水施設整備事業の限度額を３，７５０万円、配水施設整備改良事業の限度額は５，８６０万円と定めるもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載の通りであります。
第８条の一時借入金については、限度額を１億円と定めるものであります。
第１０条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費で、対前年３０万２，０００円減の３，８８３万５，０００円であります。
第１１条の一般会計から、この会計へ補助を受ける金額は、高料金対策費として対前年２９０万８，０００円増の１，４０６万５，０００円であります。
第１３条のたな卸資産の購入限度額は６０４万５，０００円と定めるものであります。
次に、予算説明書により、主な事業内容について説明させていただきます。
１８ページ、１９ページをお開きください。
収益的収入及び支出の収入ですが、１款水道事業収益１項営業収益１目給水収益は、対前年４２２万円減の１億２，８８０万円を見込んだところであります。
２項営業外収益、対前年４４７万３，０００円の増は、２目他会計補助金一般会計補助金の増と下段４目消費税及び地方消費税還付金によるものです。
２０ページ、２１ページをお願いいたします。
支出でありますが、１款水道事業費１項営業費用１目原水及び浄水費、次のページ、２３ページをお願いいたします。
中ほど、動力費ですが、電気料金値上げにより、対前年３０万９，０００円増の１９５万３，０００円となっております。
２６ページ、２７ページをお願いいたします。
５目減価償却費、対前年２４０万８，０００円の増額は昨年更新をした、浄水場計装テレメータ盤の取得が主な要因であります。
次に３０ページ、３１ページをお願いいたします。
資本的収入及び支出の収入でありますが、１款資本的収入１項１目企業債対前年１，２１０万円の増は、支出の委託料及び工事請負費の増額によるものです。
支出でありますが、１款資本的支出１項建設改良費１目原水及び浄水施設整備費、委託料中、上水道水利権更新許可申請書作成業務委託は、１０年に１回の本別川の水利権の更新を行うものです。

工事請負費３，６８６万１，０００円は、浄水場の濁度計、ペーハー計、残留塩素計、ろ過池表洗ポンプの更新工事であります。

２目配水施設整備改良費工事請負費５，５９４万４，０００円の内容は、向陽町ポンプ室のポンプ及び配管の更新、町道栄町２号通り、町道上本別３９線道路の水道管整備工事、そのほか老朽化により機器の更新工事を行う予定です。

３目営業設備費１，５４３万２，０００円は、計量法により８年で更新する量水器の購入費と工事費で本年度は３９６台の更新であります。

次のページ、３２ページ、３３ページをお願いいたします。

２項企業債償還金につきましては、３，２１０万円であり、年度末の未償還元金は９億１，４５３万１，０００円となる見込みであります。

なお、添付資料の説明は省略させていただきます。

以上、平成２７年度水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　次に、議案第３０号平成２７年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について。

毛利病院事務長。

**○国保病院事務長（毛利俊夫君）**　議案第３０号平成２７年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、提案内容の御説明を申し上げます。

予算書の１ページをお願いいたします。

業務の予定量、第２条でありますが、病床数は、一般病床６０床、年間入院患者数１万９，３９８人、年間外来患者数５万３，４６０人を予定いたしました。１日平均患者数では、入院患者で５３人、外来患者数で２２０人となり、昨年度と比較いたしますと、入院で１人、外来では１５人減少しておりますが、前年度実績などを勘案しながら見込んだところでございます。

新年度の診療体制は、当面、内科医師は１名、外科医師２名、耳鼻咽喉科医師１名の常勤医師４人体制で、外科の１名の医師は引き続き内科も兼任し運営をしていく予定であります。

また、行政報告でも申し上げましたが、１名の医師の退職による影響を最小限にとどめるため、現在、札幌医科大学から週２回程度の内科診療枠の支援について調整中であります。

併せて、大変厳しい状況ではありますが、引き続き医師確保に努めて参りますので、ご理解とご協力を賜わりたいと存じます。

収益的収入及び支出、第３条、収益的収入及び支出の予定額は、収入の第１款病院事業収益は、１２億２，００４万４，０００円で、前年度当初比７，８７１万４，０００円、６．１パーセントの減、支出の第１款病院事業費用は、１３億２，３５７万９，０００円で、前年度当初比１億３，５４８万４，０００円、９．３パーセント減としたと

ころであります。

収益収支は、差引き１億３５３万５，０００円の赤字予算の計上となりますが、現金支出を伴わない減価償却費等を除いては、黒字を確保する予算としたところでございます。

資本的収入及び支出、第４条、資本的収入及び支出の予定額は、収入の第１款資本的収入は１億４，９５１万円で、前年度当初比７，７７４万５，０００円、１０８．３パーセント増、次の２ページになりますが、支出の第１款資本的支出は１億７，４１７万５，０００円で、前年度当初比７，１８１万８，０００円、７０．２パーセントの増といたしました。

企業債、第７条でありますが、起債の目的、医療機械器具整備事業、限度額４，５９０万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率、年５．０パーセント以内、以下かっこ書き及び償還の方法は記載のとおりでありますので省略させていただきます。

一時借入金、第８条、一時借入金の限度額は１億円と定めるものでございます。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第１０条は、職員給与費７億６，９２８万８，０００円、交際費５０万円とするものであります。

他会計からの補助金、第１１条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、一時借入金利息１３万７，０００円、医師看護師等研究研修経費３００万円、退職手当組合事前納付金６５１万６，０００円、基礎年金拠出金公的負担経費１，６７９万３，０００円であります。

次の３ページ、たな卸し資産の購入限度額、第１３条は、１億９，５０４万４，０００円と定めるものでございます。

重要な資産の取得及び処分、第１４条、７００万円以上の重要な資産の取得は、医療器械器具で、磁気共鳴断層撮影装置、ＭＲＩ１台を予定するものでございます。

次に、予算説明書により主な項目について説明させていただきます。

２２、２３ページをお願いいたします。

２２、２３ページですが、収益的収入及び支出の収入でありますが、１款病院事業収益１項医業収益１目入院収益は、４億９，０７６万９，０００円で、前年度比４．２パーセント減、１日平均単価を２万５，３００円で見込んだところでございます。

２目外来収益は、３億４，７４９万円で、前年度比９．９パーセント減といたしました。１日平均単価は６，５００円を見込み、１日平均の外来患者数は前年度の実績などを勘案し、前年度比、１５人減の２２０人を見込んだものでございます。

３目その他医業収益３節一般会計負担金、１億５，２９７万７，０００円、次の２４ページ、２５ページ、２項医業外収益２目他会計補助金２，６４４万６，０００円、及び下の３目負担金交付金１億１，０５７万７，０００円を合わせた２億９，０００万円は、一般会計からの繰入金で、前年度比１，８００万円、５．８パーセントの減で、収

益的収支における繰入基準額３億２，２６３万２，０００円のうち、８９．９パーセントを当初予算で計上したところでございます。前年度は特別経費として屋上防水補修経費２，５００万円を含んでおりますので、実質繰入額の前年度対比は７００万円の増となります。

７目繰入金１節国民健康保険特別会計繰入金９００万円は、国保特別会計から繰入れを受けるもので、内訳は健康管理センター事業に係る医師人件費分６００万円及び国保調整交付金３００万円を当初予算で見込むものでございます。

次に２６、２７ページ、支出でありますが、１款病院事業費用１項医業費用１目給与費は、７億６，９２８万８，０００円、前年度比０．５パーセントの減の計上といたしました。給与費の内訳は、正職員が６０名、臨時職員等が４８名で、前年度比３名減の総数１０８名の予算計上となります。

２目材料費１節薬品費８，０６６万２，０００円は、入院、外来収益の９．６パーセント分を見込み、前年度比１２．１パーセントの減で、患者数の減を勘案したもの。

２節診療材料費７，５２３万５，０００円につきましても、患者数の減や手術などの実績を勘案し、前年度比６．９パーセント減でありますが、院内に設置した医療材料等委員会を通じて、価格と数量などの適正化を引き続き推進してまいります。

３節給食材料費１，３８２万１，０００円は、普通食８７１円、特別食１，００２円を見込み、選択メニューの実施など引き続き患者サービスの向上を図ります。

３目経費２節報償費４，９１２万６，０００円は、対前年度比１，０１９万４，０００円の減でありますが、小児科診療枠の縮小に伴う減が主なものでございます。

次の２８、２９ページ上段、７節光熱水費中電気料１，８２７万６，０００円は対前年度比２６７万６，０００円の増ですが、電気料金の単価改正によるもの、その下、８節燃料費中Ａ重油は対前年度比４６２万３，０００円の減で、単価下落によるものでございます。

１１節修繕費は対前年度比４，５１６万６，０００円の減ですが、前年度、屋上防水補修４，２３９万円が終了したことが主なもの。１５節委託料は対前年度比４４５万３，０００円の減ですが、本年度ＭＲＩの医療機器更新に伴い保守点検費用が発生しない事などが主なものでございます。

次に３２、３３ページ下段、３項特別損失、次のページの、廃目しております、その他特別損失は４，２５８万７，０００円の減ですが、平成２６年度は会計制度改正による初年度の移行の年で、その年だけの措置として、前年度期末手当勤勉手当引当金繰入額及び法定福利費引当金繰入額などを計上する会計処理を実施したことによるものでございます。

以上で収益的収入及び支出の説明をしていただき、４０、４１ページをお願いします。

４０、４１ページですが、資本的収入及び支出の、支出でありますが、１款資本的

支出１項建設改良費３目固定資産購入費、９，６３７万１，０００円は、右の上段、磁気共鳴断層撮影装置７，７９０万２，０００円は、別添の予算説明資料の一番最後の４８ページをお願いいたします。

別添の予算資料ですが、右側上段の全体事業ですが、本機器は平成１２年度の病院移転改築時に導入し、耐用年数６年のところ、本年度で１５年を経過し、大幅に耐用年数を超えて使用している状況にあります。また、故障時の部品供給が困難な状況となり更新するものでございます。本機器はレントゲン装置やＣＴでは撮影が困難な疾病の早期発見、診断に有効であり、特に脳梗塞や脳ドック、整形分野には必要不可欠な事から、今回更新するものでございます。左の事業費ですが７，７９０万２，０００円で、財源内訳は３，６９０万円が地方債、その他が４，０９５万円で一般財源が５万２，０００円であります。その他財源のうち３，６９０万円が過疎債で、一般会計からの繰入金、４０５万円が国保調整交付金で国保特別会計からの繰入であります。

予算書に戻っていただきまして、４０、４１ページをお願いいたします。その他の機器といたしましては、導入後１５年を経過し、骨粗しょう症の診断に不可欠なＸ線骨密度測定装置の更新４２２万４，０００円、腹部、消化管、頸動脈、血管などの診断に有用な超音波画像診断装置の更新６９７万４，０００円など、１３品目の購入を予定するものでございます。

戻りまして、３６、３７ページをお願いいたします。

３６、３７ページ。収入でありますが、１款資本的収入１項１目企業債４，５９０万円は、医療機械器具整備事業に係る病院債、２項出資金１目他会計出資金９，６０６万６，０００円は、企業債償還元金の３分の２及び一般会計が借り入れます過疎債分を一般会計から出資を受けるものでございます。次の３項負担金、１目他会計負担金２７３万１，０００円を合わせた９，８７９万７，０００円が、資本的収支に係る一般会計からの繰入額となりますが、収益的収支と合わせた一般会計繰入金の総額は、前年度比１，８５７万６，０００円、５．０パーセント増の３億８，８７９万７，０００円となります。

なお、収益的収支分と資本的収支分を合わせた、繰入基準額の総額は、４億２，１４２万９，０００円であります。

その下４項繰入金１目他会計繰入金４０５万円は、医療機械購入に係る、国保調整交付金を国保会計から繰入れを受けるものでございます。２目医療施設等整備基金繰入金７５万９，０００円は、支出の器械及び備品購入費中、電動ベッド購入財源として基金から繰り入れを行うこととしたものでございます。

なお、添付資料の説明は省略させていただきます。

以上、平成２７年度本別町国民健康保険病院事業会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　以上で、各会計予算の提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま一括議題となっております議案第２３号平成２７年度本別町国民健康保険特別会計予算についてないし議案第３０号平成２７年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、及び、昨日１１日、議事とした議案第２２号平成２７年度本別町一般会計予算について、以上９件については、議長を除く１１名の委員をもって構成する平成２７年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、ただいま一括議題となっております議案第２３号平成２７年度本別町国民健康保険特別会計予算についてないし議案第３０号平成２７年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、及び、昨日１１日、議事とした議案第２２号平成２７年度本別町一般会計予算について、以上９件については、議長を除く１１名の委員をもって構成する平成２７年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩中に委員会条例第８条第２項の規定によって、正副委員長の互選を行ってください。

委員会条例第９条第１項の規定によって、議長において平成２７年度各会計予算審査特別委員会を招集します。直ちに議員控室に参集願います。

これをもって通知済みといたします。

休憩宣告（午前１１時１２分）

再開宣告（午前１１時１９分）

**○議長（方川一郎君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま設置されました平成２７年度各会計予算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果について申し上げます。

委員長に方川英一君、副委員長に阿保静夫君と決定いたしました。

以上、報告といたします。

---

**◎散会宣告**

**○議長（方川一郎君）**　以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午前１１時２０分）

# 平成２７年本別町議会第１回定例会会議録（第５号）

平成２７年３月２０日（金曜日）　午前１０時００分開議

---

**○議事日程**

日程第　１　（平成２７年度各会計予算審査特別委員会委員長報告）
議案第２２号　平成２７年度本別町一般会計予算について
議案第２３号　平成２７年度本別町国民健康保険特別会計予算について
議案第２４号　平成２７年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第２５号　平成２７年度本別町介護保険事業特別会計予算について
議案第２６号　平成２７年度本別町介護サービス事業特別会計予算について
議案第２７号　平成２７年度本別町簡易水道特別会計予算について
議案第２８号　平成２７年度本別町公共下水道特別会計予算について
議案第２９号　平成２７年度本別町水道事業会計予算について
議案第３０号　平成２７年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について
日程第　２　議案第３１号　本別町行政手続条例の一部改正について
日程第　３　議案第３２号　本別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について
日程第　４　議案第３３号　本別町地域包括支援センター条例の一部改正について
日程第　５　議案第３４号　本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第　６　議案第３５号　町道の路線廃止について
日程第　７　議案第３６号　町道の路線変更について
日程第　８　議案第３８号　平成２６年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第４回）について
日程第　９　議案第３９号　職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第１０　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
日程第１１　諮問第２号　人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
日程第１２　同意第１号　固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件
日程第１３　意見書案第２号　「外形標準課税」の適用拡大に反対する意見書
日程第１４　意見書案第３号　農業委員会の組織見直しに関する意見書
日程第１５　意見書案第４号　ＴＰＰ交渉における国会決議の順守を求める意見書

日程第１６　　常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
（総務常任委員会、産業厚生常任委員会、
広報広聴常任委員会）
日程第１７　　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
（閉会中の継続審査申出書）
日程第１８　　議員派遣の件

---

**○会議に付した事件**

日程第　１　（平成２７年度各会計予算審査特別委員会委員長報告）
議案第２２号　平成２７年度本別町一般会計予算について
議案第２３号　平成２７年度本別町国民健康保険特別会計予算について
議案第２４号　平成２７年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第２５号　平成２７年度本別町介護保険事業特別会計予算について
議案第２６号　平成２７年度本別町介護サービス事業特別会計予算について
議案第２７号　平成２７年度本別町簡易水道特別会計予算について
議案第２８号　平成２７年度本別町公共下水道特別会計予算について
議案第２９号　平成２７年度本別町水道事業会計予算について
議案第３０号　平成２７年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について
日程第　２　議案第３１号　本別町行政手続条例の一部改正について
日程第　３　議案第３２号　本別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について
日程第　４　議案第３３号　本別町地域包括支援センター条例の一部改正について
日程第　５　議案第３４号　本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第　６　議案第３５号　町道の路線廃止について
日程第　７　議案第３６号　町道の路線変更について
日程第　８　議案第３８号　平成２６年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第４回）について
日程第　９　議案第３９号　職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第１０　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
日程第１１　諮問第２号　人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
日程第１２　同意第１号　固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求

める件

日程第１３　意見書案第２号　「外形標準課税」の適用拡大に反対する意見書

日程第１４　意見書案第３号　農業委員会の組織見直しに関する意見書

日程第１５　意見書案第４号　ＴＰＰ交渉における国会決議の順守を求める意見書

日程第１６　常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
（総務常任委員会、産業厚生常任委員会、
広報広聴常任委員会）

日程第１７　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
（閉会中の継続審査申出書）

日程第１８　議員派遣の件

---

**○出席議員（１２名）**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議長 | １２番　方川一郎君 | 副議長 | １１番　林　武君 |
| | １番　矢部隆之君 | | ２番　藤田直美君 |
| | ３番　篠原義彦君 | | ４番　大住啓一君 |
| | ５番　山西二三夫君 | | ６番　黒山久男君 |
| | ７番　小笠原良美君 | | ８番　方川英一君 |
| | ９番　高橋利勝君 | | １０番　阿保静夫君 |

---

**○欠席議員（０名）**

---

**○説明のため出席した者の職氏名**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 髙橋正夫君 | 副町長 | 砂原　勝君 |
| 会計管理者 | 黒田　匡君 | 総務課長 | 大和田　収君 |
| 農林課長 | 工藤　朗君 | 保健福祉課長 | 吉井勝彦君 |
| 住民課長 | 千葉輝男君 | 子ども未来課長 | 井上松子君 |
| 建設水道課長 | 能祖　豊君 | 企画振興課長 | 川本秀二君 |
| 老人ホーム所長 | 岩城幸宏君 | 国保病院事務長 | 毛利俊夫君 |
| 総務課長補佐 | 三品正哉君 | 建設水道課長補佐 | 高橋　優君 |
| 教育委員長 | 水谷令子君 | 教育長 | 中野博文君 |
| 教育次長 | 佐々木基裕君 | 社会教育課長 | 安藤修一君 |
| 農委事務局長 | 山本光明君 | 代表監査委員 | 畑山一洋君 |
| 選管事務局長 | 大和田　収君 | | |

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 鷲巣正樹君 | 総務担当主査 | 松本　恵君 |
| 総務担当主任 | 塚谷直人君 | | |

開議宣告（午前１０時００分）

---

**◎開議宣告**

**○議長（方川一郎君）**　これから、本日の会議を開きます。

---

**◎日程第１　議案第２７号ないし議案第３５号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第１　議案第２２号平成２７年度本別町一般会計予算について、ないし議案第３０号平成２７年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上９件を一括議題とします。

以上９件について、委員長の報告を求めます。

平成２７年度各会計予算審査特別委員会委員長方川英一君、御登壇ください。

**○各会計予算審査特別委員長（方川英一君）**〔登壇〕　報告いたします。

委員会審査結果報告。

本委員会は、平成２７年３月１２日、第１回定例会において付託を受けた下記事件について審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第７７条の規定により報告させていただきます。

記１、事件。

①議案第２２号平成２７年度本別町一般会計予算について。

②議案第２３号平成２７年度本別町国民健康保険特別会計予算について。

③議案第２４号平成２７年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について。

④議案第２５号平成２７年度本別町介護保険事業特別会計予算について。

⑤議案第２６号平成２７年度本別町介護サービス事業特別会計予算について。

⑥議案第２７号平成２７年度本別町簡易水道特別会計予算について。

⑦議案第２８号平成２７年度本別町公共下水道特別会計予算について。

⑧議案第２９号平成２７年度本別町水道事業会計予算について。

⑨議案第３０号平成２７年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について。

２、予算審査特別委員会開催日、平成２７年３月１７日、１８日。

３、審査の結果。

①議案第２２号平成２７年度本別町一般会計予算について、原案可決。

②議案第２３号平成２７年度本別町国民健康保険特別会計予算について、原案可決。

③議案第２４号平成２７年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について、原案可決。

④議案第２５号平成２７年度本別町介護保険事業特別会計予算について、原案可決。

⑤議案第２６号平成２７年度本別町介護サービス事業特別会計予算について、原案可決。

⑥議案第２７号平成２７年度本別町簡易水道特別会計予算について、原案可決。

⑦議案第２８号平成２７年度本別町公共下水道特別会計予算について、原案可決。

⑧議案第２９号平成２７年度本別町水道事業会計予算について、原案可決。

⑨議案第３０号平成２７年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、原案可決であります。

以上、報告といたします。

**○議長（方川一郎君）**　お諮りします。

本案９件の委員長報告に対する質疑は、議会運営基準１０４により省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑は省略することに決定いたしました。

これから、議案第２２号平成２７年度本別町一般会計予算についての討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第２２号平成２７年度本別町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（方川一郎君）**　起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第２２号平成２７年度本別町一般会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第２３号平成２７年度本別町国民健康保険特別会計予算についての討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第２３号平成２７年度本別町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（方川一郎君）**　起立多数です。お座りください。

したがって、議案第２３号平成２７年度本別町国民健康保険特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第２４号平成２７年度本別町後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

阿保静夫君、御登壇ください。

**○１０番（阿保静夫君）**〔登壇〕　議案第２４号平成２７年度本別町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

反対理由は、次の３点です。

一つ目。後期高齢者医療制度は、７５歳以上の医療として、年齢で医療に差別を持ちこんでいる、世界に類を見ない制度であり、一度は参議院において廃止すべき、としていたものです。

二つ目。保険料は、主に年金からの天引きですが、２年毎の改正で全体に負担が増加しています。

また、２０１６年からは低所得者の９割軽減の特例を廃止する議論が進められており、ますます高齢者の生活に不安がひろがると考えます。

三つ目に、市町村は保険料の徴収業務が主な仕事とされており、道広域連合による運営がされ、それぞれ努力していると考えます。本町においては、保険料はほぼ１００パーセント近い納入率とのことですが、全国的には既に滞納が２５万人、短期保険証の発行が２万３，０００人に及んでいるというふうになっております。制度に対する改善要望など、現実的になかなか国に届かないという中身になっていると考えます。

以上の理由から、本会計予算に反対するものです。よろしくお願いをいたします。

**○議長（方川一郎君）**　次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　これで、討論を終わります。

これから、議案第２４号平成２７年度本別町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（方川一郎君）**　起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第２４号平成２７年度本別町後期高齢者医療特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第２５号平成２７年度本別町介護保険事業特別会計予算についての討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第２５号平成２７年度本別町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（方川一郎君）**　起立多数です。お座りください。

したがって、議案第２５号平成２７年度本別町介護保険事業特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第２６号平成２７年度本別町介護サービス事業特別会計予算についての討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第２６号平成２７年度本別町介護サービス事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（方川一郎君）**　起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第２６号平成２７年度本別町介護サービス事業特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第２７号平成２７年度本別町簡易水道特別会計予算についての討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第２７号平成２７年度本別町簡易水道特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（方川一郎君）**　起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第２７号平成２７年度本別町簡易水道特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第２８号平成２７年度本別町公共下水道特別会計予算についての討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第２８号平成２７年度本別町公共下水道特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（方川一郎君）**　起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第２８号平成２７年度本別町公共下水道特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第２９号平成２７年度本別町水道事業会計予算についての討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第２９号平成２７年度本別町水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（方川一郎君）**　起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第２９号平成２７年度本別町水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第３０号平成２７年度本別町国民健康保険病院事業会計予算についての討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第３０号平成２７年度本別町国民健康保険病院事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（方川一郎君）**　起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第３０号平成２７年度本別町国民健康保険病院事業会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

---

**◎日程第２　議案第３１号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第２　議案第３１号本別町行政手続条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

**○総務課長（大和田収君）**　議案第３１号本別町行政手続条例の一部改正について、提案理由の説明を申しあげます。

行政手続条例は、営業の許可等の申請に対しての許可する、しないという処分、申請に対する処分、不利益処分、行政指導及び届出に関する手続きについて定めた条例ですが、今回、行政不服審査法の全面改正により、行政手続法の一部改正が行われました。

主な内容といたしましては、法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求めることができる「処分等の求め」の手続や、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる「行政指導の中止等の求め」の手続を新設し、行政運

営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的としております。

なお、地方公共団体につきましては、行政手続法の摘要は除外されているところですが、同法第４６条におきまして、必要な措置を講ずる努力義務が課せられておりまして、本町におきましても行政手続条例を制定していることから、今回、本条例を改正する必要が生じましたので提案するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町行政手続条例の一部を改正する条例。

本別町行政手続条例（平成９年条例第３号）の一部を次のように改正する。

目次中「第４章　行政指導（第３０条―第３４条）」を「第４章　行政指導　第４章の２　処分（第３０条―第３４条の２）等の求め（第３４条の３）」に改める。

これは、章及び条項追加に伴う目次の改正であります。

第３条中「第４章」を「第４章の２」に改め、同条第５号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第６号中「かかわる」を「関わる」に改める。

これは、章の追加に伴う条文整理及び法改正に伴います文言整理であります。

第３３条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「前２項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

第２項、行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、町の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

第１号、当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項。

第２号、前号の条項に規定する要件。

第３号、当該権限の行使が前号の要件に適合する理由。

これは、行政指導に関わる者が、その相手方に対して、当該権限の根拠となる法令等の条項や、その条項に規定されている要件に適合する理由等を示さなければならないことにすることにより、行政指導の手続きの透明性を高め、規定する不適切な行政指導を防止し、相手方の権利利益の保護を図ることを目的として追加するものであります。

第４章中第３４条の次に次の１条を加える。

行政指導の中止等の求め。

第３４条の２、法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした町の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述

のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

第２項　前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

第１号、申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所。

第２号、当該行政指導の内容。

第３号、当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項。

第４号、前号の条項に規定する要件。

第５号、当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由。

第６号、その他参考となる事項。

第３項、当該町の機関は、第１項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

これは、法令等に違反する行為の是正を求める行政指導にあっては、その行政指導の相手方への大きな不利益が生ずることに鑑み、相手方からの申出を受け、当該行政指導について改めて調査を行い、当該行政指導がその要件を定めた法律等の規定に違反する場合に、その中止その他必要な措置を講ずることとするとしております。相手方の権利利益の保護を図ることを目的として追加をしております。

第４章の次に次の１章を加える。

第４章の２、処分等の求め。

処分等の求め。

第３４条の３、何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する町の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

第２項、前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

第１号、申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所。

第２号、法令に違反する事実の内容。

第３号、当該処分又は行政指導の内容。

第４号、当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項。

第５号、当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由。

第６号、その他参考となる事項。

第３項、当該行政庁又は町の機関は、第１項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

これは、法令に違反する事実を知る者からの申出を端緒として、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めたときは、その是正のための処分又は行政指導を行うこととすることにより、これも行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として追加したものであります。

附則。

施行期日。

第１項、この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

本別町税条例の一部改正。

第２項、本別町税条例（昭和２９年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「第３３条第３項」を「第３３条第４項」に、「第３３条第２項」を「第３３条第３項」に改める。

これは、本別町行政手続条例の一部改正による条項変更に伴い、引用する条例の一部改正をするものであります。

以上、議案第３１号　本別町行政手続条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第３１号本別町行政手続条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第３１号本別町行政手続条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第３　議案第３２号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第３　議案第３２号本別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

吉井保健福祉課長。

**○保健福祉課長（吉井勝彦君）**　議案第３２号　本別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地域主権改革の一環として、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、平成２５年法律第４４号第３次一括法の施行に伴い、介護保険法、平成９年法律第１２３号の一部改正により、これまで厚生労働省令で定められていた指定介護予防支援の事業に関する人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に基づき、市町村の条例で定めることとなったことから、条例の制定を提案するものであります。

それでは、制定条文により説明をさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例。

目次。

第１章、総則（第１条―第３条）。

第２章、人員に関する基準（第４条・第５条）。

第３章、運営に関する基準（第６条―第３０条）。

第４章、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第３１条―第３３条）。

第５章、基準該当介護予防支援に関する基準（第３４条）。

第６章、雑則（第３５条）。

附則。

第１章、総則。

趣旨。

第１条、この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第５９条第１項第１号、第１１５条の２２第２項第１号並びに第１１５条の２４第１項及び第２項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

基本方針。

第２条、指定介護予防支援（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

第２項、指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な

事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

第３項、指定介護予防支援事業者（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第８条の２第１８項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

第４項、指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター（法第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の７の２に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

指定介護予防支援事業者の指定の資格。

第３条、法第１１５条の２２第２項第１号（法第１１５条の３１において読み替えて準用する法第７０条の２第４項において準用する場合を含む。）の規定により条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

第１号、法人であること。

第２号、法人の役員等が本別町暴力団排除条例（平成２５年条例第３号）第２条第２号及び第３号に規定する暴力団員等でないこと。

本町では、平成２５年３月１３日に本別町暴力団排除条例を制定しており、利用者が安心してサービスを利用できるよう、当該条例の趣旨を踏まえた措置を講ずることが出来るようにしています。

第２章、人員に関する基準。

従業者の員数。

第４条、指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに１以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

事業者は、事業所ごとに介護予防支援提供に当たる必要な数の保健師等を１名以上置かなければならないと、規定したものであります。

管理者。

第５条、指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者

を置かなければならない。

第２項、前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

第３章、運営に関する基準。

内容及び手続の説明及び同意。

第６条、指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第１９条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

第２項、指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第２条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

第３項、指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第１項の規定による文書の交付に代えて、第６項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

第１号、電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの。

ア、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法。

イ、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第１項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）。

第２号、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第１項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法。

第４項、前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

第５項、第３項第１号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第６項、指定介護予防支援事業者は、第３項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

第１号、第３項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの。

第２号、ファイルへの記録の方式。

第７項、前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

この条文は、事業者は介護予防支援の提供の開始に際し、運営規定の概要を記した重要事項説明書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならないこと。

介護予防サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならないこと。

重要事項説明書に代えて、重要事項をコンピュータシステムを使用する方法等で提供することを可能とすることについて、規定したものであります。

提供拒否の禁止。

第７条、指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

サービス提供困難時の対応。

第８条、指定介護予防支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認める場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

受給資格等の確認。

第９条、指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

要支援認定の申請に係る援助。

第１０条、指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

第２項、指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

第３項、指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の３０日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

身分を証する書類の携行。

第１１条、指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

利用料等の受領。

第１２条、指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第５８条第４項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第１項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

保険給付の請求のための証明書の交付。

第１３条、指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

指定介護予防支援の業務の委託。

第１４条。指定介護予防支援事業者は、法第１１５条の２３第３項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

第１号、委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため本別町健康長寿のまちづくり会議を経ること。

第２号、委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。

第３号、委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。

第４号、委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施

する介護支援専門員が、第２条、この章及び次章の規定を遵守するように措置させなければならないこと。

法定代理受領サービスに係る報告。

第１５条、指定介護予防支援事業者は、毎月、町（法第５３条第７項において読み替えて準用する法第４１条第１０項の規定により法第５３条第６項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第４５条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第５３条第４項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

この条文は、事業者は、毎月、町に対し、介護予防計画サービスに位置づけられている介護予防サービス等のうち、法定代理受領サービスとして位置づけたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならないことを規定したものであります。

第２項、指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、町（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付。

第１６条、指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

利用者に関する町への通知。

第１７条、指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

第１号、正当な理由なしに介護給付等対象サービス（法第２４条第２項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）の利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

第２号、偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

管理者の責務。

第１８条、指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担

当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

第２項、指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

運営規程。

第１９条、指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

第１号、事業の目的及び運営の方針。

第２号、職員の職種、員数及び職務内容。

第３号、営業日及び営業時間。

第４号、指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額。

第５号、通常の事業の実施地域。

第６号、その他運営に関する重要事項。

勤務体制の確保。

第２０条、指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

第２項、指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務については、この限りでない。

第３項、指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

設備及び備品等。

第２１条、指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

従業者の健康管理。

第２２条、指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

掲示。

第２３条、指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

秘密保持。

第２４条、指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

第２項、指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

第３項、指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第３２条第９号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

広告。

第２５条、指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等。

第２６条、指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

第２項、指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

第３項、指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

苦情処理。

第２７条、指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等（第６項において「指定介護予防支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

第２項、指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

第３項、指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第２３条の規定により町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第４項、指定介護予防支援事業者は、町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。

第５項、指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービス又は法第５４条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

第６項、指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第１７６条第１項第３号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第７項、指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

事故発生時の対応。

第２８条、指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

第２項、指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

第３項、指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

会計の区分。

第２９条、指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

記録の整備。

第３０条、指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

第２項、指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

第１号、第３２条第１３号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録。

第２号、個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳。

ア、介護予防サービス計画。

イ、第３２条第７号に規定するアセスメントの結果の記録。

ウ、第３２条第９号に規定するサービス担当者会議等の記録。

エ、第３２条第１４号に規定する評価の結果の記録。

オ、第３２条第１５号に規定するモニタリングの結果の記録。

第３号、第１７条に規定する町への通知に係る記録。

第４号、第２７条第２項に規定する苦情の内容等の記録。

第５号、第２８条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録。

○議長（方川一郎君）　ここで暫時休憩します。

休憩宣告（午前１０時５９分）

再開宣告（午前１１時１５分）

○議長（方川一郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

着席しての説明を許可します。

提案説明を続けてください。

吉井保険福祉課長。

**○保健福祉課長（吉井勝彦君）**　第４章、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準。

指定介護予防支援の基本取扱方針。

第３１条、指定介護予防支援は、利用者の介護予防（法第８条の２第２項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

第２項、指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

第３項、指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

指定介護予防支援の具体的取扱方針。

第３２条、指定介護予防支援の方針は、第２条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

第１号、指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

第２号、指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

第３号、担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

第４号、担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生

活全般を支援する観点から、予防給付（法第１８条第２号に規定する予防給付をいう。以下同じ。）の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

第５号、担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適切に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

第６号、担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア、運動及び移動。

イ、家庭生活を含む日常生活。

ウ、社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション。

エ、健康管理。

第７号、担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

第８号、担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。

第９号、担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

第１０号、担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

第１１号、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

第１２号、担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第３９条第２号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも１月に１回、聴取しなければならない。

第１３号　担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

第１４号、担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。

第１５号、担当職員は、第１３号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア、少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して３月に１回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第９７条第１項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第１１７条第１項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ、少なくとも１月に１回、モニタリングの結果を記録すること。

第１６号、担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地から

の意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア、要支援認定を受けている利用者が法第３３条第２項に規定する要支援更新認定を受けた場合。

イ、要支援認定を受けている利用者が法第３３条の２第１項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

第１７号、第３号から第１２号までの規定は、第１３号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

第１８号、担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

第１９号、担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

第２０号、担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

第２１号、担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

第２２号、担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

第２３号、担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予

防サービス計画に記載しなければならない。

第２４号、担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

第２５号、担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第７３条第２項に規定する認定審査会意見又は法第３７条第１項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。

第２６号、担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

介護予防支援の提供に当たっての留意点。

第３３条、介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

第１号、単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。

第２号、利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。

第３号、具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。

第４号、利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。

第５号、サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。

第６号、地域支援事業（法第１１５条の４５に規定する地域支援事業をいう。）及び介護給付（法第１８条第１号に規定する介護給付をいう。）と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。

第７号、介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとすること。

第８号、機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

第５章、基準該当介護予防支援に関する基準

準用。

第３４条、第２条及び第２章から前章（第２７条第６項及び第７項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援（法第５９条第１項第１号に規定する基準該当介護予防支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第６条第１項中「第１９条」とあるのは「第３４条において準用する第１９条」と、第１２条中「指定介護予防支援（法第５８条第４項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第２項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第５９条第３項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

第６章、雑則。

委任。

第３５条、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則。この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

以上で、議案第３２号本別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　これから、質疑を行います。

高橋利勝君。

**○９番（高橋利勝君）**　あまりよく理解ができていないので、質問が的確かどうかちょっとわからないのですが、何点か質問したいと思いますけど。まず今回の条例の制定については、先ほどもあったように、平成２７年度４月から介護保険法が改正になって、要するに介護予防の分がそれぞれの市町村に主体、市は違うのか。町村主体にその地域支援事業とか、介護予防事業とかがですね、移行することによって、その受け皿として、まずあの、前の説明ではＮＰＯとか、自治会というようなことが、実は入っていたわけですが、そういったちょっとイメージでお聞きしたいのは、まず、第２条のですね、３項で、次のページに、その介護予防サービスを提供するにあたって、その業者等ですね、不当に偏ることなく公正中立に行わなければならないというふうになってるんですが、これは今までもこういう考え方であったのか、それとも今回の法改正で何か、他にも出てくるんですが、中立性公平性というのは、どういう意味を持つのか、まずその１点をお聞きしたいと思います。

それとですね、同じく２条の４号、ほかにもあるんですが、その住民による自発的な活動サービスを含めた、この住民による自発的な活動サービスというのは、具体的にどのようなことをいうのかお伺いをしたいと思います。

それとですね、ずっと後ろの方行きまして、３２条の２２番で、ここにその、ショートステイの利用について書いてあるんですが、いわゆる利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないというようなことが言われてますけども、このことによってですね、そのショートステイだらショートステイが、大変使いにくくなるというか、規制をされるんでないかという心配があるんですが、その辺について、その点について、以上お伺いをいたします。

**○議長（方川一郎君）**　吉井保険福祉課長。

**○保健福祉課長（吉井勝彦君）**　はい。お答えをします。

１点目のですね、公平性ということの御質問なんですけど、この条例自体がですね、今回のこの条例を制定するにあたっては、冒頭にも申し上げましたけども、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための、関係法律の整備に関する法律、第３次地方分権一括法によって、この一括法が平成２５年６月１４日に交付されて、介護保険法が改正されたということで、これ、これまでも厚生労働省令にもとづいてやってましたけども、この条例、この基準自体は今回のその一括法によって市町村の条例で定めなければならなくなりましたので、何か変わるということではなくて、今までもこの基準、厚生労働省令の基準にもとづいてやってましたので、これまでと変わりはないというふうに御理解いただきたいと思います。

あと、住民による活動とはどんなことかということなんですけれども、これは例えば在宅福祉ネットワークですとか、サロン活動とかっていうことを想定しております。

それと３点目、その認定にかかる期間というのは厚生労働省で定める期間は原則６カ月ということになっていまして、その半数を超えないということで。ちょっと待ってください。

**○議長（方川一郎君）**　暫時休憩します。

休憩宣告（午前１１時３３分）

再開宣告（午前１１時３５分）

休憩前に引き続き会議を開きます。

吉井保健福祉課長。

**○保健福祉課長（吉井勝彦君）**　３番目のお答えなんですけども、私今６カ月と言いましたけども、基本的には１２カ月で認定をします。おおむね半数というのは、まあ６カ月間ですけども、これ対象となる方が要支援１、２の方ですから、ショートステイ自体は家族の介護の負担軽減するのが目的ということでありますから、今までもそうでありますけども、半年間あればおおむね大丈夫ということで、おさえております。

あの今までと支障がありません。変わらないというふうに御理解いただきたいと思

います。

**○議長（方川一郎君）**　砂原副町長。

**○副町長（砂原　勝君）**　私のほうからもちょっと補足で答弁をさせていただきます。

この条例は課長のほうからも申し上げておりますけども、基本的には国の、厚生省の省令で定めていたものを、一括法の関係でですね、地域の声も多少反映できるような余地も残して、条例で定めなさいと、そういうふうにこうなったものでございまして、このなかでじゃあどこが変わったのか、という部分はですね、その参酌基準で私どもがいれれた部分としては、事業者から暴力団を排出するというのが１点です。

それから、指定介護予防支援事業者が提供するいろんな書類の保存期間、国は２年としてございましたけども、５年に延長してるっていう。この２点が主な変わってる点でございます。

それからもう１点、御質問ありました公平性の部分でございますけども、これは何を言ってるかというと、このサービスの提供が偏らないようにしなさいっていうことなんですけども。実は介護保険の中でケアプランをつくれるのはですね、事業者もつくれるんですね。要するに訪問看護をやってる事業者もケアプランつくれる。それから他のサービス、通所介護やってる事業者も居宅支援事業者の支援をとればつくれるということで、ようするに抱え込みが出てきたっていう問題がひとつあります。というのが、訪問看護であれば、自分たちが訪問看護だけをケアプランつくれますから、自分の事業者のサービスがどうしても多く入れてると。で、それは基本的にはそういうことをしたらだめですよ、っていう意味でございまして。まあ本別の場合は、えー在宅介護支援センターが事業者になっておりまして、そういう介護予防プランもケアプランもですね、私ども町がつくってるっていうことでございますから、あくまでも利用者の視点に立ったケアプランを十分つくっていけるっていうふうに考えておりますので、この部分はですね、本町の場合にはほとんど影響は出てこないというふうに考えております。

以上です。

**○議長（方川一郎君）**　高橋利勝君。

**○９番（高橋利勝君）**　今言うその中立性及び公正性ということで言えばですね、その第１４条の１に委託にあたって中立性及び公正性の確保を図るため本別町健康長寿のまちづくり会議に諮ること、を経ることということになってるのですが、これは今までもこういう形でやってきたということなんですか。ちょっと認識として、なかったのでその点をお聞きしたいのとですね、先ほど言った住民による自発的な活動によるサービスということで、在宅福祉ネットワークということが出てきたんですけども、まあ今の在宅福祉ネットワーク活動のなかにはですね、そうした直接介護に関する活動っていうのは無いわけですよね。例えばサービスを提供するっていうようなこ

とにはなってないわけです。ですから、そういう意味で言うと新たにこの在宅福祉ネットワークにそういうサービスを提供することも求めていくということになるのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

**○議長（方川一郎君）**　吉井保険福祉課長。

**○保健福祉課長（吉井勝彦君）**　はい。

１点目の関係ですけども、これまでも議員おっしゃるように本別町健康長寿のまちづくり会議に諮って福祉計画、あとはこういったことについてはこの会議に諮って進めてきておりますので、これはこれからも変わりがありません。

それから、在宅福祉ネットワーク活動の関係で介護予防まではいってないということでありますけども、今後はですね、そういったことも含めた中でまた地域の皆さんと協力いただきながら、そういったことも進めていかなければならないのかなということは感じております。

以上です。

**○議長（方川一郎君）**　高橋利勝君。

**○９番（高橋利勝君）**　在宅福祉ネットワークの活動っていうのは今までほとんどボランティアで無償ですよね。いろんなことは。例えばこういうものが入ってくるということになると今度は有償になる、その場合は有償になるということになるんですか。その辺のところはどういう。

**○議長（方川一郎君）**　砂原副町長。

**○副町長（砂原　勝君）**　若干イメージがちょっと違うんですけども、この事業はですね要支援１と要支援２の方が対象になりますから、本格的に介護の必要な要介護１とか２とか３の方を対象にしてないということが１つです。ですから要支援１、要支援２の方はまだ日常生活もある程度はまだできる方というふうに考えてますから、そういう生き方の中に例えばいろんなサロンサービスとか、地域と関わるようなサービスになるべく組み込んでですね、そういうサービスが無ければしょうがないと思うんです、あれば組み込んで、社会参加とかそういうものをまあ尊重しなさいと、そういう規定に捉えております。したがいまして、こういうその、そういうサロンサービスとかそういうものに出たから、そこに何か介護保険絡みの報酬がすぐそこに支出すると、給付するというような形にはなっておりません。

**○議長（方川一郎君）**　阿保静夫君。

**○１０番（阿保静夫君）**　今の質疑であの大枠わかったつもりではいるんですけども、これから町民説明等もあるかとは思いますが、基本的には今まで行われている中身と変わらないというおさえでいいかとは思いました。例えば今具体例でいえば、要支援１の方もデイサービス他３サービスが受けれる状況ですよね、今の状況だと。それが要支援１の方は居宅で、日常生活向上のためのいろんな手立てを受けてくというような中身だというふうに私は理解したんですよね。そうなるとですね、最後の副町

長の答弁の中で住民の皆さんが、ボランティアで行ってるいろんなサロン活動とか、ボランティア的な活動にも参加できるような状況の要支援１の方っていうようなことになるのかなというふうに思って聞いてました。

ただ現状で、要支援１、２でも、デイサービスを受けるべきだというようなことで家族とも相談して受けている方なんかの扱いがどうなってくのかなということが一つと、それから現制度では、要支援１の方も介護保険によるサービスを受けるという形ですよね。それが、今度は要支援事業者による、指定介護予防支援事業者によるサービスということなんで、この指定介護予防支援事業者は本別でいえば、今ある社協やその他の民間がやってる事業者というような位置づけで、今と変わらないっていう意味はそういう意味なのかなっていうふうに捉えたんですけども、その辺もちょっと確認していきたいということです。

それと、大事なのは、まあいろいろ制度も今まで介護保険制度もいろいろ変わってきてるけども、町長もいつもおっしゃるように、今必要なサービスを、形は変わってもとにかく受けれるようにすると。それは基本だということなんで、今回こういう条例提案なんですけれども、先ほどの要支援１、２に限っていえば、それぞれの状況で、３サービス等を受けてるわけですけれども、その状況っていうのは、同じく受けられるということを当然という考え方でよろしいのかどうなのかということで伺いたいと思います。

**○議長（方川一郎君）**　砂原副町長。

**○副町長（砂原　勝君）**　答弁をさせていただきます。

今回のこの条例制定はですね、もともと国の中で進めていたものを、そのまま条例に持ってきただけの話しでございますから、もう既にサービス提供はしてるということですね。これと同じサービスが。ですから、条例をつくったことよって、サービスの提供の仕組みやなんか変わるということはありません。

今も介護予防プランをですね、つくりながら、進めているということでございますから、どこが変わるのかっていうのは先ほど申し上げた暴力団の排除のこととですね、その書類を２年から５年に延ばしてるっていう、その辺が変わりますけども、あとはですね、サービスの提供の仕組み、サービスの種類、それは今までどおり提供してまいるようになると考えております。

いずれにしても介護予防ですから、そこだけちょっと捉えておいていただきたいのは、介護じゃなくて介護予防の給付をしましょうっていうことでございますから、介護保険のサービスが全部は使えませんけども、そういう通所関係とか、介護予防に必要なサービスは今までどおり十分使えるというふうに捉えていただきたいと思います。

**○議長（方川一郎君）**　他にありませんか。

大住啓一君。

**○９番（大住啓一君）**　関連で質問したいと思います。

相当かぶる部分があると思いますが、最終的に私も理解していない部分がありますので確認もさせていただきたいのが１点、それは、先ほど来から課長の答弁、副町長の答弁でありましたように、要支援１、２の方云々ということでありました。これは今までどおりで変わらないということを最終的な確認が１点。

それから、厚生労働省の省令から地方自治体が条例を制定して云々という話も説明受けております。それは理解いたします。その中で先ほど高橋議員のほうからもありましたように、健康長寿のまちづくり会議ですか。それと福祉ネットワーク云々という固有名詞が出てきておりますが、それらの方々とどのような形で協議をしてきたのか。これは町の条例に固有名詞を入れてくるとなると、それなりのこともあろうと思いますし、他の条例で縛りがあって入ってきたのか、その辺も説明を求めるものでございます。

以上２点でございます。

**○議長（方川一郎君）**　吉井保険福祉課長。

**○保健福祉課長（吉井勝彦君）**　はい、お答えをします。

先ほどからも申し上げてますとおり、今までと変わりがないということで御理解いただきたいと思います。地域の活動ということでありますが、これについても、今までどおりということで捉えております。以上です。

**○議長（方川一郎君）**　砂原副町長。

**○副町長（砂原　勝君）**　町づくり会議等の部分でございますけども、この介護予防計画というのは、第６期の福祉タウン計画が３月いっぱいぐらいで今できてまいりますけども、その中には介護保険事業、それから介護予防事業、中を区分しながらですね、健康長寿の町づくり会議の中で検証も含めて、１年ほど議論をしていただいておりますので、それの成果というものが計画としてもうすぐできてくるのかなと考えておりまして、計画書ができれば、議会のほうにも資料提供させていただきたいなと考えております。

それからネットワークの部分についてはですね、今までどおりの活動の部分で、お願いをするという考えで、特別そのネットワークの皆さんに、介護系のサービスを何か押しつけてですね、いきなりこう云々という考えはしておりません。そして、ネットワークの皆さんは地域をいろいろとこう守っていただいて、心のよりどころとしていろいろ活動していただいておりますので、そういう活動はあの特に要支援とか要支援の人たちには十分必要なことだろうと考えておりまして、そういう今までの活動については、お願いをするようになると思いますし、さらに地域でやっていますサロンサービスとか、いろんなサークルのサービスとかいろいろございますけども、そういうサービスについては、今までどおりお願いをするようになると考えております。

**○議長（方川一郎君）**　大住啓一君。

**○９番（大住啓一君）**　再度確認しますが、今までどおりということは、健康長寿の町づくり会議も福祉ネットワークについてもですね、全くその押しつけがないということでの言葉も副長のほうから出てきましたので、今までどおりの活動をさせていただいて、地域としてさせていただいて、これらの介護予防等々についての協力をしてくという考え方でよろしいということですね。

**○議長（方川一郎君）**　砂原副町長。

**○副町長（砂原　勝君）**　ネットワークがどういう目的で活動されてるかという部分がございますから、その、一つもその前進とかですね、押しつけどうのこうのという話にはならないような気もしております。要するに、ネットワークとしてそういう地域の人たちのお年寄りの安全とか安心とかでね、そういうもの含めてより充実をしていこうという部分についてはですね、私どもとしても大いに期待をしているところでございまして、今以上のこと何もしていただかなくても結構ですとか、そういう意味でないので、その辺はですね、そういう自主性を十分尊重してですね、決してこちらからこう押しつけ的なことはしませんけども、活動そのものはですね、その団体の活動でございますから、そういう方向で、その活動についてですね、もちろん我々としても尊重しながら、何か支援できることがあればしてまいりたいと考えております。

**○議長（方川一郎君）**　黒山久男君。

**○６番（黒山久男君）**　私のほうからもちょっと確認をしたいんですけれども、今サービスについてはそれほど変わりはないということですけども、事業所における取り組みも細かく規定されてますので、事業所のほうについてもですね、今までどおりと変わりないのかどうか。それから、この取り組みをしてく段階においてですね、今の現行のスタッフで十分賄っていけるのかどうか、新たな取り組みが出てきてですね、人員を増やすとか、手薄になることがないのかどうか、そこをちょっと確認したいと思います。

**○議長（方川一郎君）**　髙橋町長。

**○町長（髙橋正夫君）**　御質問の答弁をさせていただきますけども、条例の制定ですから、これは。あの特別何回も、答弁させていただいてますが、特別変わるところありません、今までと。先ほど言ったように暴力団の排除と、それから書類が２年から５年にする、この部分が大きく変わったわけです。

それを厚生労働省省令から、市町村の条例として制定するということですから、基本的には変わりありません。ただ、今御質問のサービスなんかは、これ事業者のメニューだとか、事業者のより一層のスキルアップだとかいろいろなことでありますから、それは事業者によって選択をしていただくということですから、私どもがあれしなさいこれしなさいってことでは決してありませんので、その辺は御理解いただきたいと思うし、基本的には本町の事業者というのは、社会福祉協議会含めてそこそこありますから、そこはその自主性でやっぱりそれぞれの事業を、この介護予防なら予防

に沿った事業をやっていただく。

ネットワークの話ですけど、まあ会長もおりますけども、ネットワークは本町は平成の５年に、１人の人も見逃さないってことで、自治会のそれぞれの自主的な組織で、今日までこれだけ大きくネットワークを発展させていただきました。それは地域の見守り含めてですね、いろいろ生活支援を含めて、本当に多くのメニューで目的を達してやっていただいてますから。これはあの、それとサロン活動というのはそれぞれの地域の中で、例えば南４丁目でしたら高齢者の皆さんが定期的に集まって、いろいろサロン活動だとかいろんなことをやってますが、そういう自主的、だからそういうことにより多くの人、閉じこもりでなくて、多くの方々に出てきていただいて、そして積極的に交流をして、そして介護予防に努めると、こういうことでの活動でありますから、そこはその予防に対するものは、先ほど副長が答弁したように、町としても活動の中の、今させていただいてますけども、それぞれの、今まで活動していただいてる分は特別変わるということでなくて、またやらなくていいかっていうことでなくて、より一層その地域の、またそれぞれのニーズに合わせた中で自主的にいろいろな活動をしていただくと、こういうことで、全く今までと、方針としては変わりないってことだけおさえていただければと。以上。

**○議長（方川一郎君）**　黒山久男君。

**○６番（黒山久男君）**　私はネットワークの内容を聞いてるんでないんですよね。たまたま事業所のこう規定はされてるんですよ、何をやらなきゃならない、かにをやらなきゃならないということですから、そういった意味では事業所の今の体制が全然変わらないのかどうかということを尋ねてますし、また、今多くの介護予防を取り組んでますから、ただここの中でよく私もわからないんですけれども、いろんな取り組みがあってですね、新たな取り組みが出てきたりして、スタッフがこう業務上どうなのかと、いうことで、その辺の心配がないのかどうかということを尋ねてるんです。

**○議長（方川一郎君）**　髙橋町長。

**○町長（髙橋正夫君）**　あの、舌たらずだったかもしれませんが、事業所がそれぞれ実施していただいてる、デイサービスだとか介護予防ありますよね。これは例えば３０人、来ていただいたのが５０人になったとか４０人になったとか、そうなればそれぞれ、その人数に合わせたスタッフの充実をしなきゃならない。それは事業所の中の取り組みとして今までどおりやっていただくってことで、この役場というか行政が、だからどうだこうだということの場合の直営でありませんので、そういうことは、今までの中でと同じような形の中でそれぞれ、予防ならそのメニューに合わせて、その利用者も募集していただいて、それぞれ独自の事業をやっていくと。こういうことでありますから、多くなったからといっても、それはそこの事業所の今までのとおりのやり方でやっていただくということでありますので、そこを、ということで御理解いただければ。以上で。

**○議長（方川一郎君）**　黒山久男君。

**○６番（黒山久男君）**　それはわかりました。町内としてね、ケアセンターのほうの体制が出てこないのかということを尋ねたんですよね。

事業所もそうですけども、ケアセンターのほうの取り組みとしても、人員を増やしたりなんかするような新たな取り組みがないのかどうかっていうことも尋ねたんですけど。

**○議長（方川一郎君）**　髙橋町長。

**○町長（髙橋正夫君）**　今までもやってることですから、これに条例がこう決まったからって新しく増えるとかですね、利用者がどっと本別に移住してきて増えて、その一人当たり担当する人数が足りなくなるっていう、そんなことがあればまた別ですけども、それは仕事の中で一連の中でやることですから、今この段階で、その現状の状況の中で、人が増えるとか減るとかっていうことでは決してありませんので。

基本的に先ほど言いましたように、今まで、今やっていることと、ほとんど変わりはないっていうことなんですよ。ね。それで、この条例で変わったのは、もう一度言いますけど暴力団に関する排除の条文を入れてたのと、事業者が書類の保管が２年だったやつを５年に変えたと。こういうことでありますから、それが厚生労働省の省令で決まったやつが市町村の条例として定めるという、そういう介護保険法が変わって、そういう条例になったということでありますので、事業だとか取り組みの内容はそれぞれの自治体で違いますけども、事業者も含めて、本町の場合はそれほど今までと特に変わったところは現状では、無いというふうに押さえていただければと思います。

**○議長（方川一郎君）**　他にありませんか。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第３２号本別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第３２号本別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩宣告（午後　０時０７分）

再開宣告（午後　１時３０分）

**○議長（方川一郎君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**◎日程第４　議案第３３号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第４　議案第３３号本別町地域包括支援センター条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

吉井保健福祉課長。

**○保健福祉課長（吉井勝彦君）**　議案第３３号本別町地域包括支援センター条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地域主権改革の一環として、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、平成２５年法律第４４号第３次一括法」の成立により、介護保険法、平成９年法律第１２３号が改正されたことに伴い、これまで厚生労働省令で定められていた地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を市町村の条例で定めることとなりましたので、条例の整理と一部改正を行うものであります。

それでは、改正条文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例。

本別町地域包括支援センター条例（平成１８年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１１５条の４５第２項及び」を「第１１５条の４６第２項及び第４項並びに」に改める。

第３条を削る。

第４条第１号を次のように改める。

第１号、包括的支援事業、法第１１５条の４６第１項に規定する事業。

第４条中第２号から第４号までを削り、第５号を第２号とし、第６号を第３号とし、同条を第３条とする。

第９条を第１１条とする。

第８条中「業務」を「事業」に改め、同条を第１０条とし、第７条を第９条とする。

第６条第１項中「第４条第１号から第４号及び第６号」を「第３条第１号及び第３号」に改め、同条第２項中「第４条第５号」を「第３条第２号」に改め、同条を第８条とする。

第５条第１項第１号中「前条第１号から第４号及び第６号」を「第３条第１号及び

第３号」に改め、同項第２号中「前条第５号」を「第３条第２号」に改め、同条を第７条とし、同条の前に次の３条を加える。

基本方針。

第４条、支援センターは、次条第１項に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、介護保険の各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第２４条第２項の介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、当該被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

第２項、支援センターは、本別町健康長寿のまちづくり会議の意見を踏まえて、適切、公正、かつ、中立な運営を確保しなければならない。

職員。

第５条、支援センターには、次に掲げる職員を置く。

第１号、所長。

第２号、保健師。

第３号、社会福祉士。

第４号、主任介護支援専門員。

第２項、前項のほか、事務職員及びその他必要な職員を置くことができる。

職員に関する基準。

第６条、支援センターに置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる支援センターが担当する区域における第１号被保険者（法第９条第１号に規定する者をいう。）の数に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

第１号、おおむね１，０００人未満、次のアからウまでに掲げる者のうちから１人又は２人。

ア、保健師その他これに準ずる者。

イ、社会福祉士その他これに準ずる者。

ウ、主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６８第１項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者。

第２号、おおむね１，０００人以上２，０００人未満、前号アからウまでに掲げる者のうちから２人（うち１人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）

第３号、おおむね２，０００人以上３，０００人未満、専らその職務に従事する常勤の第１号アに掲げる者１人及び専らその職務に従事する常勤の同号イ又はウに掲げる者のいずれか１人。

第４条は包括的支援事業の基本方針について、第５条は職員の配置について、第６条については、包括的支援事業にかかる人員基準を定めるものであります。

本町の第１号被保険者は、保険者数は、平成２７年は２，８５２人と推計しており、現在の地域包括支援センターの職員配置につきましては、保健師３名、社会福祉士１名、主任介護支援専門員１名の計５名を配置しております。

附則。この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

以上で、議案第３３号本別町地域包括支援センター条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第３３号本別町地域包括支援センター条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第３３号本別町地域包括支援センター条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第５　議案第３４号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第５　議案第３４号本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

吉井保健福祉課長。

**○保健福祉課長（吉井勝彦君）**　議案第３４号本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則、平成１１年３月３１日厚生省令第３６号の一部改正により、名称を改正するものであります。

それでは、改正条文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、平成２５年条例第５号の一部を次のように改正する。

第１２条（見出しを含む。）中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

附則。この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

以上で、議案第３４号本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第３４号本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第３４号本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第６　議案第３５号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第６　議案第３５号町道の路線廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

**○建設水道課長（能祖　豊君）**　議案第３５号町道の路線廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

今回は１路線の廃止を提案しております。
栄町公営住宅の建て替えに伴い、道路改良工事を進めておりますが、現在の町道栄町７号通りの道路利用形態が変更となり、この路線の道路が無くなることから、路線廃止を提案したところであります。
提案内容でありますが、道路法第１０条第３項の規定に基づき町道の路線を次のように廃止するものであります。
次のページをお願いいたします。
廃止する路線。
路線番号、１３５。路線名、栄町７号通りは、起点から終点までの総延長９４．３０メートルの全路線を廃止するものであります。
以上、町道の路線廃止についての提案説明とさせて頂きます。
どうぞ宜しくお願いします。
**○議長（方川一郎君）**　これから、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
**○議長（方川一郎君）**　質疑なしと認めます。
これで、質疑を終わります。
これから、討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。
これから、議案第３５号町道の路線廃止についてを採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。
したがって、議案第３５号町道の路線廃止については、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第７　議案第３６号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第７　議案第３６号町道の路線変更についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。
能祖建設水道課長。
**○建設水道課長（能祖　豊君）**　議案第３６号町道の路線変更について、提案理由の説明を申し上げます。
今回は４路線の変更を提案しております。

はじめの３路線、町道北３丁目１号通り、町道朝日町通り、町道朝日町３号通りは、近接する町道山手朝日線通りの改良工事が完了し、道路形態が変更になったことにより、道路起点または終点の路線変更を提案したところであります。

続きまして、町道清里墓地道路でございますが、東日本高速道路株式会社より、移管されている清里第二跨道橋を、橋りょう長寿命化事業により点検、維持管理をするため、道路終点の路線変更を提案するものです。

提案内容でありますが、道路法第１０条第３項の規定に基づき町道の路線を次のように変更するものであります。

次のページをお願いいたします。

路線変更する路線。

路線番号８、路線名北３丁目１号通り。起点の変更はありません。終点を中川郡本別町北３丁目１番地９に変更し、総延長は、１５２．６０メートルから９７．８０メートルに変更するものであります。

続きまして、路線番号、５２。路線名、朝日町通り。起点を中川郡本別町北３丁目１番地１０に変更し、終点の変更はありません。総延長は、７１９．５０メートルから６２２．６０メートルに変更するものであります。

続きまして、路線番号、１７８。路線名、朝日町３号通り。起点を中川郡本別町朝日町４番地２に変更し、終点の変更はありません。総延長は、３２２．１０メートルから４０６．５０メートルに変更するものであります。

続きまして、路線番号、７５９。路線名、清里墓地道路。起点の変更はありません。終点を足寄郡足寄町郊南２丁目３９番地６に変更し、総延長は、２７０．００メートルから３０１．００メートルに変更するものであります。

以上、町道の路線変更についての提案説明とさせて頂きます。

どうぞ宜しくお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第３６号町道の路線変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第３６号町道の路線変更については、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第８　議案第３８号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第８　議案第３８号平成２６年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第４回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

**○住民課長（千葉輝男君）**　議案第３８号平成２６年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第４回）について提案内容の説明を申し上げます。

本定例会初日に、本会計の補正予算について議決を頂いたところですが、その後、国保連合会から３月支払い分の高額療養費の通知があり、１件１００万円を超える請求など、例年にない額の請求が複数あったことにより、議決を頂いた予算額では執行不能となりました。それからもう一つは、国からの財政調整交付金が４月初旬に決定される本算定において予算を下回る見込みのため、本補正予算を提案させていただくものです。

それでは、予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３億４,０７４万５,０００円とする内容でございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

５ページ、６ページをお開きください。

２、歳出。２款保険給付費２項高額療養費１目一般被保険者高額療養費１９節負担金補助及び交付金８０万円の増額は、ただいまご説明いたしました高額療養費支払いのための不足分でございます。

続きまして、歳入に入らせて頂きます。

３ページ、４ページをお開きください。

１、歳入。３款国庫支出金２項国庫補助金１目財政調整交付金５００万円の減額は、国から交付される財政調整交付金の決算見込によるものでございます。

１０款繰入金２項１目基金繰入金５８０万円の補正は、財源不足額を保険給付費支払準備基金から繰り入れを行うものです。

以上で議案第３８号平成２６年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第４回）についての説明とさせていただきます。

宜しくお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　これから、質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第３８号平成２６年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第４回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第３８号平成２６年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第４回）については、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第９　議案第３９号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第９　議案第３９号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

**○総務課長（大和田収君）**　議案第３９号職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人事院の給与の勧告に伴い、一般職の職員の給料月額の支給額改定の必要が生じましたので、職員組合との合意を得ましたので、提案するものであります。

人事院勧告の概要でありますが、昨年の１１月２５日の臨時議会におきまして、平成２６年度分といたしまして改定率平均０．３パーセント引き上げの給与改定、勤勉手当を０．１５カ月引き上げ年間の支給月数を４．１カ月分としたこと、通勤手当を使用距離の区分に応じ１００円から７，１００円までの幅で引き上げる改正の議決をいただいたところであります。

今回は平成２７年度分といたしまして、給与制度の総合的見直が勧告されており、民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するための見直しであります。

内容といたしましては、１点目につきましては、給料表水準を平均２．０パーセント引き下げの改定。

２点目といたしまして、１級の初任給に係る号俸の引き下げは行わない改定。

３点目といたしまして、３級以上の級の高位号俸は５０歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大４パーセント程度引き下げの改定。

４点目、４０歳台や５０歳台前半の昇給機会の確保の観点から５級、６級に号俸を増設するなど、５０歳台後半の職員は給与抑制を図っております。

なお、激変緩和のための経過措置として、３年間の現給補償の制度化がされております。

このあとの現給補償という言葉が出てきておりますので、説明をさせていただきます。

現給補償ですが、現在の給料を補償するという部分です。

今の段階でもらっている給料、人事院勧告では３年間については、給料を下げるという部分になりますが、その３年間については現給補償を認めるという制度となっております。

実施時期につきましては、勧告どおり平成２７年４月１日とするものであります。

また、この改正が議決されました後、平成１６年度から削減をしてきました管理職手当の率を元の率に戻す規則の改正の検討をしてまいりたいというふうに思っております。

説明したように、５０歳台の職員の給与の抑制がありますので、その部分を今後検討して管理職手当の率を元の率に戻す検討をしてまいりたいというふうに考えております。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表第１並びに別表第２イ及びウを次のように改める。

別表第１（第３条関係）、別添。

別表第２（第３条関係）イ、別添。

別表第２（第３条関係）ウ、別添。

これは、今回の改定に伴う給料表で、平均で２．０パーセントのマイナス改定であり、別表での説明は省略いたします。

附則。

施行期日。

１項、この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

給料の切替えに伴う経過措置。

第２項、平成２７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた

給料月額（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成１９年条例第２号）附則第７項の規定により、その差額に相当する額を支給されている場合は、当該差額を加えたもの。）に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、職員の給与に関する条例附則第９項の規定により給料が減ぜられて支給される職員（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額）を給料として支給する。

この条文は、４月１日からの給料表では、マイナスとなりますが、先ほども申し上げましたとおり、減額となった分を補償する、つまり現給補償の旨を記載しております。人事院勧告では３年間と期限を定めておりますが、本町においては、地域経済の動向、それから今後の給与体系の見直し等々で「当分の間」としております。今後につきましては、職員組合と協議をすることになっております。

また、５５歳以上で６級の職員は、１．５パーセント減額になっていますので、その減額された給料により現給補償することになります。

３項、切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

これは、給料表が、例えば人事異動等で医療職から行政職に変更になった場合とか、復職した場合など、前職の給料表と均衡を図って給料を支給するよう現給補償するものであります。

第４項、切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前２項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前２項の規定に準じて給料を支給する。

これは、主に人事交流等の職員において、国から派遣されたとか、１回国のほうを退職されて本町に来た場合とかそういう場合が考えられますが、前職の給料と均衡を図って、給料を支給するよう、これも現給補償するものであります。

第５項、第２項から前項までの規定による給料を支給される職員の給与に関する条例第９条の２第２項、第１４条、第１５条第４項及び第１５条の３第３項の規定の適用については、同条例第９条の２第２項中「給料月額」、第１４条中「給料の月額」、第１５条第４項中「給料」及び第１５条の３第３項中「給料」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成２７年条例第号）附則第２項の規定による給料との合計額」とする。

これは、管理職手当、時間外手当及び期末、勤勉手当の支給に当たっては、現給補償分を含めた給料で支給することを定めております。

規則への委任。

第６項、附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

これは、先程申し上げました人事異動による給料表の変更、復職した場合や給料を調整すべきものを規則で定めるものであります。

以上、議案第３９号職員の給与に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　これから、質疑を行います。

大住啓一君。

**○４番（大住啓一君）**　今課長から細かく説明いただきました。

１点だけ確認したいんですが、冒頭お話ありましたあの、管理職手当の検討というふうに聞こえたんですが、その点をわかる範囲でお知らせいただきたい。

**○議長（方川一郎君）**　大和田総務課長。

**○総務課長（大和田収君）**　今回の人事院勧告で先ほど申し上げましたとおり、５０歳台の方の給料が抑制が図っております。管理職手当につきましては、平成１６年度から率を下げております。平成１９年、２３年には先ほど言いましたように１００分の９８.５というような給料の削減も実際行ってきておりますし、そういう形で、管理職手当の部分については見直しをする時期かなというふうに考えております。

現在、地方分権、地方創生、地方一括法、いろいろな部分で国からの仕事、業務等が地方に押し付けられてきております。その中で今、管理職の皆さんには多様な業務、高度な知識等がだんだんと必要になってくるのかなと思います。

今まで給料を、平成１９年にも地域給が入っておりましたので、その方も減らしまして、それからずっと給料が上がってないという状況もありますので、その辺と全体を見ながら２７年度中に早めに検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（方川一郎君）**　矢部隆之君。

**○１番（矢部隆之君）**　１点ちょっと教えてほしいんですけども、先ほど５０歳以上まあ１.６パーセント減額っていうようなニュアンスだったと思うんですけども、例えば５５歳で昇給停止だとか、５７歳で昇給停止だとかっていう部分も含めての１.６パーセントっていう解釈でよろしいのか、その辺教えていただきたいと思うんですけれども。

**○議長（方川一郎君）**　大和田総務課長。

**○総務課長（大和田収君）**　５５歳以上につきましてはだいたい、４パーセント程度

の削減というふうになります。５５歳昇給停止とは、本町ではまだそれは取り組んでございません。あくまでも６級で、５５歳以上については削減をしているということです。

**○議長（方川一郎君）**　大和田総務課長。

**○総務課長（大和田収君）**　号俸が１年４号俸上がるんですけど、５５歳超えますと半分、２号俸の部分しか上がらないっていうことです。

**○議長（方川一郎君）**　矢部隆之君。

**○１番（矢部隆之君）**　昇給なんですけど、定年まで２号俸６０歳まであるよっていう解釈でよろしいんですか。

**○議長（方川一郎君）**　大和田総務課長。

**○総務課長（大和田収君）**　定年まで、普通ですと４号俸上がってくんですが、５５歳超えますと半分ずつ上がっていくということで、定年まではそれは昇給になっていきます。

**○議長（方川一郎君）**　ほかにありませんか。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第３９号職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第３９号職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第１０　諮問第１号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第１０　諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件及び日程第１１　諮問第２号人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件、関連がありますので一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

髙橋町長、ご登壇ください。

**○町長（髙橋正夫君）**〔登壇〕　諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件の提案をさせていただきます。

いずれも平成２７年６月３０日で任期満了となります。人権擁護委員の候補者として、人権擁護委員法、昭和２４年法律第３９号第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるために提案をさせていただきます。

諮問第１号。

候補者は、中川郡本別町○○○○○○○○にお住まいの田口昭子さんを、人格、識見とも適任と判断をさせていただいて、再任をいたしたく、提案をさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして諮問第２号

人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件であります。

候補者は、中川郡本別町○○○○○○○にお住まいの中前孝二さんを、人格、識見ともに適任と判断をさせていただきながら、提案をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上、提案の説明とさせていただきます

**○議長（方川一郎君）**　ここで暫時休憩いたします。

休憩宣告（午後　２時０６分）

再開宣告（午後　２時１２分）

**○議長（方川一郎君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

本件は、お手元に配布いたしました意見のとおり答申したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、諮問第１号び諮問第２号人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件は、お手元に配布しました意見のとおり、適任と答申することに決定いたしました。

---

**◎日程第１２　同意第１号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第１２　同意第１号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

髙橋町長、ご登壇ください。

**○町長（髙橋正夫君）**〔登壇〕　同意第１号固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成２７年４月３０日をもって任期満了となります本別町固定資産評価審査委員会委員について、中川郡本別町○○○○○○○○にお住まいの前田時男さんを、人格、識見とも適任と判断し、再任を致したく、地方税法第４２３条第３項の規定に基づき、議会の同意を求めるための提案をさせていただきました。

ご同意をいただきますように、よろしくお願い申し上げて提案理由の説明とさせていただきます。

**○議長（方川一郎君）**　これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、同意第１号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

起立多数です。お座りください。

したがって、同意第１号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件は、同意することに決定されました。

---

**◎日程第１３　意見書案第２号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第１３　意見書案第２号「外形標準課税」の適用拡大に反対する意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

小笠原良美君、御登壇ください。

**○７番（小笠原良美君）**〔登壇〕　意見書案第２号「外形標準課税」の適用拡大に反対する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第１４条の規定により提出いたします。

なお、案文の朗読をもって提案説明にかえさせていただきます。

外形標準課税の適用拡大に反対する意見書案。

政府税制調査会は、法人税減税の代替財源のひとつとして、法人事業税の外形標準課税適用拡大を検討しています。資本金１億円以下の中小企業も外形標準課税の対象とすると、従業員への給与総額や資本金が新たな課税対象となります。中小企業にとっては地域での雇用維持が難しくなり、負担は増します。北海道の中では比較的景況が安定しているとされる十勝地域においても例外ではありません。

消費税増税に引き続き、外形標準課税等の増税の連続は、経営の意欲を損なう恐れがあります。しかも、増税の理由が、法人税減税の代替財源だと聞くに及び、全く理解ができかねることです。このような増税は景気回復の芽を摘み、地域での生活を奪いかねません。従って増税には断固反対の立場を表明するものです。

よって、法人事業税の外形標準課税を資本金１億円以下の中小企業にも適用拡大すると、従業員への給与総額などが新たな課税対象となり、中小企業経営と地域経済に大きな打撃を与えます。道内企業数の９９．８％、雇用者数で８３．３％を占める中小

企業に対する賃金課税である外形標準課税の適用拡大に強く反対いたします。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣でございます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

**○議長（方川一郎君）**　これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りします。

これから、意見書案第２号「外形標準課税」の適用拡大に反対する意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第２号「外形標準課税」の適用拡大に反対する意見書については、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第１４　意見書案第３号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第１４　意見書案第３号農業委員会の組織見直しに関する意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

阿保静夫君、御登壇ください。

**○１０番（阿保静夫君）**〔登壇〕　意見書案第３号農業委員会の組織見直しに関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第１４条の規定により提出をします。

意見書案案文の朗読をもって提案説明にかえさせていただきます。

農業委員会の組織見直しに関する意見書案。

政府は、成長戦略の一つに農業改革を掲げ、平成２６年６月２４日に農業委員会制度の見直しなどを盛り込んだ規制改革実施計画を閣議決定したほか、農林水産業、地域の活力創造本部の活力創造プランの改定版にも農業改革を挙げている。

閣議決定された農業委員会改革の内容は、１、農業委員の公選制を廃止し、市町村長の選任とし、委員定数は半減、２、新たに農地利用最適化推進委員を設ける、３、農業会議、農業会議所の法人化、４、建議等の法令化削除などである。

これに対し十勝農業委員会連合会は、１、公選による代表制は不可欠、２、推進委員の新設は困難であり、その必要性もない、３、地域農業者の声を市町村から全国へつなげるネットワークとして、また、農業委員会業務の適正な推進の上で法律に基づく組織として農業会議、農業会議所は不可欠である、４．建議権が法的に認められていることが重要であり、存続が必要、との見解をまとめ、政府の農業委員会制度の見直しに対し強く反対を表明し、十勝管内１９市町村農業委員会の総意として、管内選出国会議員始め管内首長などに対し要望を行ったところである。

政府の農業委員会制度の見直しの方向は、地域ごとの多様な農業の実情や農業現場に配慮されないまま議論がなされ、かつ急速に見直しが進められているため管内市町村の農業委員、農業者からは将来に対する不安の声が上がっているのは当然のことである。

よって、政府の農業委員会改革案については強く反対するとともに、今後も十勝の農業が我が国の食料の安定供給に重要な役割を果たしていくためには、地域の実情にあった農業政策が必要であり、農業委員会の見直しにあたっては当事者である農業委員会、農業者などの意見を広く聞き、慎重な議論をつくすよう求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出するものです。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣です。

皆様の御賛同のほど、よろしくお願いします。

**○議長（方川一郎君）**　これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第３号農業委員会の組織見直しに関する意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第３号農業委員会の組織見直しに関する意見書については、

原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第１５　意見書案第４号**

**○議長（方川一郎君）**　日程第１５　意見書案第４号ＴＰＰ交渉における国会決議の順守を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

阿保静夫君、御登壇ください。

**○１０番（阿保静夫君）**〔登壇〕　意見書案第４号ＴＰＰ交渉における国会決議の順守を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第１４条の規定により提出をします。

案文の朗読をもって提案説明にかえさせていただきます。

ＴＰＰ交渉における国会決議の順守を求める意見書案。

ＴＰＰ交渉をめぐる日米両政府の農産物関税と自動車貿易に関する実務者協議が本年２月２～３日に行われた。２国間の大筋合意のめどはつかなかったものの、日本政府が交渉にあたって聖域としてきた牛肉、豚肉、乳製品、米などの農産物重要品目の関税については、大幅な譲歩を強いられており、例外扱いにできる保証はない状況と言える。

報道によると、牛肉関税は３８．５パーセントから１５年目以降に９パーセントになるように段階的に引き下げ、日豪ＥＰＡ協定では、冷蔵は１５年目に２３．５パーセント、冷凍は１８年目に１９．５パーセントというのを大きく下回るもの、乳製品の一部品目の関税撤廃、大幅引き下げなどの譲歩案が浮上しているとされており、日本政府は、ＴＰＰ交渉の早期妥結を図るため米国に譲歩する姿勢をいっそう強めている。

平成２５年４月、衆参農林水産委員会では、農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外、または再協議の対象とすることや、１０年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと、食の安全安心を損なわないこと、重要５品目の聖域確保を最優先し、それが確保できないと判断した時は脱退も辞さないことなどを決議した。

このまま、米国主導のＴＰＰ交渉を続けたならば、国会決議がほごにされ、本町はもとより、十勝ばかりでなく、道内、国内の農業、農村の崩壊を招いてしまうことは明らかである。よって、政府においては交渉内容について情報開示を行い、国民的議論を徹底すること、国会決議を順守し、それができない場合は速やかに交渉から撤退することを改めて強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出するものです。

なお提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣、経済産業大臣です。

皆様の御賛同のほど、よろしくお願いします。

**○議長（方川一郎君）**　これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第４号ＴＰＰ交渉における国会決議の順守を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第４号ＴＰＰ交渉における国会決議の順守を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第１６　常任委員会の閉会中の所管事務調査の件**

**○議長（方川一郎君）**　日程第１６　常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務、産業厚生、広報広聴各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第７５条の規定によってお手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、総務、産業厚生、広報広聴各常任委員長から申し出のあった所管事務について、閉会中の継続調査の申し出は、申し出のとおり決定いたしました。

---

**◎日程第１７　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件**

**○議長（方川一郎君）**　日程第１７　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第７５条の規定によってお手元に配付しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

**◎日程第１８　議員派遣の件**

**○議長（方川一郎君）**　日程第１８　議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第１２９条の規定によってお手元にお配りしました派遣内容のとおり議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配布、お配りしました派遣内容のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

---

**◎閉会宣告**

**○議長（方川一郎君）**　これで本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は全部終了しました。

会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（方川一郎君）**　したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。会議を閉じます。

平成２７年第１回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午後　２時３１分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成２７年３月２０日

議　　長　　方　川　一　郎

署名議員　　小笠原　良　美

署名議員　　大　住　啓　一

署名議員　　篠　原　義　彦